



Title	資源空間の変容をめぐる人びとの抵抗と順応 : 沖縄の事例から
Author(s)	高崎, 優子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13417号
Issue Date	2019-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k13417
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/96712
Type	doctoral thesis
File Information	Yuko_Takasaki.pdf



学位論文

資源空間の変容をめぐる人びとの抵抗と順応
—— 沖縄の事例から ——

北海道大学大学院文学研究科

高崎 優子

目 次

1	研究の目的と方法	8
1.1	本論文の目的と始まりの問い	8
1.1.1	花綵の島々	8
1.1.2	資源空間の変容への注目	9
1.1.3	「だれが」という問題	12
1.2	主体をめぐる諸問題	14
1.2.1	資源管理の主体としての地域社会	14
1.2.2	合理性の罨、複数性の重要性	17
1.3	調査地の概要	20
1.4	調査の方法	23
1.5	本論文の構成	25
2	不合理な管理主体__今帰仁村・古宇利島の事例から	27
2.1	不合理な管理主体	27
2.2	事例地の概要	28
2.3	資源を管理するしくみ	29
2.3.1	資源の管理を行う人びと	29
2.3.2	資源と交渉するプロセス	32
2.4	ゆらぐ資源管理	34
2.4.1	せめぎあう場	34
2.4.2	許容される失敗	36
2.5	資源管理の弾力性	38
2.5.1	絶え間のない交渉	38

2.5.2	地域の文脈へ埋め込まれる資源	39
2.5.3	失敗の許容と資源管理の弾力性	41
2.6	彼らが主体であるべき理由	42
3	かかわりの記憶__やんばる・安田集落の事例から	45
3.1	貴重な自然	45
3.2	人と森のかかわりをどう評価するのか	47
3.3	調査地の概要	51
3.4	Y K さんの話	53
3.5	杣山としての山	59
3.5.1	王府の管理と住民による利用	59
3.5.2	所有権の登場とその推移	63
3.6	山稼ぎの成立	66
3.6.1	近代との出会い	66
3.6.2	山稼ぎの成立	68
3.6.3	「近代」への適応	70
3.6.4	管理主体の組み直し	72
3.6.5	制度からの逸脱と〈顔〉のある関係	74
3.7	「安田の山」の伐採	78
3.8	戦禍と復興	80
3.8.1	沖縄戦という経験	80
3.8.2	戦禍からの復興と過伐期の到来	83
3.8.3	共同売店という装置	86
3.9	戦後の山の利用と管理	91
3.10	不可視化されるかかわり	108
3.10.1	山稼ぎの終焉と遠ざかる山	108
3.10.2	「貴重な自然」への変化	109

3.10.3	受けとめられない記憶.....	111
4	希少種をめぐるコンテキストの不在__やんばる・安田集落の事例から II	113
4.1	貴重な自然の資源化をめぐって	113
4.2	停滞する経済、希少種の発見	113
4.2.1	停滞する経済	113
4.2.2	ヤンバルクイナの「発見」	115
4.2.3	絶滅の脅威	116
4.3	クイナと出会う	118
4.3.1	ネコ条例の制定	118
4.3.2	深まる関係	121
4.3.3	クイナへのまなざし	124
4.4	揺れるコミュニティ	126
4.4.1	生じた波紋	126
4.4.2	遠ざかる「保護」	128
4.5	問題の所在	131
4.5.1	神話の先行とまなざしの単一性	131
4.5.2	遠い鳥	132
4.6	希少種をめぐるコンテキストの不在	135
5	海の微小地名__浜比嘉島の事例から I	138
5.1	海の微小地名	138
5.2	調査地の概要	141
5.3	海の地図を読む	142
5.3.1	Sさんの地図	142
5.3.2	地形・生態・環境	151
5.3.3	極微小地名	153

5.3.4	社会・歴史	154
5.4	海の地図を描く	157
5.4.1	「正しい」地図の所在	157
5.4.2	順路型と身体性	160
6	空間のシンプリフィケーション__浜比嘉島の事例から II	162
6.1	変容する海	162
6.2	アクア・モノカルチャーの島	163
6.3	浜集落の現在	167
6.4	浜の漁業史	168
6.5	開発の海へ	173
6.5.1	切り離される沖縄と CTS の招致	173
6.5.2	開発への抵抗	176
6.5.3	抵抗への評価	182
6.6	不可逆の変化	185
6.7	ふたたびの危機	188
6.7.1	モズク養殖のはじまり	188
6.7.2	変容の危機	189
6.7.3	危機を回避する力	192
6.8	アクア・モノカルチャーへの道	195
6.8.1	拡大するモズク養殖	195
6.8.2	アクア・モノカルチャーへ	198
6.9	空間のシンプリフィケーション	202
6.10	モズク養殖の不確実性	206
6.10.1	リスク分散の現在	206
6.10.2	養殖モズクの方法	208
6.10.3	モズク養殖の不確実性	211

6.11	モズクとハーリー	215
6.11.1	リスク共同体の構築	215
6.11.2	島へ帰る若者たち	220
6.11.3	島に来る若者たち	223
6.11.4	ハーリーの役割	225
6.12	抵抗と順応	228
6.13	空間の潜在可能性へ	230
6.13.1	Sさんの地図への気づき	230
6.13.2	空間の潜在可能性へ	233
7	終章	237
7.1	本論文の要約	237
7.2	空間の潜在性の保持、そして聞くこと	239
8	引用文献	243

図表目次

表 1	安田における植物の用途の一部	57
表 2	安田共同店（協同店）による林産物取扱いの流れ	86
表 3	安田集落による山の経営・管理	96
表 4	安田区ヤンバルクイナ関連年表	123
表 5	微小地名の意味・説明	144
表 6	地形を指す単語の例	152
表 7	「ヤー」の例	154
表 8	モズク養殖の流れ（作業）	208
図 1	沖縄県本島における古宇利島の位置ならびに古宇利島周辺図	29
図 2	今帰仁漁業協同組合ウニ漁獲量の推移	30
図 3	沖縄県ウニ漁獲量の推移	31
図 4	今帰仁漁協同組合ウニ漁獲量の推移と主な管理内容	34
図 5	沖縄県本島における国頭村の位置ならびに安田位置図	53
図 6	安田区地形図	59
図 7	国頭村森林所有図	65
図 8	安田共同店（協同店）と山稼ぎの関係図	89
図 9	安田区の人口推移	114
図 10	安田区ネコ飼養に関する規則	120
図 11	安田区「ヤンバルクイナの郷宣言」	124
図 12	沖縄県本島における浜比嘉島の位置ならびに浜比嘉島周辺図	142
図 13	浜比嘉島の微小地名地図	144
図 14	沖縄のサンゴ礁の基本構造	151
図 15	本島周辺のサンゴ被度	163

図 16	沖縄県海域別漁獲高	164
図 17	勝連漁協生産物別取扱高	166
図 18	勝連漁協生産物別取扱高（金額）	166
図 19	1960～70 年代頃の浜比嘉の漁場利用	171
図 20	1960～1970 年代頃の浜比嘉の漁業暦	171
図 21	1945 年 12 月 10 日浜比嘉島周辺	177
図 22	1987 年 12 月浜比嘉島周辺	177
図 23	金武湾 CTS 配置図 A プラン（左）、B プラン（右）	184
図 24	浜比嘉振興開発計画	189
図 25	2000 年以降の浜比嘉の漁場利用	202
図 26	1960～70 年代頃の浜比嘉の漁場利用（図 19 再掲）	203
図 27	KS さんの地図	204
図 28	GS さんの地図	204
図 29	浜比嘉島の微小地名地図（図 13 再掲）	205
図 30	モズク養殖の流れ（季節）	208
図 31	モズク養殖の場所	209
図 32	勝連漁業協同組合モズク販売実績（t）	212
図 33	モズク養殖のサイクル	213

1 研究の目的と方法

1.1 本論文の目的と始まりの問い

1.1.1 花綵の島々

日本列島の南西端に位置し、花綵のように連なる島々が分布する、琉球弧と呼ばれる島嶼群のひとつを占める沖縄は、近年 100 年の間にさまざまな社会変動・環境変動を経験してきた。かつて一つの王国をなしたその場所は、1879 年に日本に組み込まれて後の 1945 年には太平洋戦争の戦場となり、焦土と化して以後は米軍の占領下に置かれ、1972 年にふたたび日本に組み込まれた。以来、手狭な土地の多くが米軍基地として占有され、本土並みの経済発展という掛け声のもとにさまざまな開発が行われ、翡翠色の海が埋め立てられてきた。投入された開発費の総額は約 7 兆 390 億円にのぼり、そのうち公共事業費が約 6 兆 4975 億円で、全体の 92% を占める [松島 2005]。海岸線についてみれば、1972 年当時は 91% あった自然海岸が 1996 年には 72% に減少している [マコーマック・敷田 2000]。赤土やサンゴの被害とともに、沿岸の漁獲量は激減し、サンゴ礁に囲まれた内海で行われてきた数々の漁は消滅を余儀なくされた。しかし開発は全て外圧的に行われたわけではなく、生活の利便性を希求する人びとの願いの実現という側面も確かにあった。対照的に、北部三村や西表島に残る豊かな自然はその貴重な生態系が注目されるところとなり、現在、世界遺産登録が目指されている。

だが、このように刻一刻と変わりゆく亜熱帯島嶼系の生態系は、今なお多くの人びとにとって〈生〉の基盤をなしている。ここでいう〈生〉は、単にそれを使って生き延びる (survive)、ということの意味しない。それは、根源的な単数性 (singularity) に支えられた、代替不可可能な存在としての、個々の〈生 (life)〉そのものである [小田 2007; 小田 2009; 福永 2010b; 鷲田 2013]。

人びとはその対象となる自然にさまざまな文化的・精神的・物質的価値を見出しつつ、自らの生を営んできた [松井編 2002; 松井編 2004; 新崎・比嘉・家中編 2006]。集落のなかにこんもりとした小さな森が残されていれば、そこは御嶽^{うたき}とよばれる祈りの場所である。

サンゴ礁に囲まれた浅く穏やかな海はイノーと呼ばれ、休日ともなれば多くの人びとが貝や海藻集めに興じる¹。自然を直接に利用する、農業や漁業といった生業に従事する人びとの割合は5%を切るまでになったが²、夏の盛りには豊漁を願う海神祭、夏の終わりには五穀豊穡を願う豊年祭が執り行われ、二月の風廻り、夏至の荒れ、台風、早魃などからの無事の感謝をくり返す。と同時に、収益性や効率性を積極的に追求し、日々おのれの生存を賭しながら、土地や海の姿を改変もしていく。

沖縄社会においてはこのように、豊かで脆弱な亜熱帯生態系の在りようと、人びとの〈生〉の在りようとは、互いに深く切り結び合いながら存在している。本論文では、こうした沖縄の複数の地域社会を舞台として、変動の中で編まれ続ける人と自然との関係を描いていく。そうすることで、人が自然と共に在りながら、どのように自らの〈生〉の場を確保し、形成していけるのかを考える。その際、各々の〈生〉という単数性を基盤として普遍性と往復するために、この問題を、今日「環境保全」や「自然資源管理」と呼ばれる問題群に接続しながら考えたい。

1.1.2 資源空間の変容への注目

本論文は、沖縄の複数の地域社会を事例として、人びとが経験してきた資源空間の変容と、それに対する彼らの対応とを、環境社会学的に論じようとするものである。ここで資源空間と呼ぶのは、ある特定の環境・社会的条件を備えた場所で、人びとが自らを取り巻く生態系からその可能性を引き出し、人と人、人と自然との間でさまざまな交渉が行われる空間のことを指す。また、変容と呼ぶのは、空間を構成する生態系そのものの変容と、空間を価値づける社会の側の変容との双方を指す。

本論文が、人びとを取り巻く自然を資源空間として捉える理由は3つある。理由の第一は、資源が「働きかけの対象となる可能性の束」[佐藤 2008:9]であることによる。そのことによって、人の自然への、あるいは自然の人への働きかけ、つまりは人と自然との相互

1 理論経済学者の玉野井芳郎は、晩年の赴任先である沖縄で、イノー（礁池）を住民達が多様に利用している光景を眼にし、沖縄の海を「コモンズ（みんな）の海」と称した[玉野井 1990]。これが日本で初めて「コモンズ」という語を使用した例だともされる。玉野井は地域主義を提唱し、「経済を地域に埋め戻す」という K. ポランニー的な視点を持ち、非市場経済領域を重視した。玉野井の想いはその後エントロピー学派として受け継がれている。そこではコモンズが少々拡大解釈され、地域の「共同の力」[多辺田 1990]などと捉えられている。

2 平成 27（2015）年度国勢調査による。

作用を見ることが出来るようになることに加え、人びとの「創造的な心の働き」[佐藤 2008:11] がよく見えるようになる。

理由の第二は、資源は所与のものではなく、「社会的・歴史的な文脈の中で構築されてきたもの」[宮内 2011:24] であることによる。自然を資源という視点からみることで、人びとや自然がどのような社会・歴史的な変動を経験してきたかが、より明確に見えるようになることになる。そのことは、おそらく、自然を前にした人びとの創造的な心の働きだけでなく、人と自然との関係を規定する時代ごとの枠組み——制度や市場、価値観といったものを見ることにもつながる。

理由の第三は、自然が資源たり得るためには、「その資源にふさわしい社会関係が成立していなければならない」[中村 1993:44] からである。人びとの生から環境問題に接続しようとするとき、その生を取り巻く人と人との関係、すなわち社会関係から逃れることはできない。資源という視点を導入することは、人と自然の背後にある、そうした社会関係によりよく目を向けることを可能にしてくれる。

つぎに、自然を資源空間として捉えるのは、以下の理由による。それは、人びとが向き合う自然を、個別具体的で境界を持ち、かつ、複数の可能性を内包した「容れ物」として捉えることが、人びとが生きる特定の場、すなわち地域社会からの視点をよく捉えるからである。人びとが自然と資源という関係を取り結ぶとき、その自然は複数の系に支えられた「空間」として現れる。また、人びとは境界なく自然を利用できるのではなく、ある限られた広がりの中でその可能性に対峙する。この場合の空間は、単なる物理的な空間ではなく、「集団によって異なる意味を帯びた具体的な場所からなる空間」[Halbwachs 1950=1989:205-206; 浜 2000:12]³である。その容器には、人びとが経験した記憶や経験、積み重ねられた知識なども内包される。

このように人びとと結びついた特定の空間を表す場合、「空間 (space)」に対比させて「場所 (place)」という概念を用いる議論がある。たとえば現象学的地理学における議論では、「場所の感覚(sence of place)」を重視する Y.トゥアンがいる [Tuan 1974=1992; Tuan 1977=1988]。場所はすなわち安全性であり空間はすなわち自由性である、と説く彼にとっ

3 記憶を集合的現象として捉えた『集合的記憶』で知られる社会学者の M. アルヴァックスは、空間と想起の結びつきに着目し、「集団の数と同じだけ空間を表象する仕方が存在する」[Halbwachs 1950=1989: 205-206]という。「われわれが注意を向けなければならないのは、空間へ、われわれの空間へなのである。……しかじかの部類の思い出が再生されるために、われわれの思考が凝視しなければならないのは、この空間なのである」[Halbwachs 1950=1989:182]。

て、直接で親密な空間の経験によって獲得されるものが「場所」である [Tuan 1977=1988]。場所をめぐる概念をより明確化しようと、現象学的分析をすすめた E.レルフ [Relph 1976=1991] は、意味づけられ、生きられた空間である場所が人間存在にとっていかに重要かを説き、そうした空間が現代社会のなかで喪失されていくさまを「没場所性 (placelessness)」という概念の提示とともに描き出した。

これらの議論からは、さきに筆者が用いた「空間」「容れ物」といった表現は、意味づけられず、限定されない空間の空虚さを連想させる、と解されるおそれがある。アルヴァックスの集合的記憶論を用いて記憶と場所を論じた社会学者の浜日出夫はまさに、場所ではない空間を「出来事の空虚な容器としての物理学的空間」と著している [浜 2010 : 476 (傍点筆者)]。しかし、これから見ていくように、本論文で扱う空間は、人びとの様々な記憶や歴史を内包する意味づけられた空間であり、その意味で、レルフやトゥアン、そして浜が空間と区別するところの「場所」に近い。ただ、本論では、議論の拡散を避けるため、また、「空間」や「容れ物」といった表記で十分に目的を果たせることから、場所と空間をとくに厳密には使い分けず、基本的には「空間」と表現したい。以上をまとめれば、人びとの〈生〉と結びついた自然——空間とは、個別具体的で境界を持つ物的環境であり、また、複数の可能性、複数の記憶、複数の経験が内包された容れ物である、と本論では捉える。

先に述べたように、このような問題を論じようとする背景には、近代沖縄が経験してきた激しい社会・環境変動があり、自然を〈生〉の基盤としてきた人びとの存在がある。こうした変動に対しては、たとえば人類学では、「適応」という概念を土台に、人びとが日常実践において繰り広げる戦略や戦術、社会関係の配置替え、経済行為の組み替えなどのさまを明らかにすることによって、人びとがどのようにその時代、その社会を覆う支配的なあり方に異議を申し立て、あるいは飼い慣らして (domesticate) きたのかが、さまざまに記述・分析されてきた。一方、同じく人びとの日常実践に接近しつつ、そうした変動の過程で具体的に生起する人と自然をめぐる諸問題に取り組んできた環境社会学からは、人と生態系とのかかわりの背後にある社会関係や権力の所在を見る必要や、人と自然との相互作用の多様な段階、多面的な展開を見る必要が訴えられてきた。

これらの視点を組み込みつつ、代替不可能な〈生〉の視点に立って、人と生態系とのかかわりのこれからを考えようとする場合、人と自然の相互作用のさまざまな位相、人びとの創造的な心の働きや、人と自然の関係を規定する時代ごとの枠組み、人と自然のかかわ

りをなす社会関係、そして〈生〉を投影するものとしての記憶や経験、といったものを総合的に捉えることのできる枠組みが必要だ。それが、本論文が自然を資源空間として捉え、その変容に着目する理由である。

そして、複数の地域社会を扱うということは、資源空間の変容の過程やその様相は地域ごとに異なり、また、変容の過程において人びとが対峙する問題もそれぞれに違う、ということの意味している。フィールドに接近し、そうした個別の問題を一つ一つ解きほぐしながら、最終的には人びとの〈生〉を踏まえた人と生態系のこれからを考えようとするのが、この論文の意図するところである。

1.1.3 「だれが」という問題

さて、本論文では、人と生態系のかかわりを、資源空間の変容とそれに対する人びとの対応として見ていくが、そこで営まれる個別具体的な〈生〉が抱える問題と、「自然資源管理」「環境保全」といった問題群とを接続するための出発点として、「主体」の問題がある。「だれがそれ（管理／保全）をするのか」という問題である。もちろん、その先には「どうやってそれをするのか」という問題がある。しかし、両者の接点としては、まずは「だれが」である。なぜなら、今日グローバルイシューとなった「資源管理」や「環境保全」という問題において、それが論じられ実践される公共空間に、当該生態系に拠って立つ人びとが「現れ」ることができない、そのことが、両者を接続して考える際の妨げの最たるものだからである。

「現れ (appearance)」というのは、知られているように、H. アレントの用語である。個々の〈生〉の唯一性、代替不可能性にこだわり続けたアレントは、その著書『人間の条件』[Arendt 1958] のなかで、「現れ」についてこう述べる。

公に現れるものはすべて、万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示されるということを意味する。私たちにとっては、現れ（アピアランス）がリアリティを形成する。（Arendt 1958=2011：75、第2章⁴）

4 アレントの「人間の条件」には多くの版があり、頁数も変動する。そのため、同書を引用する際には、使用した版の頁数と併記して、全版共通である（英語版でも日本語版でも）、章と項の番号をつけた。また、原単語の表記は以下の版によった。Arendt, 1958=1998, "The human condition: Second edition (English edition)": University of Chicago Press.

公の場に「現れ」なければ、その存在はリアリティを持たない。アレントによれば、そうした「現れ」は他人にとっても見られ、聞かれることのできるもの、つまりは言論 (speech) と活動 (action) によって実現される⁵。さらに言えば、言論や行為はその人が「誰 (who)」であるかを暴露するから、そのことによって、公的領域における複数性 (plurality) ——互いに差異ある存在として生きる、という意味の複数性が現実化する⁶ [Arendt 1958=2011]。

アレントが公的領域への「現れ」を実現するためには言論や活動が必要だ、というのは以下の理由による。人間はその本質において唯一存在だが、たんなる存在においては、自己の唯一性を示すことができない。それを示せるのは、ただ活動することによってのみである。だが、この活動は、言論を伴わないかぎり、他の人間に理解できるようにはならない。活動者は、言葉によってのみ、自分が活動者であることを認め、自分がなにをするか、なにをしたか、なにをするつもりであるのかを知らせることができるからだ。だから、活動は言論を伴うときだけ、あるいはむしろその活動が言論という形式でおこなわれるときにのみ、その活動者の唯一存在としての人格的アイデンティティ——その人が「誰 (who)」であるか」を明らかにすることができる [Arendt 1958=2011:286-294, 第5章 24; 川崎 2014:319-320]。

アレントにとっての公的領域とは政治的領域でのことである。彼女のいう活動とは、つまりは政治的活動である。そしてアレントは、政治的領域から生命や身体性といった家政 (oikos) の領域に属すと思われるものを徹底して排除しており、そうした家政にまつわるあれこれは非言語領域であって私的領域に属す、と公と私をはっきりと二分する。そうした点においては、アレントの議論は必ずしも本論と領域や関心が合致するわけではない。アレントの想定する、言論や活動が期待される個人は筆者にはやや強靱に過ぎるし、

5 アレントにとって公的領域とは、人びとが自らのアイデンティティ (unique personal identities) を公的に開示する場であり、「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティを奪われている」私的領域 [Arendt 1958=2011:87, 第2章 8] とは明確に区分される。さらに、アレントがいうアイデンティティは、その人が「何であるか what」ではなく「誰であるか who」を指す。前者はその人の属性や才能、性格といった、他の似たような人と必ず共通に持っている特質によって描かれる (例: ○○な人)。後者は唯一存在としてのその人自身を指す [Arendt 1958=1998, V-25 (第5章 25)]。「誰」をめぐるのは、註 90 (本論 3.6.5) により詳しい。

6 世界に住むのが単数の人間ではなく複数の人間であるという事実を、アレントは「複数性 (plurality)」とよび、人間の条件のうち必須にして最大のもの、とする。複数性は「同等性 (equality)」と「差異性 (distinction)」からなり、差異性はその人の代替不可能性から基礎づけられるが、一方で、同質性があるからこそ相互に理解が可能になる、という [Arendt 1958=1998, Arendt 1958=2011]。

むしろ本論文の問題関心は、そうした強靱ではない個人の集まりとしての社会にある。その場合、アレントが公の場から排除した非言語領域こそ、重要な役割を果たすだろう。また、「現れ」の手段としての行為者本人による言論や活動がうまくいかない、あるいは容易でないからこそ、「聞く」ことが重要なのだ、という立場を本論ではとりたい⁷。しかしそれでも、アレントが「現れ」という用語でもって指摘したことは重要だろう。資源管理や環境保全といった公の場に「現れ」られないということ、それはその人びとが他者から見られ、聞かれておらず、そのためにリアリティを欠いた存在としてあること、ということの意味するからである。本論文がそうした場における「主体」の問題を出発点とする意図もここにある。公の場に「現れ」られない人びとの個別具体的な〈生〉が、まずは見られ、聞かれなければならないからだ。

1.2 主体をめぐる諸問題

1.2.1 資源管理の主体としての地域社会

現在、人と生態系とのかかわりは、環境保全や自然資源管理といった文脈において取り上げられることが多い。そして、環境保全や自然資源管理といった問題が、私たちの社会の持続性そのものを脅かす問題として取り上げられるようになって、すでに一定の時間が経った。1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment）」で「環境」が国際的なイシューとして浮上して以降、それは一地域・一国家の枠組みを超えた、まさにグローバルな課題として位置づけられるようになった〔赤嶺 2011〕。

それらの問題は、今日、自然科学的アプローチだけでなく、社会科学からのアプローチも盛んになっている。その背景には、環境をめぐる諸問題は人の側が引き起こしてきたという指摘が相次ぎ、社会的側面からアプローチしなければ問題の解決には至らないという認識が広まったこと、そして、人と自然の間にある営みの多様さが生態系の多様性を支えてきたことが明らかになり、人と自然を切り分けて考えるのではなく、その相互作用にこ

7 「聞く」ことの困難、そしてその重要性は、本論第6章ならびに終章で述べる。

そ注目すべきだとの議論が深まってきたこと、などの理由がある [Berkes and Folke 2000; Berkes 2004; Folke et al. 2005 など]。

これら社会科学系アプローチが問題としてきたことの一つに、自然資源管理や環境保全における社会の側の制度設計の問題がある。なかでも、誰が主たる役割を担うのか、という議論のなかで、近年 30 年ほどの間に注目されるようになったのが、地域社会の重要性だ。

ストックホルム会議から 20 年後の 1992 年、リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議 (United Nations Conference on Environment and Development)」以降⁸、地域社会は資源管理の担い手として、そして実践の主体として、その役割を期待されるようになった [福永 2010a]。「持続可能性 (sustainability)」や「生物多様性 (biodiversity)」といった、今日に続く概念が膾炙する契機となったそのサミット以後、環境問題を解決するために、「分権化」「コミュニティへの責任委譲」「住民参加」を重視した考えが強く打ち出され [Leach et al. 1999]、地域住民が環境保全や資源管理に主体として参加する「コミュニティ基盤型資源管理 (Community-based Resource Management)」 [Alcorn 2005] や「コミュニティ基盤型保全 (Community-based Conservation)」 [Western and Wright 1994] といった理念に基づくプロジェクトが、世界各地で実施されるようになった。これらのプロジェクトは多くが上手くいっていないことも報告されているが [岩井 2001; Goldman 2003; 西崎 2004 など]、それは地域社会が主体となることそのものが問題なのではなく、むしろ、主体となりきれないことが問題とされている。

地域社会を自然保全や資源管理の主体に据えるその理由はまず、環境保全や資源管理には普遍的なゴールがあるわけではなく、それぞれの地域における歴史的、社会文化的な特性や微妙な生態系の差異に則した対応策が求められる、という点に求められる。加えて、住民不在の資源管理や一方的な環境保全政策により、地域社会が重大な負荷を負うことが明らかになったことも、議論に大きく影響している。地域の負荷を重視する議論の中からは、社会的正義の達成への要請 [Brosius et al. 1998] など強く唱えられるようになった。

とはいえ、いまだ地域社会への負荷は止まない。2000 年代以降は、保護という名の下に、自然保護区などの土地の囲い込みによって従前の暮らしを奪われる「自然保護難民 (conservation refugees)」の存在が注目されるようになった。自然保護区の設定が進む中央

8 「リオ・サミット」「地球サミット」とも称される。

アフリカにまずは顕著に現れたその問題は、アフリカ東部、南米やタイ、インドなど、いまや世界中に広がり、その数は増大の一途をたどっている [Geisler 2003; Dowie 2009]。

辿れば、地域社会の実情を捨象した管理モデルや保全政策に対し、まず異を唱えたのがコモンズ研究の論者たちだった [McCay and Acheson 1987; Ostrom 1990]。この議論は、生物学者の G.ハーディンが、「共有地（コモンズ）の環境は劣化する」という「The Tragedy of the Commons（コモンズの悲劇）」論を *Science* 誌上で展開したことに端を発する [Hardin 1968]。ハーディンは、複数の牧夫が共同で所有している牧草地を仮想例として挙げた。牧草地が複数の所有者（コミュニティ）に共有されている場合、誰かが一頭の家畜を増やしたらその利益は頭数を増やした牧夫が享受する一方で、牧草地の劣化という損益はコミュニティ全体が受ける。そのため、牧夫はそれぞれが競って家畜の頭数を増やそうとし、結果的に過放牧となり、牧草地が荒廃し、誰も牧草をとれなくなる、という寓話を彼は提示した。ハーディンがこの寓話を用いて言いたかったのは、個々の牧夫は個人の利益と環境負荷の均衡を考えて合理的に行動したとしても、全体としては環境破壊に繋がる、ということであり、コモンズにはそのように必然的に過剰消費の仕組みを内包している、ということだった。だから、コモンズは資源管理には適さず、完全な私有か公有かによってしか問題は解決されない、と彼は論じた。

のちに指摘されるように、ハーディンは、コモンズを混在して論じていた。彼が提示したのは、オープン・アクセス（誰でもが出入り自由な共有地）の悲劇であり、メンバーシップが明確で、互いに話し合いができるような共有地（狭義のコモンズ）ではなかった。だが、この議論の分かりやすさは、またたく間に世界中のさまざまな場面で参照されることになった。それに対して、実証的な研究をベースとした人類学者や社会学者、経済学者たちが反論を巻き起こす。彼らは、世界各地の具体的な共有資源の事例から、「地域社会の住民自らによる、ルールを持った共的な所有や管理のしくみ」が有効に機能していると論証していった。

このことはまた、地域社会が有する社会的なしくみだけでなく、在来知（Indigenous Knowledge）や伝統的生態学的知識（Traditional Ecological Knowledge: TEK）といった、地域社会が創出してきた知の体系の研究を進めることにもなった [Joanes 1989; Berkes 1993; Inglis 1993; Berkes 1999; Berkes and Folke 2000; Berkes, Colding and Folke 2000]。TEK 論者の代表的な一人、F.ベルケスは TEK を「人間を含むさまざまな生物が相互に関係しながら環

境との間に切り結ぶ関係について、文化的な伝達によって世代から世代へと伝えられ、蓄積されてきた知識と信念の束」であるとする [Berkes 1993:3]。

TEK の前身は、1980 年以降、認識人類学や言語人類学といったニュー・エスノグラフィと呼ばれる研究戦略群が使い始めた「民族科学(ethno-science)」や「民俗科学(folk-science)」という概念にある [Berkes 1993; 大村 2002]。これらの名称は、在地の人びとが「物質世界についてもっている知識に対して、それがその精細さと膨大さにおいて、産業社会のサイエンスにも匹敵するという敬意をもって」名づけられたのだ、と文化人類学者の松井健は述べている [松井 1991:20]。一方で、「科学」と名づけられたように、それらの研究の対象領域は、科学的方法論を厳密に適用することのできる物質世界に限られる傾向にあった。TEK はこの「科学」という冠をとり、「信念の束」[Berkes 1993: 3] や「人びとの伝統的な理解のあり方の基盤となる価値や信念」[Hunn 1993: 13-14] といった領域に考察の対象を広げていった。それらのローカルな知は、近代科学と肩を並べるもう一つのパラダイムであるとされている [Berkes 1993]。

これらの研究は、西欧近代が樹立した制度や価値観を相対化し、在地の論理の有効性を明らかにすることによって、管理や保全の場における地域社会の主体性を再考させる役割を果たしてきた。その背景には、先にのべたように、現場から発せられる社会的正義の要請や、「持続可能な発展」という概念の浸透、先住民や途上国の住民たちの福利向上や経済的自立、人びとの自決権や資源に対する権利の尊重、といった国際的な議論の流れがある [福永 2010a; 笹岡 2012]。

ここまですべてを整理すると、環境保全や自然資源管理にとって地域主体が望まれる理由は、地域がそれらの実践にとって「有効」な主体である、ということと、そうすることが社会的な公正性に適う、という2点にまとめることができるだろう。エスノサイエンスや TEK などの議論が「知」の体系に着目したのも、「知」につきまとう権力関係に敏感に反応した結果であると読むことができる。今日の環境保全や自然資源管理を巡る議論の変化を鑑みれば、それらの研究は十分な効果をもたらしてきたといえる。

1.2.2 合理性の罨、複数性の重要性

一方で、これらの議論の「危うさ」も認めなくてはならない。これら在地の論理を重視する多くの研究は、地域社会による資源管理や環境保全の合理性を実証し、その点に彼ら

がこうした問題群の主体であるべき論拠を置いてきた。ここでいう合理性とは、それらの問題群における合理性、つまり、彼らが自然資源管理や環境保全の有効かつ能率的な担い手であるという事実を指す。しかし、資源管理を効果的に行い得るがゆえに地域社会に主体性を認めるべきだとするならば、仮に資源管理が上手くいかない、あるいは停滞した場合はどうだろうか。その場合、容易に上からの政策が介入する論拠を与えてしまうことにはならないだろうか。これらの議論に依拠して地域社会の主体性を認めるには、その社会にすでにその期待に応えうるだけの社会的なしくみや知の体系が備わっていることを実証しなくてはならない。そのことに問題はないのだろうか。

コモンズ論の限界はおそらく、地域社会の主体性を強調するあまり、成功モデルの羅列に陥ってしまった点にあった。そのため、地域社会の内部で生じる、資源管理をめぐるさまざまな矛盾や衝突が捨象される傾向へと向かってしまった。そして、そのような捨象のなかで想定されるコミュニティは、「人格的な親密さや相互扶助を伴う道徳的・情緒的紐帯」といった全面的な関係による凝集体」であり、「開かれた市民社会」の対立像として、オリエンタリズム的機制によって創出されたもの〔小田 2004; 小田 2007〕に類似していった。しかし、そのようなコミュニティは本当にあるのだろうか。共同体について考察をめぐらせる J=L.ナンシーがいうように、合一の内在性と親密性に支えられたそのような共同体は、実際には生起したことなどないのではないだろうか〔Nancy 1999=2001: 22〕^{9,10}。

9 ナンシーはその著書『無為の共同体』でこう述べる。「共同体は実際には生起しなかった。あるいはこう言ったほうがいいかもしれない。人類がわれわれの知っているものとはまったく別の社会的絆を知っていた（あるいは現在も産業社会の外で知っている）というのは確かだとしても、共同体はわれわれがそうした異なる社会性へとそれを投影している原理にしたがって生起したのではない。（中略）社会は共同体の廃墟の上に作られたのではない。それはわれわれが「社会」と呼ぶものとも、「共同体」と呼ぶものともおそらく関係をもっていなかった何ものか―部族あるいは帝国―の消滅のうちに、ないしその維持のうちに形成されたのである」〔Nancy 1999=2001:22〕。「共同体に関して『失われた』もの――合一の内在性と親密性――とは、そのような『喪失』が『共同体』そのものを成り立たせているという意味においてのみ、失われたのである」〔Nancy 1999=2001:23〕。一方、人類学者の松田素二は、こうしたセルフ像に批判的である。彼はアフリカのフィールドワークから、合一の内在性と親密性にと規定づけられた共同体も含む複数の共同体を人びとが行きつ戻りつしていることを発見し、そうした相互転換が実際に成り立っていること、その相互転換を可能にするのは「生活の要」であることを指摘した。こうした生活論的視座が欠けた共同体論は、現実世界の諸相に介入する実践には繋がらない、と批判する〔松田 2004〕。

10 じつは、この「共同体」をどう扱うか、という議論は、沖縄を研究する研究者たちに重くのしかかる課題でもある。沖縄出身の社会学者、宮城能彦は社会学評論の沖縄特集号でこう述べる。「基本的に『規範的価値』が含まれる可能性の高い共同体論が、沖縄をフィールドにすることによって「彼自身の共同体への思い入れ」（北原 1996: 186）をさらに増幅させてしまう可能性が強まるのではないだろうか」「沖縄村落研究史を概観すると沖縄出身や在住者が沖縄村落の特質や歴史をどちらかという克服すべき課題としてとらえようとする傾向にあるのに対して、県外からの調査者は沖縄村落共同体を『期待概念』（森岡 2008:30）的にとらえようとする傾向にあるようにもみえる」（引用文中の「北原 1996」は北原淳,1996,『共同体の思想――村落開発理論の比較社会学』世界思想社.を、「森岡 2008」は森岡清志, 2008,「地域

また、エスノサイエンスや TEK 論にしても、なぜそれが近代科学との異質性を認めながらも、近代科学に匹敵する、あるいは肩を並べる知の体系でなくてはならなかったのか、という点は問われてよい。それはつまり、すでにわたしたちのなかで、ものごとの正確性を測るに足る、そして信頼を寄せるに足る基準が「近代科学」¹¹にほかならないことを指し示してもいるからである。辿る道こそ違え、「近代科学」の水準に達しているからこそ、わたしたちはそれを信頼できるのだ、という主張は、わたしたちを覆う西欧近代の価値観という土俵自体のずらしの困難を想起させる。

おそらく、コモンズ論や TEK 論といった議論の重要性は、それらが当初目論んだところの近代的価値観の相対化にあるのではなく、人びとの生活全体、社会のいとなみ全体から、人と自然の関係を考えなくてはならない、という点を提起した点にある。そしてその人びとの生活全体、社会のいとなみ全体は、時代とともに常に変化していく。それゆえに、地域主体という期待に応えうるだけの社会的なしくみや知の体系といったものは、当該社会に所与のものとして捉えるのではなく、その生成や変遷といった、動的な広がりから捉えることが求められる、ということがまず言えそうだ。

また、並んで言えることは、主体を引き受ける地域社会はそれ自体、それぞれの〈生〉が営まれているという意味での複数の単数性からなるのであって、多声性に満ちているということだ。さきのアレントにならえば、存在の複数性それ自体は、ひとが代替不可能な個であることそのものから生じる「事実」である [Arendt 1958=2011: 19, 第1章1]。ただし、アレントがその事実は他者にも理解可能な言論、言論を伴う活動によって初めて暴露

社会の空間領域」森岡清志編『地域の社会学』有斐閣:30-34, をそれぞれ表す) [宮城 2017]。現実世界で生起する共同体がどのようなものであるにせよ (それはこれから本論でみていくが)、ここで筆者が問いたいのは、「コモンズ」をある意味で理想化してしまったことへの反省である。コモンズを基礎付ける共同体は、現実には生起した共同体ではなく、宮城 [2017] が北原 [1996] を引用しつつ問うように、研究者自身の共同体への思い入れから生起した共同体ではなかっただろうか。西洋近代価値観の相対化という出発点は、小田 [2004; 2007] の指摘するような、オリエンタリズム的機制のにつとめた共同体像を生んでしまわなかっただろうか。ある意味、コモンズという考え方は「便利」だった。しかし、それゆえに、なんでもかんでもそれに当てはめる (あるいは当てはまらないとする) 適用主義にも陥りやすかった。もちろん、コモンズ論者がすべてそうであるわけではない。そうした共同体像を逃れたコモンズ論の展開は、本論でこのあと触れる。

11 しかし、この「科学」が純粋な認識活動ではないことは、科学人類学者の B. ラトゥールによって暴かれている。ラトゥールは、科学的知識の源泉が、人間活動の外側にある中立的な「自然」ではなく、多様な人工物と科学者の実践とが織りなす連鎖にあることを明らかにした。科学者が自然の普遍的な真理を明らかにするためには、政治家や公衆を説得し、資金を調達して回り、人間と非人間 (人工物) からなる世界を総動員しなければならない。その意味で、「純粋」な科学は存在せず、政治や経済と分かちがたく結びついている [Latour 1987=1999]。ラトゥールはこの後、自然と文化を分ける「近代」とはそもそも虚構である、という問題を提起していく [Latour 1991=2008]。

され、現実化される、としたように、複数性は事実であっても自明ではない。だからこそ、この複数性はときに意図的に捨象される。西洋近代の市民社会との対峙において語られるコミュニティが過剰な単一性に覆われていたり、あるいは親密性という名のもとで奇妙な均質性を生じさせていたり、だ。前述の小田〔2004〕が批判したのもその点だった。

地域社会は存在の複数性からなる。そうした複数性を引き受けた議論として、環境社会学とその周辺ではこれまで、いくつかの議論が展開されている。たとえば、民俗学者の菅豊〔2005〕は、コモンズのコミュニケーション的側面を重視し、コモンズが多様な人と人との間にあって、その関係の持続性に寄与する、「人間生活の保障システム」であると述べている。また、環境社会学者の家中茂〔2002〕は、コモンズを資源管理のしくみから飛躍させることを提唱しつつ、それがコモンズとして人びとに認識されていく過程、すなわち「生成するコモンズ」を捉えることの重要性を指摘した。同じく環境社会学者の宮内泰介〔2006〕は、コモンズの議論をさらに発展させ、「レジティマシー（legitimacy, 正統性／正当性）」という考えを打ち出している。宮内が重視したのは、環境にかかわる主体となるには、社会的な認知と承認を必要とする、ということだ¹²。なかでも、複数性にもっとも切り込んだ議論を展開しているのは環境倫理学者の福永真弓だろう。「多声性の環境倫理」を打ち出した福永は、正統性の議論と絡めながら、多声性が保障された言説空間の必要性を論じている〔福永 2007; 福永 2010b〕。そうした言説空間が確保されるためには、日常実践の積み重ねによる「プレ言説空間」の存在があり、生態系をめぐる集合的記憶の存在があった、と分析する福永の議論は、本論でこれから見ていく事例にも、大きな示唆を与えている。

1.3 調査地の概要

本論文の研究対象は、沖縄本島とその周辺離島、つまりは沖縄諸島である。各事例地の詳細は各章の冒頭で紹介し、ここでは、本論の理解に必要な範囲での概要を述べる。なお、現在の沖縄県は歴史的には大きく沖縄本島、宮古、八重山の3つの文化圏に分かれており、

12 宮内による「レジティマシー（legitimacy, 正統性／正当性）」の定義は以下の通りである。「ある環境について、誰がどんな価値のもとに、あるいはどんなしくみのもとに、かかわり、管理していくか、ということについて社会的認知・承認がなされた状態(あるいは、認知・承認の様態)」〔宮内 2006:20〕。

それぞれに社会・文化的背景が相当程度に異なっている¹³。本論文で取り上げるのはこのうち本島圏の事例であるため、以下も本島圏についての概要である。

沖縄諸島の中心をなす沖縄本島は北緯 26 度 52 分の国頭村を北端とし、北緯 26 度 45 分の糸満市を南端とする、面積 1,206.98 平方km、周囲 476Km の島である。埋立・海中道路・架橋等で本島と連結された有人離島が 9¹⁴、連結されない有人離島が 17 あり¹⁵、本島の南北端の直線距離は約 106.6Km である。気候的には亜熱帯海洋性気候に属し、年間の平均気温は那覇で 23.1 度、年間降水量は同じく那覇で 2040mm と高温・多湿だ¹⁶。降水量は梅雨時期の 5 月～6 月、台風の接近が多い 8 月～9 月にかけて高くなる。

この亜熱帯島嶼性の生態系は、規模が小さく、微妙な均衡のもとに成り立っており、環境変動に対して敏感に反応する。例えば、陸域の開発による赤土問題がある。沖縄では陸を大きくいじれば赤土被害が発生する、と言ってよい。亜熱帯の土壌は、もともと有機物が少ない上に、粒子が微細だ。開発工事などで表土が剥ぎ取られると、降雨でたやすく流出してしまう。この特徴的な土壌を総称して「赤土」¹⁷と呼ぶが、島々は小さく、流出した赤土はまたたく間に海へと運ばれてしまう。さらに、降雨といっても、集中的で激しく、雨滴の大きいスコール型の雨が降るので、より一層土壌浸食が生じやすい特性が揃っている。さらには、イノー（礁池）に一度流出した赤土は、リーフの切れ目から細々と外洋に出ていくだけで、その大半がイノーのなかに堆積していく。それが台風や季節風などで海が荒れるたびに巻き上がり、海の濁りが繰り返される [沖縄県環境保健部 1991; 大見謝 1992; 呉 2000; 沖縄県 2013 ほか]。

一方、社会状況はといえば、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低いことが特徴である。県内総生産構成比でいえば、第 1 次産業が 1.3%、第 2 次産業が 14.5%、残り

13 地理学的には、沖縄県は有人島でいえば沖縄島から北緯 26 度 21 分の久米島までを沖縄諸島、北緯 24 度 48 分の宮古島から北緯 24 度 28 分の与那国島までを先島諸島という。

14 宮城島（大宜見村）、古宇利島、瀬底島、屋我地島、伊計島、宮城島（うるま市）、平安座島、浜比嘉島、奥武島（南城市）。

15 伊平屋島、野甫島、伊是名島、伊江島、水納島、津堅島、久高島、粟国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、渡嘉敷島、久米島、奥武島（久米島町）、北大東島、南大東島。

16 1981 年～2010 年の平均値。国土交通省気象庁の統計による。

http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_sfc_ym.php?prec_no=91&block_no=47936&year=&month=&day=&view=p1, 2018/11/05 アクセス。

17 もっとも流出しやすいとされているのは、赤黄色の国頭マーヅだが、暗褐色の島尻マーヅ、灰色のジャークル、クチャなども総称して「赤土」と呼ぶことが多い。なお、第 5 章、第 6 章の舞台となる浜比嘉の土壌は主に島尻マーヅとジャークルからなる。

の 84.4%は第 3 次産業である¹⁸。この極度な第 3 次偏重型経済は戦後築かれた基地経済の影響だとされる [琉球銀行調査部編 1984 ほか]。1972 年の施政権返還と同時に施行された沖縄振興開発特別措置法（現・沖縄振興特別措置法）に基づき、5 次に渡る振興計画による内閣府の沖縄関連予算は 2018 年度までの総額で約 11 兆 6800 億円となっているが、人口当たりの県民所得は 1990 年代以降は全国平均の 6〜7 割程度の 200 万円前後で推移し、2018 年度も全国最下位となった。また、日本国土のわずか 0.6%の面積に、日米安全保障条約に基づく在日米軍基地の約 75%が集中している現状は、昨今の普天間基地の辺野古への移設問題の膠着をみるように、施政権返還後 46 年経った現在でも、ほぼ改善が見られていない。そうした現状のなか、入域観光客数は年々増加しており、2017 年度には 939 万人を突破した¹⁹。沖縄県の総人口の 6 倍を超える人が沖縄を訪れていることになる。

沖縄の人と自然との深い結びつきを表す、冒頭でも触れた御嶽と呼ばれる拝所はほぼ全ての集落にあり、その御願は神女たちによって担われている。拝所は海岸や井戸、集落外の森の中などにもあって、大抵の場合は立入が制限されている。現在では神女ほか集落の神職を手伝う家人にも事欠くことが少なくないが、祭祀行事は多く、年に 20 回を超すところもある。

自然空間で特徴的なのは、これまでもすでにたびたび登場した、イノーと呼ばれる礁池の使い方だ。経済学者の玉野井芳郎は、「沖縄の海には、本土とちがう特性がある。・・・浜辺からリーフに至るまでの間の独特の空間がある。・・・この空間は「地先の海」と呼ばれているが、沖縄の方言で「イノー」、宮古ではたしか「イナオ」と呼ばれている」と記している [玉野井 1990]²⁰。サンゴ礁の海は潮汐の干満差が大きい。満潮時でも 5、6 メートルほどの水深しかないイノーは、干潮時にはところどころ歩けるほどの浅さになる。外洋と接した礁嶺に守られ、常に静穏なその海は、漁民だけでなく女性や子ども、老人なども広く受け入れ、貝やタコ、海藻などを気易く提供し、「おかずとりの海」と呼ばれ親しまれてきた。また、旧暦の 3 月 3 日に行われる「浜下り」という行事は、海浜に下りて災厄を祓い清める習俗とされているが、ご馳走を持って浜に行き、大潮の引きに合わせて、思い思いにイノーの幸の採取を楽しむ日として親しまれている。海に囲まれた沖縄だが、歴史

18 沖縄県統計課 [2018]「平成 27 (2015) 年度 県民経済計算」。

19 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「平成 29 年 (暦年) 沖縄県入域観光客統計概況」平成 30 年 1 月発表 (<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/kikaku/statistics/tourists/documents/h29-reki-gaikyou.pdf> 2018/10/20 アクセス)

20 註 1 を参照。

的には意外なことに専業漁業者は歴史的にみても糸満や久高など特定の地域に限られており、基本的には人びとは多く半農半漁の形態をとってきた。沖縄の漁業研究の泰斗、上田不二夫はこれを、琉球王府時代の勸農政策の影響とする〔上田 1991〕。こうした開かれた海の使い方は、近年になってもそれほど姿を変えていない。そのために、島産海産物の市場の弱さの要因ともなり、専業漁業者にとっては悩ましい面もある。

1.4 調査の方法

本論文は、2009 年以来継続して行っている調査に基づいている。本論文で取り上げた事例地における現地調査は、2009 年 10 月～11 月（安田集落）、2011 年 10 月～11 月（古宇利島）、2012 年 5 月～8 月（安田集落・古宇利島・浜比嘉島）、2013 年 4 月～6 月（古宇利島）、8 月（安田集落）、10 月（浜比嘉島）、2014 年 6 月～7 月（浜比嘉島）、8 月～9 月（安田集落・古宇利島）、2015 年 2 月（安田集落・浜比嘉島）、8 月（安田集落・古宇利島・浜比嘉島）、2016 年 3 月（安田集落・古宇利島・浜比嘉島）、2018 年 2 月～3 月（安田集落・古宇利島）、4 月（浜比嘉島）に行った。延べ日数は約 330 日間である。

本論文の調査研究のもととなっているのは、上記期間における現地でのフィールドワークによるが、並行して各種文献や史資料の調査も行った。文献や史資料の収集にあたっては、各市町村の行政機関や公的機関、県内の大学図書館や公立図書館、公文書館などを利用した。その際、状況に応じて担当者への聞き取りも行っている。本論文では歴史経過も重要なファクターであり、すでに生存者はなく文献をあたるしかない過去の記述も多かったから、現地での史資料の収集はとくに大事な調査項目のひとつだった。この点、沖縄では、地区の公民館に資料が豊富に揃っていることや、「字誌」と呼ばれる地域史誌の編集が盛んであることは、大変ありがたかった²¹。また、沖縄の歴史の特異性から、米公文書記録管理局の web サイト（<https://www.archives.gov>）からも多くのドキュメントを入手した。

21 字誌とは集落（字）が独自に編纂、刊行する、集落の歴史や民俗などを綴った地域史誌のこと。沖縄では文化伝承の危機が強まった 1980 年代頃より、「字誌」や「市町村史」といった形で、自身の土地に関する歴史や文化を自らの手で編纂する活動が盛んになり〔小林・島袋 2002; 宮下 2008〕、これまで 600 冊以上が刊行されている〔瀧本・青木 2015〕。筆者も調査過程において、調査対象地のひとつである安田集落の字誌の編纂に携わる機会を得た。

フィールドワークでは、参与観察や参与を伴わない観察、聞き取りのほか、日常的会話や地図の作成、写真撮影や映像撮影、文書の収集など、さまざまな手法を動員してデータを収集した。地図の作成は、簡易な GPS ロガーを用いて行うこともあれば、メンタルマップのように話者との共同作業の上で模造紙に描き起こすこともあった（第5章）。ようは、その時々に応じて使えるものは何でも使った。これは、社会学者の G.サットルズが言うところの「恥知らずの折衷主義」[Suttles 1976:3] に近い。

が、これは主義というほどでのものでもなく、現地に入れば実際に、あるデータを理解しようと思えば他のデータが必要になり、そのデータを理解するためにはさらに他のデータが必要になる、という連鎖があったからに過ぎない。臨床哲学を提唱する哲学者の鷺田清一は「方法は、ある意味では対象の方がいわば強いてくる」と言うが[鷺田 2013:32]、こちらの方がより実感として近い。加えて、疑問に思ったことを知るには、そのことを知っていそうな人に聞くのが一番てっとり早くはあったが、聞くだけではどうにも分からないことが多い。応えてくれている相手と自分の用いている言葉が同じ意味であるかどうかも確かではない。そうしてデータを集める際には、声を聞き取るための耳、歩き回るための足だけでなく、目や手、時には鼻も重要な器官だった、ということである。

聞き取りや日常的会話のほとんどは、話者の同意を得て IC レコーダに録音し、あとで文字起こした。文字起こしはほぼ逐語で行った。それは、逐語でないと、のちになってこちらの発想や着想がずれた際に、そのデータを全体のなかに再定置できないからである。最初に「ここがポイントだ」と思った点が、調査が進むにつれてずれることはよくある。その際、省略した前後の文脈や間、そして言い回しなどが急に別の意味を帯びてくる。そのたびに録音データを聞き直すよりは、当初から逐語で起こしてしまった方がよい。

また、逐語で起こすのは、語る内容と同時に、語りかたもまた、重要な情報だからである。聞き取りにおいて彼らが提供してくれるのは、単なる事実の羅列ではなく、その時々、の彼らの意思や感情を含みつつ、その時置かれた状況から発せられる「語り」である。そして、語り手は匿名のだれかではなく特定の「だれか」である。そういった、語り手が「だれ」であるかということ、そしてそのだれかがもつ意思や感情、そのときの状況といったものがどういうものであるのかということ、それらは語りの内容からだけでは推察できないことが多い。そういったときには、そのときのその人の語りかた、鷺田に習えば「ことばのきめ」[鷺田 2013:15] のようなものが、重要な役割を果たしてくれる。固い言い回しだったのか、荒れた言い回しだったのか、あるいは柔らかな言い回しだったのか。どの

ような話の流れで、どのようにこの語りに移行したのか。こうしたことが、ことばを介して事象に向き合うときに、その事象の読み解きを過たないためには重要だった。

加えれば、本論文の中では彼らの発言を多く引用しているが、その際も、ほぼ逐語で表記した。指示語の内容など、文脈上理解に必要な補足は括弧で付記した。ほか、言語的な補足も行った。沖縄では地域に特有の言語があり、筆者が日常的に使用している言語とは異なる。若い世代になるとかなり両者の「ちゃんぽん」になってきたり、年配者であっても筆者と対話をするときはヤマトグチ（共通語）になったりと、逐語表記であっても問題は少ないと思われるが、同郷者同士の対話などになると地域語の比重が上がり、逐語表記では読み手の多くにとって意味がとりづらくなる。その場合は翻訳を付記した。

本論文では、さまざまな人びとが出てくる。彼らの名前はアルファベットで表記する。また、文脈上必要と思われる場合は、生年や年齢層、性別を併記する。

1.5 本論文の構成

本論文は、本論文の目的と方法について述べた本章（第1章）を含め、全7章からなる。

第2章では、本章における主体をめぐる議論を引き受けて、沖縄県今帰仁村・古宇利島の漁業資源管理を事例に、管理主体（漁業協同組合と漁民）が一見不合理な資源管理を行っている様子とその背景を分析する。そこから、彼らが、管理の失敗も許容しつつ、地域社会のコンテクストの中で資源管理の主体でありつづける意味を考察する。

第3章と第4章は、沖縄県国頭村^{あだ}安田集落を事例地とする。第3章では、地域社会と山との関係の歴史（琉球王府時代から現在まで）に焦点を当てる。時代の変化の中で、地域社会が山との関係をどう変えていったのかを詳細に記述し、そこから、地域社会にとっての山の意味、そして山にかかわる地域社会のしくみの変化について考察する。

第4章では、同集落における希少種（ヤンバルクイナ）の保護と地域社会との関係について考察する。外部からの希少種保護の動きに地域社会がどう反応したかを見ることによって、外部の価値と地域の文脈がどう接続するのか、あるいは、しないのかを議論する。

第5章と第6章は、沖縄県浜比嘉島を事例として、海の資源と地域住民との関係について論じる。第5章では、ある古老漁師が記憶する海の微少地名を詳細に記述・分析することで、当該地域の海と人の関係の来歴を明らかにする。

第6章では、比嘉島における開発の歴史と、それにつづくモズク漁の歴史を詳細に記述し、住民の開発への抵抗と順応、そして、モズク漁へのモノカルチャー化とその中での住民のリスク回避の方策を明らかにする。最後に、モノカルチャー化した海における空間の潜在可能性について議論する。

そして第7章では、これまでの議論を総括し、結論を述べる。

2 不合理な管理主体__今帰仁村・古宇利島の事例から

2.1 不合理な管理主体

管理主体として不合理であった場合、それでも地域社会が自然資源管理の主体であるべき理由はなにか。本論文はまず、ある特定の場所で〈生〉を営む人びとが、環境保全や自然資源管理の場に「現れ」るために、この問いに応えることから始めたい。

序章に続くこの第2章では、地域社会を構成する〈生〉の複数性を引き受けた上で、必ずしも資源管理の合理的な成功主体とは限らない人びとが、どのような理由で資源とのかわりを保持しているのかを明らかにすることで、地域社会が資源管理の主体であるべき理由を考える。事例とするのは、沖縄県今帰仁村古宇利島海域で営まれる、ウニ漁である。

東シナ海に面する古宇利島のウニ (*Tripneustes gratilla*) 漁は、これまで主体的な資源管理の成功例として評価されてきた¹。全県的にウニの棲息数が減少し、廃漁になる地域が相次ぐなかで、管轄である今帰仁村漁業協同組合内にウニ部会を結成し、そこでの活動を中心としてウニ漁を継続してきたからである。部会の努力の結果、「古宇利のウニ」は県内のブランドに成長した。また、2005年の本島との架橋後は、ウニ井という新たな観光資源が登場し、「古宇利＝ウニ」のイメージはいつそう定着したものとなった。

しかし、実際に調査に入ってみると、古宇利のウニ漁は、意外なほどに大きな増減を見せながら進んでいた。つまり、資源管理はそれほど安定したものではなかったのである[高崎 2013]。管理は時折の後退や停滞を見せ、漁獲量は大きな増減を繰り返してきた²。本章では、このような不安定さを含んだ資源管理の動態を、資源管理のゆらぎと呼ぶ。疑問を

1 環境省自然環境局 [2006]『平成 17 年度 持続可能な漁業・観光利用調査 (石西礁湖自然再生事業)』、社団法人全国豊かな海づくり推進協会 [2004]『豊かな海』2004 年 3 号などを参照。また、ウニ部会結成以前の古宇利島のウニ漁を扱った論考に、安陪 [1989]、安陪 [1992] がある。

2 ウニのような自律更新資源においては漁獲量の増減があるのは当然である。ただし通常資源管理の成功例として知られる事例では、その増減の幅が小さくなったり、いわゆる回復傾向を見せたりと、一定の方向性が認められる。しかし古宇利ではそのような方向性は認められない。

覚えるのは、人びとはこのゆらぎを積極的に解消しようというよりは、それを許容しているかのように見える点である。

序章における議論の中で、競合する社会的な力の取捨選択に人びとの主体性を見出してきたのがレジティマシー論であり、意思のまとまりの生成過程に主体性を見出してきたのがコモンズ論であるとすれば（1.2.2）、実はこのどちらにも古宇利の事例はうまく当てはまらない。ウニ漁の現場では、資源管理をめぐる複数の声が、特段まとまりもせず、また明確に選り取られもせず、並列して存在しているようにも見えるからである。それは一体なぜなのだろうか。

結論をやや先取りすれば、管理のゆらぎが許容されるのは社会に併存する複数の論理があるからであり、かつ、それを許容してもなお資源とのかかわりが続いているのは、管理が危機に陥るたびに回復する力、すなわち資源管理の弾力性を社会が備えているからである。以降、このゆらぎや弾力性の内容を具体的に検討していき、本章の問いに答えたい。

2.2 事例地の概要

古宇利島は、国頭郡今帰仁村に所属する架橋離島である。本島北部の西海岸側に位置し、隆起石灰岩からなる周経 7.9km、面積約 3.12 k m²の円形のこの島には、381 名、198 世帯が住んでいる³。祖霊信仰に篤く、現在でも年間 16 の祭祀が執り行われている。1970 年代初めには住民は 700 名余りを記録していたものの、以後緩やかに減少し、1990 年代からほぼ横ばいとなって今に至る。架橋後の新規転入者や帰島者はあるものの、就職や通学などによる若年層の流出にはあまり効果がなく、高齢化率は今帰仁村全体の 25% に比し、33% と高い数字を示している。また、島にあった小学校は、2013 年春をもって廃校となった。

西海岸側はイノーに囲まれていても、冬期は思いのほか海が荒れる。そのため昔から専業漁業者は少なく、半農半漁の生活を営んできた。現在の主な産業はキビやベニイモ、スイカなどを中心とした農業と、ウニ漁の他、モズク養殖、刺網漁、潜水漁、一本釣り漁、小型定置網漁などの組み合わせを特徴としたサンゴ礁漁業である。漁場の中心は島の東側に広がる広大なイノーであり、シマウミと称される。「古宇利の人間でシマウミの世話になっていない者はいない」とはよく聞かれる言葉であるが、近年はやはり資源減少の一途を

3 今帰仁村行政区別住民登録人口集計表（2012 年 12 月末日集計）。

たどり、農業など陸の仕事に転向する漁業者が増えてきた。一方で10年ほど前から中国・台湾を市場としたナマコ業者との取引が始まり、一時期は漁業者たちの大きな現金収入源となって浜は熱気に包まれたが、県が漁獲制限に乗り出したために、現在ではブームは下火となっている。

2005年、隣接する屋我地島との間に全長2Kmの古宇利大橋が開通し、これによって本島と陸路で結ばれた。サンゴ礁の海に架けられたほぼ直線上の大橋は本島随一の観光名所となり、些少な島に観光客が押し寄せることとなった。漁師のなかにも観光業に携わる者が増えるなど、架橋は様々な面において島に大きな変化をもたらしている。

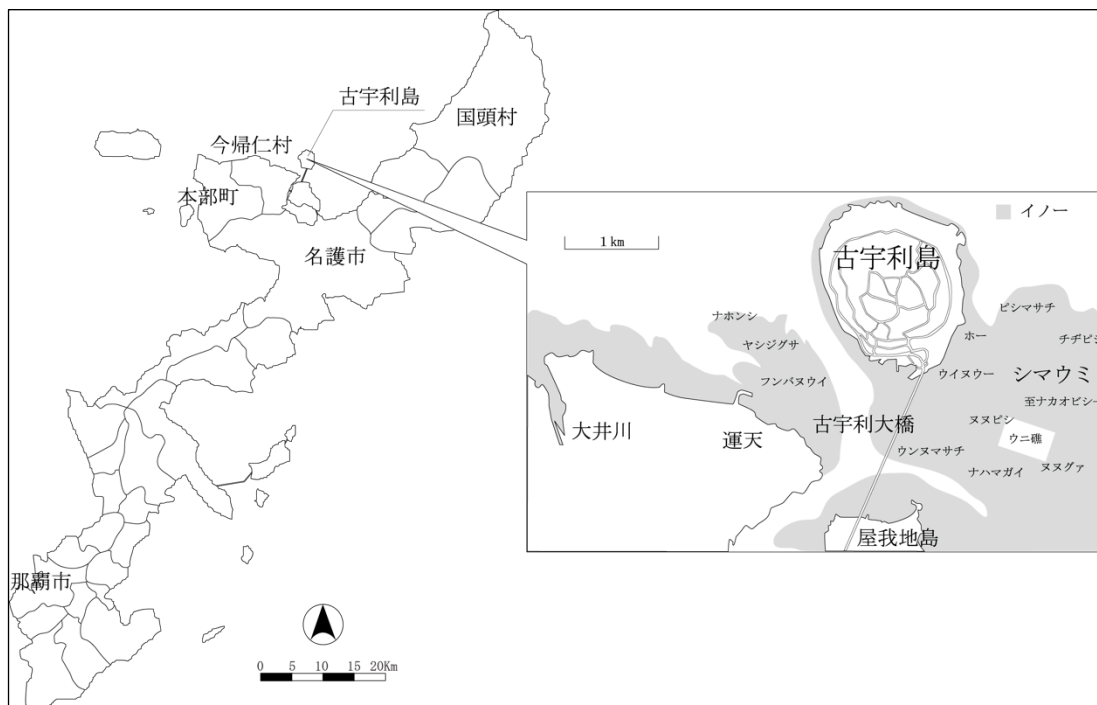


図1 沖縄県本島における古宇利島の位置ならびに古宇利島周辺図

(出所) 国土地理院「20万分の1地勢図」ならびに『古宇利誌』[古宇利誌編集委員会 2006]をもとに筆者作成

2.3 資源を管理するしくみ

2.3.1 資源の管理を行う人びと

ウニ部会結成以降のウニ漁獲量をグラフ化したものが図2である。古宇利のウニ資源管理はこのような何度も上下を繰り返し、大きく変動する線を描いてきた。とはいえ、この

曲線は、乱獲の連鎖を意味しない。ここには実は、ウニを守る人びとの営み、そして人びとの間の攻防が映し出されている。では、この曲線がどのようにして描かれてきたのか、以下に見ていきたい。

古宇利で採取されるウニは、県内に棲息する唯一の食用ウニであるシラヒゲウニ (*Tripneustes gratilla*) という種にあたり、方言名でガシまたはガシチャーと呼ばれる。イノの砂礫から岩礁域に多く分布し、夏場に身入りのピークを迎え、その後の9～1月頃に産卵する [沖縄県水産試験場 2002 他]。ウニの漁期となる夏場は、春のモズクが終わり、単価の高いシャコ貝は禁漁期であり、魚価も冬場の7～8割程度しかつかないという、漁民にとっては厳しい時期にあたる。従ってウニは夏場の数少ない、値のよい水産資源として、人びとの生活上、重要な位置を占めてきた。

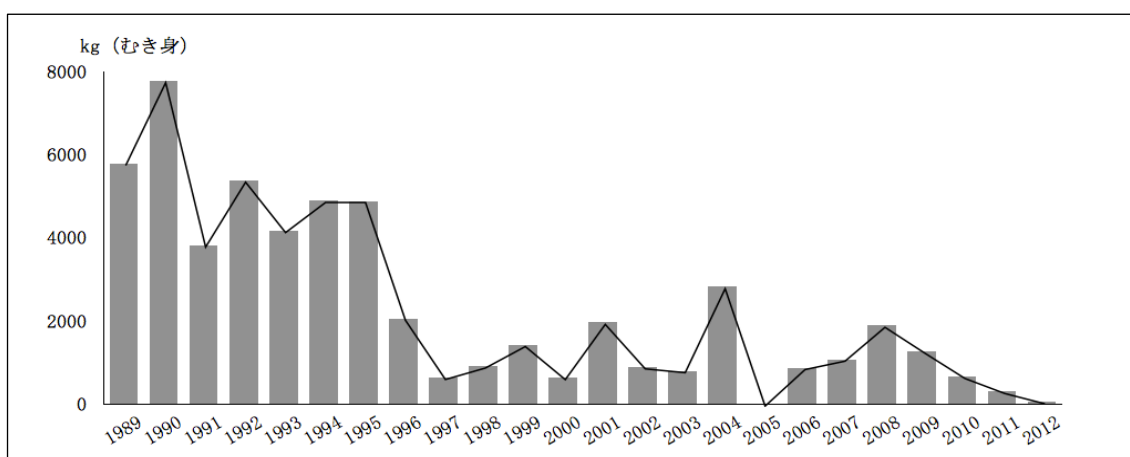


図 2 今帰仁漁業協同組合ウニ漁獲量の推移

(資料)「今帰仁漁協資料」、「沖縄県水産試験場資料 放流技術開発事業総括報告書 (定着性グループ) 平成7年度～11年度シラヒゲウニ」⁴

(注) 2005年は資源量が少ないと判断され全面禁漁を行ったため、漁獲量はゼロとなっている。

もともと沖縄の海ではウニの棲息が著しく、足の踏み場もないと言われる程だった。しかし藻場の減少やサンゴの被覆率の低下がウニの棲息状況を悪化させ、ウニは著しく減少した。また、復帰後の社会混乱の中で行われた、著しい乱獲の影響も指摘されている。その結果、県全体では、1990年代以降の漁獲量が1970年頃に比して1/10以下にまで落ち込んだ。県では様々な資源回復の試みを行っているが、有効な策は見出せていない(図3)。

4 1989年～1997年までを沖縄県水産試験場資料に、1998年～2012年を今帰仁漁協資料によった。なお、1988年以前の漁協単位のウニ漁獲量のデータは入手できなかった。

そのような状況下で「古宇利のウニ」のブランドを立ち上げてきたのが、今帰仁漁業協同組合ウニ部会のメンバーである。ウニ部会は 1989 年に設立され、以来今日まで 40 名前後の部会員数で推移してきた。今帰仁漁協は本島側漁業者と古宇利側漁業者とからなるが、部会結成時は全員が、現在でも 9 割近くが古宇利側の漁業者である⁵。このような状況について本島側の漁業者に聞くと、「ウニは加工に手間がかかり、本島側の人間は嫌がってしなかった」、「ウニは古宇利となんとなく決まっていた」などの答えが返ってくる。市場でも「今帰仁のウニ」とは言わず「古宇利のウニ」と称しており、社会的な認知としてはウニ＝古宇利の図式があると言えるだろう。

ウニ部会は 20 代から 70 代まで幅広い年齢によって構成されており、平均年齢は約 50 歳である。もとより冬の高荒れを因として、古宇利では専業漁業者は多くない⁶。多数を占める兼業漁業者の多くは農業を営んでいるが、観光業や運送業などと兼業する者もいる。兼業の割合はそれぞれ異なる。前述のように海から陸の仕事に切り替える者も増えているが、その中にはウニの時期だけ海に戻る者も少なくない。また、従来漁業はウニ漁のみという者もいる。このように部会員の生業の組み立て方には幅があり、ウニからの収益に頼る度合は個人間で大きく異なっている。

ウニ部会は結成以降、集団でウニの管理にあたってきた。そのため漁協内では部会員以外のウニ採取が禁止されている。では、管理の実際を見ていこう。

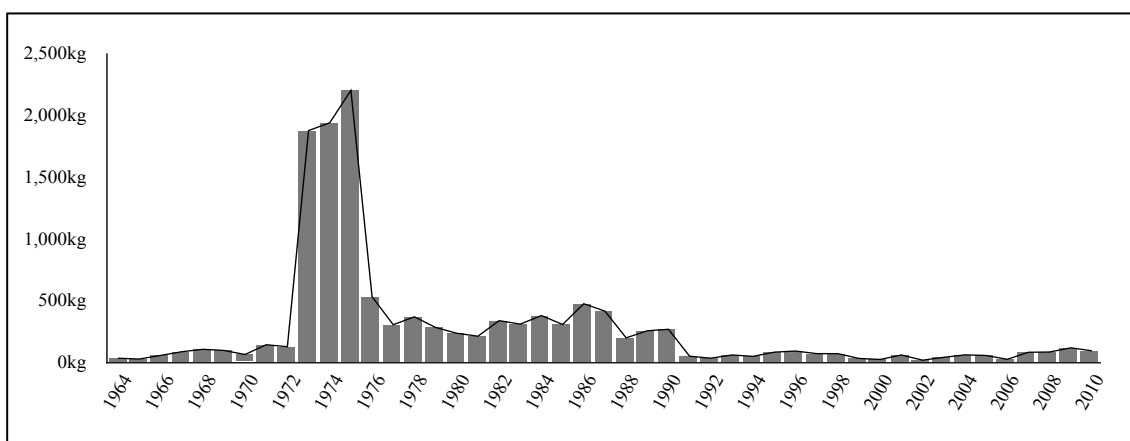


図 3 沖縄県ウニ漁獲量の推移

(資料)「沖縄県農林水産年報」各年度版。

5 2012 年現在、古宇利の漁協組合員 42 名（正 13 名、准 29 名）のうち 34 名がウニ部会に加入しており、本島側の漁業者 5 名をあわせた計 39 名がウニ部会員である。

6 組合員 42 名中、専業は 7 名程に留まっている。この 7 名は全てウニ部会員である。

2.3.2 資源と交渉するプロセス

部会結成前の古宇利では、ウニ採取について一切の制限がなかった。出荷量も無制限であったため、市場のだぶつきが生じ、仲買に買い叩かれることもしばしばだった。また、ある漁業者が砂地の痩せたウニを藻場に移植する作業を思いつき、これを実行したところ、思惑通り身入りはよくなったが、他の漁師がこれを探っていってしまうという事態も起きた⁷。これらの事態を受けて、一部有志により集団管理を旨とする部会の結成が呼びかけられた。つまり、価格の安定を図るための市場へのお荷量制限と、移植作業の共同化が提案されたのである。当初は規制の導入に反発するむきも少なくなく、合意をとりつけるのは容易なことではなかったという。

のちに、この市場へのお荷量制限⁸と移植作業を中心に、様々な手法がその都度組み合わせられることになった（図 4 参照）。稚ウニの放流⁹、採取量の制限¹⁰、出荷時期の制限、期間中の禁漁日の設置、期間中の時間制限、ウニ保護区¹¹の設置、密漁の見回りや防止用看板設置、ウニや藻場のモニタリングなどである。また、ウニ部会は当然のことながら、総会や臨時総会といった意思決定の場を持っている。そこでは合議制がとられ、決着がつかない場合は多数決が採用される。議論をリードするのはその時の部会長であるが、これは2年交替制であり¹²、固定化されたリーダーシップのようなものはない。経験歴や漁師としての技量にはかなりの個人差があるが、それが発言力に影響するようなこともない。また、特に有力な発言者というのもし決まっていな

そのような場で管理の内容が話し合われるのだが、制限の具体的内容は解禁日間近にウニや藻場の状態を見て決定される。更に漁期中は頻繁に話し合いが行われ、出漁終了日や

7 これより先の1970年前後、当時の網元の一人を中心とする移植作業が行われていた。しかし当時はすでに行われておらず、彼が始めた時は彼自身の発案によるものだった。

8 市場の動向により1日あたりの個人別出荷パック数の上限が決められる。1パックにはミョウバン漬けされた身が100g入る。ちなみに2012年度の1日の上限数は10パックであった。

9 稚ウニは沖縄県栽培漁業センター(本部町)で育成されている。1990年代半ばより県の事業として稚ウニの無償配布を受けていたが、2010年に結果不良を主原因として事業中止となり、以後有償配布となった。部会では2011年に一旦配布を取りやめたが、2012年から再開した。

10 モズクカゴで数える。市場へのお荷数は前述のように制限が設けられているが、採取量の制限を超えない分は市場以外への流通が認められている。

11 集中的にウニを移植し、話し合いによって制限が解かれるまでの一定期間、採取を禁止するエリアのこと。産卵させるのが主な目的。資源状態が悪いと判断された場合に設置される。漁業関係者からは「金庫」と呼ばれたりもする。

12 部会長ならびに役員は総会にて選出される。選出方法は部員間からの互選によることが多い。役員負担の平等が重要視され、部員間で「順に回す」ことが基本となる。

出荷量などの決定事項が随時調整される。保護区も設置場所によっては密漁の対象になりやすく、部会員の頭を悩ませるところである。ちなみに移植作業を行わない者や部会費を納めない者は、それらを行うまで出漁停止のペナルティが課せられる。

このような頻繁なモニタリングと即応的な軌道修正、随時の合意は、管理主体である彼らが常に資源のそばに居ること、また、同一のコミュニティに属しており合意の場が持ちやすいことなどから可能となっている。ベルケスやフォルケ、ホリングらは、近年生態系管理の場で潮流となっている順応的管理 (adaptive management) と、伝統的、土着的管理との間の強い類似性を指摘している [Berkes and Folke 2000; Holling, Berkes and Folke 2000]。順応的管理とは、科学的知見における将来予測の不確実性を認め、対象の継続的なモニタリングによって常に評価をフィードバックして事業計画を修正していく管理の手法のことである [Walters and Hilborn 1976; Constanza et al. 1998; 鷲谷 1998; 勝川 2007]。ウニ部会の管理は伝統的とまでは言えないまでも、資源に隣接したコミュニティに属し、経験から知を得ているという点でそれらの管理法に準じており、結果として順応的管理に近接したものになっていると言えるだろう。常に資源の状態を伺いながら、適切な範囲の捕獲を探っていく。すなわち資源管理という営為は、自然と人との絶え間ない交渉のプロセスであり、であるがこそ順応的なのである。

むしろ、科学的手法として用いられる「順応的管理」とは大きく異なる点もある。最大の相違は、彼らが科学的データを使用していない点である。ホリングらは、順応的管理は現代科学のフレームワーク内での TEK (Traditional Ecological Knowledge、伝統的生態学的知識) の焼き直しだとさえ述べているが [Holling, Berkes and Folke 2000 : 358]、あくまで科学的アプローチの一環である。一方でウニ部会は、図 2 で筆者がグラフ化した、漁協側が容易に提供できるウニ漁獲量のようなデータさえ、意思決定の場で用いない。なぜだろうか。

これには幾つかの理由が考えられる。一つは、現在自分たちが必要とする情報を、科学的な知見は与えてくれない、ということである (ウニ減少の歯止めには有効な施策が打ち出されていないことは前に述べた)。一つは、定着性資源という特性上、普段漁場に潜っている自分たちがもっとも新しく、もっとも適切な情報を持っているという自負がある、ということである。そしてもう一つは、科学的データを持ち込むことによって、意思決定の場が持っている曖昧さが失われることへの懸念である。最後の一つについては漁師たちには明確には意識されていない可能性が高いが、次に見ていく意思決定の場における人びとの

せめぎあいの様子から、彼らにとっては重要な意味を持っていると考えられる。このことについては後に述べる。

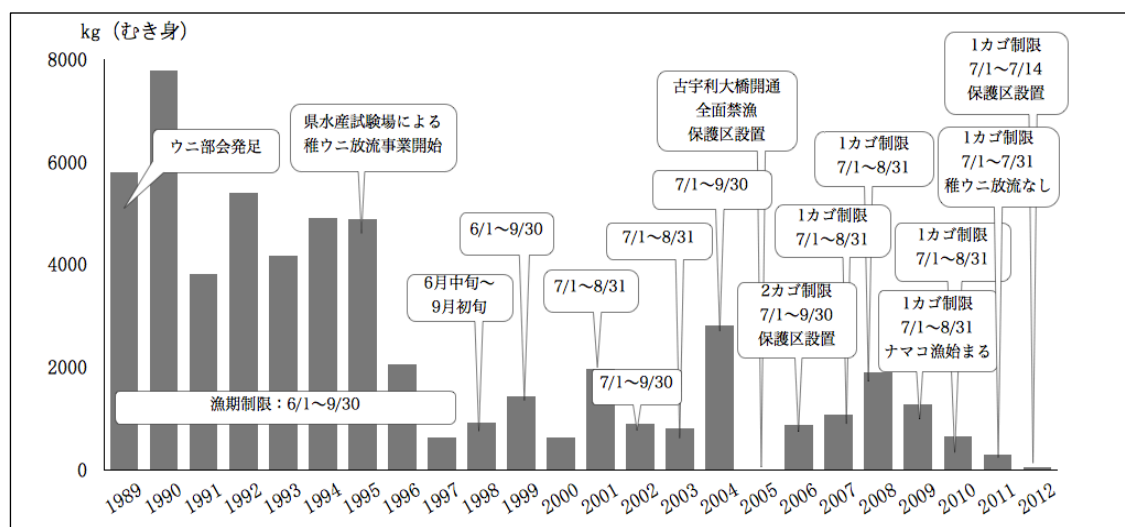


図 4 今帰仁漁協同組合ウニ漁獲量の推移と主な管理内容

(資料) 「今帰仁漁協資料」、「沖縄県水産試験場資料 放流技術開発事業総括報告書 (定着性グループ) 平成 7 年度～11 年度シラヒゲウニ」、聞き取りの各資料。

(注 1) 稚ウニの放流事業は 1995 年から、ウニの移植作業は 1989 年から、図中特に断りのないかぎり毎年行われている。

(注 2) 1 カゴを身にするとおおよそ 1kg～2kg 程度になる (実入りの状態により増減する)。

2.4 ゆらぐ資源管理

2.4.1 せめぎあう場

さて、以上のような管理手法の組み合わせによって、資源の不確実性に対応してきたウニ部会であるが、図 2 および図 4 から分かるように、2012 年は激しい落ち込みを経験した。どのような経緯でこの落ち込みが起こったのか、それを以下に見ていきたい。

2012 年はかねてより、主に潜水漁師達の間で、ウニの少なさと成長の不良度が話題になっていた。日頃からシマウミを利用しており、通年的なモニタリングを行っているに等しい彼らの懸念は、漁期が近づいても改善されることはなく、禁漁を提案する者も少なくなかった。そのような中で、解禁時期が迫った 5 月末、ウニ部会臨時総会が開かれた。部会

員 39 名中、出席したのは 19 名（古宇利側 17 名、本島側 2 名）¹³、他に部会事務局として漁協職員 1 名、更に漁協組合長が同席した。

臨時総会では今期のウニ漁に関する仔細の全てが決議される。いくつかの議題が決議された後、ウニ漁解禁の是非に議題が移り、事務局側から部員間に禁漁の主張が多いことが説明された。それを受けた漁師の一人が「禁漁！」と声をかけると、一人が「じゃあ何もすることがないから家で寝ている」と冗談で応じた。そのやりとりが契機となって、以後銘々が意見を主張しあい、場は騒然となった。

禁漁を主張する側は、ウニが少ないことを最大の理由とした。解禁してもほとんど採れないだろう、というのが彼らの主張だった。無理な解禁は次年度以降のリスクになる。また、ウニの身入りが芳しくない以上「古宇利のウニ」として恥ずかしい、という意見もあった。

彼らが禁漁を主張する背景には、2005 年に行われた全面禁漁後の効果がある。架橋されたその年の夏、ウニが少ないことを理由に部会は全面禁漁を決定した。6：4 程度で禁漁票が上まわった結果であった。そして翌年には漁期 3 ヶ月、採取制限数 2 カゴと大幅な資源回復をみたのである。

一方、解禁を主張する側の意見は以下のようなものであった。一つには、ウニの収穫適齢期である。出荷に適しているのは 2 年物と言われており、収穫期を迎えたウニを放置すれば育成が無駄になる。また、密漁されるくらいなら自分たちが採った方がよい、やるだけやって早く終わればいい、「古宇利のウニ」を待っている人たちがいる、という意見もあった。これらに対し、禁漁を主張する側からは、短期的利益の追求は危険だとの反論がなされたが、同意は得られなかった。

以上のような議論を経て採決がくり返されたが、挙手をしない者も出る中で、実に 4 度、禁漁と解禁の双方が同数になり、事態は収束しなかった。面倒だからもう採らない方がいい、5 日でやめればいい、などの本気とも冗談ともつかないやり取りが交わされる中、事態を重く見た事務局側から、再決議の提案が出た。部会が解禁の是非をめぐるここまで割れたことはこれまでに一度もない。従って欠席者を含め後日もう一度集会を持ち、改めて採決をするというのはどうか。決議の重大さを鑑み、後日の亀裂を回避するための提案であった。

¹³ 委任状出席を除く。これは臨時総会としては平均的な出席数である。

提案を受け、場は一旦納得したかのように見えた。しかし、ここで事態は新たな展開をみる。禁漁を主張していた漁師 B が、更なる移植事業の追加を条件に解禁に回ってもよい、と発言したのである。この発言で議論が再燃するかとも思われたが、そうはならなかった。発言は即座に受け入れられ、彼の転向により、結果、1 票差で解禁が決定された。ひと月後再び持たれた臨時総会では、漁期は 2 週間限定とし、例年のような解禁後の漁期調整は行わないことが決定された。

2012 年 7 月 1 日、このようにしてウニ漁が解禁された。蓋を開けてみると、やはり誰の目にも資源の減少は明らかであった。全然いない、2 週間も持たない、といった悲鳴や自嘲を込めた声があちこちで聞かれた。また、出漁しても一定量を採るには例年に比してかなりの時間がかかることが確認された¹⁴。生業の中でもウニ漁に比重を置く者や、ウニ井で商いをする親族を持つ者は時間をかけてでも出漁する傾向にあったが、事前の主張に関わらず、ほとんどの漁師が制限日前に漁を自主的に取り止める結果となった。漁師の中には、ナマコの採取の方が割がいいとして、ウニ漁を全く行わない者もいた。結局、2012 年の漁獲量は過去最低を記録した。

2.4.2 許容される失敗

以上がグラフ上に現れた、大きな落ち込みの経緯である。単年度的には 2012 年の解禁は明らかな失策だったと言ってよい。そしてそれは、誰にとっても意外な結果ではなかった。当初より潜水漁師たちの言そのものを疑う者はなく、ウニがいないことは共通の認識だったと言ってよいからである。ではなぜ、解禁に踏み切ったのだろうか。言い方を変えれば、なぜ、彼らは「分かっている」失敗したのだろうか。

もう一度ウニ部会の現場に戻ろう。そこでは、互いの主張はかなり激しいものの、冗談や笑いも絶えず飛び交っていた。つまり、場の緊張の緩和が幾度も図られていたということになる。また、明らかに場の鎮静化を図ってなされた漁業者 B の転向を非難する者はなく、再決議を主張する者もいなかった。紛争の繰り返しを避ける意図のもとに行われた、解禁前の漁期の固定化という異例の決定も、異論なく受け入れられている。

14 制限数は 2 時間程で採り終えないと割が合わないとされており、残りの時間は殻割りなどの加工の他、漁場を変えての潜水漁、あるいは他の生業に当てられる。従って個体数が少なく移動をくり返さなければならぬ場合には、漁の時間が長引くために嫌がられることが多い。

2.3.1 で見たように、そもそもウニ部会は多様な構成員で構成されている。生業の中でウニが占める割合は様々であり、他から十分な収益を見込める者もいれば、ウニ漁の収益に大きく依存する者もいる。また当然、各々が抱える事情も様々である。臨時の収入を必要とする者もいれば、学齢期の子供を抱える者もいる。家族や親族に頼まれている者、独自の流通ルートを持つ者。採らない側にも理由があり、採る側にも理由がある。

そして彼らは普段島民として、あるいは親族、友人として、日常生活の中で深くかかわりあっており、互いの事情を熟知している。そのような場合、相手の立場を拒絶するのは難しい。事情があるのはみな同じだという者も当然いる。しかし、同情や共感というような大きなものではなくとも、「なにがなんでもは反対できない」とか、「なんとなく反対することがためらわれる」などと言う部会員も少なくない。つまり、今年のウニ部会の様子からうかがえるのは、人々の間のゆるやかな和やお互いの事情が優先された結果、資源管理の面から見れば、合理的とはいえない判断が下されることがあるということである。どちらかが譲歩しなければ、日常の場にしこりが残らないとも限らない。資源管理が行われる場は、人と自然の交渉の場というだけでなく、それを行う集団の社会関係が如実に反映される、人と人との交渉の場でもあるのである。

とはいえ、このような判断をくり返せば、資源枯渇の危機は現実的なものとなるだろう。彼らもそれを是としているわけではない。先を言えば、彼らは資源管理自体を放棄したわけではなかった。部会は解禁日前の集団移植の際、既設のウニ礁に集中的にウニを移植し、礁内のウニを次年度以降まで禁漁とした。つまり保護区を設けたのである。そして十分な資源回復が見られない限り、来年度こそは禁漁にすべきだという声が強くあがった。残念ながら実際に資源回復はならず、翌年6月のウニ部会臨時総会にて、今度は部会員全員一致で禁漁が決定した。そして禁漁は2018年現在もなお、続いている。彼らが許容したのはあくまで単年度的な失策であり、長期的には資源管理の意思が継続している。このように、彼らの資源管理はときに大きくゆらぎながらも、そこから戻ってくる弾力性を備えている。では、この弾力性の因はどこにあるのだろうか。

2.5 資源管理の弾力性

2.5.1 絶え間のない交渉

実はこれまでも、2012 年ほどの混迷ではなかったにせよ、禁漁を主張する部会員達が解禁を主張する部会員達に押し切られたことがある。また、古宇利においてウニの商品化が始まったのは 1950 年代半ばからのことであるが、以来数度、資源枯渇の危機に直面してきている。つまり、古宇利のウニ漁の継続は、決して安定した関係が積み重ねられた結果ではなく、幾重もの紆余曲折を経た結果であった。その背景には、絶え間ない人と人との間の交渉、人と自然との間の交渉があり、そして時に、交渉の失敗があった。

「あの頃はウニでハワイグァーしよった」とは、現在もよく島の古老たちからウニ漁師たちが伝え聞く話である。これはウニで大変景気がよく、島がまるでハワイのように賑わっていたという意味である。1950 年代半ばに山口県下関のウニ加工場との取引が始まった古宇利のウニ漁は、「どぶ売り」という手法がとられていた。それは男や男児たちがシマウミから持ち帰ったウニを浜で待ち受ける女や女児たちが日がな一日割り続け、取り出した生殖巣をバケツに入れて運ぶ方式である。出荷は景気がよく、金になった。

ただし、この急激な資源化はウニにとっては大きな脅威であった。1 日に 100 キロ、200 キロといわれた漁獲圧に耐えられず、最初の危機はこの一度目の商品化ののち 5、6 年後に訪れている。当時は漁業権設定がうるさくなかったこともあり、古宇利の漁民たちはシマウミの外に出るという選択が可能であった。彼らは取引の継続のため、遠方の集落にウニを求めて進出した。しかし、共同漁業権の設定後はそれも難しくなり、数年で再びシマウミに戻る事となる。

シマウミより他に自分たちの海はないという自覚と共に、そこで強い危機意識が芽生えたのであろう、初期の移植作業は再び自分たちの海に戻ったあとで始められている¹⁵。他にも海中への投石によるウニ礁の造成などが試みられたが、資源の回復は思わしくなかった。そこへ 1972 年の沖縄の施政権返還を挟んで行われた種々の大規模な開発が追い打ちをかけた。国道工事や土地改良工事が現在も続く赤土の流出を招き、海洋汚染が一気に進んだのである。多くの藻場とサンゴ礁とが失われ、ウニの取引が停滞した加工会社も倒産し、古宇利のウニは市場を失うこととなった。

¹⁵ 註 7 参照。

このままウニ漁も途絶えるかと思われた 1979 年、名護漁協にセリ市場が開設されたのを契機として再びウニの再商品化が起こる。今度の出荷方式は「パック売り」と呼ばれる方式がとられた。ミョウバン加工を施したウニを発泡スチロール製のトレイに並べるものであり、これは今なおセリの主力商品である。だが、ウニの再商品化はふたたび資源枯渇の危機を招くことにもなった。どぶ売り時代の出荷量には遠く及ばないものの、海洋環境の悪化によりウニの回復力が大幅に落ちていたからである。そこで集団管理の必要性が自覚され、ウニ部会結成へと至るわけだが、部会結成後の漁獲量の変動は図 4 で既に見た通りである。

以上から分かるように、ウニ漁は社会変化が起こるたびに強い影響を受け、そのたびに人びとは何らかの解決策を見いだしてきた。彼らはなぜ、そのように都度の管理の失敗や後退から立ち直ってきたのだろう。言いかえれば、彼らはなぜ、そのような弾力性を備えているのだろう。他地域での早い枯渇の例がある以上、ウニの自然回復力だけが原因とは考えにくい。それはやはり、2012 年の意思決定が来年以降の資源管理意思の継続を含んで行われたように、ウニを管理しよう、ウニにかかわりつづけようとする意思が、彼らにあるからに他ならないだろう。ではなぜ、彼らはウニにかかわりつづけようとするのだろうか。以下に、彼らの持つ弾力性の背景を見ていこう。

2.5.2 地域の文脈へ埋め込まれる資源

もともとウニは、人びとにとっては目の前の「おかずとりの海」から好きなときに好きなだけ供給される、自然の恵みの一つであった。おかずとりの海は広大で恵みに満ち、人びとに等しく共有されていた。そこに本土資本の流入によって急激な商品化が起こるわけだが、当時の海は埋め立て前の白い砂浜が島の東側に向かって伸びやかに広がり、依然として人びとに共有されていた。開発される前の健康な海と砂浜に賑わう人びとの姿は、多くの島民にとり良好な記憶として強く印象づけられている。当時のウニ漁は、まさに家族総出の作業であった。子供たちは夏休みに入ると朝から晩までウニ漁を手伝わされた。夏休みが来るのがイヤでイヤで仕方がなかったという話や、ウニのせいで海が嫌いになったというような話は、今でも座を賑わせる笑い話である。

おそらく、資源化された当初は、ウニの持つ高い商品性がウニとのかかわりの維持に向けたもっとも大きな動機であった。当時は現在の主力作物であるスイカやベニイモなども

導入されておらず、限られた貴重な現金収入の手だてとして、ウニは群を抜いていた。だからこそ、シマウミでの枯渇が起こりかけた際、シマウミを守るというよりは、よりよいウニを求めてよその海に出かけて行ってまでかかわりを保とうとしたのである。そのような商品としての価値に対する意識は、社会状況が変わった現在も、人びとにとって資源管理に対する主要な動機となっている。

しかし、彼らがウニとかかわり続けるのは、経済資源としての貴重性にのみ基づいているわけでもない。商品としてのかかわりが蓄積されていくなかで、上の笑い話のような、様々な感情に結びつく多くのかかわりが生まれることになった。また、おかずとりの海の記憶は今でも人びとの中でウニに対する深層的な共有意識を育んでいる。ウニに対するこのような共有意識は、漁師たちの管理の是非を取り囲む、社会的な眼ともなっている。ウニの状態に対する細かな口出しは始終のこと、イノーでの行為は注視され、漁師たちに対して「ウニも守りきれないで、あれは漁師じゃない」などという激しい言葉が投げられることもある。人びとが決まって口にするのはかつてのウニの大きさや色艶の良さであり、続いて現状が嘆かれる。海洋環境の変化も顧みないそれらの視線は、漁師たちには煩わしい。とはいえ、無視することも難しい。そのため、ウニを守ってやろう、よいウニに育ててやろうという、苦言への反発を込めた管理の動機へと結びついてきた。

更にウニ漁には、規制の中にも幾多の楽しみがある。モズクカゴ何杯という単純な採取量の制限は、カゴ内にどれだけ身の多いウニを集められるかで結果が大きく異なってくる。ある漁師は、ずしりと身の入ったウニを見つけるとぞくぞくする、と言う。また、加工技術の差が最終的なセリ値を決めるため、ここでも大きく個人差が出る。家計を左右する作業であるために、加工は大抵は漁師の妻や母親の役割である。

なかでも大きいのは、天然ウニの移植という半栽培〔宮内 2009〕的手法の導入だろう。年々棲息域を移動させる稚ウニを探し、拾い、これと思う藻場に移動して育てるという行為には、単に採る、採らないという選択による管理を超えた手応えを人びとに感じさせるからである。シマウミに名付けられた地名（図 1 参照）には、良好な藻場の名前も含まれる。ヤギの草を与えてウニを「畜養」する者もいるなど、人びとはシマウミをゆりかごのようにしてウニを育ててきた。また、この半栽培的手法を許容する資源であったからこそ、ウニ部会という集団での資源管理の場がつけられ、古宇利のウニのブランド化へともつながった。漁師たちからしばしば聞かれる、「どんなしてここまで育ててきたか」というような発言には、半野生の資源でありながら自分たちも含めたウニへの勝手なふるまいは許さ

れない、という意識が現れている。管理はたしかに彼らの行動を制限するが、そこには楽しみや矜持、充実などといった感情もまた、認めることが出来るのである。

そしてウニは、古宇利の象徴ともなっていた。古宇利におけるウニ漁解禁の知らせは、沖縄における夏の風物詩として県内のマスコミがこぞってとりあげ、大橋の開通後はウニ目当ての観光客が島に殺到するようになった。他地域でもウニ漁は行われるが、ウニで島が沸くのは古宇利島のみである。2012 年秋には、皇后から漁協代表者に稚ウニの御手渡しが行われるという出来事も経験した¹⁶。

このように、開発されない白い砂浜と、サンゴや海藻に満ちた健康な海の記憶からはじまって、島の象徴となるまで、ウニは古宇利という地域の文脈の中に繰り返し位置づけられてきた。前に述べたように、管理動機の基軸はウニが重要な経済資源であるというところにある。しかし、人びとの口から「ウニは宝」「古宇利はウニの島」というような表現を聞くと、そこにあるのは経済的動機だけとも思われない。例えば、非常に高い経済的価値を持つ新規資源であるナマコに対しては、人びとは市場の需要があるうちに取り尽くしてしまおうという勢いであった¹⁷。そして実際に、ほぼ数年でナマコ漁獲のピークは過ぎたのである。

従って、経済的動機が基軸となりながらも、それだけではない。その基軸を横から支える様々なつながりがウニと人びととの間に張り巡らされ、ウニという資源をめぐる多様なコンテキストが形成され、その存在が地域に深く埋め込まれていることが、人びとをしてウニをそうそう諦めることはできないのだという意識へと結びついている。そのために、幾度の失敗や後退を経験しながらも、再び管理の継続への意思が立ち上がってきたのである。

2.5.3 失敗の許容と資源管理の弾力性

自然資源が本来有する不確実性に加え、これまで見てきたようなウニ部会の資源管理の営みが、図 4 に見られるようなウニ漁獲量の変動を描いてきた。ウニ部会の場合は、優れて柔軟な管理手法を用いつつも、管理上の不安定さを含むことは否めないだろう。突出した

16 2012 年 11 月、第 32 回全国豊かな海づくり大会（於：沖縄県糸満市）。羽地・今帰仁漁業資源管理委員会のタマン（ハマフエフキ）資源管理が環境大臣賞を受賞したことが理由。

17 ナマコは長く無規制であったが、急激な乱獲状態を防ぐため、2013 年 9 月より与那国を除く県内全域で漁業権の対象となった。

リーダーシップの不在ならびに科学的データの不使用は、資源管理の安定を目指した合理的な態度とは言えないかもしれない。けれども、場を不安定にするかに見えるそれらの態度は、人びとがせめぎ合う場にあっても、特定の者へ発言力や権力が片寄るのをそれとなく回避することを可能にしていた。それは既存の島のつきあいの中に、資源管理という要素を持ち込む、彼らなりのやり方であっただろう。

ウニ部会の場合は彼ら一人一人にとってはまぎれもない社会空間の一つであり、さまざまな感情がもつれあう場でもある。そして彼らはウニ漁者であると同時に、生活の場を共有する生活者でもある。夕暮れ時の商店で、早朝の畑で、あるいは集落内の狭い小路で、顔をあわせ言葉を交わす。むろん、諍いや衝突がないわけではない。しかし、そのように編まれた暮らしのなかでは、資源の管理も大事だが、人と人とのあいだ、すなわち互いの関係を保つこともまた、大事なことだ。このことは、彼らが親密であるがゆえの均質性で覆われていることを意味しない。そうではなくて、互いの間に差異があることを自覚した上で、その差異を承認しているのである。

これらの態度が、半ば自覚的な失敗も含んだ管理の停滞や後退といった資源管理のゆらぎを生じさせ、人びとはそれを許容してきた。一方でその資源は、さまざまななかかわりのなかで輻輳的なコンテキストが生成され、そのコンテキストが地域社会のなかに深く埋め込まれることで、人びとをして資源を管理し続けようという意思を喚起してきた。この両者のあいだで、古宇利島の人びとは、生活の場を共有する人びとが共に資源に向かい合う時の難しさを飼い慣らしながら、あるいは自分たち全体の行き過ぎに立ち止まりながら、弾力性を伴った資源管理という実践を重ねてきたのである。

2.6 彼らが主体であるべき理由

本章では、古宇利のウニの資源管理に生じるゆらぎと人びとによるその許容、そして彼らが持つ資源管理の弾力性の内実を追いかけてきた。それを受けて、ここであらためて、なぜ地域社会が資源管理の主体となるべきなのかを考えたい。

彼らが行っていたのは、自然との、そして人との、絶え間のない交渉だった。そうした交渉のなかで、彼らが不断に探り続けてきたのが、資源管理の妥協点、すなわち「おとしどころ」だ。彼らは島のつきあいと資源の維持の双方を両立させるために、普段はゆるや

かであいまいな意思決定の場をうまく利用しながら、また、刻々と変化する自然の状態を受けながら、今年は何の辺まで採ろう、守ろう、といった交渉を重ねてきた。そしてときに人と人との交渉の決裂を回避するため、自然との交渉との決裂、すなわち管理の失敗を許容してきた。それが具体的な管理の実践となって、今日まで積み重ねられてきたのである。

確かに彼らは、資源管理の成功をくり返す主体ではない。しかしまた、資源管理の主体であるだけでもない。複数の声に満ちた生活主体として地域社会のなかで自然資源管理を行うとき、各々の存在の差異を自覚し、承認するからこそ、ときに資源の管理は大きくゆらぐ。そして地域社会に埋め込まれた資源のコンテキストの存在が、ゆらぎを決定的な失敗から引き戻す。交渉を重ね、失敗を許容し、個々人の在りようを損ねることなく資源管理の妥協点を見出せるのは、彼ら自身に他ならない。ここに、例え彼らのやり方が不合理に思われたとしても、ある一定の空間——地域社会という空間で営まれる資源管理の主体は彼ら自身であるべき理由を認めることができる。

古宇利島の事例からはまた、資源との多様なかかわりとそこから生成される資源をめぐる輻輳的なコンテキストの存在が、人びとが生活主体でありながら同時に管理主体として立ち現れることを可能にする、大きな要因となっていることが明らかになった。そうしたコンテキストの存在が、交渉に根ざした管理がもつゆらぎを許容しつつ、決定的な資源との決裂とを防ぐという、資源管理の弾力性を支えているからだ。

しかし、じつは近年、交渉にねざした管理がおびやかされている。海の生態系が回復しないのだ。古宇利のウニは2018年現在、禁漁が続いている。たしかに、一度危機に陥った資源を回復させるのは容易ではない。県内全域においてウニが回復しない要因として、県の水産海洋技術センターは、過度な漁獲のほか、低潮時の大雨、赤土・化学物質、成育場環境の劣化、気候変動など、様々な環境要因が複合的に影響している可能性を指摘する〔太田・久保・渡辺ほか 2017〕。

交渉は自然であれ、人であれ、ともかくもはたらきかけの可能な相手を対象として初めて成立する。そのはたらきかけが無効なとき、あるいは複合的な環境要因といった、彼らによってはたらきかけの対象性が不明確な枠組みが相手のとき、交渉にねざした資源管理は不成立になってしまう。禁漁は交渉の放棄ではなく継続を意味しているから、まだ不成立にはなっていない。交渉をいかに継続させていくか、それが不可能な場合にどうするか。それが、これからの資源管理で問われていくだろう。

さて、以上から、自然資源管理、環境保全をめぐる次のキーワードが導かれる。そのひとつは「コンテキスト」、ひとつは「交渉」だ。続く3章、4章では、舞台をやんばる地方の安田集落に移そう。3章ではまず、人びとがいかにさまざまな枠組みと、そして自然そのものと交渉しながら、彼らの資源空間を編み直してきたかをみていく。そして4章では、資源をめぐるコンテキストの「不在」という問題を考えていく。

3 かかわりの記憶__やんばる・安田集落の事例から

3.1 貴重な自然

湿潤亜熱帯の島嶼的な生態系に恵まれたやんばる 3 村¹の中でも最大面積を占める国頭村は、総面積 19,480ha のうち林野面積が 16,435ha を占め²、比率にして実に 84% が森林で覆われている。脊梁地帯には本島最高峰の与那覇岳（503m）、伊湯岳（446m）、西銘岳（420m）等の山々が連なり、「やんばるの森」として県民に親しまれるイタジイ（スダジイ：*Castanopsis sieboldii*）を優占種とした常緑の照葉樹林は、県鳥でもあるノグチゲラ（*Sapheopipo noguchii*：国指定特別天然記念物：国内希少野生動植物種：絶滅危惧 IA 類）、ヤンバルテナガコガネ（*Cheirotonus jambar*：国内希少野生動植物種：絶滅危惧 IB 類）、オキナワトゲネズミ（*Tokudaia muenninki*：絶滅危惧 IA 類）、そしてヤンバルクイナ（*Gallirallus okinawae*：国指定天然記念物：国内希少野生動植物種：絶滅危惧 IA 類）などといった生命の数々を、今日に至るまでその懐深くに育んできた。

その自然環境は生態学的・生物学的に極めて貴重な価値があると評価され、この「貴重な自然」をめぐる、やんばるの森を取り巻く状況は大きく変化してきた。2003 年には多くの固有種・遺存固有種を含む生物多様性の宝庫として、また、希少種・絶滅危惧種の生息地として重要であるとして、世界自然遺産の登録候補となり、2016 年 10 月には登録へ向けた前哨段階として「やんばる国立公園」³が誕生した。世界自然遺産登録については、2018 年 5 月に IUCN によって記載延期勧告を受けたが⁴、同年 11 月、2020 年の

1 「やんばる」は地域範囲に明確な定義はなく、古くより森林地帯であった沖縄本島北部地域一帯を表す俗称である。広くは恩納村以北を指すが、現在では、森林が多く残り、また、多くの固有種、希少種が生息するエリアとして、東村、大宜味村、国頭村の三村に限定して使用されることが多い。

2 農林水産省「2010 年農林業センサス」。

3 国頭村、大宜味村、東村の陸域 13,622ha（うち特別保護区 789ha、第一種特別地域 4428ha、第 2 種特別地域 4054ha、第 3 種特別地域 3345ha、普通地域 1006ha）、海域 3,670ha が対象地域であり、国頭村が陸域の 75% を占める。国内では 33 番目、県内では 1972 年の西表石垣、2014 年の慶良間諸島に次ぐ 3 番目の指定。

⁴ 記載延期勧告の内容は、生物多様性については評価基準を満たしうる可能性があるが、推薦範囲が分断され連続性を欠き「完全性（integrity）」の評価基準に合致しない、ということだった。また、北部訓練場返還地を含めて推薦範囲を再考すべき、とも指摘された（環境省「IUCN 評価結果の概要」<http://www.env.go.jp/press/files/jp/109063.pdf> 2018/11/15 アクセス）。

審査に向けた再推薦が決定された。登録が果たされれば、国内で5番目の世界自然遺産となる⁵。現在では、やんばるの自然を守る取り組みとして、固有種・希少種の保護・増殖、外来種対策などを中心とした活動が、環境省や関係諸団体によって展開されている。また、再審査へ向けて、そうした活動はより活発化していくことが予想される。

とはいえ、この森は手つかずの自然ではない。古くより、森は人々にとって重要な資源空間だった。琉球王府時代には杣山と呼ばれ、建材、造船材、薪炭材などの供給源としての役を担ってきた。県政時代になると、都市部へ林産物を出荷する「山稼ぎ」と呼ばれる生業の舞台となった。平地も少なく陸路も閉ざされたこの地では、薪木や用材が多くの集落にとってほぼ唯一の現金収入源であり、集落単位で手入れや管理も行われてきた。ひとたび山に入れば、そこには今も、かつて人びとが材木を引きずって出来た跡道や、良木を求め歩いた細い林道、ヤンビシャと呼ばれた山管理の役人が呑んだ酒瓶が転がっている。これらの痕跡を残す住民たちによる盛んな利用は、1970年ごろまで行われ、その後は林業者を中心とした利用へと移行している。

このように、「貴重な自然」が古くより住民たちによる利用が行われており、今もなお林業者によって利用されていることから、この地では、森林利用と希少生物との関係をめぐる長い論争がある。極端な場合は、手つかずの自然を守れ、として現在の森林利用に強く抗議する自然保護論者に対して、森林の盛んな利用を経た現在も希少生物は生き残っている、と反発する地元住民や林業関係者は少なくない[齋藤 2011; 谷口・桑子 2014 ほか]。このような論争の原因として、「地元住民や林業関係者と地元以外の人々との森林の成り立ちに関する歴史認識の差異」[齋藤 2011] や、「生物群集の維持機構に関する知見の欠如」[久保田 2001] などが指摘されているが、論争の終結には至っていない。貴重な生態系を維持するやんばるの森は今、多くの社会的視線を集めながら、新たな自然との結びつきのかたちが模索される状況にある。

その模索の過程で、高まる「貴重な自然」への評価を背景に、希少生物の存在を積極的に受容して地域活性を図ろうとしている集落もある。社会的関心を集める希少種の存在は地域にとって高い利用価値を持つ[佐藤 2008; 菊地 2010]。自然保護の普及啓発と希少種をシンボルとした地域発展を目指す、として行われているこの取り組みは、しかし、様々な問題にぶつかっている。

5 推薦候補地は鹿児島県奄美大島・徳之島、沖縄県北部（やんばる）・西表島の4地域からなる。2013年1月31日のUNESCO暫定リスト掲載にあたっては、世界自然遺産登録基準（Natural criteria）のうち、「ix（生態学的・生物学的過程に関する基準）」と「x（生物多様性保全に関する基準）」が選択されている。

本章と続く4章では、「貴重な自然」への評価が高まる地域社会において、自然保護の見地から進められる人と自然へのかかわりの評価が、地域社会にどのような問題を引き起こすかを考える。そのために、まずはこの章で、このやんばるの森と人が、どのような歴史的かかわりをもってきたか、そこにどのような自然や他者との交渉があったか、どのような時代の枠組みのなかで、森を資源空間として成立させてきたのかを見ていく。そして次章で現代に戻り、「貴重な自然」というまなざしのもとで資源空間が変容していくなか、貴重な自然のシンボルとして立ち現れた希少種とそれを新たな資源として見つめる眼、その視線に対峙する人びとの揺れ動きをみていきたい。

3.2 人と森のかかわりをどう評価するのか

この章でまず問うのは、人と生態系との複合的な関わりをどう評価するのか、という問題だ。ブロッコリー状の樹冠が続く特徴的な景観をなすやんばるの森は、ともすれば幻想的な「原生自然」のイメージを抱かせるが、この森はその大半が古くから多くの人為的影響を受けながら、今日の姿を形成している。その利用主体はコミュニティから林業者へと移行しているが、この森が貴重な野生生物の宝庫であるとの認知が高まるにつれ、「貴重な自然」に対する人為的影響の是非がさまざまに問われることとなった。特に厳しい視線を向けられたのは、森林伐採である。この森では、日本復帰以降、大規模な林道建設やダム開発⁶が行われ、林道建設に関しては、2度の訴訟が起きる事態となっている。1990年以降は大規模な伐採は行われていないため、その植生はゆるやかな回復状況にあるとされているが、前項でみたように、林業者による利用が今後も予定されていることから⁷、森林伐採と希少生物との関係をめぐって激しい議論も起こってきた。その一極は、自然保護論者による「天然林を守れ」というものであり、また一極は、林

6 現在、国頭村内には辺野喜ダム、普久川ダム、安波ダムの3基の国直轄ダムがあり、中南部の水壑となっている。これらのダム開発によって川の流量が大幅に減ったとする住民も多い。

7 1978年に始まった「沖縄林業振興特別対策事業」による補助制度を受けて、国頭村森林組合は高率補助（造林70%、林道70%）による路傍整備、伐採・造林・除間伐（複層林改良）などを行い、伐採した木材はチップ材として粉碎し本土の製紙メーカーに向けて出荷してきた。こうした事業はたびたび批判的となっている。その森林組合は現在、森林パトロールや付加価値をつけたヤンバル材の製品開発などに徐々に方向性を切り替えており、2012年以降、環境に配慮した森林の利活用として「やんばる型森林業」の確立を目指している。

業関係者や地元住民などによる「昔はもっと伐ってきたが、今も希少生物は生き残っている」というものである〔齋藤 2011〕⁸。

やんばるの森林環境史について研究を進める齋藤和彦は、このような論争の一因を、「地元住民や林業関係者と地元以外の人々との森林の成り立ちに関する歴史認識の相違」にあると捉える〔齋藤 2011〕。たしかに、やんばるの森では過去に幾度か、住民たちによって強度の伐採が行われてきた。とくに沖縄戦後からの復興期における伐採は、乱伐ともいえる状況であったことが多方面から指摘されている〔羅・篠原 2002; 仲間 2007; 生沢 2014; 芝 2016 ほか〕。両者の歴史認識の差異を埋めるためにも、また、守るべきエリアを定めるためにも〔齋藤 2011〕、やんばるの山がどのような伐採を経験してきたのかを科学的根拠をもって明らかにするために、これまで、航空写真や森林簿、聞き取り調査などを用いた施業履歴解析が試みられてきた。これらの研究によって、1920 年代半ばから 1930 年代後半、1940 年代後半から 1960 年代後半に更新のピークがあること、林齢の違いはあってもほとんどの林分が更新履歴をもつこと、1970 年代ごろまで脊梁部近くまで伐採が及んでいること〔齋藤 2011〕のほか⁹、とくに沖縄戦後に著しい景観変化が見られること〔高嶋・加佐次・齋藤 2008〕、「原生的な自然」が残っているのは西銘岳南部と照首山-伊部岳間の一部にほぼ限られること〔佐藤・後藤・小高ほか 2011〕などが明らかになっている。

とはいえ、「昔はもっと伐ってきた」というのが、やんばるの生きものたちに対して、実際にどのような影響を与えてきたかについては、じつはよく分かっていない〔久保田・

8 両者の典型的な論争として、前者の立場に立つ昆虫生態学者の伊藤嘉昭と後者の立場にたつ林業経済学者の仲間勇栄の間の論争がある。仲間は、1993 年に行った「山原の森林開発と自然保護問題」と題する放送公開講座で、当時の森林伐採量に比して戦前の国頭郡の伐採量が 5~6 倍、1950 年代で 11 倍程度あったことを指摘し、このような人間の強いインパクトがあったにも関わらず、やんばるの生き物たちが生きのびてこられたのは人間活動と野生生物との長いつきあいのなかで共生のシステムがつくられていたのではないか、という論点提起を行った〔仲間 1993〕。これに対し、伊藤はその著書『沖縄やんばるの森——世界的な自然をなぜ守れないのか』〔伊藤 1995〕で、かつての伐採は皆伐ではなく択伐であったから自然が守られてきた、二次林に増えるのはせいぜい侵入動物や害虫だけだ、などとし、仲間の主張を徹底して批判した。仲間はこの批判に対し、「沖縄北部地域の林業と自然保護問題に関する一考察」〔仲間 1998〕という論考を発表し、かつての伐採は優良樹の抜き切りであり、伊藤氏の述べるような山林保護のための択伐とは異なる、等の点を挙げて反論している。

9 齋藤〔2011〕は所有形態ごとの林齢分析を行っており、それによると、1920 年代半ばから 1930 年代後半に更新のピークを迎えたのは国有林、1940 年代後半から 1960 年代前半に迎えたのは民有林である。また、県営林で 1960 年代から 1970 年代に拡大造林が盛んに行われていることも明らかにした。更新ピークはそれぞれ、明治末期の政治状況の混乱期、沖縄戦後の復興期から燃料革命によって薪燃料が衰退する時期にあたる。戦後復興期の過伐については住民自身もよく記憶しているが、明治末期の過伐については幾つかの文献に記載はあるものの、広くは知られてこなかった。筆者もこの時期の伐採については聞き取りの際に伝聞として聞いたことはあったが、詳しくは分からなかった。齋藤の地道な研究によってこの時期の伐採の一端が明らかになったことになる。

新里・菊沢ほか 1999]。やんばるの林業史を研究する仲間勇栄は、伐採の方法やその干渉度合の違いによって形成されてきたモザイク状の植生環境が、やんばるの生き物たちによって巧みに利用されてきた可能性を指摘するが[仲間 1998]、絶滅危惧種のなかには腐朽が進んで樹洞が形成された大木に依存するものが多いこと、60 年生二次林と非皆伐成熟林の林分構造を比較すると後者のほうが明らかに単位面積あたりの出現樹種数が豊富であることなどから、棲息域の回復のためには、やはり「伐らない」エリアを拡大・連結することが必要だとする意見がある[高嶋・大島・久高ほか 2014]。やんばるの森林生態系を研究する久保田康裕[2001]は、森林利用と希少生物の保護をめぐる対立の原因のひとつは「生物群集の維持機構に関する知見が乏しいこと」にあると捉えつつ、やんばるでは過去の生物相に関する詳細なデータがないために、「昔はもっと伐ってきたが、今も希少生物は生き残っている」という言い分の真偽は判断できないとする¹⁰。

このように、今後の利用のあり方をめぐって、過去から現在に至るまでの伐採行為がクローズアップされる一方で、住民たちからは、「昔から山はずっと面倒をみてきた」（住民たちはこの森のことを「山」と呼ぶ）という声も聞かれる。やんばるの森では、これまで多くの植林、造林行為が住民たちの手によって行われてきた。地元の人びとが「ブイク（撫育）」と呼ぶこの作業は、彼らにとっては文字通り、山を撫でるように大切に育てる、という作業でもあった。しかし、たとえば植林された樹種はその時々で人の側から有用とされた樹種であって、やんばるの生き物たちにとって有用とされる樹種であったかどうかは分からない¹¹。また、下草刈りや低木の除去などは、やんばるのような亜熱帯林で行うと、林床が乾燥しやすくなるために昆虫等に影響を与え、生物多様性を損なう可能性があることが、生物学の専門家から指摘されている[東 1997:104-105]。「住民が山を育ててきたのだ」というのは、やんばるでよく聞かれる言葉だが、このような人為的な介入を積極的に評価する研究は、いまのところ見られない。

歴史的にみて、やんばるにおける人と森との関係は、過伐と保護をその両極とする、連続的なかわりのなかで形成されてきたと言える。戦後復興期に代表される、乱伐と

10 久保田[2001]は続けて、少なくとも現在のやんばるにおけるレッドデータ記載種の多さ（哺乳類 4 種、鳥類 7 種、爬虫類 5 種、両生類 4 種、昆虫類 27 種。2001 年時点）が「人為影響が自然環境に作用した状況証拠の一つ」であるとした上で、経験論を超えた、あるいはその理念を定量的なレベルにまで拡張した森林管理策を生態学的データに基づいて提示する必要がある、と強調する。

11 現在の国頭村内の森林地域の人工林率は 20%程度であり、その多くは 7 齢級（約 35 年生）のリュウキュウマツ林となっている[谷口・桑子 2014]。やんばるの林業史に関連した文献資料[仲間 2011、国頭村役場 1983 など]によると、リュウキュウマツのほか、イジュ、ユシギ、クスノキ、スギ、センダン、クスノキ、イヌマキ、アカギ、シーギ、チャギ、エゴノキ、ホルトノキ、クヌギ、オキナワシャリンバイなど、さまざまな種が植林されてきた。

呼べる状況も含め、人びとは森にかかわり続けてきた。しかし、久保田の言うように、やんばるの生き物たちに関する長期的なデータがそもそも不在である以上、人びとの山へのかかわりがやんばるの生態系にどのような影響を及ぼしてきたのか、その科学的評価を定めることは難しい。近年、国頭村が発行した新・国頭村史『くんじゃん』に「やんばるの自然は手つかずではなく、これまでの人間活動の関わりにおいて現存している」としながらも、「人間が活動するということは自然破壊を積み重ねていくことかもしれない」と書き込まれたことから「[国頭村史『くんじゃん』編さん委員会 2016:27]、村自身、「貴重な自然」に対して住民たちが積み重ねてきたかかわりの評価に揺れ動いていることが読み取れる。多くの住民たちが直接に森を利用することがなくなった現在、今後の森の利用のあり方、という問題自体に関心を抱かない人びとも多い。そのような状況のなか、とにかく生物多様性の宝庫、絶滅危惧種の生息地としての「貴重な自然」と、人びとの活動地帯を区分しようという方針が、現在のやんばるの森に対するさまざまな施策・活動の中心に据えられているといってい¹²。

しかしまた、人びとの森へのかかわりが、生態系の保全や希少生物の生息地保護という見地から肯定的評価を下されるにせよ、否定的評価を下されるにせよ、あるいは判断保留とされるにせよ、森が人びとにとって重要な資源空間であったことに変わりはない。とはいえ、森はただ森であるだけでは、彼らにとって資源空間とはならない。そこにはマクロな社会状況に規定されながら、空間の可能性を引き出すための、さまざまな社会的な仕掛けがあり、交渉があり、戦術があり、そして身体的な経験があった。この章では、歴史的、社会的文脈に沿いながら、森を資源空間として形成する、人びとの複合的な行為の積み重ねをみていく。そうした営為をみたあとで、彼らの営為が評価されない、

12 たとえば、やんばるの山では保全地域と利活用地域を区分するゾーニングが盛んに取り入れられている。世界自然遺産登録を射程に入れた国立公園化に伴うゾーニングはもちろんのこと、2011年に国頭村が策定した「国頭村森林地域ゾーニング計画」[国頭村 2011]、2013年には県農林水産部森林緑地課（現・森林管理課）が策定した「やんばる型森林業の推進」によるゾーニング[沖縄県 2013]、などがある。「国頭村森林地域ゾーニング計画」は、残すところ・守るところ・再生するところ・利活用をはかるところ、の4区分からなり、「やんばる型森林業の推進」によるゾーニングは、自然環境保全・水土保持・林業生産・森林利用の4区分から構成されている。ただし、国頭村ゾーニング計画については、単なる境界設定ではなく「保全と利活用の緩やかな境界」が目指されており[谷口 2012]、このようなゾーニングは、人の自然とのかかわりを考慮に入れているという点で、ユネスコのMAB (Man and Biosphere)計画に近い発想とも言える。このように、ゾーニングが一様に人と自然の境界線を固定化、明確化するものではないとしても、やはり、核心部分は基本的に手つかずで守ろうという「原生自然の保存」という思想がその背景にあることは否めないだろう[鬼頭 1996:234]。笹岡[2012]も、ゾーニングが生物資源の保存にとって有効な保全手段であることは疑いないとしながらも、地域の人びとが自然の「創造者」としての役割を果たしてきた可能性がしばしば不問にふされてきた、と指摘する[笹岡 2012:7-8]。

という問題を考える。また、以降は、地元の人びとの呼び名に沿って、森を「山」と称する。

3.3 調査地の概要

安田集落は、国頭村の東海岸側に位置し、村内 20 集落の中でも 2 番目に広い森林面積を保有する、山深く静かな集落である。同村西海岸の与那集落から山中を走ること 16km、県道 2 号線の終着地点にあたるこの集落は、脊梁に地元の呼称でインラヒと呼ばれる均衡の取れた傾斜を持つ伊部岳（353m）を望み、小字として伊部を抱える。

太平洋に面する東側を除く三方を山に囲まれ、それぞれをササ、メーバ、ヤマナスという。各々が 2 年に 1 度行われる大シヌグという年中行事の際、集落の男たちが「ヤマヌブイ（山登り）」をする聖山である。半裸身に蔓草や小枝をまといつけ、花や木の葉で飾った藁冠を被った男たちが山中でセジ（霊力）を預かり、一日神となって集落に下り海で厄を流すこのヤマヌブイは、山との深いかわりを現すとされ、現在は村内でも安田でしか行われていない¹³。

集落に迫るその山々と、海岸付近の間に僅かに開けた平地に塊状に形成された集落には、1960 年代中頃まで 600 名近くの人口があったが、現在は 150 名、世帯数にして 75 世帯が暮らしている。65 歳以上の割合は 3 割にのぼる¹⁴。近年では移住世帯も増え、全世帯の 1/10 近くを占めるようになった。住民の主な生業は農業ならびに漁業である。かつては村内では奥間集落に次いで水田の多い集落であったが、減反政策により水田は 1970 年代には姿を消した。農業は甘蔗、蜜柑、馬鈴薯などの作付が多く、漁業では網漁、潜水漁、近海釣漁などのほか、遊漁やパヤオ漁なども営まれている。ただし 50 代以下の世代では辺土名や名護などの近隣商業圏に通勤する者が多く、農漁業に従事する者は数名に過ぎない。ほか、畜産を営む世帯が 3 世帯ほどある。

豊かな自然に恵まれた安田を悩ませてきたのは、その僻地性である。国頭村全域が、その豊かな山ゆえに他地域と隔てられ、中南部の人びとから田舎者の意を含んで「やんばらー（やんばるに住む人）」と呼ばれてきたのはそう古いことではない。なかでも安田の位置する東海岸側は、脊梁地帯を縦走する与那覇岳等に遮られていたために、村の経済・行政の中心である西海岸側とさえ隔離されてきた。陸路の届かない地理的な孤立状

13 1978 年 5 月、「安田の大シヌグ」として国の重要無形民俗文化財に指定。

14 平成 27（2015）年度国勢調査。

態が長く続き、そのために社会資本整備も大幅に遅れ、「陸の孤島」と称されてきた。かつては、西海岸側の与那に出るまで歩路で約6時間、途中40回以上も蛇行する川を渡る必要があったという。猛毒を持つハブによる咬傷は、医者も血清も事欠くなかでたびたび重篤な被害を生み、傾斜地によりやく拓いた畑もまた、山に棲まうイノシシに脅かされた¹⁵。与那一安田間を結ぶ横断道路が開通したのはようやく1950年代も後半になってのことだったが、未舗装の1車線という悪条件であり、現在のような2車線舗装道路になったのは、さらに遅れて1980年代半ばになってのことだった。

集落の中心には、「安田協同店」¹⁶という、安田の住民が運営する店がある。これは区の財産として管理されている。店舗は近年改装されてきれいになったが、じつは協同店という組織そのものは創立以来100年を越える。歴史的に山と深いかわりを持ち、このことについては後に詳しく述べる。数世代にわたって受け継がれてきたこの店の現在の店主は、県外から移住して10年以上になる、珈琲農園を営む若い夫婦だ。

協同店を過ぎてさらに進むと、安田小学校がある。小学生はここ数年は10名ほどを前後している。中学校は2003年まであったが、現在は廃校となり、中学生は村の行政の中心地である西海岸側の辺土名まで通う。

なお、安田集落は行政区としては安田区¹⁷と称する。また、集落を指して「字」「シマ」「^{あざ}字区」などと呼ぶこともある。さらに、王府時代は安田^{むら}村と称されていた。以降、文脈に応じて使い分けるが、その領域はどれも変わらない。

15 イノシシの被害を防ぐため、やんばる地域では山中に猪垣が築かれることがあった。安田では1914年から1915年にかけ、山中に8.9kmに及ぶ囲繞型の猪垣が築かれたことが知られている。切り土や石塁、土塁などが組み合わされたほか、崖、川、滝などの自然地形も利用した。また、テーブルサンゴを山中に運んで、これもよく利用した〔安田区 2014:135-138〕。

16 1958年に今の「協同店」へと改称した。それ以前は「共同店」と表記した。

17 1972年の沖縄の日本への施政権返還により地方自治法が沖縄にも適用されて以降、地方公共団体となった国頭村の末端行政区として安田区となった。

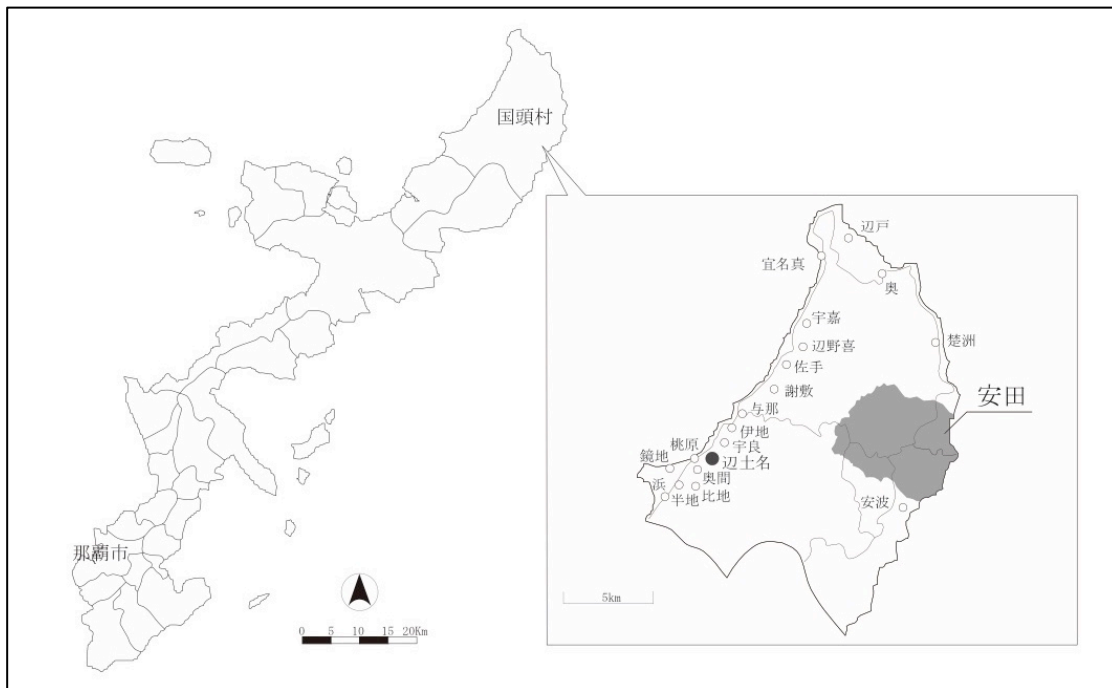


図 5 沖縄県本島における国頭村の位置ならびに安田位置図
(出所) 国土地理院「20 万分の 1 地勢図」をもとに筆者作成

3.4 YKさんの話

安田に住む 1934 年生まれの YK さんは、10 代のころから山に入り、「山稼ぎ」と呼ばれる仕事に従事してきた。山稼ぎとは、端的に言えば、山から得られる種々の林産物を都市部の市場に出荷し、それを現金と交換する行為である。つまりは、森林伐採の履歴を描いてきた生業だ。

YK さんたちが山稼ぎに利用していたのは、「安田の山」と呼ばれる集落内の公有林が主だった。山から生み出される資源は多様で、出荷の中心を占める薪、用材、山原竹のほか、小丸太、丸太、樽板、鋤の柄、山藍、樹皮など、実に様々なものが生産されていた¹⁸。

この山稼ぎが本格的に成立したのは、明治期後半のことになる。以来、1960 年代まで集落のほとんどの男女がこの生業に携わってきた。安田で山稼ぎが完全に終わりを迎えたのは、1972 年の沖縄の日本への施政権返還とほぼ同時だと言われている。山稼ぎが終

18 国頭村全体でみれば、炭焼きも盛んに行われており、山中に炭窯跡が点在しているが、安田では地元住民による炭焼きはほとんど行われていない。

わったあと、山の利用は集落から林業者へと移っていった。なかには、林業者に雇われて、村の森林組合¹⁹が出荷するサポート材やチップ材の伐り出し、造林事業などに携わる人たちも少なくなかったが、組合からの受注が少なくなるなどして、1990年代になるとほとんどの人が山から遠ざかることになった。YKさんも、撫育の仕事を最後に受けたのは60歳ころのことになる。現在の彼は、甘蔗や馬鈴薯などの畑作業に忙しく、山に入る暇がない。

2011年10月、「山に入るのは久しぶりだ」というYKさんに、彼が歩いた山を案内してもらった。人一人通るのがやっとのきつい斜面の山道を平地のように歩く、80代になるYKさんの背中を見失っては大変だと、筆者は必死にその後をついていった。ところどころに米軍演習場の区域を示す「USMC」²⁰と書かれた黄色い境界杭が現れる。また、赤い鉄板に「鳥獣保護区特別保護地区 環境省」と白字で書かれた看板も立っている。

今ではほとんど人が入らなくなったエリアに入れば、ひどいところでは左右から3、4mほどもあるヤンバル竹が押し寄せて、視界がほとんど通らない。YKさんはペースをほとんど乱さずに、手にした長い手鎌で軽快に竹をかき分けながら進んで行く。YKさんの背中に視点を固定しているため、筆者には足もとを確認する余裕もない。竹のはねっかえりが身体に痛く、首から提げたカメラのレンズキャップも竹にはじかれてどこかへいった。YKさんは時折振り返って筆者がついてきているのを確認すると、またすぐに進んで行ってしまう。だいぶ奥まで来た、と思えば、木々の枝にところどころに赤い布帯が結ばれている。マングーストラップを仕掛ける作業員のための目印だ。

並んで歩けるほどの広さの道になったり、斜面の緩やかな場所に出たり、YKさんがなにかを目にしたりすると、そのたびに半ば独り言のように、半ば筆者に向けてのように、YKさんの語りが始まる。

・・・元の林道さ、これ、これは旧林道だから、ほとんど利用した、戦前も薪を採りに、子どもの頃から、こんな道、どうもないよ、伊部岳は座り込みしたよ、ここからずっと向こうよ・・・ワラジは履かないよ、大抵は裸足、昔はね、このあたりはもう木はない、もっと向こうだよ、これはシーギ、和名まではわからん、これはヤンバル竹、こ

19 1984年設立。

20 United States Marine Corps（米海兵隊）の略。やんばるの森には1957年以来、約7,800haの米軍北部訓練場があり、これは当時最大面積の米軍専用施設であったが、2016年12月に1996年に締結された日米特別行動委員会（SACO）合意に基づき、その一部約4,000haが返還された。北部演習場は海兵隊の管理の下、海兵隊各部隊ほか陸・海・空軍が対ゲリラ訓練基地として使用し、米軍唯一のジャングル訓練場となっている。

れかな、大昔の道、これかな、ああ、これだ、これだ。「安田の山」というのは、ご先祖
たちが道も造ってるしね。林道つくってから、自分の子どもころはほとんど山よ、現
金収入はね・・・・・・・・久しぶりだなあ、来るの、伊部岳の上の方は伐られているんだ
よ。米軍が伐って、伊部岳は美ら山^{ちゅう}だと思って見ていたよ・・・・・・・・この土がまた威
張るんだよ。固くて、この道を担いで歩くんだよ。転ぶさ。この辺はもう木がないね。
木は山によって違う、成長が。僕らが小さい頃からこの辺はいい木がなかった。もう、
山は手を入れるな、と。環境省から。もう、何もできない・・・・・・・・ここがハンナン
チ山というところ。この川はウィヌハー²¹に出るんだよ。この道は自分たちが使った道。
そう、こんな傾斜を担いでよ。ここはカシノキがあるわけ。何本も出ている。この赤い
のは境界。番号が書かれてる・・・・・・・・ここをずっと行ったらユツパ²²に出る。あの橋
に。あれが絶対、国有と公有との境界になっているわけ。僕は境界まで森林改良事業し
たから。天然改良事業は、国有もあるし公有林もさ・・・・・・・・これは売店がつくった
林道。木を伐り出すために、トラックを入れるために。昔は自分たちで金を出してつく
っているんだよ。売店は、僕は1964年の4月に入って、69年の12月いっぱい辞めた。
そこまでずっと山ばかり・・・・・・・・この竹はね、昔ここで登ってきたグサン²³を刺したから、
こうやって、今生えているみたい。えらいね。子孫をちゃんと残してる。これはヤンバ
ル竹じゃない、インジャラヒ²⁴という・・・・・・・・これはね、戦時中よ。みんな山の中に
逃げたから。麓まで来てる。まだ焼き物の欠片が残ってるよ・・・・・・・・あがやー²⁵、き
れいなー。これカシか。これイジュでしょ。これが一番、あいえー。これなんか、もう、
すぐ斧で削って、これ倒すの、わずかししかからん。ここは国有だから、国で。しかし
戦後、どさくさまぎれで、黙って泥棒したんだ。どさくさまぎれに・・・・・・・・森林組
合からの仕事は公有林。10何年か前まで。今は、もう、仕事はなくなったよ。それまで
はずっと手入れしていたんだよ。手入れしていたころの方がいいよ・・・・・・・・もう奥
山に入ったよ、もう入ったわけさ・・・・・・・・ああ、思うようにいい山になっていない
ね、ここは・・・・・・・・ここもいい山になってないね・・・・・・・・²⁶

21 地名。

22 地名。

23 杖のこと。

24 ホウライチク (*Bambusa multiplex*)。

25 驚いたとき、感心したときに出る感嘆詞。「あいえー」も同じ。

26 2011年10月19日、YKさん。

少し補足しよう。伊部岳の座り込み、というのは、施政権返還をひかえた 1970 年の年の暮れ、突如人びとに知らされた米軍の実弾訓練通告の際に巻き起こった住民運動のことだ²⁷。また、ご先祖が道をつくった、というのは、杣山時代からの集落の山とのかかわりのことを指している。売店というのは集落概要でも触れた安田協同店のことで、山稼ぎと深いかわりがある（これはのちに詳しくみていく）。また、戦時中は、やんばるの山には中南部から多くの人が逃げ込み、YK さんたちも山中で生活をした。

杣山のころ、撫育の仕事、山の知識、米軍の影響、戦後の盗伐、売店のこと、環境保護の動き。ぽつぽつとした語りのなかには、YK さんと山、安田と山のかかわりの履歴が、みごとに凝縮されている。本章でみていくのも、そうした一つ一つである。

YK さんの世代は、山稼ぎで生計を立ててきた最後の世代になる。集落には、山稼ぎのころを語る人びとがまだ 20 名ほどもいるが、その数もだんだんと減ってきた。YK さんは、「山は命そのものだった。僕らはみんな、山で生活してきた」²⁸という。山稼ぎをしてきた人びとは、そのような表現をよく使う。

では、彼らが利用した「安田の山」はどのようにして形成されてきたのだろうか。そして、山稼ぎという生業は、どのような社会背景のなかで成立していったのだろうか。まずは、そのはじまりの時期をみていきたい。

27 伊部岳闘争（1970 年 12 月）。国頭村の安田、安波、楚洲の 3 区にまたがった伊部岳（353m）の実弾射撃演習阻止闘争のこと。1970 年 2 月～3 月にかけて、米軍によって伊部岳山頂が約 10m 削られる工事が行われた。その後 12 月 22 日、米第三海兵師団が USCAR（琉球列島米国民政府）を通じて、琉球政府農林局に対し国頭村内の北部訓練場の一部を実弾射撃場として使用すると通告し、翌日地元紙に掲載されたことで、この通告が住民の知るところとなった（「国頭で大規模な実弾訓練 米軍が通告」琉球新報記事、1970 年 12 月 23 日、「米軍は二十一日、米民政府を通じて琉球政府に現在、海兵隊のゲリラ訓練地域として使用されている国頭村の楚洲、伊部、安田近辺の約六、七平方キロ（百九十三万坪）にわたる地域を海兵隊の実弾射撃場として使用するので協力してほしいと申し入れてきた」沖縄タイムス記事、同日付）。村議会は即時に講義決議を採択し、演習阻止を宣言、労働運動や平和団体、環境保護団体、県出身の衆参両院議員、原水禁沖縄県協議会なども闘争の支持を表明し、県内外を巻き込む大きな闘争となる。「座り込み」というのは、演習開始予定であった 1970 年 12 月 31 日に、YK さんを含む安田の青壮年約 40 名ほか、村代表 20 名、沖縄県祖国復帰協議会などの 40 名が着弾予定地に座り込んだ〔宮城 1993:102〕ことを指す。当時の山川武夫国頭村長を先頭に住民や支援団体約 600 人は発射点近くのウフシキ山に座り込み、発射台に押し寄せてこれを占拠するなどして、直接行動を起こした結果、当日の演習は中止され、翌年 3 月 8 日、米軍は正式に実弾射撃演習の中止を発表した。なお、2009 年、安田区から伊部岳に登る県道沿いに、当時の顛末を描いた「闘争の碑」が村によって建てられた。

28 2010 年 9 月 28 日、YK さん。

表 1 安田における植物の用途の一部（聞き取りにより作成）²⁹

安田方言	和名	学名	用途	特徴
アカフラ	アカミズキ	<i>Wendlandia formosana</i>	家畜用	刺し草。山羊がよく食べる。山羊には一番よい（ツツジをあげると山羊は死ぬ）
アrik	アデク	<i>Syzygium buxifolium</i>	鋤の柄	堅く折れにくい
イク	モッコク	<i>Ternstroemia gymnanthera</i>	建材	瓦葺きの屋根の垂木として良い。戦後よく出荷した
イズ	イジュ	<i>Schima liukiuensis</i>	建材	材木の中で最も上等
イヌクワギマ	ハマヒサカキ	<i>Eurya emarginata</i>		ギマに似ているが実は食べない
イルシ	モクタチバナ	<i>Ardisia sieboldii</i>	特になし	重くて燃えにくく、最も用途がない
インジャラヒ	ホウライチク	<i>Bambusa multiplex</i>	治水・加工	治水のために植えた。カゴなどもつくる
インヌハザ	不明	不明		雑木。強い
カラギイ	オキナワニッケイ	<i>Cinnamomum okinawense</i>	垂木	シナモンのような香り。泡盛に漬けてカラキ酒を作る
ギハギ	不明	不明		ジーファー（かんざし）に使う
ギマ	ギーマ	<i>Vaccinium Wrightii</i>	食用	実を食べる
クスヌキ	クスノキ	<i>Cinnamomum camphora</i>	多用途	戦前に営林署が盛んに植林しており、戦後はそれで復興した
クルハウ	ナカハラクロキ	<i>Symplocos lucida</i>	建材	建築材。黒い
サアチグ	コバンモチ	<i>Elaeocarpus japonicus</i>		まっすぐな木
サアマギ	エゴノキ	<i>Styrax japonica</i>		まっすぐできれい。柔らかい。香りがよい
シイギ	スダジイ	<i>Castanopsis sieboldii</i>		実（ドングリ）は食べる。木は柔らかいが氷に浸けると鉄より強い。腐らなくなる
スルミチ	不明	不明		トウムルと使い方が似ている
チャーギ	イヌマキ	<i>Podocarpus macrophyllus</i>	建材	まっすぐ生えるが余り太くならない。柱に向く。非常に水に強い。戦後よく出荷した（註1）
チンギ	クワノハエノキ	<i>Celtis boninensis</i> （註2）	多用途	きれいなので何にでも使

29 聞き取りには『国頭村安田の今昔』[村吉 1981] 査収の「安田語辞典」を用いた。

				う。まっすぐなので船の棹にも
テーチ	シャリンバイ	<i>Rhaphiolepis umbellata</i>	薪・染料	長く燃えるため、薪（メージ）としては最も良い。アカメージと呼ばれ、一束に一本は入っていないと値段がつかない
トウムル	タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>	囲炉裏	火で炙れば非常に固く、黒くなるので、囲炉裏の「キチ（サン）」に使った
トベーラ	トベラ	<i>Pittosporum tobira</i>		臭い
ナジ	ナギ	<i>Podocarpus nagi</i>	観賞用	余り使い道はない
ハシギ	カシノキ	<i>Cyclobalanopsis</i>	建材	家の建築には向かない。門や鳥居などには使われる
ハゼギ	ハゼノキ	<i>Toxicodendron succedaneum</i>		葉っぱが漆に似て赤い。触るとかぶれる。
ヒヌキ	ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i>	建材	
マチ	リュウキュウマツ	<i>Pinus luchuensis</i>	多用途	生木の時に水につけておくと腐らない。カンジャンブー（官山夫）で山を焼き払ったのち、種から植林した
ミーハンチャー	ゴンズイ	<i>Euscaphis japonica</i>	祭祀	シヌグのときに冠に刺す。同時期に赤い花が咲くことを利用したもの。公民館の庭に植えて育てている
ムッチャ	シマイヌツゲ	<i>Ilex mutchagara</i>	鳥の捕獲	粘着質。実を歯で噛んだ後竹につけ、鳥などを捕獲
ヤマラヒ	リュウキュウチク	<i>Pleioblastus linearis</i>	多用途	山稼ぎでは女性は主にこの竹を出荷
ヤマムム	ヤマモモ	<i>Myrica rubra</i>	染料	
ユシギ	イスノキ	<i>Distylium racemosum</i>	防風林	農園を囲む。非常に固く、風に強い
ラヒチャ	シマミサオノキ	<i>Aidia canthioides</i>	鋳	割れるときは縦に割れる。横割れをしない。山奥にしかない
ワヘーシ	イスノキ	<i>Distylium racemosum</i>	加工用	若いユシギを特に指して言う（若い時しか加工に向かない）

（註 1）王府時代に最高級建築材のひとつとされたこの木は、当時国頭村内ではわずかに安田、安波に生息していた、との記述がある〔国頭村役場 1983:150〕。安田の山が上質であったことがうかがえる。

（註 2）チンギはクワノハエノキ（*Celtis boninensis*）の可能性もある。

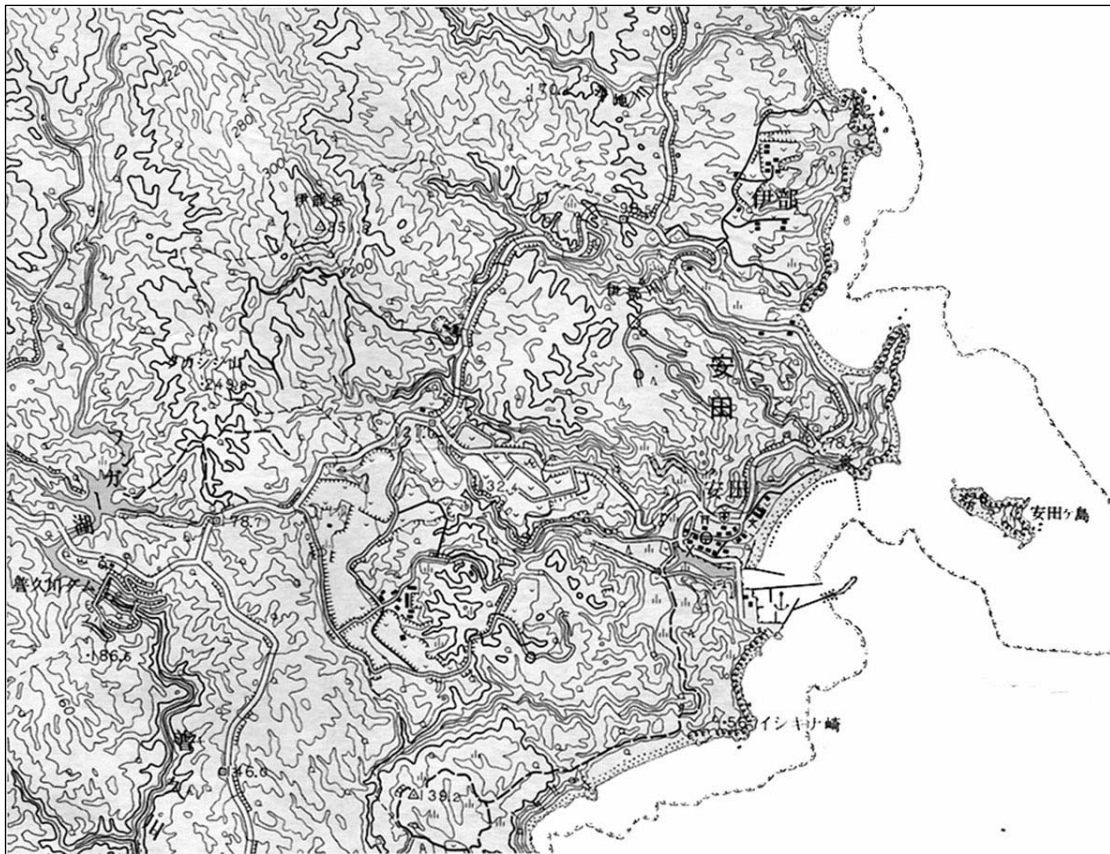


図 6 安田区地形図
(出典) 国土地理院数値地図 5 万 5 千分の 1

3.5 柚山としての山

3.5.1 王府の管理と住民による利用

・・・安田は山が広いわけ、やがてタナガームイ³⁰のところまであるからさ、国頭村の約半分はこっちだろうな、だから、これだけ守っておるということであつたわけさ、安田の山であるのは、安田の人が管理してきたからさ、ずーっと昔から、柚山のころから、³¹

今日の人びとが「安田の山」と呼ぶのは、集落の境界線内のうち、国有林をのぞいた公有林全てである。その大半は村有林であるが、彼らはその理由を、「安田がずっと管理

30 地名。

31 2011 年 10 月 14 日、CT さん。

してきたから」だという。彼らの利用の権源となる「ずっと管理」というのが何を意味するのかは、まず、杣山とよばれた制度のことを知る必要がある。

沖縄県庁農政課の官史として、明治期半ばに沖縄各地を巡回した仲吉朝助が「(国頭地方は) 杣山と称する官林多く、各村は皆な之を分割管理して、多少の制限はあれども充分之を使用収益するを許されたるにあるべし」[仲吉 1928:458-459]と書き記したように、安田を取り巻く山々は、琉球王府時代には、その大半が「杣山」と呼ばれる王府有林だった。王府時代の林野には、杣山のほかに個人が権利をもつ「仕明山野」「請地山野」、間切（現在の村にあたる）や島、村（現在の字、区にあたる）の共同使用下にある「間切山野」「村山野」などがあるが、杣山が占める割合は、当時の森林面積の実に9割を占めていたとされる[仲間 2011:31]。

この杣山は、18世紀に琉球王府三司官の一人、蔡温³²のもとで本格的な保護管理策下におかれたが、蔡温は詳細な境界測量を実施し、各間切ごとに明瞭な境界線を引いた。杣山はさらに各村に区分された。杣山の境界を明確にすることで、管理義務を村の人びとに負わせ、王府の御用木の安定供給と杣山保護を図ったのである。人びとは、管理義務と同時に、御用木や山雑物（木材、薪木、竹類など）の王府への供出義務も負っていた。

王府は杣山の監督・監視のために、中央の山奉行所を頂点とする林野行政体制を敷き、国頭間切には謝敷・辺戸・安田の3村に山筆者（ヤンビシャ）と呼ばれる王府の役人の詰所が置かれた。また、間切³³ごとの行政組織である「番所」、村ごとの行政組織である「村屋」にも役を配置し、この任には各間切、村の住民があたった。

杣山には、王府による管理の仕掛けが張り巡らされていた。王府用材の不足防止と杣山保護のために、大木の要がある割り舟の製造の禁止、売買禁止物の指定、住宅建築の制限など、種々の取締事項が設けられた。また、御用木や禁木に定められた重要な樹木³⁴

32 蔡温（1682-1761）。三司官とは琉球王府において、摂政（国相）に次ぐ重職のこと。蔡温は杣山保護を重視し、風水思想に基づいた林政を行った。蔡温時代に公布された「杣山法式帳」「杣山法式仕次」「樹木播植方法」「山奉行所規模帳」「山奉行所規模帳仕次」「山奉行所公事帳」「就杣山総計条々」といった杣山林政に関する法規類は「林政七書」と呼ばれ、のちに「御指図控」の一書が加えられて「八書」となった。琉球藩廃止後に行われた土地整理事業（1899-1903）に至るまで、この八書に基づく林政が行われた。

33 現在の村。1898年に「沖縄間切諸規程」、1900年に「沖縄県及び島嶼町村制」が施行され、旧来の間切・村を単位とした地方制度が再編成され、間切・島は、「村」に、村は「字」に改称された。これにより、国頭間切は国頭村に、安田村は字安田になった。

34 「山奉行所公事帳」[1751]に定められた禁木（御法度之木）は以下の21種。榲木（イヌマキ、*Podocarpus macrophyllus*）、杣（コウヨウザン、*Cunninghamia lanceolata*）、杉（スギ、*Cryptomeria japonica*）、檜（ヒノキ、*Chamaecyparis obtusa*）、もみ（モミ、*Abies firma*）、楠（クスノキ、*Cinnamomum camphora*）、さほん（ヘツカニガキ、*Sinoadina racemosa*）、よす（イスノキ、*Distylium racemosum*）、かし木（オキ

は、とくに厳重な保護下に置かれ、集落民による利用や売買が禁止された。山筆者をはじめとする役人たちは、住民たちがそれらの事項に逸脱していないか、頻繁に巡回を行った。また、取締事項の遵守のために、王府は「日科銭札」と呼ばれる罰則制度を各間切に奨励した。これは、御用木の盗伐や抱護樹木の伐採、唐竹の無許可伐採、他集落の杣山での盗伐など所定の禁を犯した者には、木札を交付して毎日所定の科銭を課し、この者が自ら次の犯人を捕まえるまでその徴収が続く、という厳しい罰則で知られている〔国頭村役場 1983:147-148〕。

王府は杣山の仕立（造林・整備）にも力を入れた。造林の方法は仕立敷、憔悴山の仕立換、藪山仕立換の3種に分かれる〔仲吉 1928〕。仕立敷は、もっぱら建築材及び造船材に用いる御用木を仕立てる目的で行われ、その樹種も杣、杉、イヌマキ、イジュなど、先の禁木に指定されるような優良種に限られた。憔悴山は、乱伐や暴風被害などに遭い、不良木のみが残った杣山を指し、このような山では憔悴区画を定めて防風林（抱護）³⁵を残して樹木を伐採し、数年かけて整地を行ったあとで種苗を植えるなどの植林を行った。藪山は憔悴山よりさらに状態の悪い山をいい、区画伐採を行ったあとで焼き払いをなし、その後下種を行った。この場合、生長が早く、また、造船や薪炭に適した松が下種されることが多かったという。ほか、下草刈りや不良木の伐採などの手入れなども推進したが、これらの人夫は当然のごとく住民たちに拠っていた〔仲間 1984; 国頭村役場 1983: 134-135〕。

これらの仕立を確実に行わせるために、春秋2回、杣山の営林実績を集落間で競わせ、優秀集落には褒賞を与える一方で、劣等集落には懲罰を与える「山勝負」という制度も実施されていた〔仲間 1984; 仲間 2011; 国頭村役場 1983〕。この勝負は、畑（原、ハル）でも行われ、両者あわせて「原山（はるやま）勝負」といったが、昭和初期まで続けられていたという。安田の字誌には、「明治41（1908）年に安田は最下位になったことがあった。奥間の役場前の広場で、村の幹部は大勢の公衆の前に呼び出され、強い叱責を受けた。それに懲りて翌年から発奮し成績をあげることができた」〔安田区 2014:156〕との

ナワウラジロガシ、*Quercus miyagii*）、いちよ丸きち（イジュ、*Schima liukiuensis*）、いく丸きち並三寸九分迄之角木（モッコク、*Ternstroemia gymnanthera*）、梓（リュウキュウコクタン、*Diospyros ferea Bakh*）、楊梅皮（ヤマモモ、*Morella rubra*）、からけ皮（ニッケイ、*Cinnamomum verum*）、三年内属竹、秋木（カラスザンショウ、*Zanthoxylum ailanthoides*）、山黒木（ハマセンダン、*Evodia meliifolia*）、桑（シマグワ、*Morus australis Poir*）、欝木（ハゼノキ、*Rhus succedanea*）まもく（クスノハカエデ、*Acer oblongum var. itoanum Hayata*）、せんたん（センダン、*Melia azedarach*）。仲間〔1984〕ならびに国頭村役場〔1983:142〕を参照。

35 「抱護」とは、蔡温が考案した風水思想に基づく造林法であり、山の「気」を散らさないように、特定の場所の周囲を樹木で囲んで保護することをその要とする。

記述がある。集落ごとの対抗というこの方式は、営林実績の向上にかなりの効果があったことがうかがえる。

このように、杣山の保護と育成は、集落民に課せられたさまざまな労務と制限によって成り立っていたが、先の仲吉〔1928〕に「多少の制限はあれども充分之を使用収益するを許されたる」とあるように、このような管理の代償として、あるいは管理ゆえの権利として、杣山では集落民による入会的利用が認められていた。人びとは薪木用の雑木・落葉落枝のほか、さまざまな用材を杣山から採取し、生活の要を満たすとともに、いくらかの収益を得ていた。用材については上にみたような種々の制限事項はあるものの、制限内においては相当に自由な伐採が認められていたようだから〔仲間 1984; 上地 2014〕、杣山に対する人びとの利用権限はかなり強いものだったとみてよいだろう。

また、「喰実畑」といって、王府の許可を得て一種の焼畑農耕地として利用することも認められていた³⁶。国頭のように山深く耕地の少ない地にあつては、このような食糧調達の方が極めて重要な役割を果たしていたことは、容易に想像がつく。さらに、喰実畑は無課税地でもあったため、条件不利な山間集落においては、生存救済的な役割も果たしていたと考えられる。明治半ば頃には、国頭間切の総耕地面積に占める喰実畑の割合は85%にも達していた〔仲間 2011:70〕。この喰実畑は、焼畑造林としても機能していた。植えられた樹種は御用木である松や榎木（イヌマキ）、広葉杉などだった。したがって喰実畑は、人びとにとっては食糧確保の手段であり、王府にとっては御用木の安定供給の手段であるという、一石二鳥のうまい仕組みであったと言える〔仲間 1984〕^{37,38}。

36 「喰実畑」は「キナワ畑」「山野畑」「明替畑」などとも言う。『国頭村史』には、安田村に杣山の一部を喰実畑に交付した事実についての記載がある〔国頭村役場 1983:149〕。

37 仲間によると、喰実畑の利用は以下のようなものだった。「杣山を『喰実畑』として利用する場合には、まず王府に開地作職願を申請し、それが認可されると、村落内で「喰実畑」用地を人頭割に割付し、そのあと焼払い、地椿えの作業を共同で行ない、その土地にイモや穀類等を植付け、3～4年間使用して次第に地力が消耗して作物の実入りが悪くなってくるとその土地を放棄して造林地に転換する。造林樹種は主に松、榎木（イヌマキ）、杉（広葉杉）等で、造林木は実質的には造林者である村部落に帰属し、王府はこの村を介して御用木を調達したのである。このように杣山の『焼畑造林』利用は、農民にとって御用木の仕立替と飯料確保の2つの意味をもっていたのであり、それは同時に農民にこの種の慣行を認めることによって、王府側にとっても一定の貢租を安定的に徴収でき、また御用木の円滑な供給を図ることもできるという、いわば一石二鳥の意味をもつものであった」〔仲間 1984:178〕。

38 上地〔2005:99〕によれば、「杣山方式仕次」〔1747〕において禁じられていた杣山の焼畑利用が許可されたのは、広大な杣山を抱える北部地方にもともとあった焼畑慣習が廃止できず、それならば喰実畑として認め、造林を行わしめることにするのが得策と判断されたからであり、喰実畑はこのように古い伝統的焼畑と王府の森林政策が結びついたものだという。

3.5.2 所有権の登場とその推移

杣山はこのように、形式上は王府に帰属し、その監督下に置かれていたとしても、その実際は集落の人びとの手によって絶え間なく働きかけられる、まさしく彼らの山でもあった。その杣山に、近代的所有権が持ち込まれたのは、1899（明治 32）年の「沖縄県土地整理法」の公布による。同法第 18 条の「杣山、川床、堤防敷、道路敷及び其余地其他民有ト認ムベキ事実ナキモノハ総テ官有トス」³⁹に基づき、そのほとんどが官有、つまり国家所有の土地となったのである。

当時、この処分に関しては、杣山の官有地化によって従来の住民による利用が排除されることを恐れ、その実質的な利用形態から「民地民木」を唱える謝花昇⁴⁰が激しく抵抗したが、官有地化を進める奈良原繁当時沖縄県知事⁴¹は、官有地化の実際は従来通りの利用が許される「官地民木」であると主張し、謝花を徹底して退けた。県庁から地方に派遣された役人たちは、奈良原の説に従って、杣山からの使用収益は官有地化も変わりないこと、また、民地であることを認めれば多額の税金負担がかかることを住民に説いてまわり、結局は住民自身も官有地化を支持したのだった〔国頭村役場 1983：354-355；並松 2006〕。

土地整理法実施の結果、林野所有の形態は、県全体で 72%が官有（国有）林⁴²、12%が公有林、16%が私有林という、極端な官有林過多の形態になる〔仲間 2011:140〕。そして住民たちは、官有林となった杣山から締め出され、伐採の一切を禁じられた。従前のような利用を行うには、年期限りの払い下げ料を支払うより他はなく、すべては謝花の懸念どおりになったのである。このような経緯から、奈良原県政の言う「官地民木」は

39 この条文が指す「民有と認める事実がある杣山」とは、後述する奈良原当時沖縄県知事が本格化した杣山開墾事業によって、私人が開墾許可を受けた杣山のことを主に指す。奈良原は、表面上は琉球藩廃絶に伴って生じた首里・那覇の無禄土族などの救済や食糧問題の解決等のための事業と銘打ったが、その実際は資産家や華族、内地商人や県の上級官吏関係者、さらには奈良原と同郷の鹿児島県人や奈良原一族などに向けて開墾許可を行い、政財官の癒着が衆議院でも追及されるようなものだった。依然として杣山の入会的利用を行っていた地元住民たちは、許可反対運動を起こしたり、杣山の乱伐を行うなどの抵抗をみせた。篠原 [1973]、上地 [2013]などを参照。

40 謝花昇（1865-1908）。沖縄の社会活動家であり、杣山処分当時は沖縄県庁で技師として開墾主任の任にあった。謝花は杣山が官有になれば樹木も官有になることが原則として、杣山から農民が排除されることを強く危惧した。篠原 [1973]、並松 [2006]を参照。

41 奈良原繁（1834-1918）。薩摩藩（当時）出身で、1892年に官選知事として第4代沖縄県知事に就任し、以後16年という長期にわたって在任し、専制的な姿勢で沖縄県改革を推し進めたことから、「琉球王」とも呼ばれた。奈良原の専政に対し農民の立場から徹底して抵抗し、自治権・参政権獲得運動を展開したのが謝花昇だった。

42 国有林の呼称が使われはじめたのは1899年の国有林野法制定以降で、それまでは官有林と呼ばれていた。

結局のところ虚言であって、その意図は当初から「官地官木」にあったとされている〔西原 1970; 篠原 1973; 国頭村役場 1983:354-355〕⁴³。

「官地官木」であることが明らかになったこのような官有地化の敢行は、人びとの不安を煽り、管理の退行と杣山の乱伐を誘発することになった。もとより林政の合理化を企図していたとされる奈良原県政は、1906 年に「沖縄県杣山特別処分規則」ならびに「沖縄県国有林野整理処分調査規定」を同時発布して、最終的な杣山の帰属決定、いわゆる「杣山処分」を実施する。これは、古くから杣山を自らの所有地として思惟してきた住民が、官有となったことで恐慌をきたし乱伐が横行していることのほか、官有地に編入したうち、永遠官有として存置する必要がない山林も多いことが理由とされた。この処分により、要存置林はそのまま国の所管、不要存置林は縁故間切や村、個人に有償で払い下げられることとなった⁴⁴。

1908 年、「沖縄県及島嶼町村制」が施行され、間切は村に、村は字になった。国頭間切の財産は国頭村へ、各村の財産は各字へそのまま継承された。さらに同年、存置林の一部が 80 年満期で沖縄県に無償貸与され、国頭村では約 3000ha が県有林に編入された⁴⁵。これらの整理の結果、1915 年時点での県全体の林野所有形態は国有林 28%、公有林 45%、私有林 27%となった〔仲間 2011:140〕。その後、沖縄でも 1911 年から 1936 年にかけて部落有林野整理統一事業が行われ〔仲間 2007〕、国頭村ではかつての「村山野」などから形成された字有林のうち、約 1/3 が村有林に編入されるなどするが〔国頭村役場 1983: 365〕、上の比率はそれほど変わらず、現在まで続いている⁴⁶。

このようにして所有権混乱の時代は終わり、かつての杣山は国有林⁴⁷、県有林・村有林・字有林（以上公有林）、私有林へと分割された。隣接する安波集落と並んで「有数の杣山地帯」〔国頭村役場 1983: 325〕と評された安田では、その山の上質さから、多くが

43 ただし、上地〔2013〕は、これらの文献とは異なり、土地整理事業による杣山の取扱いは一時的な官有地化に過ぎず、住民による慣行的利用はほぼ従来通りだったとしている。しかしまた、同稿において払い下げ金の支払があったことも認めているため、従来通りの利用とは言えないだろう。

44 この時の払い下げ金は、実際には各集落から出ていた、といわれる〔仲間・饒波・宮城 2010:43〕。

45 勅令貸付県有林。1908 年、沖縄県北部国有林のうちの一部が植栽等を目的に 80 年間県に無償貸付された（勅令第 32 号）。貸付契約期間満了となる 1989 年、60 年を期間とする無償貸付契約が再度結ばれた。

46 2016 年度の沖縄県の森林所有形態は、国有林 30%、公有林 43%、私有林 27%である（『沖縄の森林・林業概要版』平成 28 年版）。なお、全国では国有林が 30%、公有林 15%、民有林 55%（「2010 年世界農林業センサス」）。

47 国有林は 1908 年、鹿児島県大林区署の管轄となり、沖縄には小林区署が設置された。なお、小林区署は大正期に熊本営林局沖縄営林署となる〔国頭村役場 1983:358〕。現在、国頭村の国有林は九州森林局沖縄森林管理署が管轄する。

存置林として国有林に編入されたまま、集落のおよそ 1/2 以上が国有林という結果となった。安田ならびに安波における国有林の面積が、他集落に比べて圧倒的に多いことは、図 7 から明らかだ。古くから安田の人びとがその手で管理、利用してきた「安田の山」は、彼らが呼ぶところの「官山（クァンジャン）」＝国有林と「民山（ミンジャン）」＝公有林とに区分され、以来、人びとが管理・利用する「安田の山」と言えば、基本的にはこの民山のことを指すようになった。

さらに、1908 年に国有林法が施行された際、安田の国有林は保護区として指定され、逮捕権を有する森林主事が配置された〔国頭村役場 1983: 358, 400〕。王府時代の名残で、安田の人びとは彼のことを「ヤンビシャ（山筆者）」と呼んだ。このヤンビシャは沖縄戦後もしばらくの間、安田に配属されていた。国有林を取り締まるヤンビシャと、山を糧とする住民たちとの間で、官山の利用をめぐるさまざまな攻防が繰り返されることとなるが、そのことはまたのちにみていく。

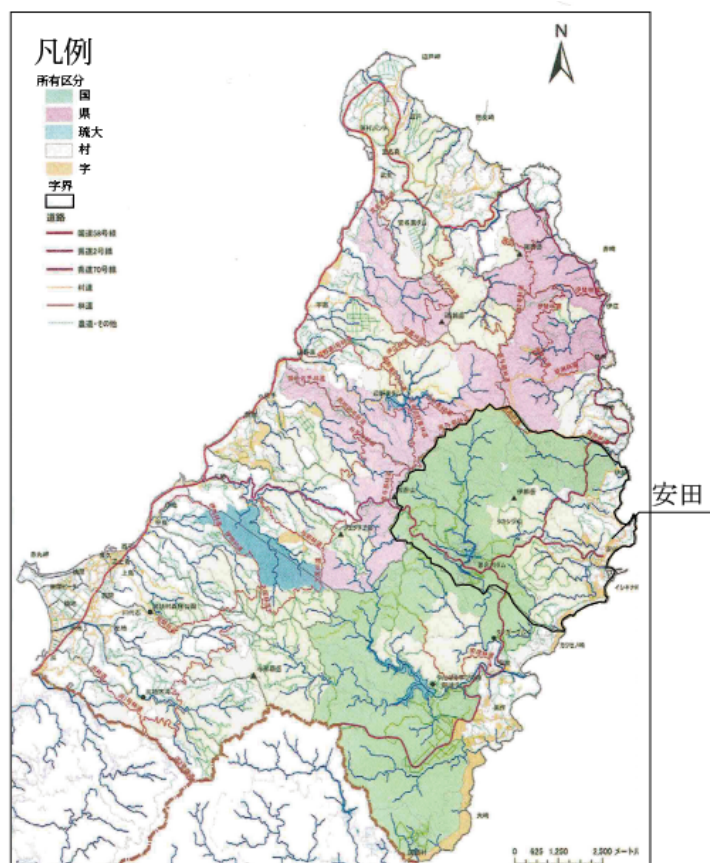


図 7 国頭村森林所有図（2017 年現在）

（出典）『くんじゃん』〔国頭村史『くんじゃん』編さん委員会 2016〕 p106. 筆者により一部加工。

3.6 山稼ぎの成立

3.6.1 近代との出会い

杣山から国有林へ、そして不要存置国有林から公有林へ、といった山の所有の変動は、より大きな社会変動の流れのなかにあった。杣山を国有林とした「沖縄県土地整理法」の公布は、それから遡ること約 20 年、明治政府によって行われた「琉球処分」以来、政府が沖縄県政の基本方針としてきた「旧慣温存政策」の終了を意味していたからである。琉球処分とは、1872 年、450 年間続いた琉球王国の第 19 代王尚泰が、明治政府によって琉球藩王に冊封されたことを初端とし、1879 年に琉球藩の廃絶と沖縄県の設置をもって完遂する、一連の処分を指す〔波平 2010〕⁴⁸。この処分によって、杣山の帰属主体とされた琉球王国が消滅したのだから、その新たな帰属が問題になるのも当然のことではあった。

しかし、明治政府はこの処分後もすぐに日本と同一の政策をとらず、旧王国の支配者層である元士族からの反発による混乱への危惧などから、王国由来の土地制度、租税制度、地方制度などについてはそのまま据え置く策をとった。これが「旧慣温存政策」である⁴⁹。このような策のために、王国の消滅後も、杣山の帰属はしばらくは曖昧なまま、従来の入会的利用が行われていた。

一方、置県後は日本本土から来入する商人の経済活動が活発化し、寄留商人と呼ばれて一大勢力となっていた。彼らの大半は鹿児島県人だったが、大阪や福岡からも商機を求めて相当な数が沖縄までやってきた。1890 年ごろになると年平均で 2 千人前後が本土

48 琉球処分に関しては、当時明治政府内外において、その領土的価値に比した経済的コスト高、琉球への差別意識から反対論が存在する一方で、欧米列強に対する国防上の観点から推進論が存在し、当初は折衷案がとられる予定だった。それが琉球藩設置である。それが最終的に日本への統合へと傾いていった契機となったのは、1874 年の明治政府の台湾出兵だった。それから 3 年前に台湾へ漂着した宮古島民が現地で殺害されたことへの報復という名目で行われたこの出兵の後始末において対清交渉を行う際、琉球を日本政府が領有していることを明確にする必要があったことから、本格的な日本への包摂路線を歩むことになった〔小熊 1998:19-22〕。ほか、波平〔2010〕も参照。

49 旧慣温存政策への評価は、改革を目標とした現実的な統合プロセスとして旧慣を「存続」させたのか、明治政府の利になるよう、改革を遅らせ取奪体系を「温存」させたのか、どちらの見解をとるかで大きく分かれる。これに関して、沖縄近代史研究上もっとも激しい論争として知られるのが、1974 年から 1980 年頃まで展開された、安良城一西里論争である。後者の見解をとり、旧慣温存政策は明治政府による沖縄経済の取奪を意図したものであり、近代化を阻害した差別的、植民地的政策であると主張する西里喜行に対し、前者の見解をとる安良城盛昭は、むしろ旧慣温存期は農業生産が大きく発展した時期にあたり、科学的思考をもって差別史観から脱却すべきであると主張した。両者の論争は 1977 年から 1 年間、地元新聞紙の「沖縄タイムス」学芸欄を舞台として展開したことで、広く世間に知られることとなった。西里の見解については、西里喜行『沖縄近代史研究―旧慣温存期の諸問題―』（沖縄時事出版社、1981 年）ほか西里 1979a、西里 1979b を、安良城の見解については安良城盛昭『新・沖縄史論』（沖縄タイムス社、1981 年）などを参照のこと。

から沖縄へ訪れるようになり、なかには官使や教員なども含まれたが、その大半は商行為を展開する寄留商人たちだったという〔琉球政府編 1973; 西里 1993〕。

対して沖縄では、全体的に資本蓄積が少なかった。旧慣における土地制度は、地割制（ジーワイ）と呼ばれるもので、耕地の大部分を集落の共有地とし、定期的に集落の人びとの間で割替と配分を行う制度だった⁵⁰。土地を私財としないこの制度は、この時期には大分崩れていたことが指摘されているが⁵¹、それでも富の私的蓄財という側面だけに目を向ければ、一定程度の障壁ではあっただろう⁵²。また、旧慣の租税制度は間切や村ごとに税率が異なり、僻地なほど負担が重く、那覇首里地区の方が軽い傾向があるなどの公平さに欠け⁵³、さらに現物納も多く残っていた。

このような側面を持つ旧慣の温存によって沖縄人の商行為が立ち遅れる中で、砂糖、米穀、反布などの卸売商、仲買商はその大半が寄留商人によって占められ、県経済、特に県外取引はほぼ彼らに独占されるようになる。明治 20 年代には、那覇において「通りには相応に大なる商店あれども、これはいづれも内地商人の店にて、土人の店としてはさらに一軒もあることなし」⁵⁴というような状態だった。そのような情勢も影響して、沖縄の人びとの間では、旧士族-農民、本土-沖縄という構造格差を固定化しかねない旧慣廃止を求める声が、次第に強まっていったのだった⁵⁵。

50 地割制の起源には諸説あるが、現在では、租税納付の安定を目指す王府からの強制ではなく、住民達による自主的な営みであり、制度よりも慣行とみなす見解が有力である。地割制の実施方法が村落毎に多様であること、無税地も地割の対象となっていること等を主な理由とする。桜井〔1987〕、上地〔2005〕、来間〔2006〕。琉球の地割制度については文献が多いが、古典的なものとして田村浩『琉球共産村落之研究』〔1927〕、仲吉朝助「琉球の地割制度」〔1928〕がある。また、来間〔2006〕は地割制について扱った 56 冊の文献を列挙している。

51 先にあげた地割制についての文献のほか、中江〔1974〕などを参照。

52 地割制度下では、原則として土地の売買・質入れは禁止されていたが、開墾によって得る「仕明地」など、土地区分によっては私有を認められる土地があり、個人的蓄財は可能ではあった。地方役人層の他、農民の中でも私有地を増やす層がおり、そういった富裕層のことをウェーキといった。しばしば、土地整理事業前の沖縄は、共同体的な土地所有による均一な社会であったと評されるが、それは事実ではない。

53 たとえば、1893 年、僻地であり土壌も痩せた地の多かった国頭間切の田祖が 1 円 44 銭であったのに対し、都市部の小禄間切では 87 銭 3 厘であった〔国頭村役場 1983:344〕。

54 「琉球見聞雑記」琉球政府編〔1965〕『沖縄県史 第 14 巻 資料編 4 雑纂 1』:485。

55 このなかでも、とくに画期となったのは、1892 年に起こった宮古島人頭税廃止運動である。宮古島農民たちが、糖業技師の城間正安と実業家中村十作の指導・協力を得て、彼らを筆頭に人頭税廃止を求めて帝国議会に直訴するに至ったこの運動は、旧慣改革の嚆矢となったとされる。運動の展開については、島尻勝太郎「宮古島農民の人頭税廃止運動」（沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆 増補改訂版』至言社、1977 年）に詳しい。ただし、過酷、苛烈、離島差別とされた人頭税については、近年、見直しの研究が進んでいる。たとえば、来間泰男『人頭税はなかった一伝承・事実・真実』榕樹書林、2015 年。

このような反応は、旧支配層を排除し、沖縄を経済圏に組み込みたい明治政府の思惑とも合致していた⁵⁶。そうして 1899 年、明治政府は旧慣諸制度の解体に着手する。「沖縄県土地整理法」の公布と、それに続く土地整理事業の開始である。同事業の報告書である「沖縄県土地整理紀要」（1903 年）が記すように、「沖縄県ニ於ケル旧慣土地及租税ノ制度ヲ改正」することを目的としたこの事業は、4 年後の 1903 年に完了した。そうして土地は私有となり、租税は金納となり、もって「沖縄県全管ノ土地及ビ租税制度ハ、帝国同一制度ノ下ニ帰属スルニ至」ったのだった⁵⁷。

旧慣の解体によって、市場経済は加速度的に進行した。土地整理事業前の 1896 年、沖縄の商業戸数は 2 千戸を少し上回る程度だったのが、1914 年にはやがて 9 千戸に届こうとしていた⁵⁸ことから、その浸透ぶりがうかがえる。このような動きのなかで、杣山もまた、官民へと分有され、あらたな所有形態へと移行していったのだった。

このように、山の所有の変動は、その帰属主体の解体を起因として、市場経済が浸透していくさなかに起こった出来事だった。これらの変化は、中央から遠く離れた国頭村にも影響していった。一つには、山の管理主体の見直しが迫られたこと、一つには、経済の活発化に伴って薪炭材の需要が増大したこと、一つには、町屋と呼ばれる消費物資を扱う商店が現れたことである。これらの変化は、従来の慣行的利用からの資源空間の編み直しを要求した。森林伐採の履歴を描く「山稼ぎ」という生業も、このような変化のなかで成立していく。

3.6.2 山稼ぎの成立

都市部における経済の活発化は、薪炭材の供給を絶え間なく欲した⁵⁹。さらに置県後は、王府時代の甘蔗作付制限の解除（1888 年）、買上糖の廃止（1899 年）、貢糖制の撤廃（1903 年）などの一連の制限緩和によって、製糖産業が盛んとなり、燃料となる薪木も、

56 旧支配者層のなかには、琉球処分に関し、王国復興を目指して清国に頼るべきだとする者も多く、なかには清国に脱出する者もいた。明治政府はこの動向を懸念していたが、日清戦争で清が敗北したことによって、この動きは挫折を余儀なくされる。明治政府がこの時期に旧慣の廃止に踏みきったのは、この懸念の払拭によるところも大きい。上地 [2013] を参照。旧支配者層の脱清行為（清国への脱出）に関しては、たとえば波平 [1984]、我部 [1984] などを参照。

57 「沖縄県土地整理紀要」は、事業完了後の 1903 年 10 月に、同事業のために設置された臨時沖縄県土地整理事務局によって作成された。琉球政府編 [1968] 『沖縄県史第 21 巻 資料編 11 旧慣調査資料』：595-692 に記載。

58 1896 年は 2104 戸、1914 年は 8759 戸。琉球政府編 [1973] 『沖縄県史第 3 巻 各論編 2 経済』：55。

59 戦前期における伐採量について、仲間・篠原 [1980] によれば、1905 年から 1943 年までの 39 年間で年平均 135,947 m であり、そのうち 90% は薪炭材であった。これは県全体の伐採量であるが、その大半は国頭地方からであったと考えてよいだろう。

砂糖樽用材も、その需要が急増していた。とくに、中南部の供給は枯渇気味であったから、国頭からの薪炭補給は、絶対的な意味をもってきた〔国頭村役場 1983: 413〕。

当時の国頭地方は海上輸送時代で、西海岸は那覇方面、東海岸は馬天・与那原方面と、山原船と呼ばれる小型帆船で結ばれており、この山原船に乗って、国頭からは薪炭・用材が、都市部からは消費物資が、それぞれへと運ばれていた。置県前から、国頭の人びとは杣山を利用して薪や雑木を都市部へと販売していたが、1880 年ごろには、その額は集落ごとに年間 100 円にも満たない程度のものだったという〔国頭村 1983:233〕。それが、1913 年の与那原港単独での林産物の取扱金額では 25 万円近くに上り、そのうちの 95% 近くが薪木によって占められていた〔仲間・篠原 1980〕。前者の数字が集落ごとであり、後者の数字が他村からの分も含まれているとはいえ、林産物への爆発的な需要の増加があったことは疑いない⁶⁰。

一方、先に見たように、平地の僅少さ、交通網の脆弱さから、国頭の多くの集落は、農作物や海産物などを市場に耐えうる資源としては持ち合わせなかった。また、市場経済の活発化は、生活のさまざまな局面に貨幣の要を生じさせた。こうして国頭の山々は、都市部の成長を支える役割を担うと同時に、その地に住む人びとにとって、市場／貨幣経済に対応するための資源を生み出す、ほぼ唯一の空間となっていく。このことは、山の利用が従来の自家消費、王府貢租を目的とした慣行的利用から、商品作物としての林産物出荷という近代的利用へと変化していくことを意味していた。

とはいえ、生産地の人びとが、この新しい経済の形にすぐに対応できたわけではなかった。林産物の流通の鍵を握っていたのは山原船の所有者たちで、なかには自ら町屋と呼ばれる商店を経営し、都市部からの消費物資と林産物とを商交換する者が現れた。資本力において有利であったのは国頭村以外の出身者たちで、国頭地方では県内出身者であっても、彼らのことを「寄留」と呼んだ。林産物売買から得る利益と日用品売買から得る利益とで二重に儲けた彼らは、生産地において支配的な力を身につけていく。資金力の零細な生産地の人びとは、町屋に薪木を販売し、町屋で日用品を購入する、というループのなかで、この寄留経済に巻き込まれていった。商品交換率がたとえ不利であったとしても、住民がそれに対抗するだけの力はなかった。町屋から借財し、その借財の返済として薪木の出荷を義務づけられるために、隷属的な関係を絶とうにも絶てない、

60 1880 年当時の国頭村は、浜、比地、奥間、辺土名、宇良、伊地、与那、謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、辺戸、奥、楚洲、安田、安波の 16 集落からなっていた。各集落ごとに 100 円としても、村全体で 1600 円にしかない。国頭は当時県下最大の林産物供給地であったため、与那原港取扱金額のうち、その多くが国頭から搬出されたものと考えてよいだろう。

という場合もあった。つまり、林産物の需要がどれほど伸びても、それを生産する人びとの富にはならなかったのである。このような状態は「町屋支配」とも呼ばれ、山に生計を頼る人びとを苦しめたことで知られる〔安仁屋・玉城・堂前 1979; 仲間・篠原 1980; 堂前 1997〕。安田も、状況は同様だった。

3.6.3 「近代」への適応

そのような状況を打破したのは、彼らの創造性だった。彼らはある住民組織を誕生させ、押し寄せた変化に適応していく。それがこれまでもたびたび出て来た、「売店」「共同店」と呼ばれる組織だ。そしてその組織は、山稼ぎを巧みに経営に取り込み、大成功を収めることになった。

共同店とは、端的に言えば、集落員全員の出資・運営による、商店機能を基軸とした生活自治組織のことである。のちに全県に展開していくこの組織の始まりは、1896 年、国頭村の奥集落でのことだった⁶¹。

奥集落の記録や既往研究によると、当時奥集落には、2つの町屋があった。ひとつは奥集落に 500 年程前に奥に移り住んだ首里士族の子孫糸満盛邦氏のもので、もう 1つは本島南部の与那原出身者が営んでいた。この新規寄留商人の台頭を受けて、糸満氏が私財である町屋の一切を集落に譲渡し、これを集落共有の財産としたいと提案したことが、共同店成立の契機となっている⁶²。これによって与那原出身者は商売が立ち行かなくなり、奥集落を去ることとなった。

この奥共同店は大成功を収めた。集落の全員が、この唯一の売店を利用したからである。いわゆる「町屋支配」から抜け出して、共同店に集約された富は集落民に様々に還

61 「奥共同店」の成立後、共同店は全県的に普及していき、これまでに約 200 店舗ほどの成立が明らかになっている。それぞれの地でその土地固有の発展形態をみせたため、山稼ぎと深く関連しながら成長していったのはほぼ国頭村内に限られる。共同店に関する文献のうち、代表的なものに田村〔1927〕、平〔1957〕、玉野井・金城〔1978〕、安仁屋・玉城・堂前〔1979〕、安仁屋・玉城・堂前〔1983〕、宮城〔2004〕など。

62 共同店という発想は、当時活発だった産業組合運動の影響を受けていると推測される。1900 年に「産業組合法」が制定されたあと、翌年には早くも那覇に県下初の産業組合である無限責任沖縄購買販売組合が設立されている。また、奥共同店設立と同年には、国頭村でも国頭間切産業組合が発足している。産業組合運動は明確な官製運動であったため、活発な普及運動が行われていた。ちなみに、奥共同店は一度産業組合に改編しているが、わずか 1 年半後に負債を残して解散し、その後すぐに共同店として復活した。田村〔1927〕、玉野井・金城〔1978〕参照。この僅かな時期をのぞくと、国頭村では結局すべての共同店が官製組織である産業組合を選択しなかった。安仁屋・玉城・堂前〔1979〕参照。共同店の既往研究においては、その設立の動機を「資本主義経済への共同体的防衛」に求めるものが趨勢だが、これらの動きからより注目すべきと思われるのは、新規な手法をすぐさま自分たちの使い良いように取り入れて加工する、その柔軟性であり、その積極性だろう。

元され、周囲からは「無税村」とされるほどだった。当時、村医さえ置けなかった村が多いなか、集落独自で診療所を設立、経営するほどになり、また、預金部を設けて、各戸の税金も共同店を通して支払われた⁶³。

同じ頃の安田とは、1896年、鹿児島出身の中屋という事業家が、安田の小字である伊部に染料工場と雑貨商を開設した⁶⁴。染料工場では、大島紬に使用される車輪梅や山桃の皮を扱っていた。安田の人びとは、山から集めた薪や染料を中屋の工場に持ち込み、同じく中屋が経営する雑貨商で酒や食料品と交換していたが、その様子は、「ほとんど手取金はなく十余年全く中屋の奉公人のような状態であった」[村吉 1981:35]という。つまり、まだまだ山「稼ぎ」にはほど遠かったのだ。しかし、原料調達があまりに性急だったのか、10年後の1906年には早くも原料不足に陥り、工場は閉鎖となる。中屋はその後、安田集落内で雑貨商を営んでいたが、ほどなくして安田の住民組合⁶⁵にこれを引き継ぎ、安田を去っている。

この住民組合が中屋の雑貨商を流用する形で組合店を開設した。いわば共同店の「はしり」である。が、これはうまくいかなかった。その後集落内に相次いで他の組合店や個人店が開店し、村の青年や出入りの山原船員を相手とする料理屋なども登場したからである。狭い集落に店が乱立したために、店はそれぞれ顧客を奪い合い、掛け売りの連発などで借金も増え、時を経ずしてそれぞれが経営難に陥っていったという。

集落のこのような混乱を受けた人々は、「部落の統制上字一円の共同店設立の必要性を痛感」[村吉 1981:37]し、1916年、とうとう集落一円の共同店が設立されることとなった。共同店の設立後、集落内にあった他店は自然に淘汰されていった⁶⁶。

この共同店がうまく仕組みだったのは、集落の換金源である山稼ぎを巧みに経営に取り組んだ点にある。安田共同店⁶⁷は集落の林産物の出荷を一手に引き受け、また、特定の

63 その成功ぶりは大変なものだったようで、『奥字の事蹟』という奥集落の記録にはこうある。「大正三年頃ニハ共同店ノ全盛ノ金盛時代ニシテ、土地、建物、物品、貸付品、原因凡ソ壺万数千以上トナリテ、奥ニハ春ノ花咲ク如ク黄金ノ花咲ク全盛、勝ヲ得、字民ハ長閑ニ平和ナル日送ルヲ得タリ（傍点筆者）」。

64 以下の安田共同店の成立過程については、聞き取りのほか、『国頭村安田の今昔』[村吉 1981]を参照した。

65 「20人組合」のこと。当時、国頭間切（今の国頭村）は各集落に組合を置き、間切の事務の一部を集落に委託処理するための組合会を組織していた。組合会では、各種学校、留学生の費用補給、教育会、青年会、学事奨励の補助、道路開さく、土木技術者聘用、農業巡回講師設置などに関する事業が行われた。国頭村役場[1983]を参照。

66 村吉[1981]には「部落の統制上の必要」とあるが、モラルや秩序の回復というよりは、おそらくは奥集落の経済的な成功が安田の人びとを動かしたのだと思われる。

67 のちに「安田協同店」と改称するが、当時は「安田共同店」だった。

船と専属契約を結んで、自ら都市部との交易を行った。人びとは、林産物を共同店に販売して、その代金との相殺によって共同店から物資を購入した。利益は奥と同じように、剰余金の配当などによって還元され、また、字費⁶⁸の支出や学事奨学金の支給など、さまざまな形で住民に分配された。

このようにして、条件不利な生産地にあつて、人びとは新しい経済の形に自らを適応させる仕組みを創出していった。これらの動きと並行するように、王府の消滅によって、山の管理主体も組み直しを迫られることになった。

3.6.4 管理主体の組み直し

杣山時代は、王府の監督下のもとで人びとは山の手入れにいそしんでいたが、その王府の消滅によって、山は一時期野放図な状態に置かれることになった。監視役の山方筆者などが自然消滅し、一方で旧士族などが農村に移動したことで木材、薪炭などの需要が増したため、この時期、山はかなり荒廃したとされている〔国頭村役場 1983:331; 仲間 2011:115〕。県は 1881 年、内法に基づく山林取締の強化を呼びかけたが⁶⁹、その効果はあまりなかったようである。1900 年の琉球新報記事には、「置県以来取締りの法大に弛み無知の人民は目前の私利に眩み・・・樽板は国頭山より産出するが或る老人の口に抛れは置県当時の頃までは半里以内より伐り出したるも今は遠きは二里近きも一里半入らざれば用材なしと云ふ薪炭其他も皆同様なり」⁷⁰とあり、つづく 1903 年の同新報記事には「国頭地方は従来山林に富める所なるも近来濫伐濫墾の結果にや至る所禿山を見ざるなく・・・」と報じられるなど⁷¹、地元紙でも盛んに山の憔悴が嘆かれる状態だった。

杣山処分後、1907 年の県林務課創設、1908 年の国有林野法施行を経て、林政の立て直しが図られることとなり、県有林⁷²には林野監守が、国有林には森林主事が置かれ、それぞれが新たな管理体制に入ることになった。新体制下において造林や自然林育成が盛んに取り組まれるようになり、林相の回復が目指されることになったが⁷³、問題は村有林だ

68 集落が徴収する住民税に該当する。

69 県番外第 13 号、1881 年 3 月 20 日付。上地〔2014〕を参照。

70 琉球新報 1900 年 11 月 5 日記事。

71 琉球新報 1903 年 5 月 23 日記事。

72 安田には県有林はない。

73 国頭村内の国有林は、1908 年 7 月から国有林野法に基づく事務が開始された。その主な内容は 1) 造林、2) 苗圃造成、3) 自然林育成であり、造林ではリュウキュウマツやイヌマキ、クスノキ、カシなどの植林や下刈りが、苗圃ではスギ、クスノキ、イヌマキ、カシ、イジュなどの育成が行われ、自然林育成では不要竹草の刈り取りなどが行われた〔国頭村役場 1983:358〕。また、県有林でもクス、イジュ、リュウキュウマツなどの植林が行われている〔国頭村役場 1983:360〕。

った。結論からいえば、杣山時代の慣行を引き継ぎながら、実質的に集落がその管理主体として組み上げられていったのである⁷⁴。

集落には王府時代の「山当」という管理役人に相当する「山係」が置かれたが、これは集落の住民がその任を負った⁷⁵。山係の役割は、他集落からの越境の見廻りと、住民の伐採許可区域外からの伐採の取締などである⁷⁶。また、住民の伐採が許可されたのは、村有林の払い下げ区域に限られることになったが、この区域の決定は、集落の代表者たち⁷⁷の審議によって行われた。ほか、山入日の設定や、他集落では薪の出荷制限なども行われた。こうしたことは、全て集落による自主ルールである⁷⁸。形質不良木を立て直すための天然造林、いわゆる撫育作業も村有林に関しては無報酬で、集落の共同作業になっていた。これに対し、国有林の植林・造林は「官山夫」といって有償での仕事になった⁷⁹。

たしかに、「安田の山」の所有権は村に帰属した⁸⁰。しかし、その管理は基本的には集落の裁量に基づいていた。杣山時代からの人びとの管理の連続性が保たれたことで、彼らの山の利用の権利もまた、正統性をもって主張することができたと考えられる⁸¹。

74 上地 [2014] は、山林管理制度の弱体化に伴って山林荒廃が起きたことをもって、杣山時代には村落レベルで山林管理が根付いていなかった証左であるとし、土地整理事業以後の旧慣諸制度の解体が村落レベルでの新たな山林管理制度の構築を促した、と指摘する。この時期の政治状況の混乱からすると、同時期の山林荒廃をもって杣山時代に山林管理が根付いていなかったとするのは早計に過ぎるように思う。ただし、旧勢力の解体が自主的な管理制度の構築を促した、という点は同意見である。

75 王府時代の「山当」は、集落ごとの行政組織である「村屋」に置かれた山管理の役であり、集落民がその任にあたった。また、その費用は村や集落が負担していた [国頭村役場 1983:132]。戦前の山係の手当支給については、集落のみの負担であったのか、村からも支給があったのかは明らかでない [安田区 2014:134]。

76 山係による取締りは、戦前は非常に厳しかったようである。1931 年生まれの CT さんは、まだ小学校 4 年生のときに違反が見つかって、厳しく叱責されたという。

77 戦後区政で言う「評議員」に該当するが、当時の名称は不明である。

78 たとえば、奥集落では、1 日 1 荷、1 ヶ月 20 日の山入日制限などの「山林保護取締り規定」が集落条例の中で成文化されている [国頭村役場 1983:494-499]。

79 森林主事の主な仕事は、造林、苗圃、自然林育成（下草刈り等）の事務管理であり、官山夫として地元民を雇っていた。1910 年代から 1920 年にかけて、荒廃した山林の回復のため、村内の国有林・県有林では造林事業が盛んに行われた。植林はリュウキュウマツを中心に、イジュやマキなどだった [国頭村役場 1983:357-366; 仲間 2011:176-179]。

80 村有林は、3.6 でみたとおり、国頭間切の財産を継承したものと、部落有林野統一事業で字有林から編入されたものがあることにも留意したい。ただし、村有林のうち、どの程度が統一事業前に字有林であったかは不明である。

81 もちろん、これを単に「入会権」が存続した、と捉えることもできる。杣山解体後の入会権をめぐるのは、「沖縄では山林林野に対する入会行為が王府時代から当然のこととして認識されていたから、地盤の所有権と地上の収益利用権とが異なった概念であるとする近代的な思考に容易に移行することのできる素地があった。それ故に沖縄では明治期日本においてみたような入会権をめぐる農民による長期の熾烈な権利闘争が生じる契機がなかった」という指摘がある [瀧本・青木 2017]。ただし、法的権利としての入会権の主張には慎重さが求められよう。大事なことは、人びとが山を使う権利が「社会的に」認知、承認されているかどうか、という点である。ちなみに、国頭の村有林に対する集落の入会権の存否をめぐる法的訴訟に、2001 年の辺戸区における「一般廃棄物処理場建設禁止仮処分申立

なお、荒廃した山林は、1910年に農商務省令として発布された公有林野造林奨励規則、同年の県による公有林野造林補助規則の制定によって、公有林への造林補助金制度が整ったことで、安田では1920年代にリュウキュウマツを中心とした植林が盛んに行われることとなった⁸² [安田区 2014:135]。

3.6.5 制度からの逸脱と〈顔〉のある関係

・・・あのころは、雨でも山に入った。入らないと食べられない。滑るけど、転んだこともない。ずぶ濡れになっても働くよ。あのつらさというのはね、自分にしか分からない。おばあは本当に大変だったよ。⁸³

1919年生まれのCUさんは、戦前から山稼ぎに頼った、今はもう集落に唯一残る女性である。CUさんは主に竹を出荷していた。男性は竹は出荷せず、より高価な材木を出荷するため、竹は女性の仕事だった。共同店に8尺⁸⁴竹の注文が入ると、CUさんのところに話が来る。女性で8尺の竹を扱えるのはCUさんしかいなかったからだ。

そのCUさんがまだ少女だったころ、「山」が集落の分裂の危機を救ったことがある。さきにみた共同店は、成立後わずか11年目に、早くも2つに分裂したのだ。そのきっかけは、当時国頭村中を巻き込んだ政治闘争⁸⁵だった。その対立は、辺野喜という集落で二派が衝突し、木造の共同店が斧で真っ二つに割られたというエピソードがある程に激しいものだった。安田も例外ではなく、1927年、安田共同店は争っていた上方・下方双方に分裂する。さらにその2年後に再分裂が起こり、結局、計3店舗が集落内に存立するという事態になった。それから7年後、長いいがみ合いを経て、共同店は再び統一される。集落誌に残る古老の記憶によれば、その統一のきっかけは森林主事の仲裁にあった。

事件」がある。その判決においては、辺戸区が「慣習上の山林利用権（民法294条に規定する入会権もしくは地方自治法238条の6に規定する旧慣使用权）を有する」ことが認められている。この判例についてはのちに触れる。

82 安田が行った植林は、リュウキュウマツが6割を占めた。代表的な植林に、戦前のハシマタ山、1915年と1947年のシラハモ、1973年のメーバ山の松造林がある [安田区 2014:135]。

83 2010年9月5日、CUさん。

84 約2.5m。

85 1924（大正13）年、国頭村長選挙を契機として起こった「白黒闘争」のこと。宮城親吉を推挙する与那集落以北の上方（立憲団）と知花高直を推挙する伊地以南の下方（同志）団とが激しく対立した [国頭村役場 1983:474-477]。

「宮崎森林主事がそれほどまでに争っては私も山の関係は相当厳しく取り締まるからと言ひ、当時は森林主事が厳しく取締をしたら生活が出来ない、そういった利害関係があるから双方納得して統一した、まとまったという話を聞いた」⁸⁶

森林主事とは、これまで幾度か出てきたヤンビシャのことであり、熊本営林局沖縄営林署から派遣される、国有林取締の役人である。このヤンビシャは逮捕権を有しており、住民たちからひどく怖れられていた。当時の彼らは国有林からの盗伐をしなければ、その生活が成り立たなかったからである。というよりは、わずか20年ほど前に急に官山として囲い込まれただけで、その以前は「盗伐」でさえなかったのである。

ヤンビシャに見つかれば、斧や鋸などは没収され、ひどい時は身体も拘束された。当時の斧や鋸といえ、相当な金を払って手に入れる、もっとも大切な財産だった。それがないことには生活ができないから、借財をしてでも新しいものを手に入れないとならないが、借財も容易なことではなかった。1932年生まれのFYさんは、30cmほどもあった山鋸の刃が、やがて1/3ほどになるまで大事に使っていた父親のことを覚えている。

ただ、そこには「抜け道」があった。それが、「厳しく取り締まらない」ということだった。森林主事からの通達は、この抜け道を塞ぐ、ということであったから、争う人びとの双方にとって、それは死活問題だった。7年間にもおよぶ小さな集落でのいがみ合いは、すでに自分たちでは解決できない領域へと達していたと想像できる。森林主事の仲裁は、その解決のために、双方にとっての共通認識である「生きるための山」という概念を持ち出した、ということになるだろう。

仲裁が効を奏したということは、それだけ当時の人びとにとって、「山」の持つ意味が重かったのだともいえる。だが、このエピソードをめぐってより注目したいのは、制度からの逸脱の可能性である。聞けば、当時、森林主事の官舎は安田集落内にあった。彼らは熊本営林局沖縄営林署から派遣される役人ではあるが、人びとの山に深く依存した生活、そうでなければ成り立たない生活を、彼が知らないわけはなかった。そうして生まれたのが、「抜け道」だった。

ここまでの経過をふりかえてみると、この時期、安田の人びとは、突然現れた「国家」や「貨幣経済」という枠組みに翻弄された時期であったともいえる。突然の国家の登場は、杣山という人びとの生存空間を収奪し、線引きし、わずかにして分け与えた。一方で新しい経済の流入は、山への依存度をますます高めた。後者に対しては、彼らは

86 安田小学校[1997]『創立百周年記念誌』:296。

共同店という装置を創出することでその適応を図った。が、結局その適応の基盤となったのは山からの稼ぎだったから、それだけに新しく登場した国家による法、それによる線引きは、彼らにとって重い、重い縛りとなった。

しかし、権威がはたらく最も末端のところ、集落における日常的な交流の場では、そのような時代の枠組みから逃れ出る、直接的なひととひととの交渉があった。この時の森林主事ではないが、時代が戦争を挟んだあと、同じくヤンビシャと攻防を繰り返したCTさん（1931年生まれ）はいう。

・・・あのころはヤンビシャがいたんだが、見つかったらお縄だったんだが、まあ、そこは田舎だから、話し合いとかをつけて切り抜けた。向こうも事情が分からないわけじゃないからさ。⁸⁷

ただ、その関係は、なれ合いとは違って、あくまで微妙な緊張関係のうえにある。FYさんはいう。

・・・シヌグ⁸⁸とかね、やりよったよ、ヤンビシャもよ。一緒にヤマヌブイやりよったよ。酒飲んでよ。酒飲んで踊るでしょ、もう、友達みたいにやるんだが。普段はそうだけど、山に行ったら、こっちは泥棒だから・・・⁸⁹

ヤンビシャは権威の側であり、それは動かない。彼は彼で、自らの職責を果たさなければならぬ。しかし、CTさんやFYさんの話を聞いていると、彼と安田の住民たちのあいだには日常という場を共有することから生じる、〈顔〉のある関係性があったことが分かる。〈顔〉のある関係性とは、その人を役割ではなく、その人個人としてみる、ということだ。言い換えれば、〈顔〉は、その人が「何であるか」ではなく、「誰であるか」

87 2010年7月7日、CTさん

88 集落の年中行事。小シヌグ（シヌグンクァー）と大シヌグ（ウフシヌグ）とがあり、2年に1度の大シヌグでは、男たちが山に登って霊力を授かる「ヤマヌブイ」という儀式がある。夕刻は集落の神庭（アサギマー）で女たちがウシデーグという輪踊りをし、男たちは車座になってそれを見物しながら酒を飲み交わす。3.3 参照。

89 2018年2月24日、FYさん。

を現す [Lévinas 1961=2005 : Arendt 1958=1994 : 小田 2010]。そこに、役割連関を超えた、関係の過剰性が生まれる [小田 2007] ⁹⁰。

〈顔〉のない関係においては、互いの関係は役割連関のなかにあるから、ヤンビシャは権威を発動させる役人であり、住民は法を侵犯するならず者である（「何であるか」）。そのような関係のもとでは、制度を黙々と運用すればよい。しかし、〈顔〉のある関係においては、住民はのっぴきならない事情を抱えたその人そのものであり、ヤンビシャは住民の事情をよく知るその人そのものである（「誰であるか」）。そうであれば、制度を黙々と運用することは難しくなる。

もちろん、ヤンビシャと安田の人びととの間の攻防には、役割連関のなかで、制度をすり抜ける、やりこなす、といった「戦術」[de Certeau 1980=2005] に近いものもあった。たとえば、酒好きなヤンビシャが着任したときは酒を飲ませて強く酔わせ、翌日の巡回時間を遅らせた⁹¹。また、公有林と国有林のぎりぎりの境界線に立っておき、ヤンビシャが目を離れた隙に国有林に立ち入って、目を戻した瞬間に公有林に舞い戻って素知らぬ顔をした⁹²。時代の枠組みが人びとの〈生〉に対して抑圧的に働くとき、人びとがそうした創造性を発揮して抵抗することは、しばしば指摘されている。

だが、そうしたことはまた別に、法や権力の末端の末端、集落における日常世界の共有という場では、そうした抵抗でもなく、あるいは時代に自分のかたちを沿わせる順応でもなく、相互の応答から生まれる制度からの逸脱が生じる可能性がある、ということとは注目されてよいだろう。安田の住民とヤンビシャとのあいだには、緊張を孕みながらも、両者の応答を可能にする〈顔〉のある関係があった。そこから、「そもそも山の関

90 〈顔〉がある関係においては、互いが個のかけがえのなさ、個の代替不可能性を受けとめる。そこに、互いの役割をはみだした、「関係の過剰性」とでもいうべきつきあいが生じる [小田 2007]。このような小田の〈顔〉についての理解は、哲学者の E.レヴィナスを下敷きにしている。レヴィナスは『全体性と無限』の冒頭でこういう。「私のうちにおける〈他者〉の概念を越えて〈他者〉が現前する様式、我々は実際それを〈顔〉と呼ぶ」[Lévinas 1961=2005:80]。レヴィナスはまた、こうもいう。「なるほどだれは、たいていなにである。『X 氏とはだれか』と問えば、『国務長官である』とか『これこれの方である』と応えられる・・・だが、だれという問いに応えるのは、ある存在者の、分類することも出来ない現前なのであって、その存在者はなにもにも関係づけられることなく現前し、にもかかわらず、他のすべての存在者から区別されている。だれという問いは顔を目ざしているのである」[Lévinas 1961=2005:365]。小田 [2010:259] はこれを、H.アレントが『人間の条件』で示した、「誰であるか who」と「何であるか what」の区別 [Arendt 1958=1994] に対比させる。〈顔〉はその人が「何であるか」ではなく、「誰であるか」を現すのだ。このような〈顔〉をめぐる理解においては、〈顔〉のある関係では、人は属するカテゴリーでくくられる匿名の代替可能な存在ではなく、代替不可能な存在となる。そこに、他者に対する責任＝〈生〉をめぐる交渉の余地—小田がいうところの「関係の過剰性」が生じる。

91 2018 年 2 月 24 日、FY さん。

92 2011 年 10 月 14 日、FY さん。

係を厳しく取り締まらない」という「抜け道」が生じていた。このような逸脱は、ある特定の枠組みのなかでは生きるのに苦しい人びとの〈生〉の領域をたしかに広げる。共同店の分裂をめぐるこのエピソードは、「山」というものが当時どれだけ人びとにとって重い存在であったかを示している。同時に、時代のどうしようもない変化のなかであってその枠組みから逃れ出る可能性、日常を共有することから生まれる制度からの逸脱の可能性をも示している、と言えるだろう。

3.7 「安田の山」の伐採

さて、このように「官山」として囲い込まれ、ヤンビシャが目を光らせる（見逃しもしばしば生じる）国有林とは異なり、公有林は彼ら「安田の山」として旺盛な利用がされていた。さきの FY さんは、集落周辺の山はほとんど竹ばかりになっていた、という。

・・・公有林でも、木が少なくなってるね、薪を取ってね、伐ってから、もう焼き払いみたいになってからよ、なかなか山にならないわけさ、みんな竹だけ生えてきて、もう、山がみんななくなって大変だ、って言うってから、昔はみんな馬を飼っていてね、この辺には全然、（木が）なかったんだよ。⁹³

当時の集落には、木材の運搬をさせるための馬が 20 頭ほどいた。もちろん、ある程度余裕のある家だけで、CU さんなどは馬を持っていなかった。山中には、だれだれの馬道、といったような名があちこちにつけられるほど、馬はよく山を往来していたようである⁹⁴。

当時の出荷用の薪は、サバチャーといって、ある程度の太さの木を割ったものが主流だった。ほかに、メージといって、枝をそのまま束ねたものもあった⁹⁵。FY さんの話からすると、伐採の容易な集落周囲の山にはもう、割って薪をとれるほどの木やしっかり

93 2018 年 2 月 24 日、FY さん。

94 斎藤・高嶋・加治左〔2008〕などによると、馬が導入されたのは 1950 年代だとされているが、FY さんによると戦前から馬が導入されていたようである。また、OM さんも明治末期には馬が導入されていたと古老から聞いている（2010 年 9 月 14 日 OM さん）。

95 薪としてはメージの方が高級であるとされた。火付けがよく、火力も強いからである。メージには「赤い木」を混ぜなくてはならなかった。赤い木は固く、よく燃えるからである。「赤い木」の代表的なものにはティーチ（シャリンバイ／*Rhaphiolepis umbellata*）がある。表 1 を参照。

した枝をとれるほどの木は、ほとんど残っていなかったようである。FYさんのほかにも、「戦前は（周囲に木がないから）遠くまで山がみえた」という年配者は多い。

・・・木を伐ると、みんなヤンバル竹で出てくる。木の根っこを伐ると、ウフガヨー⁹⁶、こっちは木がなくてみんな竹だったんだよ・・・木がないと太陽が入るでしょ。ぱつと竹が出てくるよ。きれいにでてくるよ・・・公有林にはね、木は植えていなかった。伐ったらね、自然に生えてくる。いっぺんに伐ったらね、枝が、みんな一緒に出てくる。

97

さらに当時の様子を聞けば、集落周囲の山で薪を採集するには、皆伐に近い方法で伐採が行われていたことが分かる。そしてそのあと、更新が思うようにはうまくいかず、ヤンバル竹に置き換わっていった、ということだろう。

もちろん、さきにみたように、公有林の管理主体としての集落は、さまざまな管理のしかけを張り巡らしていた（3.6.4 参照）。公有林を見廻る山係は集落の男性が務めるが、その監視は厳しく、子どもにも容赦はなかった。さきのCTさんは、まだ小学校4年生のころ、禁伐区からの伐採をこの山係に見つかって、きつく叱られている⁹⁸。YKさんは、「戦前は厳しかったよ、山育てると言って厳しかった」というが⁹⁹、これは当時の記憶がある誰に聞いても同じ答えだ。「安田の山」は3.6.5でもみたように、人びとにとっての生命線だったから、当然管理にも力が入っただろう。FYさんや他の年配者の話を聞いていると、むしろ、このような管理があったからこそ、旺盛な伐採のなかで、なんとか「安田の山」が人びとを喰わせ続けることのできる空間として成立していた、とも思えてくる。もしもそのような管理がなければ、山はあっという間に禿げ山になり、山稼ぎはとうに崩壊を迎えていたかもしれない。禁伐区の制定や山係の巡視がなければ、集落周囲の山だけでなく、奥の方まで「全然木がない」状態になっていたとしてもおかしくはなかった。

この時期、都市部の旺盛な薪の需要が、安田の山を相当程度に荒らしたことは否めない。住民による管理が行き届いていた、ということも出来ない。だが、その日を生きるための需要と、明日以降も生きるための需要との間で、人びとは伐採と管理の双方をな

96 集落周囲の山の名前。

97 2018年2月24日、HYさん。

98 2011年10月5日、CTさん。

99 2011年10月15日、YKさん。

んとかやりくりし、資源空間としての山を成立させてきた。そうして、激しい社会変動のなかを生き抜いてきた。

さて、このようにさまざまな変動が押し寄せた時代を抜けてのち、安田の山と人びとは、「戦争」、そして「戦後」の時代を迎える。つぎにみていこう。

3.8 戦禍と復興

3.8.1 沖縄戦という経験

・・・わずか何軒かしかなかったよ、この部落、空襲で、終戦後は山はどんどん奥の方へ行っちゃったよ。でも、そんなこと言っていられない、みんなうち焼けているのに、焼け野原だよ。¹⁰⁰

沖縄戦下で国頭の森林資源がどれだけ失われたかは定かではないが、各所で旧日本陸軍が戦時燃料の確保のために炭焼きを行っていたことが明らかになっている〔齋藤 2014〕。安田でも、日本陸軍第 32 軍第 24 師団、通称「山部隊」に所属する 2 つの小隊が、1943 年末ごろから伊部岳やフン川付近の山林を利用して炭焼きを行っていた¹⁰¹。総勢で 60 名ほどの部隊ではもちろん人手は不足、集落の人びとが炭焼き作業や運搬作業に徴用された〔村吉 1981: 宮城 1993: 安田区 2014〕。生産された炭は南部の戦線へと運ばれたが、戦局の悪化に伴い輸送手段である船のほとんどが焼失すると、安田の海岸近くに建てられた小屋に積み上げられたままとなった。戦局を通じて、安田の炭生産量は 6,000 俵ほどだったの記録がある〔村吉 1981: 196; 安田小学校 1997: 167, 215〕。

戦局も終盤になると、軍事に供出された山は、飛び交う戦火から人びとを匿う山となる。本土疎開が不可能になり、島田叡当時沖縄県知事の下で老幼婦女子の北部山岳地帯への疎開策が推進されたこともあり、国頭の山々は激戦区となっていた中南部からの避難民であふれ返った。その全体数は明らかにはなっていないが、1945 年 3 月の時点で 5000

¹⁰⁰ 2011 年 10 月 15 日、YK さん。

¹⁰¹ 日本陸軍第 32 軍第 24 師団、通称「山部隊」に属する岩田小隊と松井小隊の 2 小隊。兵員数は約 60 名ほどだったという〔安田区 2014: 284〕。彼らの多くは北海道や東北の農村出身の若者たちであり、沖縄戦が激化する 1945 年 3 月末には南部戦線に移動していった。彼らと住民たちの関係は良好であったといい、当時尋常小学校の生徒だった FY さんは、南下を控えた一人の兵隊から、故郷の甥に似ている、との理由で彼の靴を贈られたことを記憶している。彼らのほとんどは殲滅的な敗走状況にあった南部で戦死したものと推測されるが、今でも安田では彼らに同情し、哀悼の意を表す人びとが多い。

名ほどが国頭村に入村し〔国頭村役場 1983: 541〕、その後も増え続けた¹⁰²。安田の人びとも、同年1月末に初の集落爆撃を受けたあと、2月ごろから山中へ避難小屋をつくり、日中はそこに身を潜める生活を送っていた。とはいえ、集落直下の爆撃がまだなかったこともあり、安田ではまだ屋敷や田畑を行き来する人びとの姿も見られた。しかし、同年3月23日、安田はかつてないほどの空襲を経験する。

・・・安田はさ、日本軍の炭焼き小屋があったからさ、狙われた、浜に炭がいっぱい積んであってよ、これが燃えてきれいだったこと、は一、どんだけきれいだったか、あれ燃えて5日くらいよ、全然消えなかったよ・・・¹⁰³

幸いにして人びとはすでに避難小屋に逃れていたため、この爆撃による犠牲者は出なかったが、集落は炎上し、木造茅葺きの屋敷は次々と焼け落ちていった。安田が狙われたのは、先の旧日本陸軍の炭貯蔵小屋があったからだと言われている。空爆の標的となった炭小屋は真っ先に燃え上がり、大量の炭を焼く炎はその後幾日も燃え続けた。この空襲を境に、人びとは完全に山に身を潜め、集落は無人となった。その後も爆撃は度々安田を襲い、集落は一面の焦土と化していった。

5月ごろになると、日本軍の逃亡兵、敗残兵が多く山中に入り込み、食糧の強奪や家畜の盗殺、住民への恐喝などを繰り返すようになった¹⁰⁴。西海岸側の集落では、彼らにスパイ容疑をかけられて、住民や疎開者が惨殺される事件も起こっている〔国頭村史『くんじゃん』編さん委員会 2016:365-367〕。7月に入ると米軍による日本兵掃討作戦が本格化し、追い詰められた人びとの自主的な下山が始まった。実際には無抵抗の民間人は保護されたが、そうとは分からない人びとにとっては、投降は命を賭した判断でもあった。

安田の人びとが山を下りたのは7月末のことである。その頃にはすでに、彼らはかなり奥地まで移動していたために、山中で避難民と行き交うことはほとんどなかったとい

102 前任の泉守紀沖縄県知事の下で遅々として進まなかった北部疎開を1945年1月の着任後すぐに進めた島田知事への県内での評価は高い。一方で、土地勘もなく、配給食糧も行き渡らない彼らの避難生活は、飢えやマラリアなどに苦しめられ、苛烈を極めたことでも知られる。

103 2010年8月25日、FYさん。

104 炭焼き隊への好印象とは対照的に、敗残兵・逃亡兵となっていた日本兵の印象はすこぶる悪い。安田では、集落にあった10艘ほどのサバニ舟が全て盗難の憂き目にあっている。その目的は、与論島への脱出にあった〔安田区 2014:287〕。また、1945年5月か6月には、将校を名乗る男を筆頭とした50名ほどの日本兵が、安田の区長に食糧提供を命じている。欠乏を理由に区長がそれを断ると、抜剣の素振りを見せて脅しつけ、区長はやむなく住民から各避難小屋に貯蔵していた少量の米を抛出させて、その場をなんとか収拾したという〔宮城 1993:231〕。

う。彼らが山を下りたのは、その数日前に安田に上陸していた米軍の指示によるものだった。下山した人びとは、すぐには集落には戻れず、辺土名や宇良の住民キャンプに收容されることになった。厳しい收容生活を強いられたキャンプもあるなか、彼らが收容されたキャンプは極めてゆるやかな拘束下で、食糧品や医療品もスムーズに支給されたといい、「米兵とは上手くやっていた。日本兵と違い、米兵は優しくかったよ」¹⁰⁵と語る人もいる。とはいえ、戦火は疑いなく人びとを襲い、出陣先で亡くなる人も多かった。この戦争で犠牲となった安田の人びとの数は、飢えやマラリアなどによる戦病死を含めると、およそ 70 名ほどにのぼる [宮城 1993: 248、安田区 2014: 291]。当時の集落人口の 10 人に 1 人を超える割合で命を落としたことになる。

收容から約 2 ヶ月後、9 月下旬に彼らは收容所から集落への帰郷を許された。約半年ぶりに安田に戻った彼らを待っていたのは、戦禍からの復興だった。なかでも、焼け落ちた家々の復旧は焦眉の課題だった。人びとは連日のように山から木を伐り出し、ユイマールと呼ばれる協働作業によって、焼失した住居や引揚者の新居を次々と建てていった。いわゆる戦後伐採の始まりである。本土や南方からの引揚者も相次ぎ、集落人口は 600 名近くまで膨れ上がった。当時の集落の復興への活気はめざましく、1 年ほどの間に次々と家屋が完成していったという [安田区 2014: 294]。家屋材をすべて自材でまかなったことを考えると、短期間で相当な伐採圧がかかったことは想像に難くない¹⁰⁶。幸いにして、国頭の子山々では本格的な戦闘が繰り広げられることがなかったために、山中には柱となる木も屋根茅となる竹もふんだんに残されており、このことがまず復興への原動力となったことになる。

一方、戦後の混乱はさまざまな局面で続いた。例えば通貨が安定しなかった。1945 年 4 月から 1946 年 4 月まで、アメリカ軍政府は「無通貨時期」と呼ばれる政策を実施していた。この間、金銭での商取引は一切が禁止され、補給物資も無給であったため、人びとの間では貨幣の要は低く、物々交換が主となっていた。しかし、1946 年 5 月に B 型軍票（通称「B 円」）と新日本円が法定通貨となり、無通貨時代が終わるとともに¹⁰⁷、翌 6 月からは米軍の補給物資が有償配給制に切り替わった¹⁰⁸。また、「金」が必要になった

105 2010 年 8 月 25 日、FY さん。

106 当時家屋建築に必要とされた木材は、9 坪家屋 1 軒につき 4 寸角 25~30 本だったという [辺土名区 2007: 36~37]。

107 第二次通貨交換と呼ばれる。B 円並びに新日本円は旧日本円と 1 対 1 で交換された。

108 同時期、公務員の給与もそれまでの現物給与から現金給与に切り替えられた。そのため都会部ではほぼ完全に通貨経済に切り替わった。

のである。そうして再び、山に稼ぎの眼が向けられることとなった。というよりは、山からの稼ぎを成立させることが、焦眉の課題となったのだ。そしてそれは同時に、共同店の再建を意味していた。

3.8.2 戦禍からの復興と過伐期の到来

・・・戦後もう一度売店をつくったのは、つくらなくちゃいけなかったはずだけど、幸いにして材木の景気が良かったし、共同店を通さないと山稼ぎが出来ない仕組みになっていたから・・・だからすぐに精米所、発電所も持っていたでしょ、共同体の組織というものをつくって、それをやはり山というものの恩恵を受けながら、林産物はどんどん出る、どんどん売れる・・・¹⁰⁹

3.6.3 でも登場した共同店だが、改めて説明すると、共同店とは、基本的に集落員全員の出資によって設立、運営される、商店機能を基軸とした生活自治組織のことだ。住民たちの言葉を借りれば「わったー（自分たちの）店」ということになるだろう¹¹⁰。

時代は少し下るが、1970年代の国頭の林業形態を調査した篠原〔1978〕が、「素材業者の最も代表的なものは安田部落の共同店であり、そこには林産物販売主任がいて、村有林を払下げて部落民に伐出させ」ている、と記述したように、戦後の山稼ぎにとって重要な仕組みであったのがこの共同店の存在だ。ただし、篠原の記述は若干事実と異なり、林産物販売主任というものはなく、共同店の責任者である主任がその業務として林産物販売の任を負っていた。また、共同店が集落の人びとを使役していたようにも読めるが、共同店はあくまで「自分たちの店」だから、そのような関係にはない。

林産物の流通、出荷を担う装置としての共同店は、彼らにとって、山稼ぎを外部経済に取り込まれずに成立させるためには必須の装置だった。が、戦前に成立した安田共同店は、戦火のなかで焼失していた。蓄財もないなか、再建は不可能かと思われたが、1947年、部落常会で再建の決議がなされる。詳細な前後関係は不明だが、同年8月、米軍の補給物資価格が3～4倍に値上げされるとの発表があり、そのことが再建決議に影響を与えたことは十分に推測できる。

109 2010年9月14日、OMさん。

110 共同店、共同売店、共同組合、協同組合などの呼称で全県に広く展開したが、3.6.3 でみたように、発祥は国頭村奥集落であり、その設立は1900年代初頭に遡る。国頭村では1980年代まで村内20集落全てに存在した。林産物との関係の深さはそれぞれの集落事情による。

しかし、頼みの林産物は、すぐに軌道にのったわけではなかった。林産物の市場である中南部は壊滅的打撃を受けていた上に、経済も軍政府の統制下に置かれたままで、都市部との自由な経済取引が出来ない状況にあったからである。その状況を反映するように、共同店の再建費用も、林産物の収益からではなく、沖縄民政府からの堤防工事や堆肥原料造成等事業への助成費や、豚の出荷換金でまかなった、という記録がある〔国頭村役場 1983:582〕¹¹¹。

次第に復興が全県的に本格化し、また、軍政府による経済統制の部分開放も手伝って¹¹²、復興材となる材木や薪が、中南部に飛ぶように売れ始めた。沖縄戦においては、約10万戸の家屋が焼失し、住宅供給のための用材が圧倒的に不足していたことに加えて、疎開者の帰郷が復興需要を押し上げていた〔川平 2009; 知念・芝 2015〕。さらに、1950年代に入ると、朝鮮動乱による軍工事ブームにのって、一般用材の需要が伸びていく〔仲間・篠原 1977〕。この需要にのって、再建された共同店と山稼ぎは一体となって、戦禍からの復興を成し遂げていく。

とはいえ、この頃はまだ依然として林産物の運搬は海路に頼っており、山から伐り出した林産物は海岸沿いの集荷場まで徒歩で運ぶ必要があった。このため、伐採場と集荷場との往来は1日1回、多くて2回が限度だった。また、伐採の方法は戦前と変わらず、鉋や斧、鋸などに頼った。木材に関しては、1本1本良木を見定めて伐る、「抜き切り」方式である。国頭では1960年代以降徐々にチェーンソーが普及していくが、安田の住民

111 原文では、沖縄民政府は「郡島政府」となっているが、沖縄郡島政府は1950年に沖縄民政府が改称されて成立したものであるため、沖縄民政府の誤り、と判断した。なお、沖縄民政府は1946年4月に発足した沖縄の行政機構（1946年4月～1950年8月）。前身は米軍政府の諮問機関であった沖縄諮詢会。沖縄の住民側から選出された構成員からなる諮詢会や民政府には住民自治への期待もなかったが、実際は住民自治の範囲は極めて限られたものだった。なお、住民自治をめぐるよく引き合いに出されるものに、1945年6月～1946年6月に海軍軍政府の政治担当将校だったJ.T.ワトキンス少佐（James T. Watkins, IV）による、「米国では民衆の声は重大視しているが沖縄は敵国だから民衆の声はない…例えば軍政府は猫で沖縄は鼠である。猫の許す範囲しか鼠は遊べない」（沖縄民政府会議録4、1946年4月18日付。原文のカナをひらがなにした）〔沖縄民政府 1946〕という発言がある。これは沖縄側への警告と解されることが多いが、一方で、沖縄側への助言、忠告だったという理解もある。というのも、同発言は「猫と鼠は今好い友達だが猫の考えが違った場合は困る。私もムーレー大佐も、カーエル少佐も永らくは居ない。居る間に政治機構を見たいので急激になった。危険は軍政府の後継が来て民衆の声が反対に出た場合は沖縄の民政の危険がある」と続くからである。当時は占領政策下の範囲内ではあるが、比較的柔軟な姿勢を持ち住民自治への理解もあった海軍から、軍事最優先の陸軍へと沖縄の統治が移管されることが決定され、「猫」が変わることをワトキンス少佐ははじめ海軍軍政府は懸念していたとされる。この理解については、関係史料に付された「解題」（大城将保「解題」、沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 戦後I・沖縄諮詢会記録』、沖縄県教育委員会、1986年）のpp.8-9を参照のこと。また、海軍政府と沖縄の関係については例えば川平〔2008〕、小林〔2014〕。

112 1948（昭和23）年11月、「自由経済実施の布告第33号」が公布され、商業・配給機構の官営制度廃止、自由企業制度が実施された。

たちがそれを手にすることは山稼ぎの終わりまでなかった。これらの事情のため、伐採量は必然的に抑えられていたと考えられる。

しかし 1956 年、とうとう対岸の与那集落と安田とを結ぶ横断線（後の県道 2 号線）が開通する¹¹³。現在は舗装 2 車線になっているこの道路も、当時はブルドーザーで山を切り開いただけの未舗装路に過ぎず、切り立った崖を縫うように走る道路幅は、わずか 4m しかない、という状態だった。とはいえ、ながく陸の孤島に苦しんだ人びとが待ち続けたこの道路の開通は、山稼ぎの様相を大きく変えた。

まず、搬出作業が格段に容易になった。林産物の集荷場は山中の林道沿いに設置されるようになり、人びとは一日に「何回でも、朝から晩まで」¹¹⁴、伐採現場と集荷場とを往復することが出来るようになった。次に、市場へのアクセスも容易になった。天候に左右され、出港出来ない日も多々あった航路時代とは異なり、切り出された林産物を乗せたトラックは、連日のように那覇などの市場と往復するようになった。

折しも、朝鮮動乱によって引き起こされたスクラップブーム¹¹⁵はほぼピークとなっていた時期のことである。また、年金・恩給等の貿易外受取の増加、さらに軍用地料の一括払いなどによって景気が押し上げられ、所得が増大し、木材・薪材の需要が喚起され、材価も上昇していた。また、建築物の主流が木造からコンクリートに変わるなか、杭となる丸太、コンクリートの基礎棒となるサポート材といった需要も爆発的に伸びていた。これらの世情を映すように、県内の用材伐採量は 1950 年代後半には年間 25,000 m³に達し、薪炭材に至っては 200,000 m³近くにまで達している [仲間・篠原 1977: 585]。道路の開通と中南部の好景気とが相まって、安田では、木材の切り出しが道路開通前の 5~6 倍に増えたと彼らは記憶する。それに伴い、収入面も 3~5、6 倍に増え、生活は著しく向上した、という [安田小学校 1997]。その景気はしばらく続いた。共同店で 1956 年に店員としての仕事を始めた CTさんは、売店時代の繁忙の様子をこう語る。

113 起工は 1951 年。『国頭村史』によれば、1948 年に就任した新里善福村長（当時）が安田の隣集落である安波集落の視察に出かける途上、「火のような熱を出した幼児を背負い、悲痛なさげびをこめて山を越す主婦にあい」、これが動機となって早期着工を誓った、とある。経費の目当てもないままに起工されたが、のちの 1958 年、立法院議員となっていた新里村長は、琉球政府に強く働きかけてこれを政府道 2 号線に認定させ、費用面の問題が解決された [国頭村役場 1983:574-575]。道路開通前の苦悩を示すこうしたエピソードは東海岸側の集落でよく聞かれる。

114 2011 年 10 月 15 日、YK さん。

115 朝鮮戦争特需によって喚起された日本本土の神武景気（1954 年 12 月~1957 年 6 月）を受け、翁戦において日米両軍が大量に投入した葉巻、軍艦、戦闘機などの鉄の残骸をスクラップして日本に向けて輸出した一連のブームを指す。

・・・その頃は山稼ぎが70名くらいいたからさ。丸棒¹¹⁶は10尺、12尺、8尺と長さが決められていて、めいめいがその長さに整えたものを売店に持ち込むんだがさ。1人で30本くらい持ち込むんだが、それが70名いる。その勘定をみんな売店がやるんだから、目の回るような忙しさだったよ。¹¹⁷

3.8.3 共同売店という装置

では、「山というものの恩恵」¹¹⁸を人びとに享受させる装置としての共同売店は、山稼ぎとどういう関係にあったのだろうか。以下に、聞き取りから明らかにしたその仕組みを整理しよう。

表 2 安田共同店（協同店）¹¹⁹による林産物取扱いの流れ（聞き取りにより筆者作成）

1.	住民による林産物の伐り出し・出荷
	海上輸送時代（～1956年）：海岸沿いの林産物集荷場まで各自が運搬
	陸上輸送時代（1956年～）：山中林道沿いの集荷場（複数箇所）まで各自が運搬
2.	共同店による林産物の集荷
	共同店主任 ¹²⁰ が出荷人ごとに林産物を検数・買取・計算。共同店の手数料は売価の15～20%。
3.	共同店による市場圏（那覇・与那原）への林産物の出荷
	海上輸送時代Ⅰ（～1951年）：契約船舶により市場へ林産物を出荷
	海上輸送時代Ⅱ（1952年～）：共同店所有の船舶「安田丸」により出荷
	陸上輸送時代（1956年～）：共同店所有のトラックにより出荷
4.	市場圏での共同店の商品仕入れ・集落への帰還
	林産物売却後、那覇などの市場から共同店商品を直接・大量仕入れ帰還
5.	林産物代金の精算
	共同店で「延売（掛け売り）」額との相殺の上、各出荷人に林産物代金を支払い

116 サポート材のこと。

117 2010年10月19日、CTさん。

118 註109参照。

119 1958年に「安田協同組合」と改称され、以後「安田協同店」と称するようになった。

120 主任は共同店の経営責任者のこと。住民の中から選挙によって選出された。

1. 住民による林産物の伐り出し・出荷

住民が山稼ぎに利用するのは、これまでも述べているとおり、基本的には公有林（「安田の山」）の払下区域である。ここで重要なのは、公有林からの林産物の伐り出し・出荷の権利資格が、共同店の構成員に限られていたことだ。共同店の構成員になるには、出資金を支払い、「株」と呼ばれる権利を取得する必要があった。株は世帯単位ではなく、個人ごとに付与されるため、林産物利用の権利も個人に属した。

共同店の構成員であることが公有林利用の条件であったのは、字有林は問題ないとしても、集落が村有林の払い下げを受ける際の支払金が共同店の資金から充当されていたから、と説明される。基本的には集落民全員が株を保有しているため、この権利は意識されることなく、人びとはごく当たり前に「安田の山」を利用していた。問題は、転入者があった場合である。当時、集落への転入は、複数の住民を保証人として立てた上で、区評議会による承認が必要だった。共同店の構成員であるには区の住民であることが条件だったから、区から転入を認可されなければ共同店の株も持てないことになる。

2. 共同店による林産物の集荷

集荷場に置かれた林産物は、共同店の主任（経営責任者）や職員が集荷場を回り、これを出荷人ごとに検数したのち買取の印をつける¹²¹。その後店に戻って主任が計算を行った。林産物には出荷人の名前が書かれている。

買取印がつけられて以降は、全てのリスクは共同店が負う。これは、林産物の所有権が共同店に移転した、と解することもできる。このため、市場への出荷前に盗難や損傷があった場合でも、出荷人は林産物代金を満額で手に入れることが出来る一方で、生じた欠損は共同店の主任個人の責となり、主任の私財によって補填する必要があった。

3. 共同店による林産物の出荷

集荷後の林産物は、与那原や那覇方面などの市場へと出荷される。海上輸送時代は戦前は山原船やポンポン船と呼ばれた蒸気船、戦後になると米軍払い下げの舟艇の持ち主と共同店が専属契約を結んだ。1950年初頭にはその舟艇を購入し、共同店の所有物として運航させている。その後陸上輸送時代になるとトラックを購入し、これに運搬を切り替えた。トラックの運転手には都市部で免許を取得した集落の若者たちがあつた。

¹²¹ YK さんがしていたのが、この共同店の職員の仕事だった。3.4 参照。

林産物の出荷先は那覇や与那原といった市場圏のほかにも、沖縄市や南城市など、中南部のさまざまな民間の材木店があった。

4. 共同店の商品仕入れ・集落への帰還

林産物の売却後は、同行した共同店主任が那覇などの市場で商品の仕入れを行い、空になった船舶やトラックに商品を満載して集落へと帰還した。自前の流通経路を使った市場圏からの直接・大量仕入であったので、共同店の商品の価格は相場よりも安かった。とくに、安田は仕入れの規模が大きかったので（それだけ林産物が出ていたということでもある）、村内の共同店の中でも最も廉価な店だったといわれる。

5. 林産物代金の精算

林産物代金の精算は、共同店が各々の延売額と相殺した上で出荷人にその差額を支払うことで行われた。「延売」とは、いわゆる掛け売りのことである。

延売が可能なのは、共同店の株主（構成員）に限られていたため、林産物の出荷権利と並んで、株主の重要な権利とされていた。というのも、当時の人々は現金獲得の機会を林産物の出荷に頼ったが、その代金の回収にはしばしば1ヶ月以上の期日を要したため、この延売制度がなければ人びとが共同店で食糧品をはじめとした日用品を購入することは難しかったからだ。店側にとっても、林産物代金を担保とするため、商品代金の未回収のリスクが軽減される。つまり「延売」は、林産物代金を担保とする信用制度だったといつてよい。

重要なことは、この組織が、「山というものの恩恵」を人びとに実感させる、更なる仕掛けをもっていたことである。それが、山から得た富の集落内への還流だ。

3.6.3でも触れたが、共同店の収益は、さまざまな形で住民たちに分配された。図8にある「生活事業」とは、共同店が営んだ数々の事業のことを指す。字費や街灯費の支出、学事奨学金の貸与、育英資金、病気見舞金、香典、出生祝金の支給、貯金・融資等の信用事業といった基本的な事業に加えて、米軍の払下げエンジンを利用した発電所をつくり、精米所をつくり、さらには製材所までも運営した。また、村の公共バスが東海岸部に届かないなか、1960年代になると自ら客車を買入れて、安田と辺土名の間を走らせてもいる¹²²。

122 以上は「安田区評議会議事録」ならびに「安田共同店議事録」から抜粋。

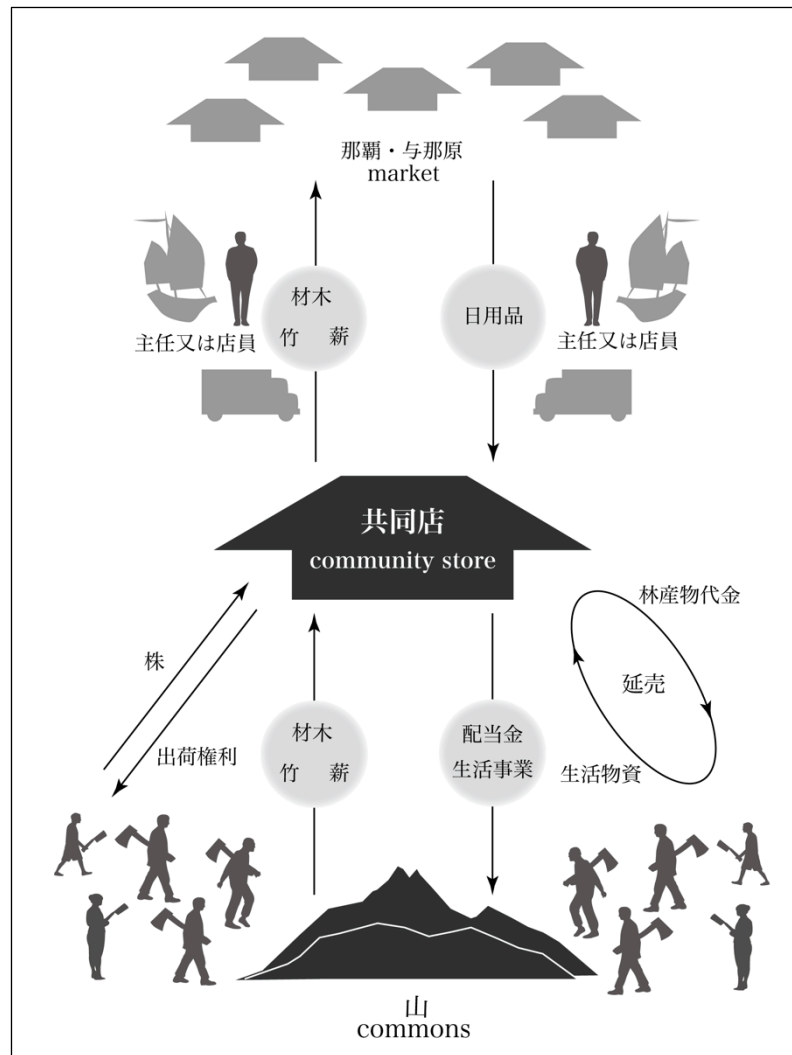


図 8 安田共同店（協同店）と山稼ぎの関係図（聞き取りにより筆者作成）

・・・戦後は精米、製材、電気もこっちにあった。発電所、終戦後ほんとに早かったよ、こっちは、それも売店がやっていたんだよ。そうさ。店はすごい力があつた。店から育英資金ていってから、大学生とか高校生に1万円とか、学費の足しに出しよったわけ。子どもの学費も売店から借りられる。いつでも返しなさい、だったんだよ。¹²³

1940年生まれのおはさんは、「CUさんたちなんかが、こんな人たちなんかが立ち上げてきているもんさ」と言いながら、当時のことをこう語る。

¹²³ 2010年9月24日、おはさん。

一方で、この共的なしくみが、排除の機制をもっていたことや、個人への過度な負担を是認していたことも認めなくてはならない。たとえば、「1.住民による林産物の伐り出し・出荷」における山の利用の権利をめぐる、実際にこの権利をしばらくの間持つことのできなかった人がある。1950年代に安田の女性と結婚し、集落に転入した KJ さんだ。KJ さんの出身は国頭村内の他の集落である。彼の転入の際には、集落の保証人が3名必要だったが¹²⁴、さらに、共同店の株を得るのに1年ほどを要した。その間、株主である奥さんの伐った薪を運ぶだけの日々が続いた。幸い、KJ さんは青年時代に石工の経験があり、山稼ぎ以外で収入を得ることができたから、深刻な事態にはならずに済んだ。

また、「2. 共同店による林産物の集荷」におけるリスクの移動は、主任個人に対する大変な負荷となった。実際、林産物の盗難事故はしばしば起きた。特に陸路が開通して以降は、米軍払下のトラックが出回ったため、夕方の買取から翌朝の出荷までの夜間を利用した盗難が頻発したという。CT さんは店員から始めてその後、長く共同店の主任を務めたが、負った借財が1200ドルにのぼった。思いあまった CT さんは、奥さんに「払えないから、死のうか」とまで口にした。4人の子どもはどうするのか、と問い返され、思いとどまった CT さんは、その後2年間静岡に出稼ぎに行って、なんとか借財を完済した。「3. 共同店による林産物の出荷」にしてもそうだ。特に頼りになったのは、安田の縁故者や集落出身者が営む材木店である。当時は北部一帯が林産物を出荷していたから、競争も激しく、有利な条件で取引をするにはこのような郷里を離れた成功者の存在が欠かせなかった。一方で、沖縄では「親村（ウヤムラ）」という言葉があるほど、故郷を出た人たちは出身集落に気を遣う。いくら成功していても、決して親村を下に扱ってはいけない。そうしたことも影響して、のちに薪や木材の需要が落ち込んでくると、集落からの買取依頼を断り切れず、倒産する材木店も出たという。

じつは、国頭村としては、1954年に琉球政府の「第1次経済振興5ヶ年計画」のモデル農村として指定され、以降村一体が産業振興の方向に向かっていた。早いところでは1950年に辺土名の開拓が開始され、1956年には宇嘉¹²⁵の土地改良事業も完了した。しかし、産業振興の中心は経済圏であり、また、平地も多い西海岸側で、山がちな東海岸側ではインフラ整備も遅れ続けた。電気事業や客車運営を自力で行ったのは、そうせざるをえない社会状況下にあったからでもある。

124 安田区評議会議事録 1957年11月2日付。

125 国頭村の西海岸側の集落。

共同店は、さきにみたように、特定の立場の人に献身を強いた。一方で、主任や職員のほか、トラック運転手や客車運転手などの雇用を生み、インフラを整え、人びとの生活の基盤をつくった。その富の循環の起点は、山にあった（図 8）。戦後の国頭の山の更新期のピークは 1949 年～1963 年とされている〔齋藤 2011〕が、たしかにこの時期、人びとは山を伐ってきた。しかしまた、「山というものの恩恵」が、共同店という装置を通すことで、焼け野原となった集落から人びとを立ち上がらせ、さらにその後も僻地に暮らす住民のさまざまな要に応えることで、集落そのものを支えていた時期でもあった。

3.9 戦後の山の利用と管理

・・・朝、こっちからもう、8 時ならん前に山に出て、夕方 6 時ころ帰ってきよったんだよ。歩いて、ずーっと、ずっと、ずーっと。毎日さ、毎日・・・歩いて、裸足で。履き物全然履かんしね。こんなアスファルトないさ、普通の土さ。浜まで運ぶうちに足（の裏）が灼けてよ。¹²⁶

道路が開通する前の、CU さんの話である。道路が開通して以後は、格段に出荷作業は楽になった。また、山中まで米^{べい}カーと呼ばれる米軍払下げのトラックが入ることもあり、こうした浜への往来はなくなる。しかし、それ以外はほぼ戦前と変わらない作業が続いた。また、良材はオクヤマと呼ばれる深山部にあったから、集荷場まで約 8 km の道程を歩くこともあった。山中には、主に柚山時代に^{ミチヅ}道夫と呼ばれた共同作業によって人力で切り開いた山道や、人びとが歩いて痕になった細道ががはりめぐらされていたが、ときに傾斜がきつく、やがて鼻が膝につくほどのところもあった。また、朽ち木の根株には猛毒を持つハブが隠れており、良木を熱心に探すあまりに足下への注意を怠れば、たちまち大事故に繋がった。竹の切り痕で足を突き刺してしまうこともあった。山を覆う土は国頭マージと呼ばれる赤土で、雨が降るととても滑りやすくなることも、危険を倍増させた。荷は肩に食い込み、材木などの重量があるものを運ぶ際には膝を地面にすりつけるようにして運んだから、膝をすっかり駄目にしてしまう人もいた。山稼ぎは依然としてきつい仕事だったのだ。

¹²⁶ 2010 年 9 月 24 日、CU さん。

一方で、既にみたように、山は人びとに生活を保障した。「お金が欲しかったら山に行く。体さえ丈夫だったら貧乏するということはない」¹²⁷、「山に行けば1、2日は食べられる」¹²⁸というように、山は常にそこにあり、需要もあった。そして、木材から薪、丸棒や竹といった多彩な重要は、「力がなければそれなりのものを出荷すればいい」¹²⁹というように、幅広く人々を受け入れた。

ところでこの時期、このような山稼ぎの舞台となる山林の管理はどうなっていたらうか。戦後、米軍の施政権下に入っていた沖縄の林野行政は、統治政策の目的が軍事基地の維持・拡大にあったために、山林を基地として囲い込むことの他は、それほど積極的な展開がなされずにいた〔篠原 1973〕。国頭村においては、1957年、安田・安波・楚洲におよぶ国有林約570万㎡が北部訓練場として接収されている。

ようやく1950年に琉球林野庁¹³⁰が発足し、翌年には「琉球森林法（米国民政府令第49号）」が公布されるが、これはあくまで暫定的立法だった。1952年の琉球政府¹³¹の発足に伴って、琉球林野庁は琉球政府資源局林務課へと整理縮小され、さらに琉球森林法も1953年に「森林法（立法第46号）」へと切り替わる。同法において、公有林では森林経営案を編成することが義務づけられ¹³²、以後は森林計画案に則った森林経営が行われるようになる、はずだった。国頭村においても、村有林の森林経営案が1957年に策定され〔仲間 2011:259〕、安田ではその前年に評議員会ならびに部落常会でこの経営案について審議がなされている¹³³。

しかし、実際はこの森林経営案はほとんど機能しなかったことが仲間によって指摘されている〔仲間 2011:259-265〕。仲間はその理由を、集落の入会的な管理・経営と村に

127 2010年9月14日、FYさん。

128 2010年8月7日、OMさん。

129 2010年9月26日、MTさん。

130 琉球林野庁は1952年に廃止され、同年に琉球政府資源局林務課となっている。

131 1951年4月1日設置の琉球臨時中央政府を前身とし、1952年4月1日に設置された政府機構。1972年5月14日、米軍から日本への施政権返還に伴って廃止。一応は三権を備えた自治機関だったが、その上には米国民政府（USCAR）があり、「琉球政府の設立（米国民政府布告13号）」では、同布告第2条但し書において「琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う」と記されるなど、極めて限定的な統治権しか保持しなかった。なお、沖縄の自治機構としては、沖縄諮詢会（1945年8月15日～）→沖縄民政府（1946年4月～）→沖縄郡島政府（1950年11月～）、琉球臨時中央政府（1951年4月～）→琉球政府（1952年4月～1972年5月14日）、の順。

132 同法第7条「森林面積50町歩以上の民有林の所有者又は管理者は、その森林につき10年ごとに経営案を編成しなければならない」。なお、その後1954年に「官有林野経営規則」、1955年に「民有林野経営案規則」が定められ、官民有林野における経営計画策定の具体的な方針が提示され、その方針に則り経営案の編成業務が遂行された〔仲間 2011:252〕。

133 1956年12月10日（評議員会）、1956年12月12日（部落総会）。表3参照。

よる指導奨励、という体制のもと、資金力も技術力も充実しない集落にその責を負わせる当時林政の粗放さに求める。仲間はこのように、森林経営の主体が集落であると解している。一方、新・国頭村史においては、「当時の森林¹³⁴の管理に関して村と集落どちらかに管理権があったかについては明確にはなっていない」[国頭村史『くんじゃん』編さん委員会 2016: 50]とされている。安田に残されている集落議事録をみると、「山の経営は部落経営の一環」として捉えられていた、という人びとの言葉通り、評議員会や部落総会において、山に関する議題は実に様々に取り上げられている（表 3）。ここから、少なくとも安田においては、集落側が主体となって村有林の管理・経営を担っていた、と解してよいだろう。

これを戦前からの連続性でみれば、戦後の施政権の変動とそれに伴う林野行政の組み直しを経たのちも、依然として集落が村有林の実質的な管理主体であったということになる。仲間の指摘するようにそれが前近代的な林業経営に止まる要因であったとしても、先に経験したように施政権の変動によって山と人びとの関係が極度に不安定化した時期を考えると（3.5.2 参照）、山に生活を頼る彼らがこの時期安定して山の利用を確保できていた意義は大きい。

これに関連して、安田区議事録で目を引くのは、1961 年 6 月 15 日に開かれた「特別緊急区評議員会」である。「公有林の立木を処分して、その利益を村 4：地元 6 の割合で受けるとする村議会の条例改正に対する対策の問題について」とある。これは、分収規定のことだ。1961 年 6 月 1 日に施行された「国頭村公有林野管理規則」は、村有林からの収益について、村と区の配分を「村 4：区 6」にする、と規定した。それ以前の史資料がなく、正確なところは分からないが、FY さんや CT さんたちの話によると、かつては「村 2：区 8」ということもあったらしい。また、仲間〔2010〕には、1920 年代には村 3：区 7 だった、という村の古老の話が出てくる。議事録には、1977 年に再びこの分収規定の話が出てくるが、その際は「5 分 5 分」となっている。これは同年制定の「国頭村村有林管理条例」で分収割合が改変されたことによる。

これらの分収規定が示すところはつまり、杣山時代から途切れることなく、集落が実質的な村有林の管理主体であったことを認めるものだろう¹³⁵。じつは、村有林に対する集落の権利は、時代が下がった 2000 年代に、裁判所によっても「慣習上の山林利用権（民

134 村有林を指す。

135 1981 年以降は「分収」という言葉は使用されず、「国頭村村有資産等所在行政区育成交付金に関する条約」（1981 年制定）によって、「育成交付金」という名称に変更されたが、実質的には村有林に対する集落の権利を認めた分収慣行が続いていると解してよい。註 137 参照。

法 294 条に規定する入会権もしくは地方自治法 238 条の 6 に規定する旧慣使用権) を有する」として認められている。その理由として裁判所があげたのは、集落のくびとが入会集団として管理、統制されていることが認められること¹³⁶、そして山林に対する集落の権利を認めることは沖縄県ないし国頭村の歴史とも矛盾するものではない、ということだった [小川 2002]¹³⁷。

3.5.1 でみた、CT さんがいう「安田の山であるのは、安田の人が管理してきたからさ。ずーっと昔から。杣山のころから」¹³⁸ということばの背景には、このような管理主体としての連続線の上にこそ今日の「安田の山」がある、という彼らの認識がある。「安田の山」は漫然と出来てきたわけではないのだ、というのが、CT さんたちの言わんとするところだ。さらに、彼らはその連続線の上に、村に交渉をもちかけてもいる。分収規定について「対策」¹³⁹「かえたい」¹⁴⁰とあるのがそれだ。彼らの山の権利は、法的に定まった権利というよりは（辺戸では認められたが）、認知や承認に基づくものであり、それは動的な権利であると言ってもよい。だからこそ、それが揺らごうとするときは、そうした交渉が肝要となる。

さて、とはいえ、当時をふり返って CU さんは、「どんどん切ったけど、それでも山はまだあったね」¹⁴¹と言う。YK さんは「戦後は取り勝負だった」¹⁴²とも言う。では、実際には野放図な利用が行われていたのだろうか。

136 時代が下ったせいか、この点に関しては判決文には「一応」という保留がついている [小川 2002]。

137 「平成 13 年（ヨ）95 号 一般廃棄物処理場建設禁止仮処分申立事件」那覇地方裁判所。申立人は辺戸区、相手方は国頭村。註 81 も参照。同問題は、廃棄物処理場建設を進める国頭村と地元辺戸区民が対立し、訴訟事件に発展したもの。係争地は国頭村の村有地であり、裁判では辺戸区住民がその山林に入会権を有しているか否かが争われた。那覇地方裁判所は、1981 年に制定された「国頭村村有資産等所在行政区育成交付金に関する条約」においても毎年度各行政区所在の村有資産から得た収益の 50% が区に交付されている事実は、国頭村有資産に対して区が何らかの権利を有している事を前提としなければ理解が困難である、として国頭村有林に対する辺戸区の入会権ないし旧慣使用権の存在を認めた。また、係争当時、辺戸区においては薪炭採取などの利用が行われていないため、入会権は消滅しているという国頭村の主張に対して、裁判所は「…なるほど貨幣経済が発展し、自給的な生活が影をひそめている今日、薪炭や屋根材、肥料等の生活物資を部落有林野に求めるということは考えられないし、現在、本件土地に依存して生活している部落民がいるとも考えられない。しかしながら、それだからといって、直ちになんらの根拠なく入会集団が消滅したとか、その統制が失われたとかみることとはできない」として、その主張を斥けた。この裁判については、辺戸区側の意見書を作成した沖縄大学法経学部教授（当時）、小川竹一による論考が詳しい [小川 2001; 小川 2002]。また、辺戸区が環境問題としてもこれを取り上げたため、その見地からの考察として、松井 [2004]、三輪 [2010] がある。なお、新・国頭村史が「村と集落とどちらに管理権があったかは明確ではない」というのは、今後も起こりうるこうした係争案件に対して影響を与えないための深慮からと推測できる。

138 2011 年 10 月 14 日、CT さん。

139 1961 年 8 月 5 日、特別緊急区評議員会。

140 1977 年 5 月 16 日、部落常会。

141 2010 年 10 月 5 日、CU さん。

安田の議事録（表 3）に目を戻すと、かなり濫伐や盗伐の取締に苦労したことが伺える。盗伐防止策が繰り返し評議員会や部落総会の議題にのぼり、例えば、1959 年 3 月 23 日の部落常会では「盗伐者は 3 ドルと 10 日間 1 ドル宛を納入する事。但し 10 日以内に盗伐者を発見した場合は 1 日 1 ドルの計算と 3 ドルを納入する事」が定められ、1961 年 8 月 6 日の部落常会では「山係を専任制で毎日巡視させる」「盗伐材の現物は一切没収」「一回の盗伐には罰金 20 ドルを課す」「同一人物が二回盗伐行為せる場合は現物没収の上罰金 40 ドル」が決定されている。

また、1959 年 3 月 23 日の部落常会では、公有林内からの自家用材伐採について「一人宛 20 本許可するが伐採の場合は山係に申し入れて立ち合いの上許可」することが決定され、1959 年 1 月 20 日の評議員会では、「松杭の出材は当分禁止して松材木だけを出材させる事」が話し合われ、1964 年 6 月 25 日の評議員会では「鋤の柄の搬出」について許可をする¹⁴³など、山林の荒廃を防ぐためのさまざまな努力がみられる。さらに、1965 年 5 月には、「自家用材伐採規則」も設定されている。

「公休日」の設定もみられるが¹⁴⁴、この日はすべての仕事を休まなくてはならなかったから、山を休める効果もあった。なお、議事録にある「山入日」¹⁴⁵とは、山入りの日がこの日に制限されていたということではなく、集落の要がある際にその収益を集落の運営費などに当てる、もしくは売店に大きな注文が入った時にその注文に応じるため、集落民が共同して林産物伐採にあたる日のことを指している。

CU さんが、「山はまだまだあった」というように、村有林の少ない辺戸集落¹⁴⁶では 1960 年はじめ頃に商品用の薪資源が枯渇し、山稼ぎが廃れている〔斎藤 2007〕ことを考えると、安田が村有林に恵まれていたことは、彼らにとっては幸いだった（図 7 参照）。が、集落としてはなんとかその管理を試みていたことも、山稼ぎを継続できた要因のひとつだっただろう。

142 2010 年 9 月 28 日、YK さん。

143 鋤の柄には、アリク（アデク *Syzygium buxifolium*）のような固い木が用いられた。表 1 を参照。当時鋤の柄は需要が多かった。許可をした、ということは、それまで一定期間禁止していたということだろう。

144 1959 年 3 月 23 日（部落総会）など。

145 1956 年 1 月 16 日（部落常会）「安田丸（註：林産物運搬船）の運営」、1959 年 3 月 23 日（部落常会）「税金徴収日山入」、1960 年 12 月 15 日（評議員会）、1961 年 4 月 10 日（評議員会）、1964 年 9 月 8 日（評議員会）「経済的に困っているので全員山稼を施行する」など。

146 国頭村の最北端に位置する集落。

議事録には国有林の払い下げも記載されており¹⁴⁷、それによって伐採地を広げること
もできた。ただし、払い下げ区域外の利用に関しては、ヤンビシャとの交渉、攻防が続
いたことはもちろんである。

表 3 安田集落による山の経営・管理（「安田区議事録」より抜粋） *は判読不明

1956 年	1 月 16 日	部落常会	■安田丸（註：林産物運搬船）の運営促進について 月 1 回は字民全部山入りをして運営をする
	11 月 21 日	評議員会	■山係 1 名、棒給 800 円（56 年度）を 800 円（57 年度）へ
	12 月 2 日	部落常会	■選挙にて山係に△△氏選定
	12 月 10 日	評議員会	■公有林経営案実施について ・出夫の範囲：男 55 才迄 女 25 才迄の普通**とし用水路係共の他年令外 の山稼人等は普通**者が 3 日作業出夫する毎に 1 回程度の出夫を要請する ・技術員の経費捻出方法：其の日其の日の作業員から 2、3 名は山稼をさせ て経費充当する
	12 月 12 日	部落常会	■公有林経営に関する件 ・出夫の範囲：評議員会案通り決定す ・経費の捻出方法は評議員会案通り決定し山稼に行く人の購買賃金を 150 円 （1 日 1 人）と決め其の当日店に入金する事
1957 年	3 月 13 日	評議員会	■天然造林地の件 ・原道原の天然造林地を変更の上福地原に造林するようにする 造林月日は 当局で選定の上良日を見て行う
	11 月 3 日	部落常会	■公有林払下の*日の件について ・12 月中は 3 回に 1 回～来年 1 月よりはその結果を見て回数を決めるという 事を決定す
1959 年	1 月 13 日	評議員会	■公有林立木代について ・7 班に対して付き 1 ドル宛割当てして 1959 年**分より徴収する事に、 58 年迄の分は免除することに決定しました
	1 月 20 日	評議員会	■公有林内松伐採について ・横断線の北側俗称ヒナナ。西道は禁伐区域に指定する事。 ・松杭の出材は当分禁止して松材木だけを出材させる事 ・種松及河川工事の場合を考慮しての措置
	1 月 27 日	部落常会	■公有林内松伐採について ・評議員会原案通り可決
	3 月 2 日	評議員会	■公休日について ・2 月 3 月 7 月 8 月の月は公休日を取止める事。 ・其の他の月は 1 日と 15 日に近い日曜日に公休日とする
	3 月 21 日	評議員会	■公有林及び字有地に個人造林許可について ・立木のない場所を許可する事。但し申請後調査の上評議員会に於いて許可 を決定する ■公有林払下山入及び盗伐防止対策について ・明 22 日生産者と懇談会を持って解決する事にする ■公有林内から自家用材伐採について ・自家用希望者に 20 本を許可すること ■公有林より盗伐採処理について ・松材木 37 本の半額を没収すること
	3 月 23 日	部落常会	■公休日について ・2 月 3 月 7 月 8 月以外の月は毎月 1 日と 15 日に近い日曜日を公休日に決定 し 1 日は午前中学校参観日とする ■公有林及字有地に個人造林許可について ・3 月 21 日の評議員会原案通り許可する事に決定す ■公有林内より自家用材伐採について ・一人宛 20 本許可するが伐採の場合は山係に申し入れて立ち合いの上許可 する

147 1959 年 5 月 25 日（部落常会）、1960 年 6 月 15 日（部落常会）、1961 年 1 月 30 日（部落常会）など。

		■公有林内盗伐防止について ・罰金制にする。盗伐者は3ドルと10日間1ドル宛を納入する事。但し10日以内に盗伐者を発見した場合は1日1ドルの計算と三ドルを納入する事 ■税金徴収山入日設定について ・税金徴収日山入をして其の金から税金を出す様にする事
5月3日	評議員会	■公有林払下への山入について ・官有林払下をする迄の間トクゾウ山の奥俗称カラ木サバンニの附近を山入許可する事。面積約2町歩 ■官有林払下予定地選定について ・61年よりの払下予定値を36林班3カ年分41林班2カ年分を編成する様に折衝する事
5月9日	部落常会	■公有林払下以外の山入について ・官有林払下許可になる迄トクゾウ山カラ木サバンニ附近を山入させる事に決定す
5月25日	部落常会	■官有林払下入札について ・評価額より少しの値上をして入札する事に決定す ■西道山の松伐採について ・大垣内は禁止区域として垣外は伐採する事に決定す
6月25日	部落常会	■合出夫 出夫範囲について ・山稼者は合出に出夫しなくてもよい様に決定。但し組合の株配当を受けようとする者は出夫する事に決定す
8月5日	評議員会	■1960年度公有林伐採区域について ・59年度の伐採区域の奥に指定する様に申請する
8月6日	部落常会	■1960年度公有林伐採区域について ・59年度の伐採区域の奥を指定する様に申請する。9月1日から山入りする事にして現在通り5日に1回山入日を指定す
10月4日	評議員会	■官有林施業案について（払下） ・自61年至65年の予定地を同一林班に希望する事 ■松サポート材出材禁止について ・普通サポート材は出材禁止にする事に決定す
10月18日	評議員会	■△△氏より申請の松造林許可願について ・俗称ヒンナ旧道、橋小より旧バンタの間旧道より上の方（北側）一帯を許可する事に決定す ■公有林内撫育林内の造林について ・撫育林の造林は許可しない事に決定す ■〇〇氏より申請の杉造林許可願について ・前項の決定により撫育林内なる為許可しない事に決定す
11月7日	評議員会	■公有林内開墾願出の処理について ・△△君から願出のあった標記の件は許可に決定す（△△君誤伐の場所（俗称赤道小）
11月15日	評議員会	■1960年度役職員選挙について ・会計が山係を兼任する事（公有林山入日以外も適当に巡視する事）
11月29日	部落常会	■会計（兼山係）選出
1960年 1月16日	評議員会	■松造林地申請について ・△△氏**申請の通り認可
5月22日	評議員会	■官有林払下について ・必要につき公売に参加する事に決定す
6月15日	部落常会	■官有林入札について ・必要につき入札売買する事 ■保育林作業実施について ・時期其の他当局に一任する事に決定
7月10日	部落常会	■官有林再払下買入について ・入札参加して生産者の便宜を図って貰いたい
7月15日	評議員会	■公有林伐採区域変更について ・一周線の利用状況を勘案して変更する事
10月16日	評議員会	■公有林伐採区域制定について
11月3日	部落常会	■公有林伐採区域について
12月15日	評議員会	■一周線に沿っての公有山入日の件 ・年内に3回の山入日を催す事に決定す

1961 年 1 月 13 日	評議員会	■公有林払下に伴う境界線は一周線に沿って（*側）に決定。山入日は組合側とタイアップして当局の伝達指示に従って入林し、*期日は*れ車輛が通れる様になって**検討し決定する
1 月 30 日	部落常会	■再払下（官有林）地の入札の件について ・特定な個人に再払下地の処分の件については承認決定 ・一般入札制が区民対象入札制を上回る得票数→一般入札制を採用 ・払下の期限の問題については生産者の入林期間を考慮に入れて当局の方で入札希望者に相談して期限を延ばさせるよう*に方向づける ・価格の件について 最低価格を採決により**によって左の価格の通り決定 価格→80 ドル ■フン川の皆伐の件について ・無料皆伐の条件付きで決定
4 月 10 日	評議員会	■公有林山入日の設定の件について ・4 月より 5 日毎に入林させることに決定 ・公有林払下区域からの薪の切出しも認めるが原則として 30 米以内（一周線からは認めない ・工事出夫との関係から山入日に入林できない人がいることになるが後日に入林させることは禁にして、正規の山入日として設定した日だけを公有林山入日とするを決定
4 月 12 日	部落常会	■公有林山入日決定の案件について ・5, 10, 15, 20, 25, 30 日に決定 ■青年倶楽部修理のための公有林内よりの出材依頼の件について（青年会より要望） ・常会の名の下に要望通り決定（但し青年部員自身で出材する）
6 月 20 日	評議員会	■払下地の方策の件について ・ジチクマーシの集荷場との関連でフン川の払下を利用するようにしてジチクマーシの集荷場は解消する
6 月 26 日	部落常会	■フン川払下茅野問題について ・当局の名義で延期願いをして集荷させるべく評議員会案通り承認決定
8 月 5 日	特別緊急 区評議員 会	■公有林盗伐防止対策について ・後日の生産者会合に於いて専任の山係を置いてあたらせるか、又は現在意通りの方法で山の保護にあたらせるか、それが出来なければ当局は責任を持ってないので辞職するようにする ■公有林の立木を処分して、その利益を村 4, 地元 6 の割合で受けるという村議会の条例改正に対する対策の問題について
8 月 6 日	部落常会	■公有林盗伐防止対策について 1. 専任制で毎日巡視させる 2. 盗伐材の現物は一切没収 3. 一介の盗伐には罰金 20 ドルを課す 4. 同一人物が二回盗伐行為せる場合は現物没収の上罰金 40 ドル 5. 専任山係の棒給は月 35 ドル 6. 係は推薦ではなく公選とする 7. △△氏を選ぶ 8. 8 月 6 日より実施する 9. 会計は山係としての任務は免除する。但し棒給は現在通りとする
8 月 20 日	評議員会	■公有林野売却について ・売却割当面積 7.45 町歩（1564 ドル 50 セント） ・原則として部落民を対象に優先す ・金額割当 2086 ドル（50%） ・合計 3650 ドル 50 セント ・売却適用の区域 ・地知、西道、パイン園（ハンタ道小） ・地知、西道は全面積として、ハンタ道小は境界線を決めて売却するようにする ・地知を買う希望者が割当額に達しても西道とハンタ道小は部落民を対象として売却する事にして、西道とハンタ道小は原則的に部落外の希望者には処分せず。若し割当て相当額に達しない場合は地知を全面積部外者にも売却をする事に決定す ・字責任額をオーバーした場合はその金額の用途は後日評議員会で検討する様にする
9 月 1 日	部落常会	■公有林野売却について ・ハンタ道小は評議員会案通り旧道を境にしてパイン畑周辺とする事に決定 ・部落直営工事はよいとして、その以外はいかなる事情があろうが勝手に

		伐採してはならないように決定（注：公有林内に限る） ・盗伐材代は一応部落に納めてその中から本（？）人達に人夫賃を支払うように決定。余剰代は字の雑収入とする
9月16日	評議員会	■公有林立木代徴収の件について ・以前からのものを現当局で全部徴収する様決定
10月10日	評議員会	■△△氏の公有林保護取締の専属山係の廃止の問題について ・専任制を撤廃して従来通り当局に一任する様に全会一致決定
10月19日	部落常会	■専任制の山係を廃止し当局にその責任を移すことについて ・評議員会案通り全会一致承認決定
12月14日	部落常会	■公有入林日の短縮の件について ・連日入林制を3日毎に行う。
1962年 3月15日	評議員会	■西道垣内松伐採について ・伐採を許可し3月末日までに搬出する事決定す ■公有林税割当について ・年額231ドル余の内月3ドル伊部割当金として徴収することに決定す
3月17日	部落常会	■西道垣内松伐採について ・3月末日までに搬出する様にして伐採を許可す ■公有林山入日について ・一周線公有林の山入は当分中止す ■伊部川禁伐区域について ・伊部より申し出のある通り伊部橋より下流一周線南側*示す
3月25日	評議員会	■公有林伐採区域変更について ・ジチクマーシ伐採跡地を当分の間伐採区域と指定する。当分の間5日に1回の山入をする事
4月10日	評議員会	■官有林払下地皆伐について ・37林班い小班の払下は5月14日まで延期になっていますが其の間他方面からも労務を導入して無条件で薪炭材を伐採させる事 ■官有林皆伐問題 ・後日の研究課題として保留する
4月13日	部落常会	■官有林皆伐について ・5月14日まで延期になった37林班い小班内の入林を部落外の人にも許可して伐採し皆伐に協力させる事に決定す
4月18日	評議員会	■官有林払下について ・次回の伐採区域は〇〇さんが与那区と共同で入札するように決定す
5月7日	評議員会	■公有林及び字有原野貸付について ・□□君申し出の貸付願いは却下する事に決定す ・注「将来の産業政策上部落在住者以外の者に貸付する事はよくない」 ■公有林払下について ・ジチクマーシを山入させる事に決定す
7月14日	評議員会	■公有林野保護取締り強化について ・専任の山係を置き、保護に当たらせることにし、手当は月10ドル支給する事。山係は区長において選任する事 ■会計の山係兼任解除について ・山係を専任制にする為に会計の山係兼任を解くこと ・棒給を現在の25ドルより5年減額することに決定す ■官有林払下について ・37林班い小班内の払下は競売に参加しないことに決定す
8月8日	部落常会	■公有林保護管理について ・7月14日の評議員会案通り決定す
8月16日	評議員会	■村役場建設資金借入金に対する銀行へ公有林野担保提供について ・村との事で間違いはない事と思うが後日の為左の条件で8月18日の村会に於いて村議△△氏で承諾する様に決定す ・担保物件の6割に相当する公有林野を村は安田区に担保にしておくこと ・担保物件：原道原 山林 660,401坪 福地原 山林 151,443坪 合計 811,444坪
9月16日	評議員会	■公有林払下地内に於ける製炭について ・1963年度は10町歩許可すること ・山稼に関係しないようにして払下跡地をできるだけ指定する様にする事 ■松造林について ・マーハニの原野を協同作業によって造林する事に決定
11月18日	評議員会	■山係の棒給は10ドル（区長42ドル、会計25ドル） ■公有林払下について

		・トク門山より払下する事に決定す
12月2日	部落常会	■山係に〇〇当選 ■公有林野伐採跡地の製炭について ・10町歩希望者に製炭させる様に決定す
12月20日	評議員会	■公有林山入り許可願について ・伊部住民より願出の標記の件は伊部橋附近より山入を許可する事に決定し区域は当局で指定する
12月24日	部落常会	■公有林伊部部落民山入許可について ・12月20日の評議員会案通り許可する
1963年 1月12日	評議員会	■山係承認について ・山係当選者〇〇君協同組合職務のため、次点者△△君を当選者として承認す
3月1日	評議員会	■公有林野立木払い下げ問題について ・山係当選者〇〇君協同組合職務のため、次点者△△君を当選者として承認す
3月22日	評議員会	■公有林野売却処分について ・△△申請の件 売却する事に決定す
5月9日	評議員会	■山の巡視係選任方法について ・今度の山係は任期中半で入店のため今回にかぎって区長の推薦により評議員の承認を受けること。区長の推薦により□□君を承認す
9月5日	評議員会	■1964年村有林内の造林事業計画について ・各個人の分収造林を奨励し部落の認める個所は各個人の申請によって造林を許可すること ■伊部道路工事費捻出方法について ・公有林手数料の5分の内から一時捻出を御願ひすること
11月12日	評議員会	■1964年度選挙について ・山係は存続、棒給10ドル
12月1日	部落常会	■山係は△△が選出
1964年 1月24日	第2回評議員会	■山係の区長推薦を承認することについて ・〇〇氏の発言により選挙規定が公選するとあることから、筋道として、再選挙に持って行くことを打ち出して若し、有権者が区長推薦によって評議員会が承認してよいと決定されればその通りにする事を決定す。但し、当選者、次点者が共に辞退したための問題なり。 ■公有林集荷場設置変更に関する暫定措置について ・旧正月までの期限を条件としてジチクマーシに設定し、現在の一周線と二カ所に決める。但し、徳門山は中止するように全会一致協議決定す ■払下外公有林内から出材した自家用建築材の部落外使用に対する事件処理について（関係者・△△） ・本事件に限り許して以後は万全の対策をもって嚴重に処理することに決定する ■定期公休日の制定について ・毎月1日と15日。ただし2,3月はなし。（ちなみに毎月15日の公休日を定期常会に）
1月25日	部落常会	■山係の再選挙について 当選〇〇 ■△△氏事件処理について：評議員会案通り承認決定
3月9日	第4回評議員会	■公有林野貸付申請希望者に対する許可及び山地開発の具体的対策について ・貸付申請者****4名への貸付許可を承認決定。尚、此の際抜本的方策の下に最大限に山地を開放すべき事を認める。但し、国土保全、治山治水上の危険を充分考慮して、一周線入口から伊部川に至る東側の水源管林及びその関係山林と更にヒンナ川を中心とするヘンチナ連峯からフギ山の界に至る保育林は永久に禁止区域とすることに決定す
	部落常会	■公有林野貸付申請希望者に対する許可並に開墾適地の全面解放と推進方法について ・当局に申込みのあった4名に対しては評議員会案通り優先的に許可するように常会の名において承認決定し、評議員会案の禁止区域の2カ所を除く公有林を全面解放して山地開発の目的を達成すべく圧倒的に賛同し決定す。土地配分については申込み希望者をつのって後に委員と話し合つて円満に解決するように討議決定す
3月21日	第5回評議員会	■公有林貸付地内の立木評価と出材処分の方法について ・村委員の評価後、区委員が再評価する。但し村委員に対しては区の実情を訴えて最小限度の評価をさせる事にする。尚、貸付者から希望があればその

		区域の立木は適正額で優先的に譲り、それ以外は競売に付することに決定す ■公有林の区域制限撤廃による伊部生産者の同等な権利の保証について ・安田山、伊部山の境界の制限を廃して同一条件の下で、今後同等な権利を与えることに決定す。その場合、官有林の問題も含めて取り扱う事にする
3月27日	緊急臨時 部落常会	■林道延長に伴い、既設林道補修の出夫協力方について ・全員協力することに賛成し、原則として普通*出夫者とする。但し、山稼ぎし得る人は男女を問わず、約4日間全員協力することに一致して決定す ■公有林を貸付申請希望者に売却することに対する承認方について ・村議会で売却することにはっきり決まったら、部落としても個人に売却していい事に協議決定す ■公有林貸付地内の立木評価と出材処分の方法について ・評議員会案通り承認決定する
4月15日	定期部落 常会	■公有林貸付地の立木出材処分の再議について ・3月27日の部落常会決定時とは多少の客観情勢の変化と委員会の現地調査による結果、下記の方法で全区民の入林を許可し出材させることを認める イ、1964年4月18日貸付申請者は境界を伐採する ロ、4月19日から入林を許可する ハ、期間は14日間とし、その間は林道延長の私下地からの出材は禁止する ニ、条件 19日～20日・・・字へ4割 21日～25日・・・字へ2割 26日～5月3日・・・字へ5分の比率で字へ納める
4月17日	不明	■公有林野貸付の立木代を村と地元の評価委員立合いの上現地調査の上次の様に決定す ・尚立木代は担当区6、村4の歩合で分収する
5月19日	第6回評 議員会	■保安施設編入必要ヶ所の検討について ・水源林(68林班、に、ほ、へ、と、を 71林班い、ろ、は)を保安林に編入する事に決定する ■松造林保育事業実施方法及び日時の決定について ・村の関係者に調査させた上で具体的な方法を検討して推進するように決める。 ※尚、部落行政運営費(予算財源)ねん出のため造林事業計画を立てる必要がある・・・との〇〇氏の提案に対し評議員会としても賛同し、具体的な計画案を立てて実行するように協議決定す ■トラック事故に関する補償対策として木材生産についての区民の出夫協力要請についての△△氏の提案について ・全会一致賛成し目標額1000ドルにして作業する事に決定
6月17日	定期部落 常会	■トラック事故に関する補償対策としての木材生産に対する区民の出夫協力方について ・評議員会決定の通り承認し、全会一致議決す。日時は6月26日前後を予定し天候状態によって追次延期する ■1965年度造林事業実施計画の承認並に決議について ・実行することに承認決定し、実施計画案は評議員会に一任す
6月27日	委員会 (?)	■5月19日の評議員会及6月17日部落常会決定の全区民山入作業実施期日と方法について ・委員の踏査日 6月28日 山入実施日 6月30日
7月7日	第7回区 評議員会	■1965年次執行の造林事業の基本構想について6月17日部落常会決定により ・場所 字有地、マーファニ原野 1818及1873番地 面積 最小5町歩
9月8日	第10回評 議員会	■区民の山入実施について ・経済的に困っているので全員山稼を施行する
11月6日	第13回評 議員会	■松造林種子注文の件について ・65年度実施予定(申請済)の松造林事業は余りに多事多難な時期だけに中止することに全員一致決定する ■65年度区役職員選挙について ・山係は廃止して必要な時は区長、会計で監督する
11月15日	部落常会	■65年度実施予定の松造林事業中止について ・評議員会案通り決定 ■65年度区役職員選挙について ・評議員会通り満場一致承認決定す
11月24日	公民館建 設委員会	■山入実施日の設定について ・男女全区民を対象にして12月5日に実施する
1965年 3月18日	評議員会	■自家用材伐採規則の設定について 自家用材伐採規則

	第1条 この規則は住家及畜産建設の促進を目的とする
	第2条 当区在住者にして住家及畜産の建設を目的とする者に限り公有林野内の指定地より20本以内の伐採を許可する（但し前に伐採したものを除く）
	第3条 第2条の指定地を水源地及道路に面したヶ所造林地外の区長が適当と認めた所とする
	第4条 第2条の伐採は一人回限りとし権利の譲渡は出来ない
	第5条 本規則は評議員会の議決をもって改廃することが出来る
	附則 本規則は1965年3月19日より実施する
	尚公有林山入日に自家用材の搬出をするものは販売品同様の口銭を徴収すること
	規則第2条の権利を受け出材したのち使用することなく他へ転売した場合は販売用同様の口銭を納入すること
3月19日 部落常会	■自家用材伐採規則承認について ・評議員会案通り決定す
6月25日 評議員会	■公有林内からの鋤の柄の搬出について ・搬出を許可することにして山入日は協同組合からの要請により決める事
7月25日 部落常会	■造林（1966年度補助規定による）申込みについて
12月11日 評議員会	■公有林の払い下げについて ・ジチクマーンを払い下げする事に決定す ・尚山入その他の事については後日評議員会で審議する事
12月23日 評議員会	■公有林野林道山入について イ）山入日を12月26日 12月29日 12月31日 1月3日 1月6日 1月9日 1月12日 1月15日 1月18日とし以後の山入日は再度評議員会で検討する ロ）区域は△△君の甘蔗畑の南側峠をこした谷間から奥とする但し＊林道に出荷するものに限る ハ）口銭は1割として時価（？）により口銭を検討すること ■〇〇君の盗伐について ・罰金10ドルを課して処理する ■公有林内よりタナギチ及び家葺のフクギチの搬出は許可する
1966年 3月4日 評議員会	■ジチクマーン林道山入日変更について ・3月4日を第1日とし以後1日おきとすること
12月8日 評議員会	■公有林口銭の引下げについて ・現在の1割を5分に引下げる事
12月14日 部落常会	■公休日の件について ・現在までの月2回の公休日を15日の1回だけにして全員が休むよう当分実施し漸次元の2回にもっていくこと
1967年 5月10日 部落常会	■公有山入について ・5月11日8*3日程*入材出材させる事
6月13日 評議員会	■公有林山入について（集荷場決定） ・丸棒に限りマサクブ入口の横断線に出材させる事に決定
12月8日 評議員会	■公休日の実施のあり方について ・最近公休日の意義が徹底しない状態であるので公休日を徹底して休み、真の価値のあるものにするように検討されたし
1968年 1月27日 評議員会	■公有林野の譲渡願いについて ・豊産業株式会社代表者砂川長一氏からの譲渡願いについては字の将来性を加味して譲渡しない事に決定す ・尚区在住者の貸付限度は従来通り開墾する事を条件として2町歩迄とする ・今後2町歩以上の譲渡願いがあった際はその都度評議員会で検討する事とする
3月27日 評議員会	■公有林野の譲渡申請について（申請者 □□ほか2名） ・申請地を許可することに決定。立木の件は後日検討すること ■〇〇氏所有の松造林（字有地）の分収の方法について ・村有林払下条例に準じて本人8字2で分収する事に決定
6月25日 部落常会	■公有林野の譲渡による立木の件について ・□□ほか5名 以上の方々から譲渡申請のある公有林野の立木の件については一定の期限を設定して区民全員を対象として山入りを許可する事とする
12月25日 評議員会	■安田公有林の政府貸付申請について ・以上の条件をふして貸付する事とする イ 道路の自由使用を許可する ロ 水害対策を考慮する事

		ハ 牧場の従業員は地元民を優先して採用すること ニ 立木は当区で搬出するが若しくは適切な価格で買上げる事 ホ 面積は約 150 町歩とすること ヘ 使用目的は種牛繁殖センターとすること
12 月 28 日	部落常会	■政府立種牛繁殖センターの件について ・部落常会出席者全員の賛同を得て、評議会案の通り決定する。尚区域設定は評議会全員で当り、郷友会とは新正の々号祝典の際に了解を得る事とする
1969 年 1 月 10 日	評議員会	■政府立種牛繁殖センターに関する契約に際しては区長推薦に依り、〇〇□□両氏を契約の際の委員に任命する ■公有林の譲渡願について ・公有林の譲渡申請のある場合は下記の通りにして譲渡を許可する事とする イ 面積は 2 町歩までとし開墾した箇所を実測して譲渡する ロ 上土地の選択は評議員の決議を経る事 ハ 転売は自由とする ニ 立木の問題は評議員で検討する事 ホ 立木は許可後 1 ヶ月以内に処理する事 ヘ 貸付済みの箇所は政府立種牛センターの区域から除外する事 ト 売却済みの箇所（屋川上）を除き、現在所有している箇所を含めて開墾面積 2 町歩までを許可する事 チ 上記の条例は 1969 年 1 月 10 日より有効とすること
1 月 27 日	評議員会	■公有林野の譲渡願について ・△△氏よりの譲渡願は許可しない事とする
3 月 28 日	評議員会	■公有林野の譲渡及び貸付願について ・〇〇氏より貸付願のある△△氏が耕作している土地の貸付を許可する事とし、□□氏の譲渡願のある土地の譲渡を許可する事とする
4 月 25 日	評議員会	■浜のモクマオ造林について ・埋立地に経済林として木麻黄を植樹する事とする。尚植樹に際しては土を運搬し土運搬、植樹に要する諸費用は補助金でまかなう事とする ■部落から見える箇所からの庭木類の採取を厳禁させる事とす。（自家用も部落から見えない箇所から採取すること）。以上は部落民部落民にあらざるを問わない
5 月 2 日	部落常会	■庭木類の採取厳禁について ・評議会案通り伝達、注意す ■浜の木麻黄植樹について ・評議会案通り、その趣旨を説明、伝達す
9 月 16 日	評議員会	■肉用牛繁殖育成センター 70 年度予定ヶ所（70 町歩）の立木の件について ・政府側が予定している地域は現在、相当の立木が残されているため、生産業者の収入源であるので、政府に地域の一部変更を要請することとする。尚今後の問題として来年度の事業計画は今年度の 12 月までに地元へ提示させ、立木の処理は支障を来さない様にする事を政府に要望することとする。 尚、地域の変更が認められる、認められないの何れにかかわらず競売方法、価格の設定等問題があるので、委員会を設ける必要を認め、委員会で問題を処理することとする。 委員の構成は区長に一任することとなり、区長推薦により〇〇氏、△△氏、□□氏の 3 名を委員とすることに決定する。
10 月 14 日	評議員会	■入林地域の制限について ・最近、生産業者の間で、クワの柄に限り、地域の制限なく生産している傾向があるので、政府立種牛育成センターの立木処分の件とも関連性があるので、横断線に向かって左側に限り入林を許可することに決定する
10 月 24 日	部落常会	■公有林盗伐について ・盗伐者は字規則に従って厳重に処理することに決定する ■公有林野繁殖牛育成センターの立木の件について ・立木を競売にすることを全会一致で決定する
1970 年 12 月 24 日	評議員会	■伊部岳事件の話し合い
1971 年 1 月 17 日	評議員会	■公有林の入林について ・横断線伊部に向かって左側の全域を入林させることと決定し、現在の伊部岳の集荷場を中止することとする
12 月 20 日	部落常会	■造林補助事業計画について ・山のやけ後に琉球松造林をすることとする。なお補助金として 3000 坪で 12440 円の補助の 70%。実施の時期は字当局で検討して出方方を通知する

1972 年 11 月 17 日	評議員会	■松造林地の保育について ・字で傭人して実施することとし、若し補助額で労務賃が不足した際は特別会計の松造林関係残金より不足額を支払いすることとする
1973 年 4 月 21 日	評議員会	■庭木の盗採取締りについて ・最近の庭園ブームに起因する庭木*の盗採は目にあまるものがあり、村当局もこの対策に懸命になっているが、地理的条件により完全な取締りが実施できない現況にある。部落としても、このまま放任することなく、この打開策について協議の結果、特定の箇所にツツジを移して、ツツジ山を造ることとし、その前提として部落内に苗床を造る事とする。場所の選定作業は部落当局に一任し遅くとも今月中に実施する事に決定す ■肉用牛繁殖センターの賃地料について ・現在は坪当たり 1 円 50 銭であるが、契約書に明記の通り昭和 49 年 2 月 1 日が賃地料の改訂時期であるため今回の改訂に当り、坪当たり軍用地料プラスアルファの額で契約に臨む事とする。尚、現行の 5 年毎の契約確認を縮めることも必要と認め、その様に対処することに決定する
10 月 27 日	評議員会	■肉用牛育成センターの賃地料契約について
1975 年 3 月 8 日	不明	・肉用牛繁殖センターの賃地料は現行 1.44 円。210 円を村が提示。49 年度に限り 2.10 円に上積みした賃借料で契約決定。50 年度以降は要求する坪最低 15 円での契約を目指すことに（註：要旨略）
10 月 12 日	評議員会	■天然撫育林の作業実施について ・村と話し合い請負制度にして賃金その他の詳細は後日評議員会にて取決める
10 月 15 日	部落常会	■公有林野における造林地開墾地の未購入分の処理について ・後日評議員会で検討する ■天然撫育林作業実施について ・字として 12 町歩の申込みでしたが村としては 15 町歩ぐらいやって欲しいとの要望で字もそれを両会。単価 1 町歩 95,485 円
10 月 18 日	評議員会	■公有林野における造林地開墾地の未購入分の処理について イ 土地未調査分 造林地：申込みのあった△△氏、○○氏の造林地は購入する事を許可する 開墾地：申込みのあった□□氏、△△氏の開墾地は購入することを許可する ロ 土地調査済みの分 ・史料として提出した書類が参考にならず再度村に明確な資料提出を求め後日評議員会で検討する ■天然撫育林作業内払賃金その他詳細の取り決めについて ・内払賃金として日当男 3500 円女 2300 円支払いし作業終業後清算する ・必要経費、車賃は受取金額（1 町歩 95,480 円＊賃料村負担）より支出する。車賃はダットサン（車検のある車に限る）1 台 2500 円～3000 円の範囲で決める。一切の交通事故は運転手の責任とする
1976 年 3 月 2 日	評議員会	■肉用牛育成センター賃地料について ・県より査定された坪 3.75 円で妥協する事に決定する
4 月 25 日	評議員会	■公有林野の払下について ・公有林野内に 500 坪以下の所有者を対象として 1 名 1000 坪までを村の譲渡規定に依って譲渡する
5 月 5 日	評議員会	■公有林野内の未購入地の処理について ・此の問題は前の土地調査の場合の様々な点が考えられ特別の問題として図面通り譲渡する事に決定 ■公有林野の譲渡条件について イ 面積 2 町歩以内 ロ 取得資格 字民にして 1 世帯単位とする ハ 村県道との距離 10 米 ニ 申請者は字の許可の夫から半年以内に契約する事とし其れまでに契約のない場合は其の申請は無効とする ・以上 4 条件外の問題は其の都度評議員会で＊＊して処理し昭和 51 年 5 月 4 日までの総の譲渡規則ははいする ■○○氏□□氏の公有林野譲渡願について両氏とも願出の場所を承認する
6 月 23 日	公有林野譲渡調査委員会	■△△氏より譲渡施政があり調査の結果字の公有林譲渡条件にそのので譲渡する事に決定 ・面積 約 15000 坪
8 月 5 日	部落常会	■国頭村林産組合設立出資金の出資の方法について ・一口 10,000 円出字割当 40 株となっていますが近日中に班長さんの方で家庭を回り説明しながら加入金を徴収するようにする

11月2日	評議員会	■昭和51年度撫育造林について ・10町歩の撫育造林をする事に決定。撫育補助金の中から10万円は字一般会計予算にくり入れ、残額を男4500円女3000円の歩合で出夫者に配分する事とし、初日はPTA作業を行い其の後は希望者によって完了させる
12月24日	評議員会	■国頭村林業組合加入金の補助について ・今後行われる撫育林及び造林事業は字民全体又はPTA作業等に1日もしくは2日程度の共同作業は受け入れる条件で一口5000円の補助する事に決定(特別会計支出)
1977年 5月16日	部落常会	■公有林野の譲渡について ・村当局の分収の5分5分をかえたい事を字部落常会で決定する
6月3日	評議員会	■公有林野の譲渡条件について ・村公有林野譲渡条件の改正に伴い、字の譲渡条件に再検討を加える時期にあるが字民の与論をまとめるため、研究課題としてしばらく保留し後日再審議する事とする。尚現行の2町歩以上の申請人のある場合は其の時点で評議員会で審議するものとする
7月20日	評議員会	■公有林野譲渡願について ・〇〇より譲渡申請のある佐々原1125番地の1*川東3710の1の約300坪を評議員会として許可し後日調査委員会の現地調査の結果により決定するものとする ・△△氏より譲渡申請のある福地1235の1の約2000坪については□□◎◎両氏より砂採取申請のある面玉屋原114番地の埋土との関係上砂採取申請人の意向を確認した上決定することとする
11月23日	評議員会	■昭和52年度撫育造林について ・10haの撫育造林を行う事とし補助額より10万円は字一般会計予算にくり入れ残額を男3女2の歩合で出夫者に配分することとする
1978年 1月24日	評議員会	■公有林野の譲渡願について ・〇〇氏の公有林野譲渡願の箇所 第1希望地 1255の1番地 第2希望地 1285の37番地 第1希望地については△△氏の土採取と関連するので△△氏の意向を確認して承認する
4月23日	評議員会	■公有林野の譲渡調査委員の選任 ・任期は1年とし、区長を含め、区長推薦で、〇〇、△△の両氏を決定する
9月12日	評議員会	■公有林野の譲渡願いについて(申込者 □□1500坪) ・公有林野の譲渡願いが出された場合は公有林野譲渡委員の現地調査終了後、評議員会に報告し承認を得るものとする
11月3日	評議員会	■公有林野譲渡願いについて ・申請者 〇〇(ハッパン小 1500~2000坪) ・公有林野譲渡員の□□より調査の報告がなされ適地と認め全出席議員の賛成で原案通り可決された
12月1日	評議員会	■撫育造林について 予定面積15町歩 ・原案通り予定面積の15町歩を12月5日頃より撫育することとし、第1日目はPTA作業に当て、収入のうち15万円は字予算に充当することとし、男女の配分は男3、女2とする
1979年 4月17日	評議員会	■公有林野譲渡調査委員 5名選出
8月8日	評議員会	■公有林野譲渡願いについて ・申請者 〇〇、□□、△△ ・公有林野譲渡に関し昭和**年5月5日の評議員会議案代4号(公有林野の譲渡条件について)イ項の面積の制限2町歩以内を1万坪に拡大し、部落常会の承認を得ることとし、申請者〇〇、□□、△△の各氏には道路より10米を残し、面積の制限1万坪以内を許可することとし、部落常会にはかつて村に申請する
8月18日	部落常会	■公有林野の譲渡面積について ・現在6000坪を1万坪に増分する事に決定する
10月28日	評議員会	■旧慣使用林野の代理名義人の選任について ・名義人3名 ・旧慣使用林野については役場に5対5で要請することとし、名義人は〇〇、□□、△△の3氏とする
11月25日	評議員会	■撫育造林について ・予定面積 15町歩 ・撫育造林については字と村の係と打ち合わせして、予定面積15町歩を実施する

	・配分は男 3，女 2 とする ・撫育造林実施の主体を林業組合にするか、字にするかは来年度の早い時期に検討する ・万一事故があった場合の処置については評議員会に計って処理する
	■公有林野の貸付について ・申請者 名護生コン（株）、面積 600 坪 ・期間を 1 年と定め、年間貸付料として金 10 万円を申し受ける。また事情により取り払わなければならない場合はいつでも取り払う条件を付す
11 月 30 日 部落常会	■撫育造林実施について ・昭和 54 年 12 月 5 日より実施し、予定面積は 15 町歩
1980 年 2 月 6 日 評議員会	■〇〇氏の撫育造林時の事故について ・労災手続が完了した時点で再度協議する
4 月 10 日 評議員会	・〇〇氏に金 2 万円を見舞金として支給
12 月 20 日 評議員会	■撫育造林について ・前年通りとする

さて、彼らは山を伐る一方で、山を育ててもきた、とよく主張する。上記議事録にある、「造林」¹⁴⁸「天然造林」¹⁴⁹「保育事業」¹⁵⁰や「天然撫育林作業」¹⁵¹「撫育造林」¹⁵²などというのがそれだ。3.7.4 でもみた「官山夫」¹⁵³は、戦後もまだ続いていた。官山夫は比較的楽な仕事だったから、女性や老人もよく行った。子育てを終えたあとでよく参加した、という HS さんもその一人だ。

・・・官山夫は楽しかった。あのとき、友達とさね。だから、本当に難儀というのはなかったよ。楽しみだった。仕事としては伐採。悪い竹とか、草とか、なぎ払いしてから、木をきれいに育てるわけよ。松植えてからね。楽しかった、あのときは。きついではあるんだが、とにかく楽しい。冗談もできるし。男、女でしょ、男の人でも年寄り、上の人までいよったから。¹⁵⁴

官山夫の主な内容は、下草刈りと植林だった。植えられた木は、松がほとんどだったようだ。また、官山夫には作業賃が出たが、HS さんたちはその機会を利用して、さらに小遣い稼ぎもした。

148 1957 年 3 月 13 日（評議員会）、1962 年 9 月 16 日（評議員会）、1963 年 9 月 5 日（評議員会）など。

149 1957 年 3 月 13 日（評議員会）。

150 1964 年 5 月 19 日（評議員会）。

151 1975 年 3 月 8 日（評議員会）、1975 年 10 月 15 日（部落常会）など。

152 1976 年 11 月 2 日（評議員会）、1977 年 11 月 23 日（評議員会）など。

153 国有林の手入れ。

154 2016 年 3 月 13 日、HS さん。

・・・なぎ払いして歩くときにさ、商売して売る竹がいっぱいあって、竹だけがある山もあったわけよ。なぎ払いして捨てるのがもったいないさ。これ全部休み時間に、山の小さいきれいな道に持ってきて全部束ねてから、また大きな道に持って行って、集荷場でお店の方があれして。¹⁵⁵

ヤンビシャの指図に基づいて官山夫の指揮をとるのは、集落の人だった。FYさんの家には一時期ヤンビシャが居候していたから¹⁵⁶、彼に頼まれてFYさんがその役目を務めたこともあった。対して、村有林は基本的には無償での作業になったことも、戦前と変わらなかった。村有林では、植林はせず、下草刈りや枝打ち、竹の除伐、などの保育作業が主だった、という。

このように「山を育てた」ことに対して、YKさんなど集落の人は強い思い入れを持っている。

・・・戦前も官山夫、公有も手入れしよったよ。戦前から、共同作業で部落がやる。官山夫と違ってお金は出ない。今の国有林の天然改良¹⁵⁷と同じ。曲がった木は伐って、戦後も一時期はあったよ。だからすごい山が出来ているんだ。戦前、この辺はみんなまだ成長してないわけさ。人の頭が出るような山だった。今行くと、上の方、びっくりするくらい大きくなってよ。公有林、すぐその、伊部岳行く林道あるところ、びっくりするくらい大きくなってよ・・・¹⁵⁸

また、たとえば、YKさんより年配の男性による、以下のような発言がある。1943年に集落から伊部岳まで4kmの林道が国予算で建設されたことに関して、彼はこう言う。

「この林道は、安田が公有林を奉仕作業で天然造林して立派に育てた経緯を国が重視して出来た。ただ単に林道が出来たのではないのです」¹⁵⁹（傍点筆者）

155 2016年3月13日、HSさん。

156 ヤンビシャの屋敷は戦争で焼失したために、戦後は空き家の借り上げのほか、このように民家に居候することもあった。

157 形質不良の小径木や過密林における除間伐を作業内容とする事業。1978年に「沖縄林業振興特別対策事業」による補助制度がはじまり、以降増加した。この事業が、林床の乾燥を招き生物多様性を損なう可能性がある指摘されている〔東1997〕。3.2を参照。

158 2011年10月15日、YKさん。

159 安田区〔2014〕p338。

3.10 不可視化されるかわり

3.10.1 山稼ぎの終焉と遠ざかる山

1960年代に入り、薪材の需要は低下の一途をたどっていった。薪からプロパンガスや灯油への移行、いわゆる燃料革命である。仲間・篠原〔1977〕によれば、1958年の薪炭材の伐採量が199,900 m³であったのに対し、1961年には約37,000 m³にまで急落している。その後も薪炭材の需要が漸減していくなかで、1967年、薪の価格が突然3割暴落する。たまりかねた住民たちは市場である与那原まで談判しに行くが、市場の需要がない以上、どうすることも出来なかったという〔村吉 1981〕。また、60年代半ば頃からフィリピンなどからの安価な南洋材の輸入量が急増したことも、山稼ぎには打撃となった¹⁶⁰。

また、当時はすでに、材木に適した大径木を山中に見ることは難しく、伐採地も奥地化していたとも言われており、伐採可能な資源量自体が減少していたとも考えられる¹⁶¹。出荷の中心は小径木を利用したチップ材（パルプ材）へと移っていったが、主生業といえるほどの出荷量ではなかった。また、道路の開通やそれに伴う沿線上の農地開発の進行は甘蔗やパイン¹⁶²、などの農作物を市場商品として成立させるなど、林産物一辺倒の事情は既に変わりつつあった。

そうして、1972年の沖縄県の日本への施政権返還とほぼ同時期に、いわゆる「山稼ぎ」は終焉を迎えることになる。この年、林産物出荷の要がなくなった共同店では、運搬用のトラックを手放した。

その後もチップ材の出荷は続き、また、施政権返還を機として増加した天然林改良事業や拡大造林事業への従事もみられた。しかし、1976年の国頭村林業組合¹⁶³の設立を経

160 南洋材の増加は1961年に沖縄南洋材貿易協会が発足したことが契機となった。

161 国頭村全体では、1960年代半ばころよりチェーンソーが普及し、伐採面積を増大させる要因となったとされるが、安田では施政権返還以前にチェーンソーが用いられることはなかった。

162 1958年に国頭村パイン工場が完成。安田のパイン園開墾は早く、1961年にはすでに開墾の記録がある。「安田区議事録」1961年8月10日。ただし長くは続かなかった。また、安田は土地改良が遅れたため、甘蔗栽培が本格化したのは1980年代以降。現在盛んな蜜柑栽培は1970年代に入って以降。なお、安田は水田が多かったとされるが（ただし自家消費で出荷には至っていない）、国の減反政策によって1970年代以降は姿を消している。

163 任意団体。

て、1984年には国頭村森林組合が設立されるなど¹⁶⁴、山のかかわりの主体は次第に集落から組合と専業林業者とに移行していく¹⁶⁵。そうして、1980年代後半には、数名の林業従事者を除いては、山に入る人の姿はほぼ見られなくなった。

3.10.2 「貴重な自然」への変化

この章の冒頭にみた、YKさんの語りに含まれていたさまざまな要素は、それぞれを詳しくみていくと以上ようになる。そこには、山を資源空間として成立させるための、山の知識、伐採、造林といった身体的な経験があり、共同店という社会的な装置があった。また、ヤンビシャや村といった、制度を行使する者、法的な権利を有する者との交渉も欠かせなかった。ヤンビシャとの間には、〈顔〉のある関係から生じる、制度からの逸脱もあった。過伐から保護の間を、たえず揺れ動いてもきた。

そうした複合的な営為の積み重ねが、「安田の山」をつくり、「山稼ぎ」という生業を成立させてきた。この100年近くのあいだをふり返ってみれば、貨幣経済や法的所有権といった典型的な「近代」が登場し、また、「戦争」があった。王府から日本、日本からアメリカ、アメリカから日本、というように、施政権も揺れ動いた。空間を規定するルールや枠組みが絶えず変容し、そのたびに人びとはうまく順応してきた、とも言える。そして現在では、山は生業の舞台ではなくなり、人びとは山を自らの命を支える空間として頼ることはなくなった。今、私たちがみるやんばるの山は、こうしたかかわりの総体として存在している。冒頭の山歩きの数日後に、YKさんはふと、こう言った。

・・・戦後、伐って、山、痛んだと思う？戦後はあまり伐りすぎて、ふふふ、それが萌芽して、今、いい木が出ている・・・山は命みたいなもんさ、金使おうと思ったら山行かんとな、山のありがたさ、まだ忘れんよ・・・¹⁶⁶

164 1974年に国頭村を含む北部地域12市町村を包括する北部森林組合が設立され、1984年に国頭村が脱退し国頭村森林組合として独立したが、国頭村森林組合は国頭村林業組合を母体としていた〔羅・篠原 2002:89〕。

165 集落の議事録で「撫育造林」の言葉があるのは1980年12月が最後である（表3参照）。

¹⁶⁶ 2011年10月15日、YKさん。

その山が現在「貴重な自然」となり、そうした変化のなかで、過去の伐採の正しい把握の必要性もまた訴えられてきたのは、すでに見たとおりだ。もちろん、戦争や他の産業の不在といった当時の社会・経済的状况はある程度は理解されており、「山稼ぎ」の有責性が正面きって問われることはない。問われているのはむしろ、住民の手になる利用を離れ、国策や県策によって僻地やんばるに押しつけられた負担、補助金と引き換えになった森林利用だ。

しかし一方で、「貴重な自然」という評価基準は、YKさんたちのこれまでの山とのかかわりの積み重ねを肯定もしない。科学的評価が可能であるだけの長期的データは不足しており、施政権返還以前も含めたやんばるの生態系に対する人為的なかかわりの是非は、その判断を留保されたままだ。最近では、YKさんたちが「育ててもきた」という山々は、更新後60年が経過してもなお、非皆伐成熟林とは林分構造が大きく異なることも明らかにになった〔高嶋・大島・久高ほか 2014〕。現在、その貴重性が高く評価されているのは、「残された原生的な森林は保全のためのコアエリア」〔佐藤・後藤・小高 ほか 2011〕、「原生的な森林は限定的であるうえに分断されているが、この地域の生態系と生物多様性は現在まで残り世界的に評価」〔高嶋・大島・久高ほか 2014〕など、結局のところ、人びとの手を逃れたエリアとなっている。

伐採を経た山であっても、YKさんたちの眼には「いい木」であったり「すごい山」であったりすることの原因を、地元の人たちとも長く交流のある澤志泰正や齋藤和彦は、森との数十年前までのかかわりを知っているか〔澤志 2005〕、復帰前の山を見ているか〔齋藤ほか 2008〕で、山への認識が異なるからだ、と説明する。盛んな利用の頃を知っている地元住民からすれば、回復途上にある現在の山が豊かだと感じるのは当然だという。

誤解を招かないように付言すれば、齋藤や澤志は「だから地元の人たちの認識が間違っている」と言っているのではない。彼らは、やんばるの山に対しては、単純な利用規制ではなく、こうした来歴をもつ住民たちの暮らしを踏まえた保全策が求められる、と言う。齋藤が伐採履歴の分析などからやんばるの山の環境史を明らかにしつつ、そうした作業の積み重ねから「歴史認識の統一」の必要性を主張するのも〔齋藤 2011〕、そうした文脈においてのことである。しかし、「歴史認識」の統一は、本当に人びとの認識の差異を埋めるだろうか。

3.10.3 受けとめられない記憶

YK さんが、「いい木」だというとき、山を伐ったこと、それが萌芽したこと、山がありがたかったこと、これらがいっぺんに語られる。それは全て相互に関連しており、互いに絡み合っていて離れない。「いい木」だというのは、そうした絡み合いのなかで下される評価であって、木という存在を単体で評価しているわけではない。そしてそうした絡み合いを生む背景にあるのが、これまでみてきたような人びとと山とのかかわりの集積、もっと言えば、そうしたかかわりの集積からなる、彼らの「記憶」である。これを端的に地域の文脈、と呼んでもよい。そうした文脈に置くとき、それは「いい木」になる（冒頭の YK さんの語りにあるように、「いい木」にならない場合もある）。

一方、貴重な自然、という文脈に置いた場合、すでに見たように、林齢分布の古いエリアが「いいエリア」である。このように、視線によって評価が食い違うのは、評価の対象となる山が置かれる文脈が、そもそも違うからである。そうした場合、文脈のすり合わせが行われない限り、当然、認識の差異も埋まらない。そしておそらく、YK さんたちの文脈の方へすりあわされることはないだろう。

こうした文脈の違いについて、環境社会学ではこれまで、「地域の文脈とグローバルな価値とのズレ」〔宮内 2013; 宮内 2017〕として捉えてきた。そして、グローバルな価値を「地域の文脈のなかに埋め戻す」〔宮内 2013:25〕ためのさまざまな手法が議論されてきた。しかし、人びとが山から遠ざかった今、安田ではそうした動きはみられない。そうしたなか、YK さんたちによる記憶の語り継ぎだけが、安田と山とのかかわりを総体として知ることのできる唯一のメディアとなっている。

しかし、「貴重な自然」「世界自然遺産候補」といった評価基準は、こうした語り継ぎに対して、強力なフィルタとして機能する。生態系の認知が動的なものに変わっている現在では、人為的な影響を否定する全くの原生自然保護という考えはやんばるにおいても主流ではない。しかし、そのように人の行為の評価軸が変わってきたとはいえ、根底にあるのは、やはり二元論的な発想だ。生態系そのものの持続性、生物多様性が保たれることが大前提だから、評価される人の営為は、あくまでその持続性、生物多様性を「損なわない」ものに限られる。そうした文脈のなかでは、彼らのかかわりそのものは否定されないものの、結局は、「伐ったか伐らないか」、「伐ったとすればどのようなか」という点に問題が収斂されていってしまう。最終審級は依然として自然科学であり、許された範囲内でのかかわりだけが認められる。

そうした場合、冒頭でみたような YK さんのさまざまな要素が盛り込まれた語りの全体は、切り取られて解体されてしまう。山を育ててもきた、という語りに至っては、それが科学的に立証されない限りは、耳を傾けられることもない。近年では人と自然とのかかわりを積極的に評価する動きもあるが、それは二次的自然に関する場合だ。原生的自然に対しては、「それはそもそも原生的自然ではない」という以外に、じつはあまり有効な反論の切り口はない。二次的自然も科学的に人為的影響が評価されたからこそ、評者のスタンスにかかわらず、人が自然にかかわることの大切さが広く認知されたのだった。

YK さんたちはすでに山から離れているから、こうした評価が彼らの生活に直接に負荷を及ぼすわけではない。制限を受けたとして、強く訴えるわけでもない。それもまた、問題が顕在化しない一因でもあるだろう。ただ、「貴重な自然」という文脈のもとに、過去の全体が聞かれない。YK さんたちの記憶や経験に根付いた、ローカルなコンテキストが受け入れられない。そうしたことに対する不安や不満は、次章でみる「希少種の保全」をめぐる地域内での静かな反発を引き起こす。さらには、希少種そのものをめぐるローカルなコンテキストの不在、という問題にも直面していく。次章、みていこう。

4 希少種をめぐるコンテキストの不在__やんばる・安田集落の事例からⅡ

4.1 貴重な自然の資源化をめぐる

本章では、希少種の資源化をめぐる揺れる安田を考察する。現在の安田は、希少種であるヤンバルクイナ (*Gallirallus okinawae*: 国指定天然記念物: 国内希少野生動植物種: 絶滅危惧 IA 類) をシンボルとした地域づくりが行われている。村内 20 集落のなかで、もっとも積極的にこの希少種を受容してきたと思われる安田には、ヤンバルクイナ関連の施設も集中し、2012 年には「ヤンバルクイナの郷」宣言まで行った。だが、安田のこの取り組みは、それが試みられるようになった 2000 年ごろから今日まで、さまざまな問題にぶつかってきた。

前章の冒頭にもみたように、社会的関心を集める希少種の存在は地域にとって高い利用価値を持つ [佐藤 2008; 菊地 2010]。ヤンバルクイナと同じく希少種である兵庫県豊岡市のコウノトリの例をあげると、この人びとの関心と呼ぶ希少な鳥を地域資源として位置づけて、地域再生と野生復帰とを両立させた包括的再生が目指されている。そうして、紆余曲折を経ながらも、ゆるやかに地域再生が進んでいることが報告されている [菊地 2006: 菊地 2010]。安田では同じような理念は聞かれるものの、なかなか思うようには事が運ばない。それはなぜなのだろうか。

4.2 停滞する経済、希少種の発見

4.2.1 停滞する経済

山が経済的価値を失ってのち、安田の集落の人口は減少の一途をたどるようになっていた。山がちで平地の僅少な安田では、新たな産業を興すのも難しかった¹。施政権返還を挟んで、都市化が進行する中南部へと人びとの流出が始まる。終戦直後の引揚者の増加による高まりは別として、1960年代には550名ほどで推移していた集落人口は、1970年代に入ると300名台まで落ち込んだ。

¹ 安田の農地開発は1982年に集落入口付近の27.6ヘクタールの土地を団体営農地開発事業(土地改良事業)として着手、1990年に完了、翌1991年に換地された。

1980年代に入ると、経済の停滞が顕わになり始める。分かりよいのは、協同店の事業の縮小だ。購買以外の事業は次々と廃止され、配当もなくなり、字費やPTA費なども全て自己負担になった。1990年に安田小中学校100周年記念式典が開催され、協同店から300万円の寄付がなされているが、これが実質的には最後の多額寄付となる。また、1984年の横断線の舗装二車線改良工事の完了は、人口流出の歯止めになると期待され、たしかに一時的な回復はみせたものの、結局は歯止めとはならなかった。利便性の向上が、かえって安田が僻地であることを人びとに再確認させ、若い世代を中心として都市部経済圏への流出が相次いだのだ。そうして、2000年代に入ると人口の減少はさらに加速する。高齢化も進み、65歳以上が30%超を占めるようにもなった。

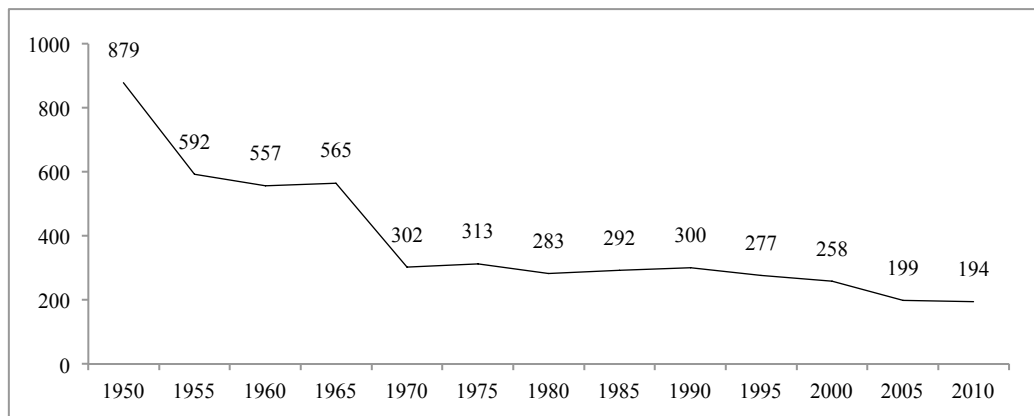


図 9 安田区の人口推移
(資料) 国勢調査各年.

一方、先に見たように、やんばるを取り巻く状況は変わっていった。1996年、環境庁（当時）による初の自然環境調査、「やんばる地域自然環境概況調査」が実施された。これは、沖縄戦後に接収された北部訓練場の返還を含む「沖縄における施設区域に関する特別行動委員会」（Special Action Committee on facilities and areas in OKINAWA/ SACO）合意交渉が大詰めを迎えるさなかのことだ。その後、SACO合意の成立によって北部訓練場の過半の返還が公表されると、環境庁（当時）はその返還跡地を国立公園に指定することを公表した。

1999年には、環境省が4億9000万円の総事業費をかけ、展示棟、研究棟、書庫を備えた「ヤンバル野生生物保護センター」が国頭村比地集落²に開所する³。センターには環境省

2 国頭村西海岸側の集落。

3 1999年4月28日、琉球新報記事。

の職員が常駐し、地域と連携した野生生物保全、環境保全活動が活発化していくこととなった。

2003年には、国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において琉球諸島が候補地のひとつに選定される。が、この年の推薦は見送られることになった。やんばる地域における外来種対策の不備をはじめとして、長期的・持続的な保護管理体制が整備されていない、と判断されたことが見送りの大きな理由だった。また、やんばるの森を分断するように敷設されている林道の存在や、日本の環境関連法が適用されない米軍基地・訓練場の存在、自然保護上の重要地域における保護区域の設定が不十分であることも理由に挙げられた〔藤田 2013〕。翌 2004 年になると、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」などの法制度が整備され、これに基づいてマングース駆除事業などの外来種対策が進められるようになる。やんばるには、その豊かな自然を楽しむに來る観光客も増え、また、県内外の研究者や市民の関心も高まっていた。

そうした変化のなかで、ある人目を惹く鳥が、やんばるの森が育む生態系の豊かさ・貴重さを象徴する存在として、やんばるに関心を持つ人びとの注目を次第に集めるようになっていた。国指定天然記念物であり、国内希少野生動植物種であり、絶滅危惧 IA 類に指定される、ヤンバルクイナである。鳥綱ツル目クイナ科に分類されるこの鳥は、1981 年に新種として発見され、以降、専門家や関心の高い市民を中心として地道な調査が進められていた。

4.2.2 ヤンバルクイナの「発見」

1975 年頃より、研究者や愛好家の間では、ある情報が流れていた。それは、国頭村の丘陵地帯に新種のクイナがいるらしい、というものだった。それまで沖縄本島では、クイナ目としてはバンやシロハラクイナ、ツルクイナなどの棲息は知られており、これらはいずれも空を飛んだ。しかし、今度のクイナはどうやら空を飛ばないらしい——県内の高校で生物学を教える教員は国頭村奥集落で「珍しい鳥」の話を耳にし⁴、また、山階鳥類研究所の研究員も、「ニワトリに似た飛べない鳥」の噂を聞いていた⁵。

以来、この「謎の『不明種』」〔尾崎 2005b〕の捕獲が試みられていたものの、数度の目撃を経てもなお、捕獲に成功しない日々が続いた。当時は関係者の誰一人としてその生態を知らず、鳴き声さえ定かではなく、山中で「聞いたことない、知らない」声を耳にして

4 琉球新報 1981 年 11 月 14 日付夕刊。

5 朝日新聞 1988 年 6 月 5 日付朝刊。

も、それが不明種のものであるとは分からなかったのだと、捜索に参加していた KM さんはふり返る⁶。

1981 年 6 月になってようやく、フェンチヂ岳付近の林道脇で、不明種とおぼしき屍体が取得され、県鳥獣保護員の手を経て、先の高校教諭のもとに届いた。その知らせを聞いた山階鳥類研究所はただちに現地調査に入り、同年 6 月末から 7 月にかけて、成鳥と幼鳥各 1 羽の捕獲に相次いで成功する。捕獲された 2 羽は丁寧に記録されたのち、奥間小学校の校庭に放鳥された。この捕獲記録と、標本化されていた屍体は同種であることが確認され、この 3 体のデータをもって、ついに「謎の不明種」は「今迄に発見された事のない新種のクイナ」である、と断定されるに至った〔山階・真野 1981〕。

このニュースは、たちまちマスコミの聞き及ぶところとなった。研究所による正式公表前の 1981 年 11 月 14 日、朝日新聞の朝刊 1 面に、「沖縄で新種の鳥発見——クイナの 1 種、国内で百年ぶり」という見出しが躍った。紙面に掲載された写真には、「ヤンバルクイナの幼鳥」とのキャプションがつけられていた。それは、「不明種」とされていた亜熱帯の色彩を持つ鳥が、「ヤンバルクイナ」という名前を持って、世間に登場した瞬間だった⁷。

4.2.3 絶滅の脅威

発見の翌年にはさっそく国の天然記念物に指定されたが、当初は意外なことに、研究者や愛好家の間では保護の緊急性はそれほど強く認識されていなかったという⁸。1985～1986 年には、初の環境庁（当時）による特定鳥類調査が実施されたが、その結果、推定生息数は約 1,800 羽、分布域は大宜味村まで確認された〔花輪・森下 1986〕⁹。同じやんばるの固有種であるノグチゲラが 100 羽前後と推定されていたのに比すれば、「意外といる」感じがあったのだと、関係者の一人はいう¹⁰。

しかしその後、ヤンバルクイナの生息分布域ならびに個体数は減少の一途をたどることになる。1990 年代に入ると、分布域の南の方から次第に観察個体の姿が消えている、という報告が相次ぐようになった。2000 年～2001 年に行われた山階鳥類研究所による調査では、

6 2016 年 3 月 9 日、KM さん。KM さんは NPO 法人どうぶつたちの沖縄の副理事長であり、鳥類の専門家でもある。

7 当初、学名は「ラルス・オキナワエ (*Rallus okinawae*)」と名づけられたが、その後、*Gallirallus okinawae* に改められた。

8 2016 年 3 月 9 日、KM さん、NT さん。NT さんは NPO 法人どうぶつたちの沖縄の理事長（後出）。

9 同調査によると、ヤンバルクイナの生息域は大宜味村の塩屋湾から東村の平良以北とされた。

10 2016 年 3 月 9 日、NT さん。

推定生息数はすでに約 1200 羽まで減少しており、また、連続分布域はほぼ国頭村に限定された。発見からわずか 15 年で、生息南限ラインは約 10km 北上し、生息域面積は約 25% 減少していた [尾崎ほか 2002; 尾崎 2005a]。関係者はこの事態に震撼した。その危機感は、このままでは最悪の場合、あと 5 年から 10 年で生息南限は北端の辺戸岬まで到達し、ヤンバルクイナは絶滅するのではないか、というほどに切迫したものだ¹¹。

急速な減少の原因として彼らの念頭にまず浮かんだのは、外来種であるマングース (*Herpestes javanicus*) の存在だった。1910 年に、ハブや野ネズミの駆除のためにバングラデシュから導入され、那覇周辺に放獣されたマングースは、着々とその勢力を北上させ、1990 年代にはやんばる地区でもその生息が確認されるようになっていた。県は 2000 年よりマングースの捕獲事業を始めたが、先の山階鳥類研究所による調査では、マングースが捕獲された地域とヤンバルクイナが見られなくなった地域が一致していた [尾崎ほか 2002]。

また、マングースと並んで懸念されたのが、ノネコが存在だった。1990 年代以降、やんばる地域ではノネコの増加が見られるようになっていた。これらノネコは、交通網の整理や林道の開発に伴って、北部山中への一般市民のアクセスが容易になったため、遺棄のために持ち込まれた飼いネコが野生化して繁殖したものと推測されている [長嶺 2003]¹²。山中に仕掛けられたマングース罠にノネコが捕獲される事態も頻出していたが、当時はノネコは捕獲対象ではなかったために、これらはすべて再放逐されていた。

人為的に持ち込まれたほ乳動物が、飛翔できないヤンバルクイナを捕食している。この疑念は、やがて実証される。2001 年 8 月、国頭村辺野喜の伊江林道で採取した哺乳類の糞の中から、ヤンバルクイナの特徴を有した羽毛が見つかったのだ。山階鳥類研究所がこの糞を DNA 鑑定したところ、イエネコのものであると判定された [尾崎ほか 2002]。

この判定によって、ノネコがヤンバルクイナを捕食していることが決定的となった。その事実、「ヤンバルクイナ、野生化ネコに捕食」(琉球新報 2001 年 12 月 19 日付朝刊)、「ネコがヤンバルクイナ捕食 決定的証拠『ふんから羽毛』」(朝日新聞 2001 年 12 月 19 日付朝刊)などのショッキングな見出しとともに、各種マスコミによって大きく報じられるところとなった。そして、このノネコの存在が、安田と希少種ヤンバルクイナを引き合わせる契機となる。

¹¹ 2016 年 3 月 9 日、KM さん。

¹² 地元新聞紙は、とくにゴールデンウィークなどの連休前後にやんばるでの捨てイヌ、捨てネコの増加が見られる、と報道している。琉球新報 2001 年 5 月 4 日記事。

4.3 クイナと出会う

4.3.1 ネコ条例の制定

その頃、安田では、ネコの適正飼養を目指す独自の動きが始まりつつあった。もともと安田は、ネコに関しては鷹揚な集落だった。かつて田んぼがあり、冷蔵庫がなかった時代には、ネズミを駆除するためにどの家でもネコを飼っていた。といっても、管理下において愛玩するというのではなく、基本的に放し飼いで給餌する程度の飼い方である。その後、需要がなくなったために飼いネコは自然と減っていったが、その鷹揚さは引き継がれ、飼いネコの代わりにノラネコが増えても、それほど意識され、騒ぎ立てられることはなかった。漁師の間ではむしろ、ネコは大漁を呼ぶとして、縁起物のような意味合いもあった。また、集落内で飼われる数匹のネコも、放し飼いのままだった。

しかし次第に、衛生的でないとして、放し飼いのネコに対する苦情が一部住民から出始める。また、「やんばる野生生物保護センター」に自然保護官として勤務する ST さんが安田に集落を構えたこともあり、彼の尽力によって、集落環境の改善や、クイナ保護におけるネコの適正飼養の重要性が、若い世代を中心とした区民の間に徐々に認知され始めていた。安田小学校に通う児童生徒たちは「イヌ・ネコを捨てないで」という看板づくりの活動を始め、県道沿いなどに設置した。また、大人たちも、区の評議員会でネコ問題を取り上げたり¹³、回覧板などを通じて区民に対してネコの適性飼育を呼びかけるなどの動きを始めていた。

一方、ノネコによるクイナの補食、というニュースは、クイナに関心を持つ全ての人に大きな衝撃となって駆け巡っていた。当時、具志川市で動物病院を開業していた NT さんもその一人だった。先のネコによるヤンバルクイナの補食の報道に「手が震えるほど」衝撃を受けた NT さんは¹⁴、すぐに環境省に連絡を取り、そこで ST さんを紹介される。また、県内の若手獣医師たちに協力を呼びかけ、「クイナもネコも守ろう」をモットーとした獣医師グループ、「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」も発足する¹⁵。そうして、報道から 1

13 2001 年 11 月 8 日、安田区評議員会議事録。

14 当時、NT さんは本土から故郷に戻ってきたばかりだった。「僕は手が震えて、自分は何をして来たんだろうって。自分は野鳥が好きで、しかもたまたま獣医になってるわけ。自分はなにをしてきたんだろうと思って、大きなショックを受けて、環境省に電話をして、何をしたいか分からないけど何かしようって」。2016 年 3 月 9 日、NT さん。

15 初めは数人の獣医師グループでの活動だったが、その後、産業動物医師、公務員獣医師、動物園の獣医師など総勢 20 名となって会が発足した。なお、同会の名称が「ヤンバルクイナたち」となっているのは、ネコに捕食されている野生動物がヤンバルクイナだけでなく、アカヒゲやケナガネズミなど希少種、固有種の多岐にわたっているためだという [長嶺 2003]。

ヶ月も経たないうちに、STさんの仲介もあって、NTさんら獣医師の会は安田区長のもとを訪れ、ネコの適正飼養に向けた協力を申し出た。

獣医師の会が提案したのは、マイクロチップの埋め込みによる飼い主の明確化だった。当時はマイクロチップの埋め込みは一般にはほとんど普及していなかった。そのため、提案したNTさんたち自身、この新奇ともいえる提案を安田が受け容れる可能性はかなり低い、と考えていたという¹⁶。しかし、区長の諮問機関である安田区活性化委員会（当時）の場においてなされたこの提案は、すぐさま受け入れられた。

NTさんが「信じられなかった」とふり返るほど¹⁷、その後の安田区の動きは敏速だった。委員会ではさらに、「人に言うならまずは自分たちから」と、飼いネコの適正飼育に向けた規則づくりも始まった。活性化委員会と獣医師グループはその後幾度も話し合いを重ね、出会いからわずか2ヵ月後の2002年3月24日には、区公民館の会議室を即席の手術室として、獣医師グループによる区内の飼い猫への不妊・去勢手術、ならびに個体識別番号のついたマイクロチップ埋め込み手術が行われた¹⁸。それから1か月半も経たない同年5月1日には、区内のすべてのネコ飼養者にマイクロチップによる飼いネコの登録を義務づけることを特徴とした、「安田区ネコ飼養に関する規則」（以下「ネコ条例」）が施行されたのだった（図10）。

（目的）

第1条 この規則は、動物愛護の精神に基づき、飼いネコの適正飼養について必要な事項を定めることにより、安田区の環境衛生の保持並びに自然環境の保護保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)飼い主とは、ネコの所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む）をいう。
(2)飼いネコとは、前号の飼い主が所有または管理し、若しくは占有するネコをいう

（登録）

第3条 飼い主は、飼いネコの飼養の旨を安田区長（以下「区長」という。）に届け出、飼養登録申請をしなければならない。
2 区長は、前項の飼養登録申請があった場合、飼い主に対しマイクロチップの埋め込み処置を指示し、その個体番号の届け出をもって飼養登録証を交付する。ただし、マイクロチップの埋め込みの費用は飼い主の負担とする。
3 飼い主は、飼いネコに対し首輪を装着しなければならない。

16 2016年3月9日、NTさん。

17 2013年3月10日、NTさん。

18 区内の飼い猫は当時9匹であり、そのうち5匹に不妊・去勢・マイクロチップ手術、すでに不妊・去勢を済ませていた4匹にマイクロチップ手術が行われた。なお、これらの手術はすべて「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」による無償ボランティアで行われた。

(登録の抹消)	
第4条	飼いネコの死亡、譲渡、または区以外移転等の事由が生じた場合、飼い主は、遅滞なくその旨を区長に届け出て、飼養登録の抹消手続きをしなければならない。
(適正飼養)	
第5条	飼い主は、次に掲げる各号を厳守し、飼いネコの適正飼養に努めなければならない。 (1)疾病の予防や健康保持に必要な検査及び治療等の措置を講ずること。 (2)公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、または損傷させないこと。 (3)糞等を適正に処理し、悪臭またはノミ、ハエ等の発生を防止するとともに公衆衛生に必要なその他の措置を講ずること。 (4)飼い主は、飼いネコを責任もって飼養し、遺棄しないこと。 (5)その他、他人に迷惑をかけないで飼養すること。
(繁殖制限)	
第6条	飼い主は、飼いネコの繁殖により、適正飼養を行うことが困難となる恐れがあると認める場合には、繁殖を制限する措置を講じるよう努めなければならない。
(指導及び勧告)	
第7条	区長は、第3条から第6条までに規定する事項を厳守しない飼い主に対し、必要な指導または勧告をすることができる
(規則の改正)	
第8条	この規則は、議会の議決により改正することができる
(委任)	
第9条	この規則の施行に関して必要な事項は議会が別の規定で定める。
附 則	この規則は2002年5月1日から施行する。

図 10 安田区ネコ飼養に関する規則（2002 年 5 月 1 日規則第 16 号）

マイクロチップによる登録という制度が国内初の試みであったこと、また、それが区単位で自主的に行われたことから、規則の制定はヤンバルクイナ保全の先駆的地域として、安田の名を一挙に高めることとなった。この取組みをモデルとして、環境省は 2003 年度から 2 年間、ヤンバルクイナの生息域である国頭村、大宜味村、東村の 3 村を対象に、「飼養動物との共生推進総合モデル事業」を実施し、モデル事業が終了した翌年の 2005 年には、3 村が同時に「ネコの愛護及び管理に関する条例」を施行した¹⁹。一集落の取組みが、やんばる 3 村にまで広がったのである。

ネコ条例の効果は大きく、やんばる地域全体におけるノネコの捕獲数は 2002 年度には 140 頭であったのが、2007 年度には 12 頭にまで減少した。また、安田では、2003 年以降は

19 この条例により、捕獲されたノネコは新たな飼い主が決まるまで一定期間、関係機関と連携し保護収容されることとなった。この仕組みにより現在に至るまで 1 頭も処分されていない。

ば毎年集落内での繁殖が確認されているが、集落内でのネコによる補食が減少あるいは消滅したことが大きく作用していると考えられている。

4.3.2 深まる関係

ネコ条例の施行を皮切りに、安田はヤンバルクイナとの関係を加速度的に深めていった。県内外の協力者と連携を図りながら、草刈り等による生息環境の整備、安田小学校児童生徒によるクイナのエサ（ミミズ）づくりや交通事故防止の立て看板作成、環境省のプレイバック調査（生息数調査）への参加などの地道な取り組みの他、区民への普及啓発を目的とした専門家による講演会の開催や、意見交換会なども積極的に行った。2005年には、区中心部にある旧幼稚園施設を、その前年にNTさんが中心となって設立したNPO法人どうぶつたちの病院沖縄（以下「どうぶつたちの病院」）に無償で提供し、同NPOが「ヤンバルクイナ救命救急センター」を開所した。開所にあたっては、一般からの募金に加えて、世界自然保護基金（WWF）ジャパンや沖縄県獣医師会などが出資した²⁰。

これらの取り組みは、外部からも高く評価され、2005年には安田区が朝日新聞社による「第6回明日への環境賞」²¹、2007年には安田小学校が「第42回全国野生生物保護実績発表大会環境大臣賞」を受賞している。また、2006年1月には、ヤンバルクイナの保護策を話し合う国際ワークショップが安田区公民館で開催され、IUCN（国際自然保護連合）の「種の保存委員会」の専門家グループ、県内外の専門家、研究機関、行政など約50名が安田に会し、区民も交えて、保護の必要性和方向性が話し合われることになった²²。

同時に、区は行政に対しても積極的に「クイナなら安田」のアピールを展開していく。ネコ条例制定と同じ2002年の7月には、安田区評議会にてヤンバルクイナ保護・増殖センター（仮称・当時）の安田区への誘致が可決され、要望書を国、県、村に提出することが決定された²³。また、同年12月、同施設の設置を目指し、安田区、環境省、国頭村、ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会の4団体で兵庫県豊岡市のコウノトリの郷公園への視察研修を実施した。さらに2007年6月、環境省が「ヤンバルクイナの飼育下繁殖に関する基

20 2005年2月28日沖縄タイムス記事。

21 受賞理由は、「絶滅の危機にあるヤンバルクイナと生息場所である森の生物多様性を守るため、環境整備や自分たちのネコを個体登録するなど、地道に幅広い活動を進めている」というものだった。
<http://www.asahi.com/shimbun/award/env/record.html> 2018/11/05 アクセス。

22 「ヤンバルクイナ個体群存続可能性分析（PVA）に関する国際ワークショップ」。ワークショップでは、主にヤンバルクイナの飼育下繁殖の必要性、外来種によるヤンバルクイナへの影響評価および外来種対策の評価、ヤンバルクイナの生態学的知見の必要性が話し合われた。

23 2002年7月10日、評議員会（「安田区議事録」）。

本方針」を策定すると、翌7月には、区評議会にてヤンバルクイナ保護増殖施設の安田区への誘致要請を行うことが可決された²⁴。

これらの活動が効を奏し、これまで安田区には、「ヤンバルクイナ保護シェルター」²⁵「ヤンバルクイナ観察小屋」²⁶（国頭村事業、2006年）、「ヤンバルクイナ飼育・繁殖施設」²⁷（環境省事業、2010年）といったヤンバルクイナ関連の公的施設が集中して設置されてきた。また、2013年9月には、「ヤンバルクイナ生態展示学習施設 クイナの森」（村事業）も開所し、2014年10月には同施設に隣接して飲食・物産販売などを行うビジターセンターも竣工され、同年11月、これら一帯の施設が「安田くいなふれあい公園」²⁸（村事業）としてグランドオープンした。生態展示学習施設では約96㎡のガラス張りの飼育ケージに成鳥1羽が展示され、飼育は「どうぶつたちの病院」が担当している²⁹。

また、2012年10月、安田区はこれまでの活動の集積を踏まえて、「自然保護の普及啓発と、ヤンバルクイナをシンボルとした自然資源を活用した地域の発展を目指すこと」を理念とした、「ヤンバルクイナの郷」宣言を行い（図11）、翌2013年には、沖縄振興特別交付金の補助を受け、「ヤンバルクイナの郷づくり（基本構想・基本計画）」を策定した。同構想では、その取り組み方針として、「ヤンバルクイナと共生した地域活性化」、「地域資源を有効に活用した産業の振興」「東部地域における体験型教育・観光拠点づくり」「新たな魅力の創出による賑わいづくり」「若年齢層の定住化促進や人との交流による地域活性化」をあげ、「ヤンバルクイナを主役とした基本ストーリー」を展開していくことが想定されている³⁰。

下記に示す表4 安田区ヤンバルクイナ関連年表は、これまでの安田の取り組みを示したものである。表中にある「NPO法人やんばる地域活性化サポートセンター」（以下「安田

24 2007年7月11日、評議員会（「安田区議事録」）。

25 面積137,000㎡、周囲1.9mを高さ2.7mのフェンスで囲っている。マングースとノネコの侵入を防除するほか、3台の動画カメラを設置し、生態研究の役割も担う。シェルター設置前には、グアムクイナ保護増殖施設研修に安田区から評議員1名が参加している。同シェルターは2015年、「クイナ自然の森」と改称され、クイナ自然の森管理運営協議会が運営している。

26 シェルターに隣接した施設。カメラの映像が見られるほか、隣接する「くいなパークゴルフ場」の管理施設としても併用、常勤で安田の住民1名が雇用された。2013年「クイナの森」開所に伴って廃止。

27 敷地面積約9400㎡、総事業費2億5700万（2010年10月9日、琉球新報）。防疫上および個体への影響軽減のため、施設は原則非公開。

28 「安田くいなふれあい公園」はくいなパークゴルフ場、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、ビジターセンターから構成されている。指定管理者はNPO法人やんばる・地域活性サポートセンター。

29 オープン時から雌の成鳥1羽が飼育・展示されていたが、2018年11月末に雄の成鳥に交代することが決まっている。

30 「ヤンバルクイナの郷づくり（基本構想・基本計画）報告書」NPO法人やんばる地域活性化サポートセンター、2013年。

NPO」とは、ヤンバルクイナ保護活動に熱心であった住民たちが中心となって発足した団体であり、現在の会員数は約 20 名、そのうち約 8 割が安田区の住民、残りが県内外の外部支援者で構成されている。結成時の 2009 年以降、クイナ保護活動の中心は区からこの NPO に移り、区は安田 NPO と連携するという形をとっている。

表 4 安田区ヤンバルクイナ関連年表

2001年	安田区長の諮問機関として土地利用委員会（のちの活性化委員会）設置
2002年	1月、県がノネコ捕獲を開始 1月、「ヤンバルクイナをまもる獣医師の会」が区に飼い猫へのマイクロチップ埋め込みを提案 3月、「ヤンバルクイナをまもる獣医師の会」の協力のもと、集落内の飼いネコにマイクロチップ埋込処置（9匹）、避妊・去勢手術（うち5匹） 5月、「安田区ネコ飼養に関する規則」制定 7月、安田区評議員会にて「ヤンバルクイナ保護・増殖センター」（仮称）の誘致を可決。村に誘致要望書を提出 12月、ヤンバルクイナの保護増殖施設の設置に向けて、安田区・環境省・国頭村・沖縄県獣医師会の4団体でコウノトリの郷（豊岡市）を視察研修。参加者は区民9名、国頭村4名、環境省1名、獣医師会2名、計16名。
2004年	3月、「自然との共生に向けて」をテーマに区内の共同草刈り作業を実施。全国から学生を含めた45名のボランティアの参加。事前調査に基づき作成した草刈りマップを使用 6月、グアムクイナ保護増殖施設研修（国頭村）に安田区評議員1名が参加 11月、環境省が「ヤンバルクイナ保護増殖事業計画」を策定
2005年	3月、「ヤンバルクイナ救命救急センター」（NPO法人どうぶつたちの病院）開所。安田区が旧保育所施設を同NPOに無償提供 5月、ヤンバルクイナ保護活動が評価され、区が朝日新聞社の「明日への環境賞」を受賞 6月、ヤンバルクイナ救命救急センター裏に野生復帰のための野外リハビリ飼育施設の建設開始。全国からボランティアが参加。 9月、国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例制定（マイクロチップ埋込による飼いネコ登録の義務づけ）
2006年	1月、安田区公民館にて「ヤンバルクイナ個体群存続可能性分析（PVA）に関する国際ワークショップ」開催 3月、国頭村が安田区郊外に「ヤンバルクイナ保護シェルター」（高さ約2.7m、周囲約1.9km、面積約137,000㎡）を設置 7月、同敷地に「ヤンバルクイナ観察小屋」（国頭村）竣工、一般公開開始
2007年	6月、環境省が「ヤンバルクイナの飼育下繁殖に関する基本方針」策定 7月、安田区評議員会にて、ヤンバルクイナ保護増殖施設建設誘致を可決 12月、第42回全国野生生物保護実績発表会にて安田小学校がヤンバルクイナの保護活動の発表で「環境大臣賞」を受賞
2009年	3月、NPO法人やんばる・地域活性支援センター（安田NPO）発足。会員19名、理事6名（当時）。 8月、安田NPOが環境省のグリーンワーカー事業を受注 11月、安田区が国指定やんばる（安田）鳥獣保護区に指定
2010年	10月、安田区郊外に「環境省ヤンバルクイナ飼育・繁殖施設」（環境省）全施設竣工。指定管理者NPO法人どうぶつたちの病院。「どうぶつたちの病院」から安田NPOが施設維持業務を受注
2011年	2月、NPO法人どうぶつたちの病院の協力のもと、集落内の飼い犬（35匹）にマイクロチップ埋込処置。 8月、「安田区犬の飼養に関する規則」施行
2012年	10月、安田区が「ヤンバルクイナの郷」宣言
2013年	2月、安田NPO「田園再生プロジェクト」開始（協力・琉球大学本村恵二研究室） 3月、安田NPOが「ヤンバルクイナの郷づくり（基本構想・基本計画）」を策定 9月、安田区郊外に「ヤンバルクイナ生態展示学習施設」（国頭村）竣工、一般公開開始。指定管理者に安田NPO、飼育担当にNPO法人どうぶつたちの病院。

2014年 11月、安田くいなふれあい公園グランドオープン

資料)「安田区議事録」、安田史誌『あらは』、国頭村史『くんじゃん』、安田 NPO 資料、「ヤンバルクイナの郷づくり（基本構想・基本計画）報告書」ほか聞き取りによる

～ヤンバルクイナの郷宣言～

私たち安田区は、伊部岳を中心とした山々を背後に抱えたヤンバルクイナなどの、貴重な動植物が生息する自然豊かな郷を有する。

安田区の山々は、先人達が琉球王朝時代より守り、活かし、戦後は米軍との闘争を乗り越えて守ってきた場所である。

私たち安田区では、「自然との共生した地域づくり」の一環として、ヤンバルクイナの保護活動及び環境保全に係る独自の活動」をしてきました。

よって、自然保護の普及啓発とヤンバルクイナをシンボルとした自然資源を活用した地域の発展を目指すことを理念に掲げて、安田区を「ヤンバルクイナの郷」として、ここに宣言する。

平成 24 年 10 月 8 日

安田区長 神山坦治

図 11 安田区「ヤンバルクイナの郷宣言」

4.3.3 クイナへのまなざし

これまでの動きを整理すると、安田区のヤンバルクイナへのかかわりは、1)区としての停滞、2) ST さん、NT さんといった専門性をもった協働者の登場、3)ネコ条例の制定、4)地道な保護活動、5)村内外への積極的な「ヤンバルクイナの安田」のアピール、6)種々のヤンバルクイナ関連施設の誘致の成功、7)「ヤンバルクイナの郷宣言」による更なる展開、8)生態展示施設の開設、という段階を経てきたことが分かる。

今日のヤンバルクイナ関連事業をめぐる安田の主導権の基盤となっているのは、「希少種保護を目的とした全国初の区によるネコ条例の制定」というトピックであることは疑いない。発見時からの急速な生息域、生息数の減少によって、「絶滅秒読み」という切迫した事態のなか、わずかな期間で具体的な行動を起こし、自主ルールを制定し、それを成文化した安田区の対応は、たしかに驚くべき対応だった。NT さんは、マイクロチップ導入を持ちかけたときの安田の対応をふり返ってこう述べる。「そんなものがあるの、じゃあやろう、って。ダメだったらまた考え直せばいいさ、って。もう、びっくりですよ。僕らはなにか出

来るんじゃないか、やりたい、と思っていたけど、出来る、とは思っていなかった。逆に言えば、僕らの方がいきなりスタートラインに立たされたんです」³¹。

では、安田区にとって、この希少種の登場は何を意味していたのだろうか。当時の安田の状況をふり返ってみたい。

そのころ、安田は時を重ねるようにして、世代交代を迎える時期にあたっていた。それまでの集落経営は、いわば古参の人びとが中心となって担っていたが、高齢化などもあり、区政を担う区長や評議員といった役職の人びとが、交代の時期を迎えていたのである。2000年代以降、青壮年層やUターン者、移住者などが集落運営に強く関わるようになっていくが、この時期は、ちょうどその移行の過程のさなかにあたる。

世代交代を迎えた安田は、さまざまな面で集落に変化を呼び込もうとしていた。その背景には、集落の存続に対する強い危機感があった。1980年代から1990年代初頭までの時期に、「新生安田の村づくりと地域の活性化」³²を目指して受入を推進してきたリゾート計画は、バブル崩壊とともに白紙撤回されていた³³。リゾート計画の頓挫を回復しようと試みられた地域イベントも、高額な費用の継続捻出が出来ずに1度で終わってしまった³⁴。人口の縮小はとまらず、区内にある中学校も、辺土名区の中学への統廃合が検討されていた³⁵。共同店も赤字に転化する寸前にまで収益が落ち込み、事態を打開しようと、数十年来の仕組みを変えたばかりだった。

変革を進める人びとのなかには、学童期の子どもを抱える者も少なくなく、衰退していく集落に強い危機感を抱いていた。また、STさんの夫人が安田小学校の教員をしていたこともあり、子どもを通じてSTさんと親交を深めていくなかで、いわゆる環境認識を深めていった者たちも少なくなかった。そのようななかで、クイナ保護は「いいこと」だとする意識と、「クイナは安田のブランドになる」という意識が混ざり合っていく。

31 2016年3月9日、NTさん。

32 安田区評議会 1987年11月27日第4回定例会議事録。

33 いわゆるバブル期に全国を襲ったリゾート開発ブームは、安田も例外ではなかった。1987年に株式会社大東エンジニアリングからリゾート計画を受けた安田は、翌年6月には区評議会で全会一致で誘致を決定したが、その後進展がなく、白紙撤回された。また、1991年4月には、実に7社からリゾート進出の申請を受け、そのうち1社との協議を続けたが、これもバブル崩壊によって白紙撤回されている。安田区自身は、その字誌において「結果的には世界に誇れる素晴らしい自然を残せることになり、安田区の将来展望へ大きな布石になった」とし、この後「先人たちが命をかけて守ってきた自然を活かした活性化を図ることに大きく舵を切」ったとしている〔安田区 2014:321〕。

34 1997年7月19日から2日間、安田区実行委員会主催で行われた「港まつり」のこと。貸切船による釣り大会、海浜キャンプ、ステージ、花火などを催し、村内外から6000名近くの参加者があった。

35 2001年から国頭村は村内の7校を辺土名区の国頭中学校へ統廃合する案の具体的検討に入り、2004年に実施された。安田中学校の最後の生徒数は12名だった。

国内では実に 94 年ぶりの鳥類の新種発見という話題性、黒褐色の身軀を彩る深紅のくちばしと脚部、胸部から腹部までを覆う黒白の横縞という鮮やかな外見。そして何より、鳥なのにほとんど飛翔することが出来ないという特異な生態を持つその鳥は、人びとの興味をかき立てるのに十分な魅力を備えていた。ヤンバルという名を冠したその名も、地域性が明らかであり、響きが良かった。希少種であり、また、固有種でもあり、話題性にも富む。多くの人びとを惹きつけるこの鳥の登場は、長い停滞に苦しみ、集落の存続を願う彼らにとって、まさしく、地域再生へ向けた黎明だった。つまり、クイナを積極的に受容した人びとがこの小さな鳥に向けていたまなざしは、当初より、地域再生の「起爆剤」となる、という期待に満ちたまなざしであり、資源としてみつめる眼だったのだ。

4.4 揺れるコミュニティ

4.4.1 生じた波紋

しかし、ヤンバルクイナをシンボルとした地域活性、という区が描いたストーリーは、スタートした直後から、さまざまな壁にぶつかることとなる。

衝突のきっかけは、集落内の草刈りだった。安田では、猛毒を持つハブ (*Trimeresurus flavoviridis*) 対策として、定期的に各々で屋敷周辺の草刈りが行われる。放置された草やぶは、ハブにとって好ましい隠れ処や産卵場所となるからである。かつて集落内に出たハブで家族が命を落とすという経験をした住民もいて、簡便な方法とはいえ、草刈りは単なる清掃以上の意味合いを持っている。

ネコ条例制定の翌年 4 月、ノネコのコントロールの成果か、またはヤンバルクイナへの意識の高まりのためか、集落内のある草やぶから、初めてヤンバルクイナの卵と巣が見つかった。おりしも、集落ではあちこちで草刈り作業が行われていた時期にあたり、卵と巣は、まさにその草刈り作業中に発見されたのだった。この事実はすぐに区公民館や環境省、どうぶつたちの病院などの保護関係者などに伝わり、集落内の草刈り作業は「ヤンバルクイナのために」急遽中断されることになる。

たしかに、保護の側面から見れば、絶滅危惧種の集落内での営巣という事態を迎えた以上、放置された草やぶは極めて重要な繁殖域であることになる。一方で、生活の側面から見れば、草やぶは時に生命にかかわる危険域であり、また、その放置は近隣から怠惰、無責任と見られかねない。当時、集落のなかには、急激に強まるヤンバルクイナ保護の気運に戸惑いや不満を覚えていた人びとがいたことは事実であった。保護の協力者のなかにも、

草刈りの中断には納得できない人びともいた。草刈りをめぐる意見の相違をきっかけに、さまざまな感情が絡み合い、「クイナは人間よりえらいのか」から始まって、「クイナか人命か」という極論にまで、食い違いは発展していった。

この事態を受けて、安田区では、活性化委員会を中心として共同作業実施計画会議を立ち上げ、どうぶつたちの病院と協働しながら、集落全体の草刈り作業を調整することを試みる。産卵期と推測される4月より以前に刈る、ハブ道と呼ばれるハブの出やすい場所に作業を集中する、安全を確保するための見通しに配慮しつつ産卵に必要なと思われる程度の草丈を残す、など、ハブ対策とクイナの営巣環境とを両立させることが目指された。外部から専門家を招きながら会議を繰り返し、草刈りマップをつくり、区民アンケートを実施し、また、区内の生息状況を調べるために、防災無線を使ったプレイバック調査も実施した。そうして、翌年3月20日には、全国から45名のボランティアの参加も受け、草刈り作業をひとつのイベントとして実施した。

このように住民の生活環境の維持に努めながらも、しかし、集落の中に生じ始めたクイナ保護をめぐる波紋は、少しずつ、広がっていった。具合の悪いことに、4月以降はまさにハブの活動が活発になる時期であり、この時期に草刈りをしないわけにはいかない。また、清明祭³⁶やアブシバレー³⁷といった季節祭祀もある。先祖崇拜が盛んな沖縄で、祭祀行事の前に屋敷や墓周辺を掃除するのは、彼らにとっていわば当然のことであった。一方で、当時はクイナ保護の気運が盛り上がっていたこともあり、保護に熱心な人びとのなかには、草刈りをする区民に対し、かなり強い口調で制止する者もいた。「(草刈りをしたら) みんなに文句言われておったよ」「(見咎めた相手が) もう怒りよったよ、ほんと」と言うように、一方的に保全の論理を押しつけられた、と感じる住民は少なくなかった。

それに加えて、「ヤンバルクイナの安田」の評判は、クイナを一目見たいとする愛鳥家や観光客に広がり、大人数での集落闊歩や早朝夜間を問わない集落徘徊、個人敷地内への立ち入りや無断路上駐車など、集落民の生活に配慮を欠く事態も多発するようになっていた。集落の至るところでカメラを構える物見客の存在は、それまで静かであった集落を一変させた。これら観光客による著しい混乱は、2005年～2007年がピークであったといわれている。

36 祖先祭。旧暦3月上旬、墓の前に親戚一同が揃い、重詰料理や酒、花などを供え、その後その場で賑やかにご馳走を食べる。

37 虫送り行事。旧暦4月吉日に行われる。

前章でみたように、そもそもこれまで長い間、社会基盤整備なども県下で最も後回しにされ、陸の孤島と呼ばれながら、苦しいなかを自力で切り抜けてきた経験を持つ地域である。「希少種の保護」を目的として、行政や関係諸機関が人や資本を次々に投下していくのを、冷ややかな目で見ている人びとも少なくなかった。さらに、希少種であるはずのヤンバルクイナは、日を追うにつれて集落で頻繁に見かけられるようになり、希少種であることの実感が得られにくくもなっていた。

一旦波紋が広がりだせば、沈んでいた感情も、言い分として表に出てきやすくなる。数千万単位の予算で出来ていく施設や、県道に次々と増えるロードキル防止の看板は、「人よりもクイナが大事」との印象を与えるのに十分だった。また、思慮を欠いた観光客はもちろんのこと、研究者や専門家、あるいはボランティアなどの頻繁な訪問は、例え十全にマナーを守り、集落の生活に配慮していたとしても、見知った顔ばかりに慣れた人びとにとっては、気がざわめくに十分だった。

そして、これらクイナをめぐる複合的な事象への困惑は、当初より掲げられていた、「ヤンバルクイナをシンボルとした自然資源保護活動を通じた地域の活性化」という区の方針自体への疑問となっていく。クイナ保護を推進する人びとはひとくくりに「クイナ派」と呼ばれ、「私たちはクイナ派じゃない」「あれはクイナ派だから」などという台詞も住民の口から日常的に出るようになった。集落を訪れる外部者たちも、「あんたはクイナ派か？」という質問の洗礼を受けるようにもなった。人口がわずか 200 名に満たないような集落に生じたこのような波紋の影響は、けっして小さくはなかった。この波紋は、クイナ保全を「いいこと」として猛進してきた集落を、一旦立ち止まらせることになったのだ。

4.4.2 遠ざかる「保護」

クイナ保護の動きに対する反発の理由は、直接的には、このような、希少種保護に投下される資本への違和感や、外部者の流入に対する拒絶感、そして生活の制限によって被る迷惑などがその説明となる。しかしそれらの影響は、少なくとも集落内では真摯に対応され、ある程度は解決されていった。クイナ保護を推進する人びとは、積極的に外部者へのマナー周知を行ったし、草刈り作業の制限に関しても可能な限りの譲歩をした。また、クイナのためだけでなく、「地域環境をよくする」ために様々な作業を行っているのだという説明を繰り返し、活動への理解を求めた。

それでも、なかなか融和には至らなかった。次第に、クイナ保護を推進する人たちは、「よそ者が来て何かやっているのがおもしろくないだけ」「もともと対立はあって、そこに

クイナの問題が入ってきただけ」と説明づけるようになっていった。彼らの多くは、反発を示す人たちの言い分を、単なる「文句」と捉えるようになっていったのである。

一方で、クイナ保全を推進してきた人たちのなかにも、戸惑いが生じ始めていた。当初の保護活動といえば、低額な予算しかなく、参加する人びとの自発性に大きく頼ったものだった。たとえば、2005年に集落内の「ヤンバルクイナ救命救急センター」に隣接して建てられた野外飼育施設は、住民やボランティアが1日ばかりで完成させたものだったが、その予算はわずか50万で、それも寄付金に頼り、ゴルフネットやポリカーボネート製のフェンスを組み合わせたものだった。また、草刈りをめぐる混乱の後、若者たちが自主的に集い、集落内の放置された草むらを刈る活動も生まれていた。この草刈りは必ずしもクイナ保全を目的としたものではなく、集落を「きれいにする」という感覚のもとに自然発生的に生じたものだという。

しかし、クイナの保全に多額の予算がつくようになるにつれ、施設は専門化・大型化し、集落の人びとやボランティアの手が加わるような余地はなくなっていった。また、草刈りが環境省のグリーンワーカー事業に認定されると、事業登録外の人びとは参加できなくなるなど、それまでの鷹揚で気楽な活動は不可能となってしまった。自主的な活動のころから参加していたある女性は、「休日に自然に集まる感じだった。事業ではなく、お金も発生しないから、見かけたら誰でも途中から手伝う、という感じだった。終わったらビールを飲んで、おしゃべりをして、すごく楽しかった。事業になってしまうと、お金が発生するから³⁸、名簿に名前がないと参加できなかったり、途中から参加するのもおかしいから活動を見かけても入って来ないし、登録している人としていない人とでは有償・無償の差がつくからやりづらいし、それで最初のような雰囲気は全然なくなってしまった」と言う³⁹。

また、安田NPOが出来て以降、どうぶつたちの病院も区とではなく、NPOと事業連携をするようになっていたから、住民たちの多くはクイナ保全の動きがよく分からなくなっていた。NPOはたしかに事業主体としては向いてはいるものの、小さな集落でそうした有志の組織ができてしまうと、どうしても参加者、非参加者の間に温度差が生まれてしまう。

そうしたすれ違いのなか、2013年には待望の生態展示学習施設が出来た。これは、安田の強い要望があつてのことだ。ヤンバルクイナの地域資源化を掲げた当初から、安田はクイナを見に外から訪問客が訪れるような施設を強く願っていた。開設にあたってどうぶつ

38 グリーンワーカー事業は有償雇用となる。

39 2013年3月9日、ENさん。

たちの病院から手渡された1羽のクイナは（といっても飼育はどうぶつたちの病院が担当する）、NTさんいわく、「宝物」だった。

・・・僕らは地元にはいないから、僕らに出来ることはヤンバルクイナを育てて、あのクイナを安田に渡せたというのは、我々にとってみればもう、本当に宝物を渡したんです。あんな（展示に向けた）クイナはいない、地域活性のひとつのシンボルでもあるんです。もちろん、まだまだではあるけれど、全然。⁴⁰

しかし、ネコ条例の制定当時にあった、区を包むような熱気とは異なり、育てる側が長い時間をかけて辿り着いたこうした想いを、その頃の安田がしっかりと受けとめたと言うのは難しい。施設開設から3年後の2016年、それまで安田NPOの活動の中心を担っていたメンバーがNPOから脱退した。彼らは、安田でもっとも早くクイナの保護に取り組んできた夫妻だった⁴¹。さらに2018年には、区長選挙ならびに評議員選挙によって、ネコ条例制定以来続いていた保護の積極派から保護の消極派へと、区政が移行することになった。こうして、保護に熱心だった人びとも、保護に距離を置いていた人びとも、「クイナ保護」をめぐる自身の戸惑いと集落の揺れ動きに向き合わざるを得ない状況が続いているのが、現在の安田だといえる。

40 2016年3月9日、NTさん。

41 設立当初よりNPO活動の実働部分を担ってきたこの夫妻のクイナとのかかわりは、ある晩、自宅の近所のU字溝からクイナの子どもの鳴き声が聞こえたことから始まった。夫妻は4匹の子どもを救い出したあと、ボイラーで湯を沸かし、身体を洗ってきれいにし、1箱分のティッシュを敷き詰めた紙袋にそっと入れた。「夜中びいびいびいびい鳴いて寝れないし、次の日の朝、放鳥する前に環境省とSTさんが来るからって、それでまた寝れないし」と、初めての晩の大変さをふり返りながらも、その保護の動機は極めてシンプルであり、「え、鳴いてるから」というものだった。「鳴いているものを当たり前で、救えるものだったら救うっていう。自分なんかのちょっとした難儀で」（2018年2月28日、SMさん）。そうしたシンプルな動機から始まった保護活動も、やがて資源化、事業化していくことで、ただの鳴いていた鳥から、貴重な鳥への保護活動へと意味合いが変わっていき、最後には肥大化した事業や組織に疲弊して、夫妻ともに事業からは手を引いてしまった。ただ、彼らは事業とは関わらなくなった今でも、「最後はやっぱり地元だよ。なんだかんだ言っても、地元にいる人が気づいたときに、保護活動を出来るのが、やっぱり一番いいわけさ」という意識でいる（2018年2月28日、SRさん）。資源化の事業から離れて、ふたたび「ただ鳴いているから助けるだけ」という付き合い方に変わったとき、そしてそうしたつきあい方が集落に広がっていったとき、安田の膠着状態にもなんらかの変化が訪れる可能性は大きい。だが、今はまだそうした動きはない。

4.5 問題の所在

4.5.1 神話の先行とまなざしの単一性

問題は、どこにあったのだろうか。

施設誘致に典型的に見られるように、安田が目指してきた「地域資源化」というストーリーは、言ってしまうえば、はっきりとした「産業資源化」のまなざしだった。クイナ保全に長く携わってきたある人はこう指摘する。「区としてのクイナ生息域としての集落環境改善、というのは進んでない。ネコ条例の効き目は出ているけど、環境保全という考え方はあんまりなくて、クイナをどうブランド化していくかということに意識が強く向いているから。安田 NPO が出来てからは、その動きが加速したんじゃないかな」⁴²。さらに、「守ることで食べられるというか、自然保護にからめた雇用創出を。活用できて初めて、ということだよ」というような住民の意見は、こうしたまなざしをよく映し出している。

ふり返ってみると、そもそも集落内で、「希少種保護」に対する合意は形成されていなかった、とも言える。たしかに安田は迅速な動きを見せたとし、それ自体は賞賛すべきことだ。当時の関係者を襲っていた絶滅への危機感は、こうした安田の迅速さとよく合致した。そうした動きがすぐにできたのも、前章の議事録にも見られるように、安田にはもともと自治の長い歴史があるからだ。安田ではこれまでも、さまざまな問題が起こるたびに、すぐに諮問機関をつくったり、区の条例制定をすすめたりと、たいへん優れた自治の技術があった。

しかし、今回は、その迅速さがあとになって難しい問題を引き起こしてしまった、と言えるだろう。「国内初のマイクロチップ導入」「一行政区による自主的な制定」「集落内での営巣確認」といった数々の輝かしい冠は、安田の対外的評価を一気に押し上げた。鳥類研究者だけでなく、環境政策の研究者など、さまざまな専門家が安田を訪れるようになった。数々の賞も受賞した。いわば、「ネコ条例の安田」という一種の「神話」が先行してしまったのだ。そうした結果、この希少種をどう護るか、あるいはどう付き合うか、といったさまざまな意見が醸成され、検討されるより前に、クイナを護らないといけない、というシステムの方が先に形成されてしまったのである。

また、当初より、クイナを護ることと、地域社会の困難とを解消することをトレードオフの関係にしたことも、悩ましい効果を引き起こした。後者の効果が得られなければ、前者の保護そのものに対する疑問も生まれてしまうからだ。野生生物の保全に関しては、住

42 2013 年 8 月 13 日、EN さん。

民の意識向上や参加促進のために、しばしばこうしたインセンティブが政策的に導入される〔西崎 2009; 目黒 2014〕。それがしばしばうまくいかないのは、保全による利益が十分に得られないということよりは、おそらく、保全が地域社会に負荷を与えるという前提からの発想が、かえって強く「負荷」を意識させるという側面もあるからだだろう。少なくとも安田では、「なぜ（産業資源としての）効果も出ないのにクイナを護るのか」という声がよく聞かれた。それに対して、「効果はすぐに出るものではない」という答えもあった。しかしこの対話は、よく聞けば、効果が出るからクイナを護る、という説明にしかなくない。対話は、あくまで「資源」としての希少種をめぐって交わされており、まなぎしの単一性の問題がそこにはある。

神話の先行とまなぎしの単一性。安田で起こった戸惑いや混乱は、こうした文脈で理解ができる。では、このようなまなぎしの単一性を招いたのは、何だったのだろうか。

4.5.2 遠い鳥

・・・クイナはアガチと言った、昔から、ご先祖から、付き合いがある。⁴³

これは、ある日のCTさんのつぶやきだ。ヤンバルクイナ保護の気運に違和感を覚える人びとがしばしば口にする台詞のひとつに、「クイナは昔からいた」というものがある。新種として発見され、命名されたヤンバルクイナは、たしかに「発見」ではなかった。というより、それは、学術的、社会的な「発見」だった。

地元では、そのはるか以前より、この鳥の存在は知られており、かつ、複数の呼び名で呼ばれていた。なかでも最も一般的なのは「アガチ」であり、その語尾が変化した「アガチャー」である。古老によれば、アガチには、せかせかしている、あわてんぼう、という語意と同時に、働き者、勤勉者、という二通りの意味がある。

ほかに、「ヤマドゥイ」「ヤマフミル」という名もある。ヤマドゥイは山の鳥、つまり山の中で見る鳥の意であり、ヤマフミルは山にいるフミル（バン、*Gallinula chloropus*）という意味である。フミルはヤンバルクイナと同じツル目クイナ科に分類される鳥である。大

⁴³ 2010年8月13日、CTさん。

きさはヤンバルクイナより二回りほど大きい、赤い額部と黒褐色の胴体が、たしかにヤンバルクイナによく似ている。

その名が表す通り、人びとがアガチに出会うのは、現在のような集落近辺ではなく、山、それもオクヤマと呼ばれる深山部が主であった。今は集落周囲の畑が放棄地になって、クイナとの棲み分けが出来なくなったために、クイナが里に下りるようになったのだと考えられている [尾崎 2005b]。オクヤマに出かけていくのは、山稼ぎのためであったから、この名に関する具体的な記憶をもつ人びとは、70 代以上のひとびとが主である。

では、この「アガチ」と人びとは、どのようなつきあいがあったのだろうか。もう少し、人びとの語りに耳を傾けてみよう。最初が YK さん、次が YK さんより一つ年上の MH さんだ。

・・・ヤンバルクイナは昔からある鳥だよ。めったに近いところにはいなかった。ずっと山奥にいたわけ・・・見たのは、フンガーダム（註：福地ダム）のずっと上の、やがてヨコッパ⁴⁴のところ。伊部岳からずっといつてから、むこうらへんが多かったさ。タカシジ⁴⁵というところも、あそこからフンガー出るんだよ、僕ら二人で歩いたよ、なあ。クルビガー⁴⁶から上がったでしょ。あそこに道があったさ、あれからフンガーに出る。あれから、タカシジ行ってから、ずっと奥に道あったさ、あれからフンガーダムの上流に出るわけ・・・この辺では見えない。これは、戦前はアガチと言った。年寄りたちがさ、よく話していたよ。アガチ、アガチと・・・飛ばないというのは、これは知らん。たまにしか見ない。1 年に 1 回、見るか、見ないかさ、オクヤマで。だから、少なかったんだろうな。⁴⁷

・・・アガチと呼んではいたけど、小さい時から見たことはなかった。バンでいたでしょ。あれだと思ってた。田んぼやってた時期ね、バンがすごくいた。獲りよったよ、あれは、そうそうそう、美味しかった。ヤギ焼いたとかブタ焼いたとか、あの残骸が出るでしょ、これ食べにきよったんだよ。そういう時もあったし、魚を獲るカゴがあるさ。あれで獲ったり、（バンが）いたずらやったんだけど、そうしたら（僕らに）食べられた（笑い）。あれは美味しかったんだよ。フミル。クイナはあれに似ているさ、・・・集落で見るようになったのは最近だよ、いたんだよ、昔はオクヤマに、先輩たちがみんな分かりよった・・・

44 地名。

45 地名。

46 地名。

47 2015 年 8 月 14 日、YK さん。

飛べない、ということは分らん。気にしなかった。僕はトラックをもっていたから、ヤマの中に行ったときに、あの時は、フミルがなんでこっち歩いているかなあ、って思って、それを言ったら、あれはフミルじゃない、アガチャーと言うんだよって、あれから、ヤンバルクイナとは名前がついてないから、・・・可愛いとかはなかった。あれは猪を捕る人が獲ってから、焼いてたけど、全然食べられないって、美味しくない。身がない。骨ばかり。そう言ってた、身がないのにどうして食べるんだって、・・・仕事の邪魔でもない。気にもしないよ・・・⁴⁸

これらの語りから見えてくるのは、「アガチ」と呼ばれた鳥と、YKさんたちとのつきあいは、それほど近いものではなかったということである。なかには、「オクヤマに持って行った弁当の残りをアガチにあげた」という話もあるが、「一回は見た」「見たことはある」など、彼らがアガチと出会う頻度は一般的には低かった。また、「飛ばないとか、そういう意識は全然ない」、「飛ばないで変だとか、そんなことは全然思わなかった」など、ヤンバルクイナの最大の特徴とも言える、飛ばない、ということさえ気がつかなかった人がほとんどである。アガチは安田の人びとの視線の対象ではなく、むしろ、彼らの視線の対象はアガチによく似たフミルにあった。

・・・昔はフミルとってよ、あれ（ヤンバルクイナ）と似てるわけさ。あれと似たものの、見たことある？フミルはね、この川にもいっぱいいたよ。これなんでいなくなったかっていったら、田んぼのよ、除草剤とかかけてさ、あれ虫を死なすでしょ、あれ食べてからさ・・・フミルって、鳴き声は可愛いよ、小さくてから、夜中に田んぼに餌を食べに来る。僕はよ、ヤンバルクイナはフミルが山にいるんだと思った。クイナと思ってなかったよ。⁴⁹

フミルは水田や川に生息する、いわば里の鳥であり、彼らにとって身近な鳥だった。だからこそ、フミルがいなくなったのは、里を共有する自分たちのせいだと考えたりもする。人びとはクイナからフミルを想起し、フミルのことはとても饒舌に語る。一方、クイナは饒舌には語られない。クイナは人びとに身近な里の鳥ではなく、また、オクヤマでの付き合いも濃くはなかった。2章や3章の議論を踏まえるならば、たとえ「アガチ」という呼び

⁴⁸ 2015年8月11日、MHさん。

⁴⁹ 2011年10月14日、FYさん。

名をもっていたとしても、その鳥は安田の人びとにとって、彼ら自身の言葉で語ることの出来る——つまりは彼らの文脈に組み込まれてきた生き物ではなかったのだ。

4.6 希少種をめぐるコンテクストの不在

今では集落のあちこちで特徴的な高い鳴き声を聞くし、時折は目の前を横切ることもあるが、もともとはこのようにヤンバルクイナは、人びとのあいだに深く馴染んでいた存在ではなかった。その存在は、山から遠ざかって以後に生まれ育った世代には、伝わってきえなかった。

・・・自分なんか15歳くらいのときに発見されたんだけど、どういう鳥よ？みたいな、見たことないから、声も鳴き方も聞いたことない、だからよっぽどこっちに入ってなかった・・・だけどそれから20年近くなって、ヤンバルクイナの声って聞けるわけ、あの当時は見つけました、ってだけだから、ヤマの奥にいるのか、なんでここで聞こえないんだろう、って思って・・・だから全然、クイナの姿形を見たことはなかった、親からも聞いたことはなかった。⁵⁰

これまで、希少種保全をめぐる起こる諸問題において、環境社会学やその周囲の議論では「そもそもそれは地元にとっては希少種ではない」というのが地域側の最大の言い分として注目されてきた。多面的に関わってきた身近な生物が「とにかく保護すべき」生き物として希少種化していくことへの不満や懸念、そうしたことが地域社会にもたらす負荷が問題視されてきたのだ。

たとえば、すでにあげたコウノトリの事例では、環境社会学者の菊地直樹の丁寧な調査によって、地元の人たちは「ツル」と呼び、害鳥でもあり、愛でる対象でもあり、という多面的なかかわりを有していた歴史が掘り起こされた。そうして、希少種としてのコウノトリの再生・保護、という上からの価値を、もともと地域に存在していたコウノトリとの豊かな関係の中で読み替えることで、人びとに守る意思、共存する意思が醸成されていった[菊地 2006]。つまり、地域のコンテクストを拾い上げ、そこに外部からの価値を接続していったのだ。

50 2015年8月11日、SMさん（1968年生まれ）。

このようなローカルなコンテキストの存在が、外部からの衝撃を和らげて、それを飲み込み、自分たちなりのやり方をみつけていく。これは希少種に限らず、あるいは環境保全や自然資源管理といった問題群にも限らず、グローバルな価値、上からの価値が地域社会に変容を促す場合に、よく現場から報告されてきたことだ。そして彼らの言い分もまた、そのローカルなコンテキストに対する無視や軽視にある。

しかし、そもそも、地域の側に接続すべきそのコンテキストが「ない」場合がある。地域社会が外部からの価値付けに不満を抱えるとき、そこには必ずしも地域社会に特有のコンテキストがあるわけではない。それが、安田で見られたことだった。そしてそれは、解決の難しい問題でもある。

豊かな言葉で語られるフミルと違って、クイナは自分たちの言葉でそれほど饒舌には語れない。そうした意味で、クイナは、彼らにとってもともと「遠い」鳥だった。遠い鳥のままに地域に迎え入れられ、遠い鳥のままに迅速にシステムだけが出来上がっていく。彼らにとって近い鳥になる前に、つまりは、クイナをめぐって彼ら自身の中から生起するコンテキストが欠如したまま、それは守るべき自然として、かえって人びとから遠ざけられていった。受け入れた側にとっても、反発した側にとっても、希少種という冠をつけられて登場したクイナは、最初からずっと遠いままだったのだ。そうして、まなざしは単一化していった。

外部からの衝撃を受けとめる、自分たちのコンテキストに根づいた言い分がない場合、それはただ無関心になるか、あるいは解消のしようのない不満となって、地域に沈殿していくしかない。なぜなら、それを表現する言葉を持たないからだ。そうして沈殿した戸惑いや不満は、何かことが起きるたびに表面化してしまう。しかし、そうして表に出ても、そもそも「言い分」がないから、話し合うことは出来ず、解消のされようがない。4.4.2でみた、人びとの不満が単なる「文句」として位置づけられていった、というのはこのような流れで理解することが出来る。そうして、再び人びとの不満は沈殿化していく。安田では、この繰り返しが起きているのだと言える。そうして、「ヤンバルクイナの安田」という語りだけが、一人歩きしてしまっている。

さらにそこに輪をかける不満が、前章で見た、山の語りの軽視である。語れることは聞かれず、語れないことは聞かれる。外部からの価値に接続すべきコンテキストが不在なまま、先にシステムをつくりあげてしまった希少種との問題、接続すべきコンテキストはあるのに、それが聞かれないという貴重な自然との問題。その両者の間で戸惑うという難しい問題を、現在の安田は抱えている。

安田が抱えてしまっている問題はまた、地域の停滞という重い課題のなかで、貴重な自然というコンテキストに則って、希少種であるクイナしか資源となるべきものがない、という強固な空間認識が作りあげられていることにもよる。では、こうした単純化された空間認識が、打破されていく可能性はないのだろうか。次章では、そのことを考えたい。

5 海の微小地名__浜比嘉島の事例から I

5.1 海の微小地名

地球上の海洋面積に占める割合がわずか 0.1%のサンゴ礁域には、海産魚類の約半数にあたる 6000–8000 種程度の種が棲息する [Russ 1984; Lieske and Myers 1994]。その豊かな生態系を利用して営まれるサンゴ礁漁業は、小規模、多品目、多技法を特徴としてきた [Amar and Cheong et.al. 1996; Allison and Ellis 2001; Little, Begg and Goldman et al. 2004; McClanahan and Cinner 2008; McClanahan, Graham and MacNeil et.al 2011; Ferrol-Schulte, Wolff and Ferse et.al. 2013]。

約 2,200 種の魚類の棲息が知られている¹沖縄もまた、例外ではない²。『沖縄県の漁具・漁法』[沖縄県水産試験場編 1986] では、県内の漁獲対象種は約 300 種、漁法は約 50 種が報告されているが、地域ごとに見ても、複雑なサンゴ礁の地形を巧みに利用した多様な漁法が展開してきた [寺嶋 1977; Akimichi and Ruddle 1984; Takeda 1993; 池口 2005]。このような多様性のなかで営まれる漁業はまた、人びとをして、自らが利用する資源空間に対する深い認知を育ててきた。そのような認知の態様を表すもののひとつに、海の微小地名がある。

陸上から見れば翡翠色から濃紺へと連なる水面のグラデーションが美しいサンゴ礁の海も、その内部はたしかに複数の海底地質、複雑な潮流、微細な地形、多種多様の生物の知識が織り込まれた、変化と意味に満ちた空間だ。熟練した漁師たちは、「海の中は陸と同じ。道があり、曲がり角があり、目印となる建物がある。海の中で迷子になることはない」と言う。そしてその言葉の通りに、彼らは、自らが利用する資源空間に細やかな名づけを行ってきた。これまでも、県内の幾つかの海域において海の微小地名を記述する試みは行われており [高橋 2004; 三田 2004; 関 2011; 渡口・西銘 2013]、また、沖縄で盛んに編纂されている字誌のなかには、その地域に伝わる陸の地名と並んで微少地名が記載されているものもある。

1 諸喜田 [1988] :20。

2 沖縄のサンゴ礁は、サンゴ種数が多いこともその特徴である。サンゴ種数は現在約 800 種が知られているが、うち八重山郡島海域で約 380 種、本島地方で約 340 種の分布が確認されている [環境省・日本サンゴ礁学会編 2004]。

しかし、微小地名が描くこれらの地図は、通常私たちは目にすることはない。微小地名の多くは公的な名称ではなく、その資源空間を利用するコミュニティの中で継承されてきた。地名のなかには、ある個人だけが名づけ、利用しているものさえある。それらは普段は彼らの頭の中にしまわれており、外部に表出する機会は限られている。直接的・間接的経験のなかから想起され、市販の地図や海図には記憶されないこれら名づけの地図は、「漁業の人類学 ("Anthropology of Fishing")」を著した応用人類学者の J.M. アチソンや、オーストラリアの島嶼域で海洋地名を調査した J.ナッシュがそう呼ぶように、いわゆる認知地図 (cognitive map) と言ってよいだろう [Acheson 1981; Nash 2009]。一般に「人の頭の中にある地図 (map in the head)」として位置づけられる認知地図は、人、あるいは集団が内的に認知している空間認識のことである³。

このことは、次の二つのことを意味している。まずは、当然ながら、私たちはその空間を認知している主体の力を借りなければ、これらの地図を目にすることが出来ない、ということだ⁴。沖縄県伊良部島の佐良浜海域を長く研究する生態人類学者の高橋そよ [2004] は、素潜り漁師の協力を得て、彼と共にスケッチマップの手法を用いて同海域における海の地図を作成した。また、渡久地・西銘 [2013] は漁民自身が書き残した地名図を用いて、南城市の知念海域における漁業者の認知世界を分析している。

次に、主体と空間との関係が変容すれば、地図も変容するということである。関礼子 [2011] は、人びとの利用状況に応じて地名が生成し、また消失する様子を捉えて、海の微小地名は「移ろぐ」ものであると論じている。

海を生活の場とする人々が優れた空間認識力を持ち、仔細な環境認知力を有していることは、これまでもよく知られてきた [Forman 1967; Acheson 1981; 田和 1981; 安室 2013 など]。海を生活の場とする人々にとって、仔細な漁場の知識を持つことは、彼らの航海と生活の安全を保障する [Acheson 1981]。

だが、海の微小地名が表すものは、それ以上のものだ。なぜなら、このような微小地名には、地理的・生態学的情報だけでなく、その空間が経てきた社会史・文化史も埋め込まれているからである [Martin 2001; Nash 2009; 関 2011]。つまり、地形的、生態的、環境的、

3 心理学者トールマン [Tolman, E.C., 1948] が起源とされる「認知地図」の概念は、心理学ならびに地理学、都市工学などの分野で議論が重ねられている。「心の中の地図」であるメンタルマップとほぼ同義語として使用される場合も多い [中村 1979; 若林 1989 など]。

4 地理学者の中村豊はメンタルマップ (= 認知地図) と地図学的地図との違いは認知主体の有無にあると指摘する [中村 1999]。なお、中村はメンタルマップと認知地図とはほぼ同義語であるが、地理学的に前者に愛着を持つとしてメンタルマップという用語を使用すると述べている [中村 1999:39]。

社会的、歴史的諸要素からなる幾多の微小地名によって編み上げられた海の地図は、人々が利用してきた資源空間の来歴を描き出す。

以上のことを踏まえた上で、この章は、ある1枚の地図を手がかりとして議論を進めたい。後載する図13は、沖縄県中部にある浜比嘉島の海の微少地名からなる地図である。先に沖縄の漁業は捕獲種の多様さと漁法の多様さに支えられてきたと述べたが、このことは浜比嘉島も同様である。「小さい仕事はあれもこれも覚えて全部、場所も広く覚えて、いつも考えて組み合わせないと、海で食べるというのは出来ない」とある古老が語るように⁵、認知された資源空間の多様さが、彼らの生活を支えてきた。本章で扱う地図は、主に1928年生まれのSさんと筆者が共同で作成したものであり、まずはその時代の彼と彼らを取り巻く海の様相を知る手がかりとなるだろう。また、地図作成の過程において、筆者はしばしば作成の困難に直面した。それは主に筆者の不手際起因するが、その困難も合わせ記述することで、環境認知の共有の困難についても考えてみたい。

しかし加えて重要なこと、考えてみたいことは、Sさんと共に描いた地図の時代から、浜比嘉の海が大きく変容してきたという事実についてである。現在、浜比嘉島は沖縄県随一のモズク生産地となっており、多くの漁師がモズク養殖を専業とする。本張りと呼ばれる養殖網の設置時期には、1万枚を超す養殖網がイノー（礁池）を埋め、Sさんや先の古老がその生活を賭けてきたような「小さな仕事」は、その活動の幅を減じてきた。年間6000tを稼ぎ出すこの新たな生業は、どのようにして出現し、そして資源空間の認知をどのように変えてきたのだろうか。そしてそのことは彼らの地図にどのように反映され、私たちはそのことから何を読みとることが出来るのだろうか。

この章と続く次章では、Sさんの地図を手がかりに、浜比嘉の海の変容と来歴を記述する。そうしてモズク養殖の専門化が招いた空間のシンプリフィケーションと、シンプリフィケーションに対する彼らの対応を記述する。そうした変容の過程から、私たちがいかに自然の、そして社会の不確実性のもとに生きているかを呈示することを試みる。その上で、そのような不確実性のなかを生き抜くには、空間の潜在可能性を見出す力が重要であること——そうした力のためには何が必要なのかを考えること、を目的とする。

⁵ 2013年10月8日、HTさん。

5.2 調査地の概要

浜比嘉島は本島中部の東海岸側、与勝半島の北東 3.2km の距離に位置し、隆起石灰岩からなる面積 2.09k m²、周囲 6.69km の平坦な小島である。1997 年に浜比嘉大橋が完成し、これによって平安座島を経由して本島と陸路で繋がった。架橋前の本島との往来は与勝半島の屋慶名港との間を走る定期船に頼ったが、さらに以前、大正中期までは干潮時の徒歩と渡し舟とによった⁶。また、架橋時には行政的には浜比嘉は勝連町、平安座島は与那城町と分かれていたが、2005 年の近隣 4 市町村の合併により、現在では双方ともうるま市に帰属する⁷。

島は東西 2 集落に分かれ、東部にある集落を比嘉集落、西部にある集落を浜集落という。さらに、島の南部には比嘉集落から分岐した兼久集落がある。人口は 1960 年代には引揚者もあり 1300 名を超えたが、その後減少を続け、2013 年現在で 520 名 258 世帯がこの島に暮らしている。集落ごとの内訳では、浜集落が最も多く 316 人 144 世帯、続いて比嘉集落の 131 人 87 世帯、兼久集落の 73 人 27 世帯である⁸。浜比嘉大橋建設に伴って島内沿岸部を走る舗装道路が出来るまで、浜と比嘉の往来は東西を分ける丘陵部を越えて渡る簡易舗装の道路しかなく、それぞれ島にひとつしかない小学校、中学校に通う子ども達の他は、集落間の往来は盛んではなかった⁹。

かつては農業も盛んに行われ、戦後は米軍との契約栽培によってブロッコリーやトマト、キュウリ、ピーマン、人参、レタスなど多岐にわたる品目の出荷を伸ばした時期もある。また、軍作業ブームやスクラップブーム¹⁰なども経験し、本島内の米軍関係施設への就労なども盛んに見られた。1966 年に出版された『勝連村誌』[福田編 1966] には、「四面環海の島にしては漁業専業者は割合に少ない（原文ママ）」とも書かれている¹¹。しかし島の高齢化と共に、農家の出荷戸数は数えるほどとなり、浜集落では専業農家はわずか 2 戸ばかりとなった。替わって活気づいているのがモズク養殖業である。架橋の効果も相まって、本島に構えた住居からモズク養殖に通う子世代、孫世代も少なくない。浜比嘉の漁師が所属

6 福田編 [1966] p290。

7 2005 年に具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併して「うるま市」となった。

8 2013 年うるま市行政区別人口統計表。

9 小、中学校とも 2012 年に統廃合され、現在は平安座島に通学する。

10 次章で詳述する。

11 福田編 [1966] p 53。

する勝連漁業協同組合の正組合員の資格を持つ者は約 70 名を数え、準組合員を入れると 100 名を超える¹²。



図 12 沖縄県本島における浜比嘉島の位置ならびに浜比嘉島周辺図
(出所) 国土地理院「20 万分の 1 地勢図」を筆者加工。

5.3 海の地図を読む

5.3.1 S さんの地図

沖縄本島のサンゴ礁幅（沿岸線から礁縁までの距離）の平均値は 472m であるが [目崎ほか 1977]、浜比嘉ではその最長値は 4 Km に及ぶ。また、兼久集落から東南方約 2km ほどの距離にあつて、面積約 0.3km²、周囲 2.2km という、浜比嘉島の 1/5 にも満たない小さな浮原島の周囲にもイノーが発達し、古くより好漁場として知られてきた。これら島を取り囲む広大なイノーは、パンタタカーやアンモラーと呼ばれる追い込み網漁、ウニを餌としてタマン（ハマフエフキ、*Lethrinus nebulosus*）を狙うタマンディル（カゴ）漁、シリイチャー（白イカ、*Loligo edulis*）がよく入るアンブシ網（小型定置網）漁、昼間に行うタコ（*Octopus cyanea*）突き漁、商品価値の高いクブシミ（甲イカ、*Sepia latimanus*）やアーガ

12 2016 年度の勝連漁業協同組合員名簿によると、浜支部は正組合員 48 名、準組合員 29 名。比嘉支部は正組合員は 23 名、準組合員は 9 名。兼久集落は比嘉支部に数えられる。

イ（ヒブダイ、*Scarus ghobban*）を狙った潜水によるイーグン（鰐突き）漁など、種々の漁の舞台となってきた。

しかしまた、戦前から戦後にかけて盛んだったのは、イノーの外、沖合を東に 30~40km 程度進んだ辺りで行う、夏時期のトビイチャー（トビイカ、*Sthenoteuthis oualaniensis*）釣りだった。梅雨明けを知らせる夏至南風^{かこちべこ}が吹く旧暦 6 月 20 日から本格的な漁期が始まり、風が荒れてクリ舟では漁場に行くのが難しくなる 9 月頃まで続いた。トビイカ漁が盛んだったのは、豊富な資源量もさることながら、塩漬けや天日干しなどの一次加工によって日持ちがし、流通機構の整わない時代に商品として有利だったことが大きい。

1928 年に浮原島に生まれた S さんも、先輩たちに連れられて幾度もトビイカ釣りに通った。また、自宅前に据えられた大きなコンテナには、網元として活躍した頃に使った追い込み網が今も大事にしまわれている。少年期の貝採り漁から始まって、さまざまな漁を経験してきた S さんだが、彼が最も好み、また、得意としたのは、イノーを舞台とする素潜りによる鰐突き漁である。鰐突き漁は高価な魚を特定して狙うことが出来、また、同じ魚でも網で捕獲したものより売値が高い。さらに、個人で行うために分け前の分配も不要であることが、彼が鰐突き漁を好む理由である。1970 年以降から島に普及したダイバー¹³が身体に合わなかったため、最後まで素潜りを通した S さんだが、ダイバーを使用する漁師を抜いて浜比嘉で最も水揚げが多かった漁師として、今も多くの人の話題に上る¹⁴。

10 歳に満たない頃から 80 歳を超えるまでイノーを泳ぎ尽くした S さんだが、心臓を悪くして 6 度目の入院が終わったとき、海をあがった。今では、兼久集落にある自宅から 1 分とかからない港の木陰下のベンチに座り、その日の海の様子を眺めるのが日課である。下記の図 13 は、S さんと筆者が共同で作成した浜比嘉周囲の海の地図である。地図の作成法については後述する¹⁵。続く表 5 は、S さんによるそれぞれの地名の説明をまとめたものである。

13 送気式潜水具のこと。フーカーとも言う。

14 「4、5 分も潜ったまま」、「30m 以上潜る」、「陸の上にいる時間の方が短い」など、他の漁師から聞く S さんの逸話には事欠かない。多種多様な漁のなかでも、素潜り漁という簡易極まりない技法を得意としたということは、それだけ T.S さんが蓄積してきた知識と技量とが優れていたことの証左でもある。筆者が S さんと出会ったのも、「イノーのことならマジキナのおじい（S さんのこと。マジキナは屋号）に聞け」と複数の漁師に助言されたことが始まりだった。

15 作図作業は 2013 年 10 月 14 日、15 日、17 日、2014 年 6 月 23 日、26 日、28 日、7 月 2 日、2015 年 8 月 6 日、8 日の計 9 日間行った。また、地名に関する聞き取りについては、作図作業日のほか、2012 年 8 月から 2016 年 3 月までの間に計 8 日間行った。また、地図作成にあたっては、S さんと同じ兼久集落に住む漁師、YS さん（1953 年生まれ）に画像の提供や補足説明など、さまざまな点で協力を頂いた。



図 13 浜比嘉島の微小地名地図

出典) Sさんと筆者の共同で作成、作図は筆者。作成協力者 YSさん。

表 5 微小地名の意味・説明

番号	地名	意味・説明
1	ミルチ	ミルチは長い。非常にいい海。7つほど大きなクブシヌヤーがあり、3カ所は非常に上等。北側の方にムチグアーヌヤーがあり、真ん中に非常にいいクブシヌヤーがある。そこから200mほど離れたらまたクブシヌヤーがある。東側の上の方の浅いところにムチグアーがよく入るヤーがあり、そこから下がればすぐに非常にいいクブシヌヤーがある。 小さいクブシヌヤーはたくさんあり、ここが一番多い。クブシヌヤーの側にタクヌヤーもマクブヌヤーもあり、全部並んでいる。アカムルーヤーもある。
2	ナカヌ・クブシミ・ヌ・ヤー	ミルチの中ほどにあるクブシミの家。ここもよく獲れたが、ニシのようににはたくさん獲れなかった。
3	ニシノ・クブシミ・ヌ・ヤー	ミルチの北(ニシ)にあるクブシミの家。ミルチの中でも一番上等なクブシミヌヤー。
4	ティーチ・チブラー	チブラー石というミルチの下の方にある上等なマクブヌヤー。

番号	地名	意味・説明
5	ンマラーアシ	リーフの外に出るところまで石がごろごろしている。ンマラーアシはウチウリにもある。
6	ターチ・クブシミ・ヌ・ヤー	ミルチの一番東にあるヤー。ここのクブシミは大きかった。
7	ウフ・グチ	ミルチとウチウリから少し外れるとある大きなクチ。大きいクチなのでウフ（＝大きい）クチという。伊計や宮城にもここから行ける。トビイカ釣りはウフグチから出たらウチウリのところで曲がって北に行く。大きい船は全部こちらから出入りをしている。
8	ハラ・ビシ	大き（ハラ）なヒシ。保安庁が灯台をつくっている。宮城島まで続く。ハラビシから向こうは与那城の海になる。昔は行ったら捕まった。与那城と勝連の海は分かれていた。
9	スーテーグァー・ハーガイ・ビシ・グァー	モウビシからハラビシに当てて行く。自分がつけた名前。戦が終わる時期に道を間違ったのか、スーテー（舟艇）が乗り上げて沈んでいた。何回もタコ獲りに行った。ハーガイというのは海の浅いところのことを言う。人に聞かれたらこの名前を使った。スーテーは長らく沈んでいた。
10	モウ・ビシ	デーシから北に向かうと3つ4つほどヒシがある。魚がたくさんいる。ヒジャタマターからミルチに向けていくと非常に浅い海がたくさんある。電灯潜りでよく魚が獲れた。モウビシからハラビシに当ててまっすぐ行くとスーテーグァーハーガイビシグァーがある。モウビシはデーシにくっついている。デーシと同じ海と言っていい。
11	ミルチ・ナカ・ビシ	
12	ヒガ・ヌ・メー	
13	ヒガ・タマター	比嘉の前にあるタマター石。
14	ヒラ・シマ	比嘉の前の小さな島。ヒラシマグァーから浮原にまっすぐ向かうとウシチグァー。
15	クー・ウフシチ・グァー	小さい（＝クー）石が二つ並んでいる。
16	ウフシチ・グァー	ウー（＝大きい）ウフシチグァーとも言う。大きな分かれた石。ヒラシマから300mほど離れている。
17	ムルク	ホテル（浜比嘉リゾート）の下にある海。非常にいい海。電灯潜りでたくさん魚を獲った。
18	ムルク・ザチ	ムルクの先の方に分かれていく海がある。
19	ウマ・ン・チラー	ムルクにある石。馬の顔に似ているのでこう呼ぶ。
20	イグチ・ビシ・グァー	よくタコが獲れるヒシの穴がある。イエーグチ（江口）という家のおじいさんがタコ獲りが非常に上手く、そのおじいさんと息子がここから大きな夫婦ダコ（ミートウンダーダコ）を獲ったのを見た人が、この名前をつけた。それ以来この名前で呼ばれていると聞く。ミートウンダーダコは一つ穴にオスとメスがいるタコ。これが獲れたら海人は海が非常に人間に儲けさせるようになっていって大変喜ぶ。ここは海人にはすごくいい海。海が儲かるようになっていっている。ミートウンダーダコは珍しいが、自分は何度も当たった。
21	デーシ・ヌ・チブラー	マクブやチヌマン、タコがよくいる。

番号	地名	意味・説明
22	デーシ	デーシ石の周囲の海。非常に浅く、タクヌヤーが多い。この近くだけで 20～30 はある。デーシから東にいけばデーシトゥバイ、イナビシ、ヒラビシ、ウチウリが並ぶ。デーシはイノーの中になっており、周囲は深く巻かれている。砂地と石があり、石のなかにタコが入っている。デーシから非常に儲かった。魚のヤーも多い。デーシのクブシミヌヤーは割れてなくなった。サンゴも全部ない。タマンは浮原より多い。
23	デーシ・トゥバイ	デーシから東に向かう。浅い海が 2 つ 3 つ並んでいる。トゥバイというのは先になっているということ。デーシトゥバイはスネ。デーシヌチブラーから少し進む。デーシにくっついている、デーシと同じ海。
24	ナカル	浮原島とヒガタマターの真ん中。浅くもなっていない。あちらこちらの海の真ん中になっているからナカル (=まんなか) と言う。
25	ガジラー	ヤーグァーイシから 100m ほど離れたところにある。
26	ヤーグァー・イシ	兼久から 50m くらい離れた場所にある、分かれたような形をした石。ヤー (=家) に似ているからヤーグァーイシと呼ぶ。その周辺の海もヤーグァーイシと言う。
27	クバ・シマ	クバ (ビロウヤシ) がたくさん生えていた。昔はクバで扇をつくった。
28	クバシマ・ザチ	クバシマの周囲の海。ワラグチャー (ゾウリエビ) がよく眠る穴がある。一つの穴から 8～9 匹獲れることもある。ワラグチャーと呼ぶのは、藁でつくる草履にとってもよく似ているから。
29	ツムトゥー・ヤナ・グァー	この名前は自分でつけた。非常に平たいマクブヌヤー。ツムトゥーはひとつという意味。一つ石があつてマクブがよく獲れる。一度獲っても 14～15 日、1 ヶ月ほど経てばすぐこの穴に来る。このように、周囲が砂で、ヤナグァーが一つだけのところがあったら、魚は間違いない。このヤナは小さいヤナ (穴) で、食卓くらい。大きいヤナは誰でもわかるが、これのように小さいのはなかなか分らない。こういうヤナを見つけたら「財布」を見つけたようなもの。
30	ナバ・グァー・ミー・ヤー	海の平たい草がたくさん生えている穴。ムチグァーやヤナグレー、イッポーアシグァーもよく来る。アーガイも眠る。小さい穴だが非常に有名な穴。この穴の回りもみなナバグァーミーヤーと呼ぶ海になっている。マガイビシにやがてくつつこうとしている。周囲にはなににもないがナバグァーミーヤーだけ草がいっぱい生えている。ナバグァーは海の草のこと。魚もこの草の下によく眠る。あまり深くはない。
31	ウフ・ビシ	
32	ウチバル・タマター	この周辺は全部魚がよく獲れる海。小さい魚のヤーがたくさんある。ハウゲノワチから兼久に向かって 500m くらい。真ん中から切れている石をタマターと言う。もとは一つ石だが遠くから見ると二つに分かれるように見える。タマターは二股の意味。
33	ハウゲノワチ・ガジラー	デーシのような石がハウゲノワチのすぐ側にある。ガジラーは真ん中が引っ込んでいる石。だからガジラー (=頭) と言う。波にしょっちゅう打たれるとこういう形になる。このガジラーの側からマクブやアーガイがたくさん獲れた。モズク養殖が始まってから、いなくなっている。

番号	地名	意味・説明
34	ホウゲノワチ	ウチバルタマターからホウゲノワチまでは全部モズクが養殖されていて、鉄筋が打たれている。魚もタコもよく獲れたがもう仕事は出来ない。ホウゲノワチは意味は女性が恥ずかしがるから言えない。アカジンヌヤーやクブシヌヤーがある。クブシヌヤーは非常に上等。今でも残っている。サンゴがいくつも並んでいる。
35	ターチ・アフアー	ウチバルヌメーの北側にある、二つ並んだ大きな石。アフアーは「親」のこと。大きな穴がある石。この周辺に小さな穴もたくさんあるが、この二つは親のように大きいからターチ（＝ふたつ）アフアーと言う。二つ、お母さんとお父さんが並んでいる。
36	ウフ・アフアー	ウルンミーのなかにある大きな一つの石。非常に大きな穴があいていて、魚がよく入る。アカジンやマクブ、ミーバイなどが入る。
37	テーラ・バマ・グァー	このまんまるの海は全部この名前。白い浜、砂浜。昔亡くなった人がこの海岸に流れ着き、その時からこの名前がついた。亡くなった人の名前が平良（テーラ）だったのかも知れない。
38	ヒータティー	石を積んでつくった灯台（＝ヒータティー）があった。昔トビイカ漁に出る人たちが石油ランプを集めて灯を点し、悪天候の際にこのヒータティーを目印にしてイエマグチから内海に入った。ヒーというのは天気。マクブがよく獲れる。
39	イエーマ	なぜこう言うかは聞いたことがない。ウニ、魚、タコ、なんでも獲れた。タコが非常によく獲れた。周囲の深いところに2人でも上げきれないような大きなアジケー（シャコ貝）があった。アジケーはそういった深い場所にいる。ホウゲノワチから浮原の後ろに回るとイエーマ。タクヌヤーが一番多い。一番白く、大きな砂浜。
40	サバ・ズニ	スニ。すぐに絶壁になっている。ヒシの上の方は潮が引いたら非常に浅く、サザエがよくいた。今は全滅して、いない。昔の人がこの辺でよくサバ（＝サメ）を見たからサバズニと言う。戦前はよく見たと聞かすが、自分たちは見たことがない。イエーマとくっついている。あまり離れていない。サバズニからヒラビシ、ヒラビシからウチウリ、ウチウリからミルチと繋がる。戦争のとき、イカ釣りに行く準備をしているところを平安座から機銃で、大砲が来て、サバニも全部バラバラにされた。船はやられたが、自分たちは助かった。ちょうどここでやられたから、浮原が近いから、ゆっくりゆっくり泳いで避難した。
41	サカシマー／ウル・ンミー	ウチバルヌメーからマエウキバルグァーの真ん中に当てて進んだところにある海。昔はウル（＝サンゴ）がたくさんあって、仕事が出来ないくらい生えていた。マクブンヤーやムチグァーヌヤーなどがたくさんあった。今はサンゴは全部なくなった。何も無い。 自分たちが30歳頃までは、以前の半分くらいはあった。最初は浮原のすぐ前の方から、ヤチマター（オニヒトデ）が山のように出た。ウルがなくなるからヤチマターを獲るといってサバニがいっぱい出ていたが、それでは全然少なくならなかった。ヤチマターがサンゴに全部ついていっぺんに全滅させた。ヤチマターがサンゴの種まで、根まで食べてしまったんだろう。ウルがなくなったから、今は名前が変わっている。サカシマーの意味は聞いたことがない。

番号	地名	意味・説明
42	サカシマー・ヌ・チブラー・ナカ	サカシマーの中にチブラー石がたくさんある場所。チブラー（＝頭）石というのは、途中がひっこんでいて頭みたいに見えるから。チブルサー（チブラー石）が多いから魚がたくさんいる。魚はたくさんいるが、穴があまりに多くてどの穴に眠っているかが分からない。チブルサーが少ないと魚は探しやすい。自分たちが那覇に行ったら、家がたくさんあって探しにくいと同じこと。穴が少ないところが探しやすい。ここは深く5、6m位ある。潮が満ちているときは10mくらいになる。
43	ヨコ・ビシ	ここから外れたらイエーマグチ。シラグムイからヨコビシにかけては浅いところは歩けるくらい、ヨコビシから向こうは絶壁。ヨコビシからナカノクチに出てトビイカ釣りに行く。ヨコビシのサザエはもういなくなっている。
44	シチャ・クアンシン・グムイ	浮原から100m～200m離れたクムイ。シチャ（＝下）というのは、深くなっているから。イークアンシグムイに比べると少し深くなっている。
45	イー・クアンシン・グムイ	浮原から100m～200m離れたクムイ。上（＝イー）というのは、浅くなっているから。非常に浅く、大潮で潮が引いたら1mほどしかない。シチャクアンシグムイよりこちらが大きい。大昔の話だが、ウクアンシンといって今の大臣に当たるような人の前に海人が1年に1回必ずこの二つの海から魚を獲って税金みたいに納めたと聞く。日にちも決まっていた、普段は魚を置いておくと言ってこの二つの海では絶対に仕事はさせなかった。だからこの海は魚が多かった。自分はここからたくさん魚を獲った。
46	シラ・グムイ	大きなクムイがひとつある。名前がつけられるほど大きく、池のよう。ヨコビシの外れになっている。シラグムイから外れたら深い。また、シラグムイから浮原の手前までは全部深い。こちらから船で行く時はシラグムイの側（註：イエーマグチ）からトビイカ釣りに行く。トビイカ釣りはシラグムイから北にまっすぐ向かう。シラグムイから前浮原グァーの先、北の先までは大潮のときはずっと歩ける。シラグムイからは非常に浅い。スークマーイをやる。 非常に丸く、少し深いところで網でイラブチャーがよく獲れる。潮が引いたらクムイの中にイラブチャーやクスクーなど魚がたくさん入るので、網を持って獲りに行く。
47	タカ・ビシ	周辺で一番浅い海。一番浅い＝高くなっているのでタカビシという。タカビシの後ろ、シシンクシの後ろなどは深いので、アギヤー漁でグルクンを獲るところ。
48	クチ・グァー	ヒシグァーからすぐ。タカビシが終わればクチグァー。クチグァーはもうイノーの中。一番上等のクブシミヌヤーがある。クブシミヌヤーは5つほどある。シチャクアンシグムイから東に進む。スークを獲る。小さなクチがあるのでこう呼ぶ。鰯釣りの時などに出入りする。自分のようなクリ舟だと、半分潮が引いていても出入りができた。大きい船はイエーマグチから。
49	ヒシ・グァー	クチグァーから津堅に向かうところにあって、スークを獲る。5つほどクブシミヌヤーがある。
50	ウフロー	前浮原にくっついている。ここからイエーマグチまでは歩けるほど浅い海が続く。スークを獲るところ。非常にいいクブシミヌヤーがあるが、鉄筋で割られてからもう卵を産まなくなった。ヒシグァーとは300～500mほど離れている。タコも獲れる。

番号	地名	意味・説明
51	ウランダーブネ・グムイ	ウフローの端まで着いて前浮原の方に、ヨコビシにまったく似た海（＝シシヌクシ）があり、そこにあるクムイ。オランダ船が事故を起こした場所。非常に深く、海を潜る人はここで亡くなっている。ウランダーグムイから浮原までは非常に浅い。スークマーイをやる。
52	シシ・ヌ・クシ／メーウチバル・グァー・ヌ・クサー	ウフローの側のクシ。ウランダーグムイから北に行くところにある。シシヌクシから内側に入るとイノーになる。ここを超えてトビイカ釣りに行く。全くヨコビシのような形をしている。シシヌクシの浅いところから外れると、後ろは全部深く、アコージグチと言う。前浮原の側にあり、前浮原のことを比嘉の人がシシと呼ぶことから、この名前に。クシというのは腰のこと。浮原に住んでいた頃は、前浮原をメーウチバルグァーと呼んでいたため、メーウチバルグァーヌクサーと言っていた。クサーというのは後ろの意味。
53	マンナ・ビシ・グァー	小さなスニが3つ、4つ並んでいる。シシヌクシの海にある。サザエ（＝マンナ）がたくさんいた。マンナグァーは浅いところにいるので、最初はここから海を習った。
54	ガーナ・ビシ	ガーナー（イラブチャー）がたくさんいたヒシ。
55	イナビシ・サガイ	イナビシにあるサガイ。深くなっている。
56	イナ・ビシ	イナはイナグァー（＝貝類）のこと。マンナグァー（サザエ）やティララ（コマ貝）のこともイナグァーと言う。大きなヒシ。シシヌクシから自分たちの島に向けて、津堅の方に進むとある。中に入るとイノーになっている。マガイビシから津堅の方に向かって。シナビシからヤーグァーイシまでは全部養殖されていて、今は全く空いていない。イナビシから浅いところに行くともクブが獲れる。マンナビシグァーはイナビシの中にある。昔はイナビシまでが浜比嘉の海だった。
57	ナガンジュ	イナビシの端、東側にある海。排水溝のように長い。端から端までタコも魚もいる。この海を目当てにして、イナビシの真ん中に船を置いて周囲を回る。電灯潜りでマクブやイラブチャーをよく獲った。
58	チキン・モーラ	イナビシのすぐ近く。大きい海で、その中に魚ヌヤーの小さな名前がたくさんある。マクブやクサムルーがよく獲れた。モーという、海の長い草がよく生えているから、チキンモーラと名づけているらしい。シチャチキンモーラーとも言う。シチャというのは深くなっていて、下になっているから。
59	イー・チキン・モーラ	大きい海。中にたくさん魚ヌヤーの小さな名前がある。
60	メーウチバルグァー・ヌ・メー	前浮原島の前の海。
61	ナガサチ	前浮原から自分たちの兼久に向けて同じ海が続いている。長いサチだからナガサチと言う。前浮原からマガイビシまでつないでおり、あまり浅くはない。ここから離れるとすぐに非常に浅くなり、マクブなどが眠る。マエウキバルグァーからマガイビシまでは、同じ形の海がずっと続いている。
62	マガイ・ビシ	浮原と兼久の真ん中、ナガサチが終わったらすぐにある、非常に浅い海。周囲は深い。大潮の時は女たちもアジケー（シャコ貝）やヒメジャコ、コマ貝などを獲りに行く。クブシヌヤーは少ない。マガイビシは大きい。今は養殖でいっぱい。
63	マガイ・ビシ・ヌ・タマター・ジ	タマターに向いているのでタマタージと言う。
64	マガイ・ビシ・ヌ・チブラー・ナカ	マガイビシのウチバル側にある、魚がよく入るチブラー（＝岩）。

番号	地名	意味・説明
65	マガイ・ビシ・ヌ・スニ・グ ァー	マクブなどの魚がよく獲れる、テーブル型のヒシグァー。
66	ターチ・ヒラ・ヤナ・グァー	アーガイがよく眠るテーブル状の長い穴が二つある。自分でつけた名前。名前のない海は覚えにくい。
67	アコー・グチ	イナビシと津堅島のギヌギグァーという海の間にあるクチ。アコーグチの真ん中を境界として、浜比嘉と津堅の海が分かれていた。自分たちが12、3歳の頃まではこちらより向こうに行けなかった。津堅側の海に入ると津堅の人に追いかけられるが、このクチの真ん中まで来たら、もう捕まえられない。もし真ん中を超えて追いかけると、逆に津堅の人がこちらに捕まった。
68	ヒラ・ビシ	ナカノクチ、ウチウリから自分たちのシマの方向に進むとある、浅い海。ウチウリとは少ししか離れていない。デーシトゥバイから東に進む。ヒラビシはまん丸くなっている。
69	ウチウリ	ヨコビシから北東に進むとある、浅い海。潮が引いたら歩けるほど浅いサザエもよく獲れる。非常に小さなヒシもある。イラブチャーが一番多いのはウチウリ。
70	ナカ・ノ・ヒシ・グァー	
71	ンマラー・アシ	石がごろごろしているところ。
72	タカ・ウラー	
73	イエーマ・グチ	ここからトビイカ釣りに行く。
74	ナカ・ノ・クチ	ウチウリの端に行くところ。ヒラビシとウチウリ、ミルチとウチウリの間。ナカノクチは非常に深く、ここからイカ釣りに行く。
75	ハマ・ヌ・メー	浜集落の前の海。
76	ナンジャ	
77	ウラムトゥジー	石がたくさんあるところ。ウラムトゥジーには小さい名前はつけていない。
78	ニシノー	ニシ（北）の方の海。自分はほとんど行かなかった。
79	ヤブチ・ノ・サチ	藪地の先の方。
80	ガーナ・イシ	藪地の先にある分かれた石。浅い海。ここを全部回ってからウラムトゥジーに行く。タクヌヤーがいっぱいあった。
81	ガーナ・グチ	

（註）地名の単語分岐は筆者による。

Sさんは「小さい名前はあちこちあったはずだが、もうずいぶんと忘れてしまった」と幾度も繰り返した。また、「他の内地の人に聞かすなよ。おじいのは沖縄の言葉だから笑われるよ」「こんな小さな名前は、内地で大きい海の仕事をしている人からしたら笑われるはずね」と冗談めかしながらも、おそらくはかなり本気で心配することもあった。それでも、地図に浮かび上がった地名は80を超えた。

地図は、描かれると同時に、読まれなくては意味をなさない。次項以降、Sさんが生きた資源空間の地図を読み解いていこう。

5.3.2 地形・生態・環境

海の微小地名には、その場所の地形を示す単語が含まれるのがもっとも基本的なパターンである。既述の通り、陸から見るとただ平坦な景観が続くサンゴ礁の海は、内部に起伏に富んだ微地形を有しており、微小地名はこれら微地形をよく捉える。

「ピシ」や「ヒシ」と呼ばれるのは、干潮時には水面上に姿を現す斑礁のことである。「ピシ」とは異なり、干潮時でも頂部は海につかったままの暗礁は「スニ」や「ソネ」と呼ばれる。イノーと外界を分ける礁嶺は、斑礁と同じく「ピシ」「ヒシ」である。「ヒシ（礁嶺）」の後ろは斜面になっており、ヒシ沿いに網を仕掛けると魚がよく獲れる。「チブラー」、「ガジラー」などのサンゴ岩にはマクブ（シロクラベラ、*Choerodon shoenleinii*）やアーガイ（既出）などの高級魚がよくつくし、上質なサンゴ岩にはクブシミ（既出）がよく産卵する。「ナガンジュ」はヒシの割れ目を指しており、潮がよく流れるため、追い込み漁に良いとされている。

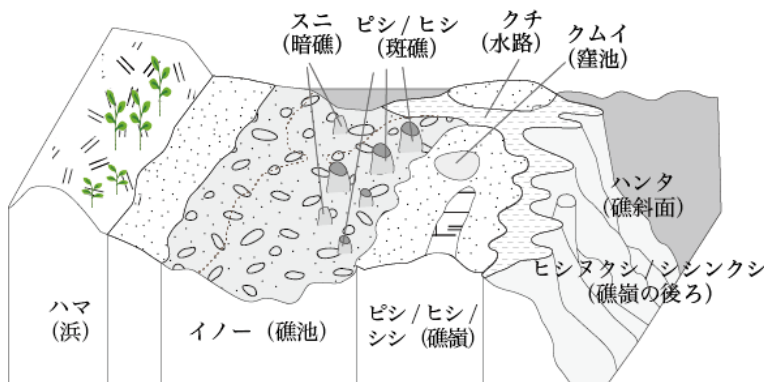


図 14 沖縄のサンゴ礁の基本構造

資料) 島袋・渡久地 [1990]、渡久地・西銘 [2013] を参考に筆者作成

これら地形を示す単語を語基として、接頭語に「イー（上）」、「シチャ（下）」、「ウフ（大きい）」、「クー（小さい）」、「ヒラ（平たい）」などの位置や形状を示す形容詞が加えられる。たとえば「ウフ・ピシ」は「大きな・リーフ」となり、「ヒラ・ピシ」は「平らな・

斑礁」となる。また、「シチャ・グムイ（44）」は下の方にあるクムイ、すなわち「深い窪み」を示す。漁師にとって海の地形を把握することは基本的な知識であるが、このような地名の法則を知ると、紙上に写し取られた二次元の海が、起伏に富んだ三次元の海として私たちの目に浮かび上がってくる¹⁶。

16 サンゴ礁の民俗語彙について研究を重ねる島袋伸三、渡久地健は、方名（一般名称）と地名（固有名称）とは異なり両者は混同してはならない、と言い、ただし、方名に前辞がつくことで「地名」になると述べる [島袋・渡久地 1990:257]。ウフグチ、ウフピシなどはその例だろう。

表 6 地形を指す単語の例

単語	意味
ナガンジュ	ヒシの割れ目。追い込みに利用しやすい。
シチャヤナ	ヒシの下の方の岩
チブラー	根元がくびれて人の頭のように見える石
タマター	二股に分かれている石
ガジラー	チブラーの大きいもの
アシ、ヤナ	石、岩
サガイ	ソネやヒシの傾斜面
ヌー	穴

また、微小地名には、その場に特徴的な生態系が冠されることも多い。「サバ (=サメ) ・ズニ (40)」、「マンナ (=サザエ) ビシ (53)」、「チキン・モー (=海草) ・ラー(58、59)」などである。サメ (*Negaprion acutidens*) は通常は沖合にいたが、イノーにもよく入ってきた。名を聞くとあまり歓迎したくない感もあるが、かつてのサバには様々な用途があった。サメの身はカマボコ材料となるために商売人がよく買ったし、肝臓からとれる油は、サバニの耐久性を高めるための塗料として欠かせないものであった。そのため、サバベーターという延縄漁が盛んに行われた時期もあった¹⁷。

現在もチキンモラーでは豊かな海草が見られるが、Sさんの説明にあるように、サバズニではSさんはサメを見たことはなく、また、マンナビシのサザエも減っている。つまり、これらの生態系は「かつて」のものである。私たちは、ある時代に「凍結」された地名そのものを手がかりとして、「かつてそうであったところの生態系」を知ることが出来る[関 2011]。

しかし、全ての名が凍結されるわけではない。生態系の変化に応じて、地名そのものが変化することもある。それが「ウルンミー(41)」の事例である。「ウル (サンゴ) ・ン (を) ・ミー (見る)」という地名は、その名の通り、豊かなウル=サンゴが広がる場所だった。しかし、Sさんが30歳頃に、ヤチマター (オニヒトデ、*Acanthaster planci*) による食害で一体

17 高級魚を狙うSさんにとっては、サメはあまり魅力的な捕獲対象種ではなかったが、サメの血には重要な使途があった。それはサメ除けである。サメはもともと夜行性だが、戦後盛んになった電灯潜り漁は、夜間に投光器を用いて潜水を行うため、漁師が突いた魚の匂いを嗅ぎつけてサメがよく寄って来るようになっていた。しかし、先に捕獲しておいたサメの血を漁場の周囲に流しておく、他のサメは警戒してなかなか近づいて来なくなったと言う。潜り漁を主計とするSさんにとって、サメに獲物を獲られるのは死活問題であり、血を手に入れるために、平敷屋漁港のセリまでサメを買いに行くこともあった。

からウルが消滅した¹⁸。以来、地名からもウルが消え、「サカシマー」という名になったという。生態系の変化に応じて地名自体が変化する事例は、今回聞き取った限りでは他にはなかった。それだけ、ウルンミーが被った変化が劇的であったのかもしれない。あるいは、人々のウルに対する関心が、それだけ高いということかもしれない。ともかく、この変化から見てくることは、地名はある時点で凍結された情報を伝えるだけではなく、生きた情報をも反映するということである。

5.3.3 極微小地名

いくつか代表的なものは地図に書き込まれたものの、その大半は書き込まれなかった、極微小地名とも呼べる地名がある。書き込まれなかった理由は、Sさんいわく「数が読めないほどにある」¹⁹からだ。

極微小地名は、「タクヌヤー」「クブシミヌヤー」など、漁獲対象種にまつわるものである。「ヤー」は直訳すると「家」にあたる。つまり、タコの家、クブシミの家、ということになる。漁撈のターゲットとなる生物が出入りをする特定の場所であるヤーは、漁師にとっては金庫のようなものである。「クブシミヌヤー、タクヌヤーは行ったことはなかなか教えない」²⁰ものであり、よほど知られた場所でなければ、人々の間で共有されることはない、とSさんは言う。

もちろん、ヤーを多く知っていればいるほど、水揚げは確実になる。腕のいい漁師であればあるほど、持つヤーの数は多い。彼らはその日の気候や潮流に合わせて、使うヤーを自在に決め、効率良く漁をする。また、複数のヤーがあれば、疲弊したヤーを休ませることも出来る。Sさんによると、特に電灯潜り漁では、1回使ったヤーは1ヶ月ほど待たないと次の魚がつかない。持つヤーが少なければ、この回復期間を待たずに同じヤーを使おうとするために、行っても獲れないことが多い。経験が浅いものが獲れないのはこのせいだ、とSさんは言う。ヤーを多く持っていれば、回復期を待つ間、他の海を回ればよい。そうやって多数のヤーを循環することで、常に安定した水揚げを得ることができるのだ。

18 沖縄県[2007]によると、1957年に本島でオニヒトデが大発生している。Sさんが30歳という1958年のことであるから、ウルンミーを襲ったのはこの時によるものである可能性が高い。

19 2014年6月28日、Sさん。

20 2013年10月15日、Sさん。

表 7 「ヤー」の例

単語	意味・説明
タク・ヌ・ヤー	タクの家。数はもう読めないほどある。全ての海にあるが、デーシが一番多いようだ。
クブシミ・ヌ・ヤー	クブシミの家。いくつ覚えているかは分からない。ヒシグアーやクチグアー、ホウゲノワチに多い。
マクブン・ヤー	マクブの家。マクブは勝連の組合で一番値段が高い。
アーガイ・ヌ・ヤー	アーガイの家。マクブの次に高い。
マク・ヌー	マクブが特によく獲れる穴のことはこう言う。
ムチグアー・ヌ・ヤー	ムチグアー (<i>Gnathodentex aureolineatus</i>) の家。ウルンミーに二つあり、ウチウリ、デーシ、ヒシグアー、メーヌウチバルグアーヌメーにもある。
ナカヌ・クブシマイ	中の方にあるクブシミの家。
ヘーヌ・クブシマイ	東（ヘー）の方にあるクブシミの家。
ニシヌ・クブシマイ	北（ニシ）の方にあるクブシミの家。
ヒラ・マクブン・ヤー	テーブルのように平たくなっているマクブの家。
タッチュー・マクブン・ヤー	高く山のようになっている（＝タッチュー）マクブの家。

註) 意味・説明は S さんによる

ヤーに行ったことを人と話す際には、ただ粗く「ミルチナカビシのタクヌヤーに行った」「ンナビシサガイのマクブヌヤーに行った」などと言う。一つ一つに固有の名がつけられないこれらの場所は、固有名を持つことが地名の条件であるなら [島袋・渡久地 1990]、厳密には地名ではない。しかし、漁師たちの頭の中では、他の固有地名や周辺地形に接続されて記憶され、彼らを海でナビゲートする特定の指標になる。したがって、たとえ地図上には描かれなくても、これらの場所は S さんたちの海の地図を構成する、極微小地名であると言ってよいだろう。

5.3.4 社会・歴史

地名そのものが、海に人が刻んだ行為を示していることがある。これらの地名は、エピソード地名と呼べるだろう。「イグチビシグアー (20)」や「ウランダーブネグムイ (51)」²¹などの地名は、集落が経験した小さな昔話（エピソード）が名づけの発端になっており、生態学的知識や地理的知識とはまた異なる意味を地図に付与する。と同時に、それはエピソード

21 『平敷屋字誌』[平敷屋字誌編集委員会 1998] には、1876 (明治 9) 年、南浮原島沖に異国船が座礁したことが記載されている。なお、沈没船はまだ引き揚げられておらず、「南浮原島沖海底遺跡」として沖縄県水中文化遺産に指定されている。

ソードを手がかりとして後進の漁師たちがその場所でどのように振る舞うべきかを示している。Sさんにとって、夫婦ダコを獲った名人の名がついたイグチビシグァーは「儲かる海」であり、オランダ船が沈没したウランダーブネグムイは「危険な場所」だった。

「クァンシグムイ(44,45)」の例は、海という自然空間が、時の権力に左右される社会空間でもあったことを物語る。Sさんの説明からすると、これはおそらく「御冠船グムイ」——琉球王府によって設置された漁獲禁止区域のこと、あるいはそれに類似したものを指すと推測されるからだ。御冠船とは、琉球国王の代替わり毎に中国皇帝から派遣された冊封使が乗ってくる船のことである。「総勢 500 名程が半年～9 ヶ月の間琉球に滞在し、その間の食糧の一切が琉球王府持ちであった」ため、「魚類は漁獲禁止区域を設けてその繁殖を図り、貝類も一定の場所に養殖するなどの方法が用いられた」[福田編 1966: 82-83]。最後の琉球王が即位したのが 1843 年のことだから、この推測が当たっているとすれば、Sさんは約 150 年近く前に管理された海を「魚の多い海」として経験していたことになる。

また、地名の変化から、社会史を読み取れる地名もある。「シシヌクシ (52)」である。Sさんが浮原島に住んでいた頃は「メーウチバルグァーヌクサー」と呼んでいた、というのは、実は以下のような移り変わりを反映している。

Sさんの生家があった浮原島は、現在、島全体が日米共同利用の演習場「FAC6181 浮原島訓練場」として使用されている。さらに、島の中心部から半径 850m以内の円形区域は訓練水域に指定されている²²。住民はいない。しかしまたこの島は、沖縄戦末期まで 13 世帯が居を構える島でもあり、Sさんもその一人だった。

周囲が好漁場であったこと、地理的に優位であったことから、糸満漁師は古くよりこの島を訪れていた。1913 年には、トビイカ釣りの拠点として利用していた彼らと浜比嘉住民との間で「浮原事件」と呼ばれる激しい闘争が起こったという記録もある²³。実は、「ヒー

22 ただし、「本区域が使用されているときであっても、その使用を妨げない限り漁業及び船舶の航行に制限はない」とされている[沖縄県 『沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集) 平成 28 年 3 月』]。

23 この事件の経緯は以下のようなものであった。「大正二年八月、中頭郡与那城村字平安座を根拠地とする糸満漁民が大挙勝連村の所轄海上にある漁業地、浮原島に渡り、浮原島在住の浜比嘉住民との間に紛争があった。この両字民間の争闘は、二・三年前から事あるごとに紛糾を重ねた問題であり、又、漁期も近づき、浮原島での漁獵従事で両字民間の争闘が起らないとは限らないのでこれを憂慮した中頭、島尻の両郡長及び、糸満町長、勝連村長が紛議の調停を試みようとして、同八月二十七日、島尻郡役所で、右四氏から糸満漁民総代及び浜比嘉住民総代に参集を願い、両字民の間に契約書が作成され、協定するに至った。ところが、該契約書中、糸満漁業者が浮原島へ行って漁業に従事する者は津口料(入港料の意)として漁船一艘につき浜比嘉へ支払う金額について、浜比嘉民は二円、糸満漁民は一円六十銭が相当だと主張して双方の意見が一致せず、夜になっても纏らず、翌日、県庁知事室において、右四氏のほか、糸満警察署長・嘉手納署長、高橋知事、永田内務部長、橋本理事官らが仲裁委員となって委任承諾を得、契約書を作成、双方に示したところ、該契約書を遵守する旨誓い、双方ともこれに署名押印した。これは両住民の紛議を根本的に解決したものとはいえないが、一応事件は落着いた。ちなみに契約書を示すと次のとおりである・・・」[勝連町史編集委員会編 1984: 380-381]。なお、ここで争われた入港料とは、

タティー(38)」の説明にある「トビイカ漁に出る人たち」というのは、この糸満漁師たちのことを指している。浮原事件の記録にある「浜比嘉住民」とは、おそらく土地の所有者のことであって、実際にこの島に暮らしていたのは他シマからの移住者だった²⁴。

島では、大人たちが子供たちによく海を教えた。浮原島には学校がなかったので、就学期になれば子供たちは通学のために浜比嘉の親戚や知人の家に預けられたが、夏休みには島に戻った。その度に、海に出る大人達に連れられて、タッチュグアー（タカセ貝、*Tectus niloticus*）やヤクゲー（夜光貝、*Turbo marmoratus*）、マンナグアー（チョウセンサザエ、*Turbo argyrostomus* Linnaeus）などの貝類の採集に勤しんだ。これらは全て糸満から来る商売人の手に渡り、貝ボタンの原料となった。他にもタコ獲りや、時にはトビイカ釣りまで大人たちは子供たちを連れて回った。Sさんの海もこのようにして始まっている。

やがて沖縄戦に突入し、空爆が激しくなる頃には、これを避けて人々は浜比嘉島へと避難した。浮原島は3度ほど空襲に見舞われ、13軒の家は全て焼かれた。終戦を迎えた後、多くの人がそのまま浮原には戻らなかったが、Sさん一家はいちど浮原へ戻っている。しかし、住民がいると日本兵が逃げ込むとして、アメリカ軍がその居住を許さなかった。Sさん一家は浮原島を後にして、兼久集落に住むことになった。Sさんは18歳になっていた。以後、浮原島は無人になり、その後軍事施設になった。

「ウミガネー（海叶）」のことだと思われる。1902（明治35）年に日本の「漁業法」が適用されるまで、沖縄の地先海面には王府時代の慣行がそのまま残っており、沿岸集落においては地先海が「海方切（うみほうぎり）」によって境界化されていた。ウミガネーを沿岸集落の占有権の強さとするか、種々の迷惑料とするかは識者によって見解が分かれる。前者の立場に立つ者に上田不二夫がいる。彼はたとえば『沖縄県農林水産行政史水産業編』で自身が執筆した章においてその論を述べている〔沖縄県農林水産行政史編集委員会編 1990:241-247〕。後者の立場に立つ者に市川英雄がいる。市川は迷惑料と解する根拠を玉城五郎「漁業権処分按ノ二（結論）」『沖縄県農林水産行政史 17 巻水産業資料編 1』:513-534 に求めている〔市川 2009:86〕。なお、海方切は必ずしも過去にのみその効力を発揮するものではない。この海方切によって定められた境界線が現在も有効であるとする判決が、2015年1月28日、那覇地裁によって出されている。那覇市と豊見城市間で争われた海域境界線に関する確認訴訟で、那覇地裁は那覇市側が提出した「琉球国惣絵図」（1797年頃に琉球王朝下で作成）上で示された海方切の区分線を基準とする境界線を認めた〔琉球新報 2015年1月29日記事〕。日本本土に比して、海の境界意識が弱いとされる沖縄でも、激しい領域争いは存在する。

24 Sさんの父親は久米島の生まれである。父親は糸満漁師と共にグルクン釣りに浮原島を訪れて、浜集落の女性と結婚し、そのまま島に居を構えた。他に、山原、与論、泡瀬、近くは平安座などの出自を持つ男性たちが、浜比嘉の女性と結婚して暮らしていた。彼らの多くも、好漁場を求めた漁師たちだったと想像される。なお、Sさんの父親は、Sさんが10歳頃に、糸満漁師と共にアギヤー漁（グルクン網漁）で一稼ぎするためにフィリピンに渡り、1年後に病死した。そのためSさんは早くから一家の稼ぎ手とならざるを得ず、14歳頃には既に津堅の漁師からパンタタカー漁を習っている。終戦後Sさんがいちど浮原島に戻ったのも、土地を持たない浜比嘉島に住むよりは、四方を好漁場に囲まれた浮原島に住む方が暮らし良いと判断したからでもある。Sさんの突出した技量は、このような背景によるところも大きい。

もし今でも浮原に住民がいたら、「メーウチバルグァーヌクサー」という名もそのまま残ったかもしれない。地名は単に自然の所在を表したものではない。Sさんが記憶する海の微小地名は、社会の側の変化を受けて、海の地図も変化することを表している。

5.4 海の地図を描く

5.4.1 「正しい」地図の所在

筆者がSさんと共に作図を行ったのは、2012年8月から2016年3月にかけてのことだ。調査の始めはまず、入手しやすい国土地理院発行の1/25000地形図を用いた。この時点では、浜比嘉周辺の海の様子を知ることが目的の中心であり、Sさんの「知識」には関心があっても、「認知」を問うものではなかったといえる。当初の筆者の浜比嘉島での調査目的は、浜比嘉が経験したモズク養殖の隆盛に伴う社会・環境変容にあった。そして実は、浜比嘉近海の微小地名は既に平安座島の金武川清吉氏の手になる「平安座近海干瀬岩嶼図」[金武川 1985:342]に描かれており、それをさらに加筆したものが関[2011]に記載されていた。従って、同じ海域である以上、調査目的を達成する上では「それらに載っていない地名」があれば、それを知るので十分だと考えていたのである。

しかし、Sさんから出てくる地名のほとんどは、「平安座近海干瀬岩嶼図」とも、関[2011]のとも、異なっていた。それが単に方言の違いなどによるものではないことは明らかだった。また、どちらがより詳しいか、などというような比較の問題でないことも明らかだった。そこで、「浜比嘉」の地図が必要だと考え始めたが、この時点ではまだ、筆者は「できるだけ正確」な地図がほしいと考えていた。

1/25000地形図を使用して、それにSさんが示す地名を書き込んでいく作業を始めると、すぐに困難に突き当たった。Sさんは地形図を読まないのである。地形図を指さして、「ここはどこか?」「前浮原が反対になっている」などと言う。東西南北の向きが異なるのかと思ひ、Sさんの分かりやすい向きに地図を動かしてくれ、と頼んでも、Sさんは首をかしげるばかりだ。

そこで筆者は、持参していた「平安座近海干瀬岩嶼図」の浜比嘉周辺域を拡大したものをSさんの前に広げた。「平安座近海干瀬岩嶼図」は絵地図である。漁師の認識による絵地図の方が、よりSさんの認識に近いのでは、と考えてのことだった。しかし、それも反応は良くなかった。絵地図に描かれたヒシの形が、Sさんの認識とうまく重ならない点も多かったからである。Sさんに逆に「このヒシは何か?」と問われることになってしまった。

Sさんは、どうやらヒシにこだわっているようだ。そこで、今度は海図を持参することにした。正確には、勝連漁協が保有していた海上保安庁刊行の航海用海図（金武中城港中城湾）の模写である。これはこれまでのものに比べると少しは良かった。海図に書き込まれた代表的なヒシの形が、Sさんの認識とかなり近かったからである。しかし、これもすぐに限界が来た。海図に書き込まれた様々な情報が、Sさんをかえって混乱させることになったからである。

ここに至ってようやく、刊行された地図に書き込まれている情報と、Sさんが漁場を特定するのに重視する情報とが異なっていることが筆者に分かってきた。紙上にすでに何らかの情報が描かれていれば、こちら側の認識をその情報に合わせて修正していかななくてはならない。しかし、Sさんの頭の中には、すでに基点となる情報が存在しており、そのことが、紙上の情報とぶつかり合う。「(地理的に) 正しい」情報が記載された地図を提示すれば、Sさんも理解しやすく、微小地名を適切に配置していけるはずだと考えていた筆者にとって、この情報のぶつかり合いは、予期しないことだった。

そこで、最終的に、真っ白な模造紙を用意することにした。高橋[2004]がとった方法を参考にして、一切の情報をSさん自身に描き込んでもらおうと考えたのである。正直に告白すれば、筆者はS氏の認知地図、あるいはメンタルマップを生成したいと考えたのではない。また、Sさんのもつ、いわゆる民俗知識を、既存の地図に優先して記録しようとしたわけでもない。ただ、これまでの紆余曲折から、筆者が考えていた地図の「正確さ」、すなわち地理的な「正しさ」が、Sさんが生きてきた資源空間を描き出すにあたってどれだけの意味を持つのかについて、考え直さざるを得なくなっていたのだ。

しかし結局、Sさん自身がペンを持つことはなかった。その代わりに、筆者がSさんの指示に従って、模造紙を埋めていくこととなった。Sさんの指示を受けながら、簡単なことに気がついた。要は、Sさんは頭のなかで、記憶の海を泳いでいたのである。以下は、Sさんの指示を抜粋したものだ。

このメーヌウキバルから、自分たち、兼久に向けてのまっすぐまっすぐ、こっちに、こっちまではナガサチと言って、おんなし海が、長いサチ、こっちまでつないでいる。ナガサチと言っている。このマエノウキバルグァーの先から、おんなし海がこんなこんな、こっちまで。止めたら、このナガサチから、これが終わったらよ、またすぐこっちにマガイビシという、この前から話しているマガイビシがあるわけ。非常に浅い。女たちがアジケ一、シャコ貝も獲りに行く浅い海がある。周囲は深い海だが。

ああ、これ（註：地図が）反対になっている。こっちはチブラーナカ。こっちはタマタージと言うの。マガイビシヌタマタージと言う。タマターに向いているからタマタージと。こっちからこんなに来て、こっちに、このマガイビシからこっちに向けて、まっすぐこっちに向けてきたら、また、タマターという石がある。こっちは全部魚獲れる海だよ。小さい魚のヤーがよ、いっぱいあるよ、こっちは、このタマターからまたこのハウゲンワチに向けてこっちに来るわけ、タマターこっちでしょう、タマターからハウゲンワチに来るわけ。

これはデーシトゥバイ。これはデーシか？このイグチビシグアーからデーシに行つて、デーシからまっすぐヘーの方に行ったらデーシトゥバイ、3つ、浅い海が並んでいる。これからはもうまっすぐあっちに行つた方がいいよ。

チキンモーラーは、もう、あっちになっている。ンナビシどこか？ンナビシはもう少し寄せた方がいい。ンナビシからヤーグアーイシに向けて、外れたらチキンモーラー、イーチキンモーラー、並んでいる。ンナビシから外れてやった（描いた）方が分かりやすいんだよ、チキンモーラーは。

チキンモーラーはこっちに、まっすぐ行ったらヤーグアーイシに来る。ヤーグアーイシから、南の方に、こっちはまた、ヒラシマグアーは北になっていると覚えておいたらいよいよ。

イエーマからこっちに向けていったら、ヒラビシがあつて、ウチウリがあつて、ナカノクチがあつて。ヒラビシは丸く書いて、ウチウリは長く書いて、ヒラビシはまん丸くなっている。ウチウリからこっち側にはずれてきたら、ナカノクチになる。ナカノクチから外れたらまたミルチという海になる。

高橋〔2004〕は、漁師の漁場認識の方法について、特定の漁場と漁場との相対的な位置関係から活動域を認識していることを指摘している。そのため、作図は連鎖的になるという。Sさんの指示も、まさに連鎖的である。Sさんは、身体に刻まれた記憶をたどる。微小地名をナビゲーションとして、ある地点からある地点まで一息に泳ぎ、方向を変えて再び泳ぐことを繰り返す。地名は互いに関係づけられ、その関係によって、それぞれがしかるべき場所に置かれていく。そのような空間認知の技法を持つSさんにとって、鳥瞰的な視

点から漁場の位置関係が既に固定済みであった既存の地図は、その身体記憶を混乱させるものでしかなかったのである。

5.4.2 順路型と身体性

微小地名からなる地図は、地形、生態、歴史、社会、そして個人の記憶が重層的に折り重なった、資源空間の来歴を表している。それは、人々の普段の会話や、朝夕の漁師の情報交換に現れ、それらの機会を得なければただ個人のなかに留まっている、紙には描かれない地図である。しかもそれは、海の「なか」の地図である以上、陸に暮らす私たちは、そのような場所があることさえ気がつかない。比喩的に言えば、海の微小地名は海の中に沈んでいるのであって、何らかの形で引きあげない限り、私たちがそれを見ることは叶わない。

しかし、その引き上げは、思うほどに容易ではない。筆者が当初とまどったように、Sさんの語りには、「地図型の表現」と「順路型の表現」のうち、「順路型の表現」が圧倒的に多いからだ。地図型の表現とは、例えば「台所のとなりに娘たちの部屋がある」、順路型の表現とは「右に曲がると居間」といったものである [Linde and Labov 1975]。この表現はそれぞれ、空間認知研究でいうところのサーヴェイマップ型とルートマップ型に該当する [岡本 2006]。

この表現の類型をあげた社会言語学者の C.リンダと W.ラボフは、空間的な情報の受け渡しと言語によってどのようになされるかを調べるために、ニューヨークの住民に自分の住居について語らせた。そうすると、圧倒的に順路型の語りが多く、地図型の表現は3%に過ぎなかった [Linde and Labov 1975]。M. ド・セルトーは、この実験結果を引きながら、地図型の表現は見ることによって成り立つが、順路の表現は行くことによって成り立つ、という。そして、順路から地図への移行は、「日常」文化から科学的ディスコースへの移行なのではないか、と論じる [de Certeau 1980=2005:45-250]。

もちろん、順路型の表現には地図型の表現が混じっており、この併存があつてこそ、全体的なパースペクティブの把握が可能になる [de Certeau 1980=2005:245-250]。このことを、人文地理学者の岡本耕平 [2006] は端的に、ルートマップはサーヴェイマップによって意味づけられる、と説明する。両者の混ざり合いはSさんも同じで、地図型の表現が用いられるときは、大抵がランドマークとなる大きな岩やヒシだった。そこを起点として、またそれぞれの地名が配置され直し、再び順路型へと戻っていった。いずれにせよ、「順路型」

がSさんにとって認知の要であることには変わらない。それは、先のセルトーの表現を借りれば、浜比嘉の海がSさんにとっての「日常」だったからである。

既存の地図をSさんの目の前に広げた筆者は、当初、そうした日常性を離れた、「地図型」の表現のみによって場所を特定できると考えていたのだ、と今なら分かる。見ることに頼り切っていて、行くことは思いつかなかった、と言ってもよい。筆者にとって地図は、空間を客観的に、そして俯瞰して見ることができる、という点において、便利なものであったからだ。

順路型の表現は、日常性に支えられた身体記憶をなぞることで生じる。そのようにして描かれるSさんの地図は、「頭の中にある地図 (map in the head)」というより、「身体と共にある地図 (map with the body)」と言ってよい。そして、Sさんと筆者の話がかみ合わない日が続いたのは、筆者に空間の身体性が欠けていたからだった。実際、Sさんとの地図づくりにしばしば同席した、Sさんの息子のTさんは（Tさんは数年ほど前から漁師になった）、Tさん自身が泳いだことのある海であれば、Sさんの順路型の表現だけで、微小地名をなぞることが出来たのだ。

地図を受け継ぐには、身体性がある。このことは、次章でまた考えよう。さて、紆余曲折を経て、どうにか地図は完成した。そこには、豊かな浜比嘉の海の来歴が描き込まれた。しかし、Sさんが泳いだ海は、変わっていった。その変容の発端は、あの激しい沖縄戦を経て、米軍占領下に置かれた時代から、日本へと施政権返還が行われた時代へと遡る。

6 空間のシンプリフィケーション__浜比嘉島の事例から II

6.1 変容する海

米国から日本への沖縄の施政権返還が現実的なものとなっていた 1967 年 5 月から 9 月にかけて、アメリカに本社を置く大手石油企業 4 社（カイザーセメント・アンド・ジプサム、ガルフ・オイル・コーポレーション、カルテックス・ペトロリアム・コーポレーション、エッソ・スタンダード・イースタン）が相次いで琉球政府に外資導入を申請した。4 社合わせて申請総額は 2 億 1700 万ドル、石油精製能力の総計は日産 25 万 5000 バレル（当時の日本全体の製油能力は 230 万バレル）にのぼる、巨大な産業進出である。

琉球政府は 1967 年 9 月 7 日にガルフ・オイルコーポレーションの原油および石油製品貯蔵ターミナル事業に対し外資導入を認可、続いて 1968 年 1 月 20 日、ガルフ・オイル・コーポレーション以下 4 社の石油精製事業に対し、外資導入を認可した。そして当時セブン・シスターズと呼ばれた国際石油資本（メジャー）の一員であるガルフ・オイル・コーポレーションが進出先として決定したのが、浜比嘉島とわずか 1.5Km の距離にある、与那城村平安座島だった。

以後、浜比嘉の漁民を取り巻く海の環境は、大きく変容していくことになる。それは、施政権返還という一大トピックのなかで米国資本、本土資本、琉球政府、日本政府それぞれの思惑がもつれあい、絡み合いながら海が開発の舞台となっていくことの始まりであり、復帰直後の沖縄県政を揺るがすほどのうねりとなった住民運動の生起という経験であり、「海がなくなる」という現実的な危機への直面であった。より具体的には、ガルフ・オイル・コーポレーションによる 2 万坪の海の埋立を伴う海中道路建設、石油基地からの原油流出事故や廃油ボールの流出、沖縄三菱開発株式会社による 64 万坪の海の埋立、埋立に伴う 80 万坪の海からの採砂、それらが引き起こした潮流の変化と海浜の浸食、海の汚濁、礁原の消失という変容であった。そしてこれらの変容は、「海の工事の影響は、長引くというより、戻らん」という、今なお続く、不可逆的な変容でもある。

前章では、兼久集落に住む S さんの地図を手がかりとして、微小地名が描く浜比嘉の多彩な資源空間の様相を見た。本章では舞台を主に浜集落に移し、施政権返還というトピッ

クを挟んで人々が経験した資源空間の変容を見ていく。端的に述べれば、それは資源空間のシンプリフィケーションの過程であった。それはどのようにして起こったのか、そして、人びとはそのシンプリフィケーションをどう受容し、どう対応していこうとしているのか。本章ではそのことを考えたい。

6.2 アクア・モノカルチャーの島

ウニ資源の減少と奮闘する古宇利島の事例（第2章）にもみたように、沖縄県全体の沿岸漁獲量は年を追うごとに減少している。2018年初旬には、1989年度から2015年度の27年間で65%もの減少を記録しているとする沖縄県水産海洋技術センターの調査結果〔太田・秋田・上原ほか 2017〕が地元新聞によって報じられ、関係者に衝撃を与えた¹。この原因のひとつとして考えられているのが、サンゴ礁の減少である。本島のサンゴ礁の被度については、1972年に Nishihira and Yamazato によって設置された〔Nishihira and Yamazato 1994〕、本島周囲 80 サイトにおける経年調査データがある。そのデータを以下に示そう（図 15）。

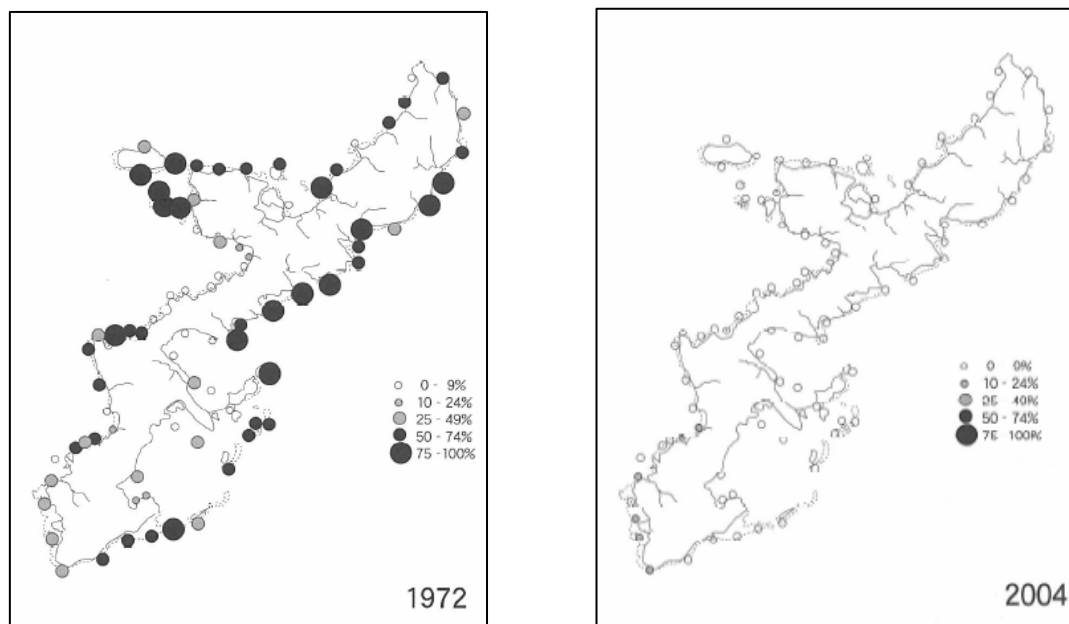


図 15 本島周辺のサンゴ被度

¹ 2018年2月27日沖縄タイムス記事、2018年3月4日琉球新報記事。

(出典) 小笠原・小澤・長田 [2004] 「沖縄島周辺におけるサンゴ礁現況調査およびオニヒトデ発生予知への試み」『沖縄県科学センター報』第5号：53-65.

沿岸漁業に替わって隆盛してきたのが、海面養殖業である。海域別漁獲高の変遷をみると、1997 年を境に沿岸漁業と海面養殖業との割合は逆転し、2006 年時点では養殖業の漁獲高が沿岸漁業の漁獲高の 2.5 倍となるまでに至っている (図 16) ²。

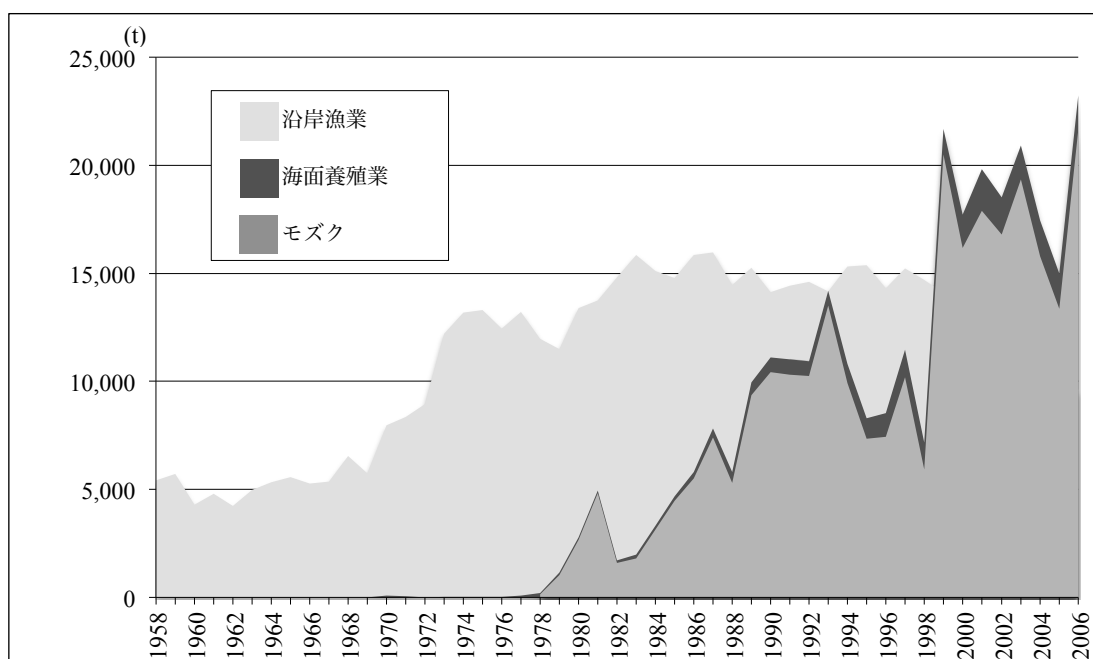


図 16 沖縄県海域別漁獲高

(資料) 「沖縄県農林水産年報」各年度版.

養殖種別生産高のなかでも 80% 以上という圧倒的なシェアを占めるのが、一般に、単に「モズク」と呼ばれるオキナワモズク (*Cladosiphon okamuranus*) ³ である。これは琉球列島の特産種で、奄美大島を北限として分布する、ナガマツモ科に属する食用海藻類の一種である [諸喜田 1988:58]。方言ではスヌイ、スヌルなどと呼ばれる。もともとモズクは豊富

2 沖縄農林水産統計年報では、2007 年以降統計の集計方法が大幅に変更され、沿岸漁業と沖合・遠洋漁業とが合算されて集計されるようになったため、沿岸域についての長期データとしては 2006 年までの数値しかない、という問題がある。ちなみに、註 1 で参照した沖縄県水産海洋技術センターの報告書は、この欠点を受け、独自に収集した漁獲統計データベースを用いている。

3 沖縄では、和名をモズク (*Nemacystus decipiens*) という種はイトモズクと呼ばれる。イトモズクもまた、微量ではあるが養殖されている。和名と沖縄での通称名にズレがあるのが若干複雑だが、以下、沖縄の呼称を使い、モズクと言えば基本的にオキナワモズクのことを指す。

に自生していたが、1977年に沖縄県恩納村で初めて18tの養殖モズクの水揚げに成功して以来⁴、瞬く間にシェアを伸ばし、現在では県下36漁協のうち少なくとも25漁協において生産されるようになった。その生産高は県全体で16000t余り、生産額は20億円を超える⁵。

じつは、養殖モズクの県内消費は5%に満たない⁶。というのも、序章で述べたように、慣習的に海は「みんなの海」であるという意識の強い沖縄では、漁民以外も沿岸をよく利用する。そのため、採取の容易なモズクは自らが採って食べるもの、あるいは知り合いからもらうもの、という位置づけにあるからである。残りの95%超は、本土向けに出荷される、いわゆる本土向け商品である。ちなみに、日本全体では6種のモズクが食卓に供されているが⁷、うち、オキナワモズクの占める割合は90%以上にのぼる。

このように隆盛するモズク養殖業において、もっとも多くモズクを生産している場所のひとつが、Sさんが海の地図を描いてくれた浜比嘉島の海である。浜比嘉の漁師たちが所属し、Sさんも2015年までその組合員だった勝連漁業協同組合は、浜比嘉島にある浜支部・比嘉支部（Sさんは比嘉支部である）、本島の平敷屋支部、浜比嘉島から北西に約6km離れた津堅島にある津堅支部の4つの支部からなるが、この勝連漁協だけで県全体のモズク生産量の45%近くを占める。続く知念漁協の生産量割合が全体の20%強であることから、勝連漁協の生産量が突出していることが理解できるだろう⁸。

では、これだけモズクを生産している勝連漁協の近年の生産物別取扱高はどうなっているだろうか。以下にその図を示そう（図17、図18）。

4 沖縄におけるモズク養殖研究は、1972年に沖縄県水産試験場が水産庁の指定調査研究事業に参加したことを端緒としている〔当間2012:238〕。

5 2000年～2015年までの平均値。数値は沖縄農林水産統計年報によった。

6 2015年当時、沖縄県漁業連合会でモズク養殖業振興協議会を担当していたI氏によれば、そのうちさらに4%ほどは観光客向けにリゾートホテル等で消費されており、県民の消費は1%ほどではないか、とのことであった。

7 ナガマツモ目の3科6属6種。諸喜田〔1988〕p56。

8 漁協別の生産量割合は沖縄県モズク養殖業振興協議会資料の数値によった。

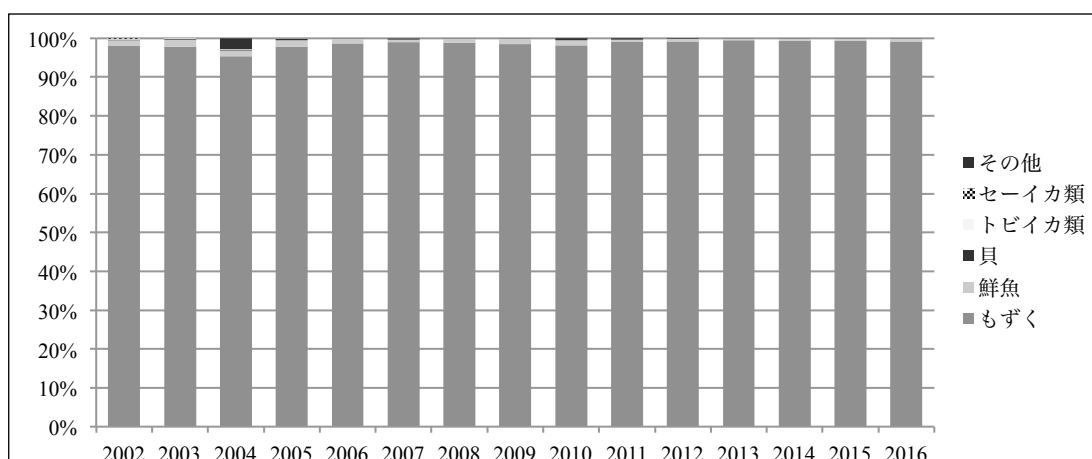


図 17 勝連漁協生産物別取扱高⁹

(資料)「勝連漁業共同組合業務報告書」各年度版.

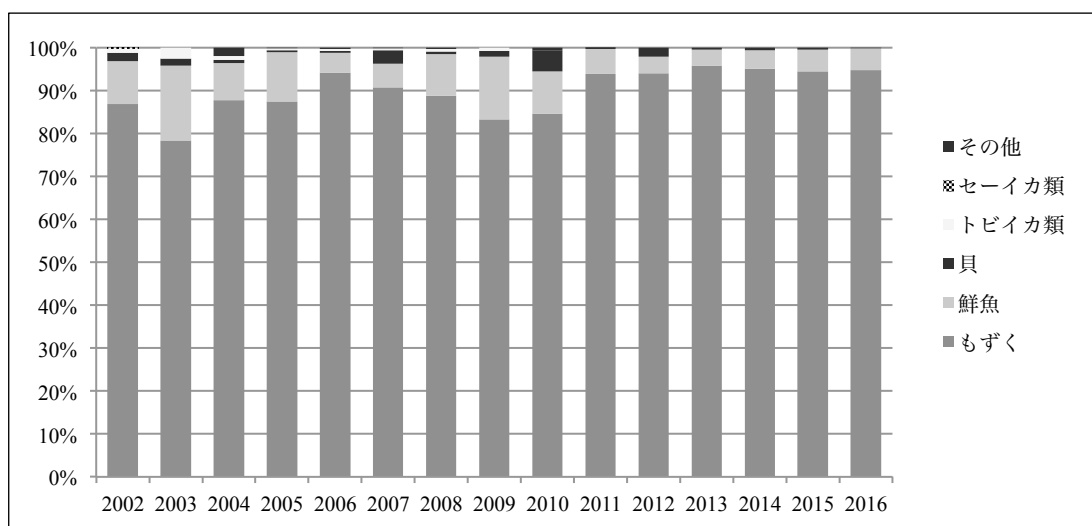


図 18 勝連漁協生産物別取扱高 (金額)

(資料)「勝連漁業共同組合業務報告書」各年度版.

端的に言えば、モズクがほぼ独占しているのである。数値でいえば、図にある 2002 年～2016 年におけるモズクの取扱高が全体に占める割合の平均値は 98.5%、対する鮮魚は 1%、貝類に至っては 0.2%に満たない。売上げ高においては鮮魚の割合が 8%と若干伸びを見せるが、それでも 90%超がモズクによるものである。

⁹ 勝連漁業共同組合で集荷・出荷している数値。本文でのちに触れるが、モズクの流通は漁協のほか、卸業者なども取り扱っており、実際の出荷量はこの数値を上回る。

Sさんの地図に見たように、もともと浜比嘉の海は多種多様な海の幸に恵まれている。しかし、浜の漁民は「養殖モズクがなかったら、今、ウミンチュは出来ない」と声を揃える。資源量の減少だけでなく、魚価も安い、と彼らはその理由を挙げる¹⁰。

図 17 や図 18 を見る限りで言えば、現在、モズク養殖以外の水揚げはごく僅かな量に過ぎない。養殖は英語ではアクアカルチャー (aquaculture) と訳され¹¹、また、単一作物栽培のことはモノカルチャー (monoculture) と呼ばれるが、これをもじれば、Sさんの地図にみた多彩な資源空間であった浜比嘉島の海はいま、アクア・モノカルチャー (aqua-monoculture) の海にその姿を変えたと言ってよい。

6.3 浜集落の現在

浜比嘉大橋を渡ってすぐ右手に折れると、海岸沿いの屋敷の外壁に連々と積まれた大量の養殖網が目飛び込む。Sさんの住む兼久集落と反対側に位置する浜集落である。漁港を賑わせるのは、50名ほどの漁師たちだ¹²。彼らは全員がモズク漁師であり、20代から80代までと、その年齢層は幅広い。

とはいえ、彼らの全員が浜に居を構えているわけではなく、本島にある自宅から、浜比嘉大橋を利用して島に「通勤」する漁師たちも多い。この傾向はとくに20代、30代の若手に顕著であり、彼らのなかには、親や祖父母は浜比嘉出身だが自身は島で育ったことがない、いわゆる2世、3世にあたる青年たちもいる。朝や昼の漁具倉庫は彼らの熱気で華やかだが、彼らが帰宅したのちの夕方ごろになると、決まった顔の3、4名ほどの年配漁師たちと、ネコくらいしかいなくなる。

10 長期にわたる魚価の変動データは残念ながら現在は入手できない。が、例えば、沖縄で高級魚とされるアカジン（スジアラ／*Plectropomus leopardus*）はかつてはキロ当たり3000円を下ることはない、と言われていたが、現在では1000円近くまで下がることもある。兼久集落のYSさんが2015年に追い込み漁に出漁した際は、アカジンを含む鮮魚を200キロ挙げたが、勝連漁協のセリに出したところ4万円ほどにしかならなかった。「あっさびよー、なあ。200キロあったんだよ。それが4万なのに。普通だったら、自分の考えよ、最低7、8万という計算だった」。「あっさびよー」は沖縄で使われる感嘆詞。なんてこと、などの意。2015年8月9日、YSさん。

11 海藻養殖のことは seaweed farming とも言う。

12 2018年時点で、勝連漁協浜支部の正組合員数は48名、準組合員が29名（勝連漁協資料）。

浜でのモズク養殖の本格的なスタートは、1980 年頃だとされている。15 名ほどからなる青年部のメンバーが共同で約 100 枚程度の養殖網を海中に張ったのがその始まりだ¹³。

それから約 35 年、モズク養殖に取り組む漁師の数は約 4 倍になり、彼らが張る養殖網の総数も数万枚という単位になった。彼らのなかには、漁業といえばモズク養殖しかしたことがない、という漁師たちもいる。もちろん、かつては浜集落でも多様な資源空間のもとにさまざまな漁が行われていた。そしてそのなかで、当初、モズクは資源でさえなかった。じつは、浜の漁師のほとんどが、S さんと同じく浮原島にルーツを持つ。浜の本格的な漁業史は、沖縄戦を受けて彼らが浮原島から浜集落に移住したところから始まっている。「養殖が始まる前はなんでもやった」という彼らが、どのようにしてモズク専業といえる状況に至ったのか。まずは施政権返還というトピックを迎える以前の彼らの漁をみていこう。

6.4 浜の漁業史

浮原島から浜比嘉に渡った 13 軒の家のうち、S さんともう 1 軒は東部の兼久集落に、残りの 11 軒は西部の浜集落に移住した。浜での本格的な漁業の展開はここから始まる。

本集落に土地のない彼らは、海岸沿いの土地に住み着いた。当時の浜区長の許可を得て、アダンが繁る保安林を伐採し、そこに茅葺きの家を建てていった。田畑は借り物だったから、せいぜい自給程度の作物を作るくらいで、収入のほとんどは海に頼るより他はなかった。つまり、浜では沖縄の他集落に見られるような半農半漁の生業形態ではなく、漁業者のほとんどは専従漁業者であったことになる¹⁴。

この時期は、外海に耐えられる舟を持つ者はトビイカ釣りやヒシクシ網漁¹⁵を中心に、持たない者は内海でのティール漁やアンブシ網漁、潜水漁、追い込み漁などを軸としていた。1950 年代には、軍作業やスクラップ業などに出る者も多かった。その後、1960 年頃に

13 1970 年代初めに、すでに糸満の水産試験場に養殖技術の研修に行き、戻って試してみた、と記憶する古老もいる。県の記録によると、県内で初めてモズクの「養殖調査試験」が行われたのは 1972 年であり、方法は海中へのブロック投棄だった（「昭和 48 年度水産業改良普及活動実績報告書」沖縄県水産試験場）。だが、古老の記憶はこれとは違うらしい。ちなみに、水産試験場によるアンケートでは、1977 年時点で勝連漁協は養殖モズクの希望は「なし」と回答しており、1979 年に同漁協の初の水揚げが記録されている（「沖縄県水産業改良普及活動実績報告書」昭和 52 年度版、昭和 55 年度版）。1979 年の水揚げに浜支部も含まれていたかどうかは定かではない。

14 『勝連町史』によれば、1965 年 9 月現在の浜での漁家数は 17、そのうち専従は 15 を占める。ちなみに同統計によると比嘉は専業 12、兼業 16 である。

15 リーフの外海側に沿って行われる網漁のこと。

なり、第2章で見た古宇利の漁師たちがウニを求めて浜比嘉に出漁してくる。それまでウニを商品として捉えていなかった浜の漁師たちは、古宇利の漁師たちの登場によってウニに買い手がつくことを知る。最初の1年こそ古宇利の漁師に向けて卸していたが、翌年からは自分たちで直接業者と取引をするようになり、古宇利の漁師は浜を去った。取引業者は古宇利と同じく山口県下関の業者で、後に他の卸業者とも取引を行うようになった。伊計島から津堅島までどこにでもいた、とされる豊富な資源量に頼ったウニ漁は、夏の一時期とはいえ当時の平均月収を遙かに上回る実入りがあり、軍作業に出ていた者も次々にウニ漁に従事するようになった。1960年代半ばにダイバースーツが導入されてからは、収穫が容易になり、島は更にウニ漁で活気づいた。海に投げられたウニの殻は、タマン (*Lethrinus nebulosus*) やアカジン (*Plectropomus leopardus*) などの魚も呼び寄せ、竹の先にくくった糸を海に投げ入れるだけで、子ども達でもよくこれらの高級魚が釣れたという。

続いて1960年代半ば頃、今度は自然モズク (*Cladosiphon okamuranus*) の商品化が起こった。モズクに至ってはそれまで自家消費用に食べることもほとんどなく、「見ても拾わない」¹⁶海草に過ぎなかったのが、ウニと同様に本土業者の需要が起こり、それに目を付けた平敷屋の加工業者が自然モズクの買い取りを始めたのである。「沖縄県水産統計年報」にはじめて「もづく」の記載が現れるのが1964年のことであるから、浜比嘉は自然もずくの出荷については先駆的地域の1つだったことが分かる。自然モズクもまた、商品としての眼を向ければ非常に豊富な資源だった。モズクにとって良好な漁場は「比較的静穏で流速が10～30cm/秒程度の場所」、すなわちイノー（礁池）であり、かつ、「冬期に吹く北季節風（ミーニシ）による波浪が激しくない場所」、とされている〔諸喜田 1988:158〕。浜比嘉はミーニシの影響が少ない本島東海岸側に位置している。また、島の周囲には広大なイノーが発達している。つまり、自然モズクの生育にとって最適な環境条件を有する地域の一つだったのである。

当時は既にダイバースーツが導入されていたために、多くの漁師がダイバースーツを利用して収穫作業を行ったが、収穫方法は軍手をつけて岩地や砂地の礫に生えるモズクを直接手で摘んでいくという非常に単純なものだった。それでも漁師たちの記憶によれば、1日に数百キロは収穫をあげていたという。そもそもモズクは着生が強く、収穫の際に岩などの着床基盤に根が残る。それらがやがて成長し胞子体を放出して再生産に結びつくため、

¹⁶ 2013年10月15日、SRさん。

基本的には再生が容易な生態資源である。従って、漁場の状態が良好である限り、人為的に「取り尽くす」ことはむしろ難しい。また、モズクはその特性の1つとして、着生基質を選ばないという利点がある[当真 1973:106]。実際、アンブシ用の古いクイや空き缶など、雑多な人工物にもモズクは比較的容易に着生する。この特性に経験上目をつけた漁師のなかには、海中にブロックを沈めてモズクの着生を促す者もいた。つまりは「増殖」である。これらの事情もあり、ウニとは異なり漁獲圧によく耐えて、自然モズクの出荷は本土需要の高まりと共に順調にその量を伸ばしていった¹⁷。

「あのころは春のモズク、夏のウニ、秋から冬にかけてはアンブシ、また春が来てモズク。こうして食べていけたわけさ」と語るのは、1953年生まれのKNさんである。アンブシは主に白イカ (*Sepioteuthis lessoniana*) 狙いで、ニシノー (図 13 参照) からよく下がってきた¹⁸。また、ティラジャー (マガキガイ/*Strombus luhuanus*) やアジケー (ヒメジャコ貝/*Tridacna squamosa*) などの貝類も潜って採った。タコ (ワモンダコ/*Octopus cyanea*) やクブシミ (甲イカ/*Sepia latimanus*) は、量が安定して上がるため、季節になると漁師たちの頼りになった。クブシミは潜り漁のほかに、アンブシでもよく獲れた。クローナー (ガンガゼ/*Diadema setosum*) を餌とするティール漁はカゴ漁の一種であり、タマンやクチナジ (*Lethrinus atkinsoni*)、マクブ (*Choerodon shoenleinii*) などがよく入った¹⁹。KNさんのように、バリエーションに富んだこの時期の主な漁業暦と漁場利用を表したものが図 19 と図 20 である。

17 仲買人たちからの需要は相当に高く、自らの仕入れ先を確保しようと、漁師のもとには「女の人たちがお茶や刺身を持ってやってきた」ほどであったという。また、モズク収穫のためにと、仲買側が懇意にしている漁師にダイバースーツの購入を申し出ることもあった (2013年10月22日、Sさん)。

18 2014年6月24日、KKさん。

19 ティール漁はシラヒゲウニも餌とするが、漁師たちによると、ウニ餌ではタマン、クチナジしか獲れないのだという。あるとき年配の漁師がクローナーをティール (カゴ) に入れたところ、マクブを始めとする他の魚もよく入るようになり、以来クローナーが主流となった。

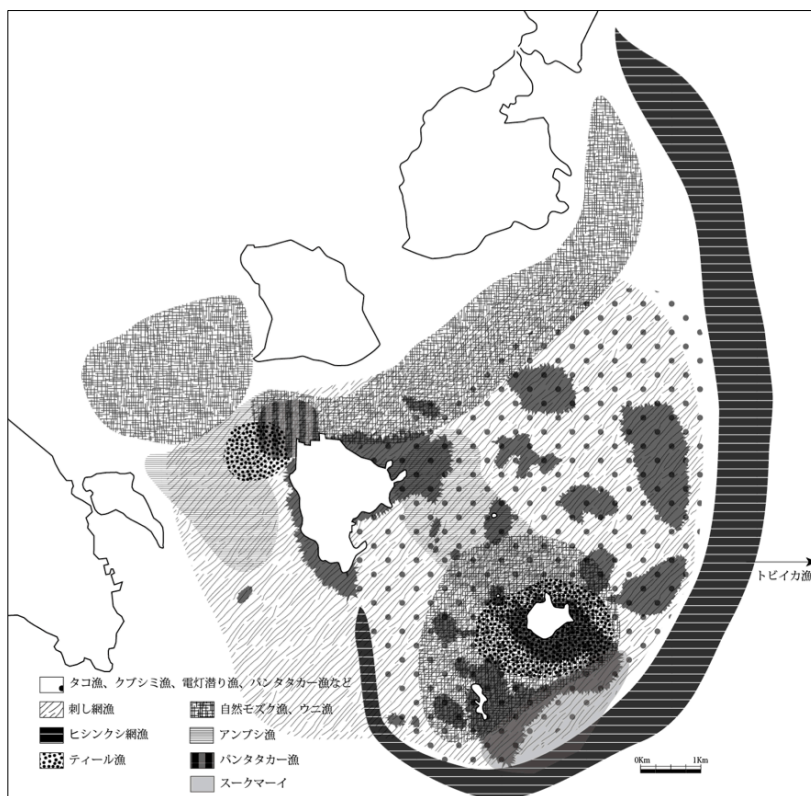


図 19 1960～70 年代頃の浜比嘉の漁場利用

漁法	時間	時季											
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
自然モズク漁	日中												
ウニ漁	日中												
アンプシ漁	朝夕												
パンタタカー (追い込み) 漁	日中												
刺し網漁	朝夕												
電灯潜り漁	夜間												
ティール漁	日中												
タコ漁	日中												
クブシミ漁	日中												
ティラジャー漁	日中												
アジケー漁	日中												
ヒシンクシ漁	朝夕												
ヘーナー漁 (外海)	夜間												
トビイチャー漁 (外海)	夜間												

図 20 1960～1970 年代頃の浜比嘉の漁業暦

(注) 月暦は旧暦。

図 19 にみるように、それぞれの漁法は各々の漁場の構造的・生態的特性に沿って展開されることはもちろんである。また、図 20 にみるように、それぞれの漁法は、夏だけや冬だけ、といった季節ごと、あるいは朝夕、日中、夜間、といった時間ごとに分けられる。このような時季的・時間的差異をもった活動は、まずは潮の干満のサイクルに沿って展開される。久高島を調査した熊倉によれば、このサイクルには「干潮—満潮」の日ごとのサイクル、「大潮—小潮」の月ごとのサイクル、そして「昼の潮—夜の潮」という年ごとのサイクルという、3つのサイクルがある〔熊倉 1998:197〕。同じく久高島を調査した寺嶋によれば、ほかに物理的な漁法の可能性（対象水族が目視で確認できるかなど）や水族の生活環境などの条件が加わり、潮汐現象や昼夜のサイクルからなる日周期的変化、月齢による大潮小潮の関係から形成される月周期的変化、気候条件や海流条件の変化から形成される年周期的変化という3つの周期的変化が影響するという〔寺嶋 1977:217-218〕。

このような「小さな仕事」においては、各漁法から得る収益のひとつひとつは、それだけで年間の生活を支えるほど大きなものではない。また、天候や潮の影響、などによって、漁法のどれもが収穫の不確かさを抱えている。そうした状況下では、資源の多様性、技術の多様性が広がれば、それだけ生活も安定することになる。彼らの多くは、浮原を出自とするというその特性から、他の空間、すなわち陸に頼ることは（軍作業などの一時的なものを除いては）出来なかったから、よりいっそうこのイノーを中心とした海という空間における多様性は重要だった。

その重要性は、例えば以下の数値に見ることができる。『勝連町史』〔勝連町史編集委員会編 1984〕によれば、1965年9月時点の浜での漁家数は17、そのうち専従は15を占める。第2章でみた古宇利島が、1971年時点で漁家数38のうち、専従が4、兼業が34であり、「漁家はすべて農業を兼ねる」〔琉球大学地理研究会 1971:39〕と報告されているのと対照的だ。ちなみに、先の町史統計によると比嘉は専業12、兼業16であり、これも浜と対照的である。これらの数値からも、半農半漁が主流であった当時の沖縄において、イノーを中心として広がる海洋空間に深く頼った彼らの特異性がみてとれるだろう。

この時期を通じて、浜の漁民たちは、熊倉や寺嶋があげたような海の周期的変化を活動の展開要因としつつ、さらには個人の嗜好や経済状況などを反映させながら、漁場の細か

な特性に応じた多種多様な資源と技術とを複数組み合わせることで、その生計²⁰を成り立たせていたのである。

6.5 開発の海へ

6.5.1 切り離される沖縄と CTS の招致

ガルフ社が平安座島へ進出を決めた 1967 年当時、琉球政府は外資導入に関し、沖縄の経済開発に貢献するものであれば外国資本であれ本土資本であれ積極的に歓迎するという、大幅な資本自由化策を採っていた。それは、沖縄経済の構造上の特徴に起因する。

知られるように、戦後沖縄では「基地経済」と呼ばれる経済が形成されてきた。沖縄戦終了後しばらくの間、行政的な空白下に置かれた沖縄は、米軍の余剰物資や GARIOA 援助など²¹によって住民を飢餓と不安から守るといった救済が図られるに止まっていた²²。1949 年 5 月に米国政府が公式に琉球列島の長期保有を決定すると、1950 年度予算（1949 年 7 月 1 日～1950 年 6 月 30 日）から本格的な軍事基地建設が開始され、基地建設やその維持に大量の労働力が流れ込んだ。1950 年 6 月の朝鮮戦争勃発を契機として膨らんだ基地建設予算は 1953 年までの間に約 2 億 7000 万ドルに上り、また、1950 年 4 月には労働力確保のために高等弁務官布令第 7 号「琉球人の雇用、職種および賃金」（Ordinance No.7, “Employment, Clasification, and Wage for Ryukyuan Employees” April 12, 1950）を発布して、基地従業員の賃

20 もちろん、本文にあるように自給自足程度には彼らも土地を利用したし、薪の生活であった頃には島の山間部も利用した。生活という側面から見れば、彼らとて複数の空間を利用していた。ここで生計というのは、貨幣を得る手段としては、彼らはイノーを中心とした空間を中心としてそれを成り立たせていた、という意味である。

21 GARIOA (Government and Relief in Occupied Areas) 援助。1946 年 6 月米国議会の議決により設置された「占領地域行政及び救済基金」のことで、米国が第二次世界大戦後の占領地域において、社会生活の困難を救うために、米国陸軍省の軍事予算から支出された援助資金のこと。食料品援助を主体に占領地域の住民を飢餓と不安から守る救済的な性格が強く、琉球列島に対しては 1947 年～1957 年度に総額 163,216,000 ドルが実施された。琉球銀行調査部編 [1984] を参考のこと。

22 沖縄経済が戦後ゼロ状態から出発せざるを得なかったのは、このような行政的空白に代表されるような施政的要素だけでなく、中堅男性を主体とする全人口の約 20%が戦死し、住宅や農地、その他ほぼ一切の生産機構が破壊されていたために、自力復興の力はまったくよいほど持っていなかったという内的要素も見落としてはならない、という指摘 [琉球銀行調査部編 1984:9] に対し、来間泰男は経済は「ゼロ状態」ではなかったこと、つまり、経済はそこに土地があり、歴史を背負った人間がいるというだけで「ゼロ」にはならず、ましてその土地には所有権があり、人工的に利用された経過があり、その人間は貨幣経済の経験者としての現代人であって、そのように沖縄経済がゼロではなかったからこそ、米軍が「真っ白な紙の上に筆にたっぷり墨を浸して自由気儘に文字や絵を描くようには、沖縄経済を構成することはできなかったのであり、それを操作することはできなかった」と指摘している [来間 1985]。

金を一挙に3倍近く引き上げた。他の産業が復興しないまま、さらに耕地の多くを軍用地として接収された状況下で、高水準の賃金を約束された基地労働は花形職業の観を呈し²³、また、数万に至る駐留米軍や駐留米軍や軍人軍属がもたらす資金の流入は、経済の空白下で基地依存を強めるのに十分だった。

このような構造は、極度の第三次産業偏重型経済という帰結も意味していた²⁴。1955年時点で、第1次産業27.8%、第2次産業10%に比して第3次産業は62.2%を占め、既に全国平均の48.1%を大きく上回っていた。戦前(1934-36年平均)の第1次産業の占める割合が52%だったことを鑑みると、この時期に既に大幅な産業構造の転換があったことが分かる[嘉数1983:12]。一方で、1953年4月の米国民政府布令第109号「土地収用令」に端を発した軍用地問題が56年6月のいわゆるプライス勧告²⁵を契機として「島ぐるみ闘争」と呼ばれる激しい土地闘争へと発展すると、日本復帰運動なども絡んで米軍統治への不満が噴出した²⁶。米国民政府は極度に高まった政治的緊張を緩和し、住民の不満を抑える方策を模索し始めた。それはすなわち基地依存経済からの離脱と住民の生活水準の向上であったが、そのためには経済開発のための資本が必要だった²⁷。しかし、折しも米本国は国際収支の赤字からくる緊縮財政下にあり、議会による沖縄関連予算の縮減方策が進んでいた。また、GARFIOA援助も1950年の4,958万1,000ドルから1953年には922万ドル、1955年には190万4,000ドルと減少の一途をたどっていた。さらに、1957年には、国際的不況を因として日本政府が金融引き締め策を実施し、輸出の約90%を日本に頼っていた沖縄経済は

23 施策の結果、軍労働に応募者が殺到することになり、1955年には基地従業員の総数は52,600人を数え、彼らの稼ぐ賃金は1,826万ドルに達していた。琉球銀行調査部編[1984]、鳥山[2004]、久場[1995]などを参照。

24 産業別純生産は以下の通り。1955年度第1次産業27.8%、第2次産業10.0%、第3次産業62.2%。1960年度第1次産業15%、第2次産業12.1%、第3次産業73%。1970年度第1次産業8.8%、第2次産業17.9%、第3次産業73.4%。琉球銀行調査部編[1984] pp.1388-1389。

25 1956年6月9日、米国下院軍事委員会が提出した沖縄の軍用地問題に関する報告書。委員会の長をつとめたメルヴィン・プライス(Melvin Price)の名を取ってこう呼ばれる。米軍の土地強制接収に抗するため、琉球政府の立法機関である立法院は(1)一括払い反対、(2)適正補償、(3)損害賠償、(4)新規収集反対の四原則を決議していたが、勧告はこれを否定し、沖縄基地の重要性を指摘して具体的に11項目を勧告。特に四原則策定の契機となった軍用地料の一括払いを再確認した点は沖縄の住民感情を刺激した。

26 沖縄現代史研究で知られる新崎盛暉は、島ぐるみ闘争を「軍用地問題が基礎にあるが、領土権の問題や復帰運動等の要素が加わり、土地闘争を超えていわば占領以来10年余にわたる米国の『軍事支配に対する総反撃』」であったと評する[新崎1976:146]。なお、闘争は1958年12月、米国民政府が借地料の引き上げと毎年払いに譲歩したことで決着した。

27 USCAR, Economic Plan for the Ryukyu Islands, 1956-1960, JULY 1955:104。また、琉球列島米国民政府[1961]「琉球政府立法院第18回定例議会に送られた琉球列島高等弁務官ドナルド・P・ブース陸軍中將のメッセージ」(沖縄公文書館所蔵、資料コード0000062021)等を参照。

強い打撃を受ける。さらに軍工事ブームのような好況も期待出来ないなか、域内資本の不足を補うために注目されたのが、外資の積極的活用という手段だった。1957年に米国から金融通貨制度調査団（The Ryukyu Islands Financial Management Mission）が来沖し、ドル通貨制に立脚する自由化体制を採用し、もって外国資本を積極的に導入することで沖縄の経済開発を図るべき、と勧告する²⁸。そうして1958年9月12日、高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」（Foreign Investment in the Ryukyu Islands）および同第12号「琉球列島における外国貿易」（Foreign Trade in the Ryukyu Islands）が発布され、資本取引及び貿易・為替取引が大幅に自由化された。布令11号は、旧布令²⁹が有していた地元企業優先主義などの制限的性格を撤廃し、100%外資企業も受け入れるなど、外資導入を奨励促進することを基本原則としていた。

一方で、沖縄に対する日本の潜在主権を認めた1961年の池田・ケネディ会談の翌年から始まった日本政府の琉球政府に対する援助は、開始時の55,000ドル（対する米国政府は5,223,000ドル）から徐々に増大し、1967年度会計で15,237,000ドルとなり、ついに米国政府の援助額（9,118,000ドル）を上回った。日本政府の衆参両議院で沖縄問題特別委員会が設置されたのもこの年の2月から始まった第55回特別国会からのことである。日米間で施政権返還後の沖縄をめぐるイニシアチブが争われるなかで、同年、ガルフ社を含むアメリカ系の石油産業4社（エッソ・カルテックス・ガルフ・カイザー）が琉球政府に外資導入を申請する。米国側の優位を怖れた日本政府は琉球政府に日本の石油政策に沿って処理するように要求するが、琉球政府は本土との格差是正、いびつな産業構造の転換を目指して、「平和産業」としてこれらを歓迎する姿勢を見せる。そうして1968年1月20日、琉球政府は上記4社の外貨導入申請を許可し、ガルフ社は平安座島への進出を決定した。

これらの動きに危機感を覚えた日本政府は、1969年12月に通産省（当時）による「沖縄工業立地調査団」を派遣し、翌年1月に「沖縄の工業立地条件と工業適地」についての調査結果を発表する。その調査結果には、「臨海部は本島全周にわたってサンゴ礁の浅瀬が

28 琉球銀行調査部編 [1984] p564、我部 [1996] pp.105-107、池宮城 [2013]、池田 [2015]などを参照。また、ドル通貨制への移行に関してはその政治的理由に関して種々の議論があり、とくに沖縄側からは多くの反対意見が出され、経済審議会が反対表明を行うなどした。宮城 [1970]、小野 [1972]、川平 [1991]などを参照。

29 米国民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」（1952年11月1日発布）。なお、沖縄における外資導入は1952年3月19日の米国民政府布令第74号「琉球列島における外国人の投資」をもって始まった。

あり、安く埋立てができる」「金武湾の南岸一帯は 1500 畝以上の浅瀬の埋立てが可能」³⁰と記されていた。

一方、地元与那城村も自立経済を目指して 1971 年から三菱商事ならびに三菱開発と臨海工業用地造成につき協議を始めた。日本政府—琉球政府—地元与那城村の三つどもえの状況のなかで、同年 12 月、三菱商事・三菱開発が平安座—宮城島間の石油備蓄基地（CTS）建設計画、いわゆる「金武湾開発構想」を発表する。同計画は「長さ 1.7Km のサンゴ礁の海面を埋立て約 200 万平方メートルの土地を造成、三菱石油・丸善石油両社を誘致し 700 万キロリットルの CTS（大規模原油中継基地）を建設。これが完成すると喜入を上回り日本一の CTS となる。埋立のための総工費は 60 億円、わが国の企業が沖縄で行う事業として最大。計画推進のため近く『沖縄三菱開発』を設立予定」という内容だった³¹。その後交渉の主体は沖縄三菱と琉球政府となり、施政権返還のわずか 3 日前の 1972 年 5 月 9 日、琉球政府が沖縄三菱に CTS 建設のための公有水面埋立許可を出したのだった。

6.5.2 開発への抵抗

平安座島へのガルフ・オイルコーポレーションの進出は、受け入れ先の平安座島の悲願であった、「本島との間に海中道路を建設する」という条件のもとで行われた。平安座島の離島苦解消への模索とガルフ社受け入れの経緯については関 [2002] に詳しい。1971 年 5 月に着工されたその工事はわずか 35 日で完了し、平安座と本島屋慶名との間に全長 4.75km の道路が完成した。総工費約 200 万ドルをかけたこの道路は、約 2 万坪の海を埋立て、潮流を遮断するものでもあった。

続く 1972 年 10 月、沖縄三菱による CTS 建設に伴って、平安座—宮城島間の公有水面埋立工事が着工され、1974 年 4 月に約 64 万坪の海を埋め立てて竣工した。この工事に伴い、ハラビシと呼ばれる漁場から約 80 万坪の土砂が採取された。掘削された深さは 20m ほどにもなる、と漁師たちは言う³²。図 21 と図 22 は、これらの工事前と工事後の航空写真の比較である。2 枚の写真を比べると、平安座島と宮城島の間が埋め立てられて CTS の石油タ

30 朝日新聞 1970 年 1 月 13 日記事。

31 毎日新聞 1971 年 12 月 17 日記事。

32 後述する「金武湾を守る会」の準備書面でも、掘削の深さは 10 尋とされている。10 尋は約 18m。金武湾を守る会 [1975]。

ンクが並び、平安座島と勝連半島間に海中道路が建設され、さらに、石油タンクの右下のイノーが不自然に黒くなっている。この不自然に黒い部分が、掘削された海である。

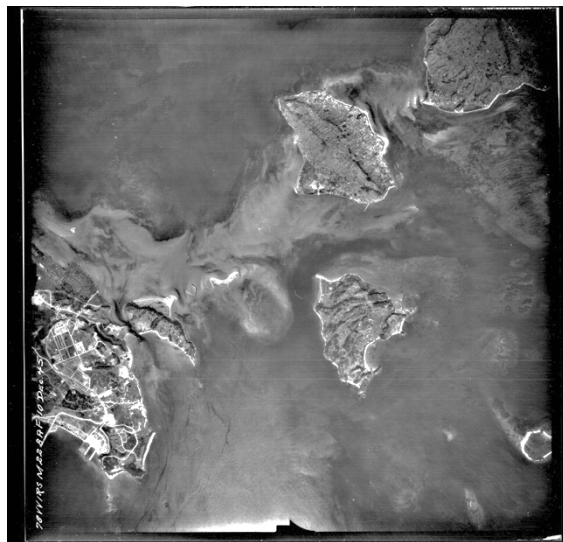


図 21 1945 年 12 月 10 日浜比嘉島周辺
出典) USA-M22-78_19451210



図 22 1987 年 12 月浜比嘉島周辺
出典) Google Earth

これらの開発は、人びとがそれまで経験しなかった「公害」を引き起こす契機ともなった。1970 年 5 月 30 日に操業を開始したガルフ社は³³、翌年 10 月には大量の原油流失事故を起こした。処理剤として海に散布された毒性の強い乳化分散剤ガムレン（Gamlen）の使用は、漁網に重油をべつとりとへばりつかせ、多量の魚類を死滅させ、住民の不安を一層増加させた³⁴。また、1972 年 4 月に開始された石油精製部門の操業により発生した悪臭は、風向き次第で桃原、平安座、浜比嘉を襲い、住民は嘔吐や頭痛を訴え、集団避難行動も起きた〔金武湾を守る会 1975; 石原 1975〕。

その後も繰り返し、原油流出事故や廃油ボール被害、悪臭・煤煙被害などが起こり、金武湾一帯の汚染は明白なものになっていく。このような事態は、当時県政府が牽引してきた CTS 誘致の基盤としての「平和産業」論を問い直す契機となった〔上原 2014〕。そうし

33 のちの 1972 年 6 月、ガルフ石油精製は東邦石油（出光系）、三菱化成と合併して「沖縄石油精製株式会社」となる。持ち株比率はガルフ 45%、東邦 45%、三菱 10%。

34 ガムレンの毒性が海洋生物に与える影響については、例えば以下の報告・論文を参照。伊野波盛仁・当真武 [1973]「原油処理剤 Gamlen の海洋生物に対する毒性 潮干帯生物のオハグロガキ(Soxostera mordax)を用いての assesment」『昭和 47 年度・昭和 48 年度沖縄県水産試験場事業報告書』: 50-52、徳田広 [1975]「海洋生物に及ぼす流出油処理剤の影響」『油化学』24(11): 766-776。後者の徳田論文は、サンゴや海洋生物に対してガムレンを含む処理剤が低濃度でも高い毒性を示し、しかもその影響が長期に渡ることを明らかにしている。

て、1973 年 9 月、金武湾周辺住民らによって「金武湾を守る会」（以下「守る会」）が結成され、同会を中心とした CTS 建設反対運動が始まったのである。

自然環境の保全と反公害を訴えたこの運動は、県内各地や本土に飛び火し、やがて県政を揺るがすほどの一大住民運動となっていく。復帰後の沖縄が抱えていた諸問題に対して県内で生起した数々の住民運動、さらには日本での反公害運動の象徴的存在となる、「金武湾闘争」である³⁵。そしてこの運動に、守る会世話人の安里清信氏の呼びかけに応える形で、また、海を失う当事者として、浜の漁師たちも合流したのだった。

運動の舞台のひとつに、法廷闘争があった。1974 年 9 月、守る会が屋良朝苗当時県知事を相手として、沖縄三菱開発株式会社に対する公有水面埋立免許無効確認請求訴訟を那覇地裁に提起した³⁶。原告側の準備書面には、金武湾開発の影響として、1) 海中道路建設によって金武湾内海に著しい潮位の変化が生じ³⁷、滞留型の海へと変貌させたことによって周辺海域の生態系を乱している、2) 原油、重油の流出による汚染と中和剤の使用とが漁網の汚染、魚類の死滅や資源の減少など漁業に深刻な被害を及ぼしている、3) 石油精製によって悪臭の発生や酸性雨を含んだ大気汚染、工場排水の流入などがもたらされている、4) CTS 建設のための埋立によって資源価値の高い漁場が消失し、また、埋立のための土砂採取による海水の汚濁がサンゴや海藻類の生育を破壊している、という 4 点が挙げられている〔金武湾を守る会 1975〕。

この訴訟に、当時の浜支部の漁師全員が原告に加わる。最終的に照間 6 名、平安座 2 名、浜比嘉 40 名の計 48 名の漁民が原告となったこの訴訟では、8 回に及ぶ公判が行われることになった。CTS 建設に反対する住民たちは県庁構内での座り込みなどを行い、混乱を受けた屋良当時県知事が CTS 認可保留を表明したこともあり、マスコミは大きく事態を報道し、

35 金武湾闘争では、当時の屋良知事県政を支えていた自治労沖縄県職員労働組合や教職員組合、超党派の県内識者による「沖縄の文化と自然を守る十人委員会」などもその担い手となった。また、守る会は、県外の公害発生地住民運動や東京大学の宇井純を中心とした自主講座「公害原論」などとも連携し、そのネットワークを広げていった。戦後沖縄の一大闘争として、金武湾闘争に関する文献は多い。なかでも、運動当事者たちの動きを知るものとして、CTS 阻止闘争を拓ける会（1 号-19 号）、琉球弧の住民運動を拓ける会（20 号-復刊 9 号）が発行した、「琉球弧の住民運動」という機関誌（1977 年-1990 年）がある。これは、2014 年に一冊の書籍にまとめられた（『琉球弧の住民運動』復刻版刊行委員会編、2014、『復刻版 琉球弧の住民運動』合同出版）。また、異色のものとしては、CTS 誘致を率先し、金武湾埋立計画に奔走した太田範雄氏による自著（『沖縄巨大プロジェクトの奇跡—石油備蓄基地開発 激闘の 9 年』、2004 年、アートデイズ）がある。

36 那覇地裁昭和 49 年（行ウ）4 号、昭和 50 年（行ウ）2・3 号、公有水面埋立免許無効確認請求事件。

37 平均 0.1~0.2 ノットの潮流が 0.06~0.07 ノットに変化し、また、道路に架けられた長さ 30m の橋梁下は逆に 2.5 ノットの潮流となった〔金武湾を守る会 1975:4〕。

裁判の行方は社会的な注目を浴びた。6.4 で登場した KN さん（1953 年生まれ）は、当時原告として裁判に参加した一人である。一週間に及ぶ裁判所前の座り込みや、シーバース建設の海上阻止行動などにも参加した。座り込みの際は、朝海に出て仕事をし、夕方から那覇へ向かい、夜間に座り込みしたのだと言う。その KN さんは、当時の運動の激しさをこう語る。

・・・一回ガルフが爆発した。タンク、橋から石油も流れたさ、こっちまで来たさ。あれで魚全部死んださ、貝も。1 ヶ月か2 ヶ月くらいかな、あっちに座り込みしたんだよ、こっちからガルフにあがるところあるさ、あっちの広場で（註：海中道路入口付近）。あっち車通れないように、・・・シーバースの時からだよ。浜の漁民はみんな。でも、こっちだけじゃない、平敷屋も、比嘉も、船出して、全部繋いでから、通れないように。そう、激しかったんだよ。自分も行ったよ・・・³⁸

原告側の請求原因は、当該水域に共同漁業権を持つ与那城漁協ならびに勝連漁協において、漁業権放棄ならびに漁業権行使規則の変更手続きに瑕疵がある、ということだった³⁹。1971 年 5 月に、両漁協から沖縄三菱宛に平安座桃原間の埋立に同意する旨の書面の提出があったが、原告側弁護団は、水産業協同組合法に基づく埋立同意の特別決議はおろか、漁業権放棄の議案の提出すらなく、漁業法に基づく漁業権行使規則変更についての書面同意もとられていない、と主張した⁴⁰。

原告の構成に現れているように、両漁協に所属する漁民がすべて運動に参加したわけではない。それには、それぞれが置かれた立場や状況、また、支部の地理的な位置などが関係している。浜比嘉の 40 名というのは、実はすべて浜の漁民たちであった。支部の全員が原告となったのは、与那城と勝連の両漁協合わせて浜支部だけだった。S さんのいる比嘉支部の漁民たちも当初は埋立に反対していたが、裁判には加わらなかった。S さんが反対を諦めたのは、勝連漁協の組合長が S さんのもとに直々に協力願いに来てからである。S さんは言う。「自分たちの、勝連組合長までもよ。協力して、させてくれないか、と来たから、も

38 2015 年 8 月 8 日、KN さん。

39 判例特報 [1975] 『判例時報』791:17-20。

40 判例特報 [1975] 『判例時報』791:17-20、金武湾を守る会 [1975]。

う言えないなあ、と思った。頭になっている人たちが、させなさい、と来たから」⁴¹。また、当時の比嘉支部には、漁民の数自体が4、5名と少なかったことも、反対運動継続へのエネルギーを削いだ一因であったかもしれない。

一方、浜支部では、悪臭被害や海の汚染のほか、海中道路の完成によって変化した潮流が、メヌハマと呼ばれる集落の西方海浜を含めた700坪余を⁴²いち早く浸食していたこと、そしておそらくは、他の支部に比べて専業漁民の割合が高かったことから、海を失うことへの危機感が、より集団的なものとして経験されていた。さらには、KNさんのように、当時20代の若者たちがいたことも、支部を勢いづけただろう。KNさんと同じく裁判に原告として参加した1949年生まれのSSさんは、「海を汚さないために浜全員で協力した」と、当時の状況をふり返る。「漁民が全部まとまらなかったら、力にならないから。だから全員で、反対で、まとまって」⁴³。

しかし、1975年10月、那覇地裁山口和男裁判長は、埋立の大半が既に完了していることなどをもって「原状回復が著しく困難で訴えの利益がない」ことを事由に、漁民たちの訴えを却下した⁴⁴。「訴えの利益」は訴訟要件の一つであるから、これを欠くときは裁判所は実質的な審理には入らない。この事由による却下という判断を下したことで、原告側の請求原因であった漁業権放棄の手続き的瑕疵については、裁判所は審理を行うことはなかった。そのため、結局今に至るまで、当時の手続きの正当性については不明瞭な部分が残ったままになっている⁴⁵。

このように、初回の裁判は訴えの却下という結果に終わったが、続く1977年、守る会が沖縄石油基地株式会社（OCC）⁴⁶と沖縄ターミナル株式会社⁴⁷を相手に、那覇地裁に危険物

41 2014年6月23日、Sさん。Sさんの記憶によれば、当時、宮城島の漁師たちが何度も協力願いに来ていたという。宮城島は埋立によって海中道路を経て本島と陸路で接続されるため、埋立を強く願う人たちもいた。「自分たちを助けると思ってOKしてください、と言って何回も来ていた」「友達になっていたから、来るなどとは言われなかった（言えなかった）」とSさんは言う。狭い地域で開発の是非が問われる際に人びとが直面せざるを得ない、人的関係から来る意見表明の難しさがここに見える。

42 浸食の面積は金武湾を守る会〔1975:9〕によった。

43 2013年10月16日、SSさん。

44 判例特報〔1975〕『判例時報』791:17-20。他、1975年10月4日朝日新聞記事も参照。

45 なお、与那城・勝連両漁協には埋立てによる漁業者の損失補償金として、1972年5月以降に合計1億2200万円が支払われたが（『判例時報』791）、Sさんが埋立の補償金として受け取ったのは、わずか60ドルだった。Sさんは言う。「あとからよく考えてみたら、本当に馬鹿だったなあ、と思って。こんなにたくさんの海、たったの60ドルしかあげられないなんて」。2016年3月10日、Sさん。この多額の補償金の分配もまた、明確にはなっていない。

46 1973年4月、三菱石油（65%）・丸善石油（35%）の共同出資で設立された。

貯蔵所等建築工事禁止仮処分申請（CTS 建設差し止め）⁴⁸を提出し、更なる法廷闘争へと争いの場は移動する。人格権や環境権に基づく県内初の公害裁判となったこの裁判は、全国から技術者や研究者も含めた 1250 人の原告が集まり、前回に増して大きな注目を浴びた。浜の漁民たちは、この裁判にも原告として参加する。

しかし、この訴訟は漁業被害、生活被害を直接に訴え、漁民自身が証言台に立つこともあった初回の訴訟⁴⁹とは異なり、CTS の危険性を技術論で訴えるものだったため、新たなジレンマも抱えることとなった。このジレンマについて、金武湾闘争を研究する上原こずえは、守る会の世話人を務めた崎原盛秀氏から以下のように聞き取っている。「仮処分申請をしてからは、争点は技術論となり、タンク論、地盤論、それに対する風圧、鉄板の厚み。そういった技術論になると、一次訴訟の意見陳述で代表して訴えを述べ闘った漁民も住民も出る幕がないといった状況が出てきた」[上原 2011; 上原 2013]⁵⁰。

そして、この裁判もまた、1979 年 3 月、那覇地裁稲守孝夫裁判長が「抽象的危険がなくはないがその可能性は低い」として請求棄却の判決を行い、原告側の敗訴に終わった⁵¹。そして 1982 年 10 月、守る会と弁護団は「(CTS の) 操業が開始されるなか操業禁止は不要であるとの判決が下れば悪い判例となってしまう」[上原 2013:138] との理由から、同裁判の上訴請求を福岡高裁那覇支部から取り下げた。最初の提訴から約 8 年、ここに守る会の裁判闘争は終結を迎えることになる。守る会自体も時を経ずして活動の終わりを迎え、浜の漁民たちも開発の海を生きることになった。

47 1972 年 11 月、ガルフ社と共同石油の共同出資で設立され、ガルフ社の CTS12 基 120 万 kl を買い取った。

48 昭和 52 年（ヨ）第 85 号、危険物貯蔵所等建築工事禁止仮処分申請事件。

49 金武湾闘争を研究する上原こずえは、当時原告として証言台に立った照間の漁民、田場典儀氏から証言内容を聞き取っている。「三菱が埋め立てた海域は延縄漁のところで、埋め立てによりミミズはもうとれなくなった。油流出事故の後は浜いっぱい覆った廃油ボールを取るので必死だった。海から船へ上がり、家に帰ると足の裏についた油は洗ってもおちない。家も全部まっ黒になった。体中油だらけだったよ」。上原 2013:134。

50 上原こずえ 2011「施政権返還後の沖縄における住民運動と裁判：石油備蓄基地建設反対闘争（1973-1985）における裁判をめぐる」日本平和学会 2011 年度春季研究大会 自由論題部会報告レジュメ：3、上原こずえ 2013:142。

51 判例特報 [1979]『判例時報』928:3-47。他、1979 年 3 月 30 日朝日新聞記事も参照。

6.5.3 抵抗への評価

CTS 裁判が提起されたのは、埋立がほぼすでに完了した時点でのことであり、また、形式上は漁協が埋め立てに同意している以上、敗訴という結果に終わるのは十分に予想がついたことだった。浜の漁師のなかにも、「今からでは無理だ」という声はあった。実際、KN さんたちは、弁護団の弁護士から「漁協の埋め立て同意書類に書かれているから、いくら裁判しても勝てない」という説明を受けていた⁵²。さらには、CTS 誘致に関する地元自治体はあくまで与那城村であり、また、埋立地も与那城村平安座島―宮城島の地先に位置する。そのため、勝連村に属する浜の漁師たちは、その意思を考慮すべき「地元」でも「地先」でもない、という扱いを受けることがしばしばあった⁵³。

しかし、2 度の裁判に敗訴したあとで今後の展望を尋ねられた安里清信氏が「まず、第二次埋立を絶対に許さないこと」と答えているように⁵⁴、守る会の狙いのひとつは、世論を喚起することで更なる埋め立てを防ぐことにあった。そして、浜の漁師たちが絶対的不利のなかで闘争を続けたのも、そこに大きな理由があった。KN さんは言う。「後ろもこっちも、全部埋める話だったんだよ。今、浜比嘉大橋かかっているさ、こっちの両方。ナンジャよりあっち、シーバースあたりの石、あの辺まで埋める話があったんだよ。でもあんなして埋め立てたら、海人がいなくなるさ」⁵⁵。

じつは、施政権返還以前に、与那城村が日本工業立地センターに依頼して策定された金武湾（与那城村）地区開発構想は、工業地帯として 660 万坪もの埋立を計画しており、平安座―宮城島間の埋立は、その第一歩目ともとれるものだった。施政権返還によって、国―県―村の力学が変化するなかで、同計画がそのまま実施される可能性は縮減されたが、代わって浮上したのが、通産省が 1972 年 10 月に行った沖縄県 CTS 調査に基づいて提言された、新たな CTS 建設構想だった。翌 1973 年 3 月にまとめられた調査報告書では、「金武湾地区には 2,000 万キロリットル程度のタンクの設置が適当」とされ、新たに平安座島西方

52 2015 年 8 月 8 日、KN さん。

53 補償金が分配された際も、地先優先の原則を掲げる与那城側から「被害も受けてないのに、仕事も出来るのに、なぜ補償金を取るのか」と非難されることもあったという。また、屋良知事は三菱の埋立を認可した際、その判断基準について「地元の意思」に触れ、以下のように述べている。「地元与那城村民の意思を大切に。それは昭和 49 年 3 月の村長選挙、同年 9 月の村議選挙、51 年の県議選挙の結果で示された。これら三つの選挙で村民意思は誘致派が大勢を占めていると掌握した（傍点筆者）」。屋良朝苗 [1983] pp.286-287。

54 「琉球弧の住民運動」第 12 号（1980 年 4 月 30 日発行）記事。2014『復刻版 琉球弧の住民運動』:256。

55 2015 年 8 月 8 日、KN さん。

に約 60 万坪、もしくは浜比嘉平安座間（現在の浜比嘉大橋の東側一帯）に約 60 万坪の埋立が構想されていたのである〔日本工業立地センター 1973〕（図 23）。この報告書は、当時の国際情勢を受け、国が石油備蓄量強化路線へと変更するなかで打ち出されたものだった⁵⁶。CTS による公害が問題視されている渦中でこの更なる増強計画は、地元マスコミによって大きく取り上げられ、また、県議会や国会でも議論の的となった⁵⁷。

当時の国会および県議会の議事録などからは、同構想がどれほどの実現意図を持って発せられたのか、実現可能性はどれほどのものだったのかは明らかではない。屋良県政のもとで、県は当時金武湾地区における石油備蓄許容量は 500 万キロリットルという方針を打ち出しており⁵⁸、「金武湾 2000 万キロリットル」という国の構想は明らかにこれを逸脱していた。この点に関して国は「当然これは埋め立て免許その他に関しましても県のほうに許認可の権限がありますから、当然われわれとしては県のほうの御意向を尊重して、沖縄 CTS の開発、五百万トン（註：原文ママ）という知事のお話があるようでございますが、その線に沿って努力してまいりたいというふうに考えております」と回答している⁵⁹。

一方で、県は「混乱を起こすおそれ」から、報告書を数年の間公表せず⁶⁰、その全容が守る会に詳らかになったのは 1976 年 9 月になってのことだった。加えて、県の石油備蓄量

56 1970 年代に入って OPEC の石油戦略によって原油価格引き上げが始まり、国は 1972 年、以降 3 年間でそれまでの 45 日分から 60 日分に増量する計画を開始し、石油備蓄量強化路線に舵を切った〔自治労沖縄 1973:88〕。これに関連して、中曽根康弘通産省大臣（当時）は、金武湾の CTS 増強に関して以下のように答弁している。「金武湾は、湾が広く、かつ水深が深く、CTS 地点としては最も恵まれた条件を有していると言えます。なお、当地区では、すでに沖縄ターミナルが百二十万キロリットルの CTS を保有しており、さらに、CTS 規模の拡張計画をしている由であります。また、三菱石油と丸善石油は共同して CTS を建設すべく、現在、当地区で埋め立て工事を行っており、その他、アラビア石油も当地区に CTS を建設する計画を有しておる由であります。通産省としましては、本年度、財団法人日本工業立地センターに沖縄県 CTS 調査を委託しておりますが、同センターでは、地元の学識経験者を含む委員会を組織し、安全性が高く、公害防止対策の完全な合理的な規模の CTS について、現在水理模型実験等を含めた調査を開始しており、来年三月末までにその調査結果を通産省に提出することになっております。今後はその調査をもとに、沖縄県当局とも十分協議しまして、公害・保安対策に万全を期した C T S 計画の建設を指導してまいる所存でございます」（第 70 回国会 予算委員会第 5 号 47 年 11 月 13 日 議会議事録）。

57 第 71 回国会建設委員会（1973 年 9 月 13 日）、第 5 回沖縄県議会定例会（1973 年 10 月 4 日）、第 1 回沖縄県議会定例会（1974 年 3 月 5 日）、昭和 49 年第 1 回沖縄県議会定例会（1974 年 3 月 7 日）、第 82 回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会（1977 年 11 月 18 日）、第 84 回国会内閣委員会（1978 年 2 月 21 日）、第 84 回国会決算委員会（1978 年 2 月 27 日）、沖縄県議会（1978 年 6 月 8 日）など。

58 500 万キロリットル許容基準をめぐる当時の県政の動きについては上原〔2014:24-25〕に詳しい。

59 第 71 回国会参議院建設委員会における資源エネルギー庁石油部精製流通課長根岸正男氏（当時）の答弁。第 71 回国会 建設委員会（1973 年 9 月 13 日）第 25 号（CTS）参議院会議録情報。

60 1974 年 3 月 5 日、沖縄県議会定例会において屋良当時県知事は自分の手元には同調査書はない、とした上で、以下のように述べている。「圧力をかけたおそれがあるということですが、この調査書の中にはこういうことは聞いておりました。大体金武湾に 2000 万キロリットルまでこれは収容でき

の基準は法的な強制力を持たない上、既に着手された埋立やタンク設置は認可するという県の態度などは、守る会から「500万キロリットル範囲説はまやかしの幻想」などと強く非難されることともなった⁶¹。

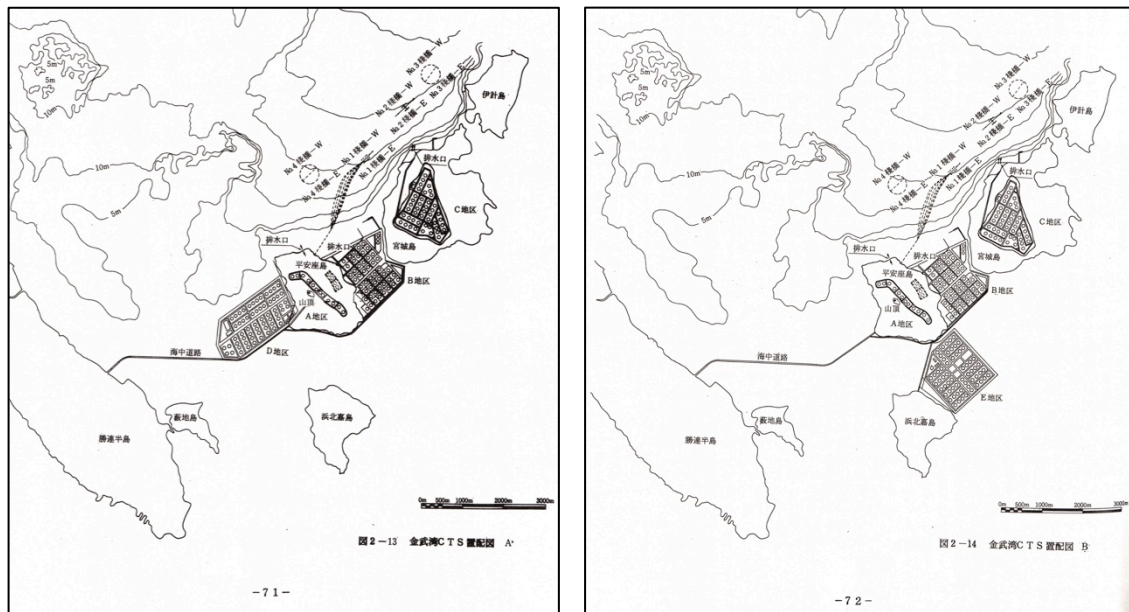


図 23 金武湾 CTS 配置図 A プラン (左)、B プラン (右)

出典) 日本工業立地センター [1973] 沖縄 CTS 調査報告書。

重要なことは、国や県の思惑がどれほど不確かなものであろうとも、そしてどのような攻防が国会や県議会で展開されようとも、KNさんたちにとって、新たな埋立は現実起こりうる危機として強く認識されていた、という事実である。結局、この政府が描いた「金武湾 2000 万キロリットル」の青写真は完遂されず、三菱による 64 万坪の埋め立て以来、新たな埋立ては起こらなかった。

以上の経緯から、彼らは一連の闘争をこうふり返る。

るというような、設置できるというようなことであるというようなことを聞いて、いまこれを発表する
という非常に混乱を起こすおそれもあるからしばらく検討するまで待てといったようなことのいきさ
つでございます」。自民党の小渡三郎議員による「通産省並びに日本工業立地センターがこれ (CTS 調
査報告書) を公表すべくアクションを起こしましたら、知事から公表するなと圧力がかけられました。な
ぜですか」という質疑に対する回答。昭和 49 年第 1 回 沖縄県議会定例会議事録。

61 安里清信「沖縄全域の油地獄化をいまこそ拒否しよう」『琉球弧の住民運動』第 3 号、1978 年 1 月 13 日発行。『復刻版 琉球弧の住民運動』:41-43。

・・・あれはもう半分出来てたけどよ、だけど反対運動したから、あれ以上は埋め立てられなかった。もっとあったんだよ、計画が。タンクの方から本島に向かってずっとやって、あー、あれは負けたんじゃないさ。あれがあったから止められた。無駄じゃない。あのときやっていなかったらもっと埋まっていたはず。歯止めをしたんだよ。負けたような気持ちだけど、でも、歯止めになった。⁶²

KN さんも「あれ以上出来てないさ、反対で出来なくなってるから。それやった甲斐があったわけ。何も言わなかったら自由にやりよった・・・これ止めた（だけ）でもよかったわけさ」⁶³と、自分たちの抵抗をふり返り、そして、こう続ける。

・・・浜があったから今の時分モズク出来るんであって、こっち両方埋められてたら養殖する場所がないのに、魚でも浅瀬がないと卵産みに来れないさ、イカも、全部なんでも、遠浅に卵産みに来るのに、あんな大きいイカでもあれ見てごらん、浅瀬来て卵産んで全部死ぬさ、こんなのがないとダメだよ、海は・・・海人は海がなくなったら大変さ。⁶⁴

つまり、彼らにとって、新たな埋立の不成立は、自らの抵抗が引き出した一つの成果として受け止められているのだ。敗訴という結末を迎えた彼らの抵抗は、彼らにとっては完全な敗北ではなかった。それは、現在のモズク養殖へと続く、つまりはその後も浜の漁民が海で生きていくことを可能にした、意味ある抵抗として位置づけられている。しかし一方で、既に行われた一連の開発は、彼らの資源空間に大きな爪痕を残していった。

6.6 不可逆の変化

埋立用土砂の採取のために浚渫されたハラビシ回りの海は、ウニや自然モズクの宝庫として知られ、彼らにとって大事な漁場のひとつだった（図 19 参照）。モズクは、着生する岩や砂がヘドロによって汚れると、タネが付着できずに流れてしまう。浚渫によって厚く

62 2013 年 10 月 16 日、SS さん。

63 2016 年 3 月 11 日、KN さん。

64 2016 年 3 月 11 日、KN さん。

沈殿したヘドロは、ハラビシ回りの自然モズクを激減させた。当然、ウニも採れなくなった。ニシノーから下ってくるとされた白イカは、海中道路で遮断され、浜まで下りてこなくなった。また、他の魚類も減っていたが、その原因を、工事による汚濁だけでなく、海中道路による潮流の変化にみる漁師たちは少なくなかった。海岸浸食は先に見た通りであり、原油を運び込むタンカーの往来や、埋立工事で生じる土砂の濁りによって、ニシノーからハラビシの一带は、「全然仕事どころじゃない」⁶⁵「濁って何も見えない」⁶⁶「海が使いものにならない」⁶⁷というような状態がしばらく続いた。

そして、それらの変化の多くは、不可逆的なものだった。ニシノーとハラビシの間に位置するメーヌハマと呼ばれる海は、以前はサンゴが豊かに育ち、船の上から底に泳ぐマクブなどの魚影が見えるほどに透明度が高かった。しかし開発から40年近く経過した現在、サンゴは死滅したままであり、濁りも絶えない。KNさんたちは、ハラビシの浚渫が今も尾を引いているのだと口を揃える。時化がくるたびに浚渫した場所が掘り起こされ、海底に沈殿したヘドロが一带に流れ出るからだ。さらに、海中道路によって潮流が停滞するために、一度発生したヘドロはなかなか消えることがない。「20年経ったら元通りになる、ヘドロもなくなってきれいな海に戻るからと会社の人に言われたんだよ。なるわけあるか、ずっとこんなさ。だからだまされているわけさ、ウミンチュは」⁶⁸と、KNさんは語気を強める。

2001年4月に、海中道路の県道引き上げに伴って、2車線だった道路が4車線に拡張された際、懸念されていた海水の循環を促すために、それまで1カ所33mだった橋梁部分が、それぞれ280mと96mの2カ所の橋梁に変更された⁶⁹。海中道路の架橋化は、裁判闘争を経たのちの守る会が新たな課題として取り組もうとしていた「金武湾の浄化運動」の一つの柱でもあった⁷⁰。しかし、KNさんたちは、この工事の効果をほとんど感じられていない。

65 2013年10月22日、KNさん。

66 2018年3月4日、KKさん。

67 2013年10月6日、STさん。

68 2016年3月11日、KNさん。

69 「4車線への拡幅で地元のにぎわい 海中道路／沖縄県与那城町」「日経コンストラクション」no.367 日経BP社 2005年1月14日号:92-96。同記事には、「整備に当たっては、海水のシミュレーションを重ねた。橋を2本に増やしたことで、むしろ水質は以前よりもよくなっている」という沖縄県中部土木事務所の平良所長（当時）の弁が掲載されている。

70 守る会で活動していた平良良昭は、裁判闘争の終息直前に、新崎盛暉、石垣金星との座談会で「金武湾浄化運動」についての想いを述べている。新崎盛暉・平良良昭・石垣金星「自主・自立の民衆運動の創出にむけて（上）」『琉球弧の住民運動』第19号、1982年5月発行。『復刻版 琉球弧の住民運動』:411-415。

金武湾闘争が掲げた「海と大地と共同の力で生存権を闘いとうろ」というスローガンは、県内外の多くの人びとを惹きつけ、支援の輪を拡げていった。そしてその闘争は、沖縄戦後史・社会運動史のなかで、「戦後日本の国土開発に遅れて組み込まれた施政権返還後の沖縄で『豊かさとは何か』を問い、価値観の転換を社会に迫ることで沖縄の抵抗運動に新たな方向性を示した『住民運動』として、また 1979 年以降の石垣市白保の空港建設反対運動、1997 年以降の名護市辺野古における米軍基地建設反対運動に引き継がれた運動として」捉えられている [上原 2013:129]。しかし、運動の場が連続性をもっていたとしても、また、その思想が受け継がれていったとしても、浜の漁師たちにとっての問題はまさに目の前の海そのものであり、その意味で、他の場所に代替可能性はない。そして開発が現実のものとなった以上は、彼らは変容した海を受け止め、その変化に順応していかざるを得ない。

当時に問題を引き戻せば、一連の開発を経たあと、彼らには二つの幸運があった。一つは、開発の影響を比較的受けない海域が残されていたということ、もうひとつは、まさに開発の発端となった施政権返還というトピックが、本土市場というマーケットを引き寄せたことである⁷¹。

それまで対外貿易として扱われていた本土市場との取引が本格化し、本土向け商品としてのモズクの出荷量は、施政権返還を挟んで著しく増加していった。1964 年時点でわずか 9t だったモズク漁獲量は、1977 年には 2,300t を超えるまでになっている⁷²。漁場の変容と資源需要の高まりのなかで、残された海のポテンシャルを最大限に活かす試み——それが、自然モズクへの着目であり、さらには、養殖モズクへの転換だったのである。

新崎盛暉・平良良昭・石垣金星「自主・自立の民衆運動の創出にむけて（下）」『琉球弧の住民運動』第 20 号、1982 年 8 月発行。『復刻版 琉球弧の住民運動』:451-454。なお、守る会は具体的な取組みに入る前にその活動を終えた。

71 このうち一つ目の幸運に関しては、既にみたように、残された海域の一部は彼らの抵抗の成果であると考えれば、全くの幸運というわけではなく、彼らが自ら引き寄せた運であると言える。

72 沖縄県農林水産統計年報。

6.7 ふたたびの危機

6.7.1 モズク養殖のはじまり

「沖縄県水産業改良普及活動実績報告書」等によれば、勝連の天然もずく漁獲高は県内漁協のなかで1979年3位、1980年2位、1983年1位、1985年1位という実績を記録している。とくに1983年度には、当時の養殖生産高1位だった伊是名漁協の610tの約2倍にあたる、1300tあまりの天然もずくを収穫している⁷³。

一方、県内では天然から養殖への移行が主流となっていた。高まるモズク需要の波に乗ろうと、各地で生産量の増加が目指されたことに加えて、施政権返還以降、各地で急速に進んだ海岸開発によってイノーの資源量の減少が顕わになり始め、各地で新たな漁業の確立が求められていたからでもある。

自然モズクに恵まれた浜でもまた、20代～30代の若手を中心として、養殖技術の本格導入を試みる漁師たちが現れた。彼らは青少年部を結成し、勝連漁協の支援を受けて、既に養殖モズクの導入に成功していた伊是名島⁷⁴に渡った。1980年ごろのことである。そうして3日間ほどの研修を行い、島に戻った彼らは、共同で約100枚程度の養殖網を海中に投じた。共同で試みたのは、資金も不足していたし、なにより、成功への不安があったからだという。彼らが網を張ったのは、デーシと呼ばれる場所（図13参照）だった。なぜその場所が選ばれたか、当時の青少年部長を務めたMSさんはこう説明する。

「当時はナイロン網とかが多いじゃないですか。だからそういうところにはやめて・・・あれ（註：養殖網）はだいたい25mくらいありますから、網の長さが。で、幅が2mくらいですね。10枚入れると、もう20mになっちゃうんですよ。だから、ね」⁷⁵。

のちに詳しく述べるが、モズク養殖は海中に網を張るため、他の漁と漁場が重なると、さまざまな不都合が起きる。そのことをMSさんは危惧したのである。もちろん、デーシ回りには豊かな自然モズクが生えており、養殖場所として適切な条件を備えていたと推測されるが、MSさんによるとそのことはあまり大きな理由ではなかった。新しい試みをはじめにあって、彼が最も考慮したのは、「他の漁の邪魔にならない」ことだったのである。こ

73 「水産試験場事業報告書」S53年度版、「沖縄県水産業改良普及活動実績報告書」S55年度版、S58年度版、S60年度版。

74 伊平屋島とも言われるが、はっきりしない。

75 2014年7月1日、MSさん。

の時点ではまだ、モズク養殖は浜の漁師たちにとって、他の多くの漁のなかの選択肢のひとつに過ぎなかったということになるだろう。

共同養殖は幸いにしてそれなりの収穫を得、次年度からは個人ごとに取り組むことになった。養殖がどうやら成功しそうだ、という手応えを感じた各部員たちは、共同でやるよりは個々人でやった方が各々の収益があがる、と判断したのだった。青少年部も、それに伴ってわずか1年で解散した。その後、彼らは糸満の普及センターの技術普及員から指導を受けたり、個人的なつてを頼って久高島などに視察に行ったりもした。とはいえ、結局は彼らは自分たちで試行錯誤をくり返すことになった。養殖モズクの方法はほぼ確立されてはいたが、どの海で、いつ、何を行うかは、結局は現場ごとの工夫がいるからである。

当初は資金蓄積も乏しかったために、おのずと網や鉄筋の数も限られ、一人あたりの網数は50～100枚程度に抑えられていた。また、自然モズクの収穫と掛け持ちしながらの取り組みであったため、網の見廻りなどに手間をかけられず、思うほどに収穫できないこともあった。まだ自然モズクが豊かだったこともあり、養殖をしない漁師たちからは、「こんなのが儲かるか」と揶揄されることもあった。それでも彼らは種付けの技術や作業に応じた漁場の移動などの試行錯誤を繰り返し、次第に養殖を軌道に乗せていった。しかしそこにまた、海の変容の危機が訪れる。

6.7.2 変容の危機

それは、日本がバブル経済に沸くさなか、架橋を見込んだ本土ゼネコン業者と町が一体となって、島に「長期滞在型観光保養レクリエーション施設」を建設する構想を描いたことから始まった。1980年6月、町は浜比嘉島と平安座島間の架橋を県に陳情するために、「浜比嘉島振興開発計画」を策定した。以後、この計画をもとに町は県や沖縄開発庁に対

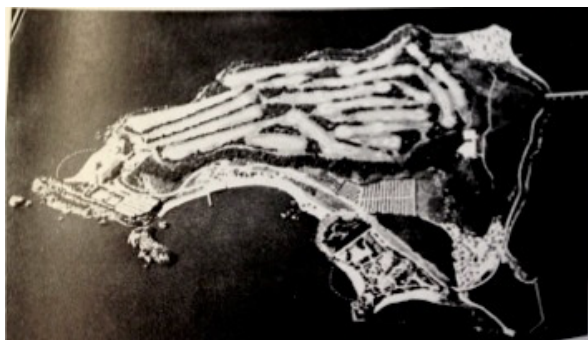


図 24 浜比嘉振興開発計画
出典)『広報かつれん』85号(1988年2月)

して架橋の陳情を行っていくが、その計画のなかにいつのまにか組み入れられていたのが、上記レクリエーション施設の建設構想だったのである。

その構想が島民たちに提示されたのは、1980年代後半のことだった。勝連町(当時)が発行する『広報かつれん』

ん』85号（1988年2月）には、島が「地理的条件が良好」であり、「優れた自然環境が存置され」ており、「遊休化した土地が利用」でき、「住民も振興開発を検討している」など、島が一定の開発条件を具備しているとして、島の経済活性化を増進するために「長期滞在型観光保養レクリエーション施設」を建設する、と明記されている。同広報誌には、施設の青写真が掲載されている。それを見ると、施設の中心は18ホールを備えたゴルフ場であり、それは島の丘陵部のほぼ全てを独占していることが分かる（図24）⁷⁶。

開発を請け負うのは、東京に本社を置く著名なゼネコン業者数社だった。当初、この構想に反対する島民の数は多くなかった。彼らは、役場や企業から、ゴルフ場開発と架橋はセットだという説明を受けていた。ゴルフ場建設によって見込まれる収益によって、単体では経済効果の薄い橋の建設費用が補填される、というのである。架橋を望む声はかねてより島内にあり、ゴルフ場反対によって架橋計画が頓挫することは避けたいと望む島民は少なくなかった⁷⁷。加えて、提示された土地の借地料は高額であり、また、住民の優先雇用という話もあった。島の趨勢が開発受入れに進むなか、声を上げたのは、またしても浜の漁民たちだった。

彼らは、工事によって出る赤土が海を汚染するのを怖れた。さらに、ゴルフ場で使用されるであろう除草剤が、海中に設置されたモズクの苗床に大きな打撃をもたらすことも怖れた。僅かな面積しか持たない島では、丘陵部での開発が降雨のたびに海を汚染することは明らかだったからである。規模が異なるとはいえ、CTSの際に経験した海の汚染の記憶もまた、彼らの背中を押すことになっただろう。先に登場したKNさんが「当時はもうモズクをやっていたから、よけい反対するのは力が入った」⁷⁸と言うように、彼らにとっては、さまざまな変動を経験したあと、ようやく安定し始めた養殖モズクの漁場を奪われることは、当然看過できない事態だった。

企業側は、反対の声をあげる漁師たちの懐柔を試みた。その方法は、KNさんが言うに「海人がこっちで酒ぐあー飲んでたら、ゴルフ場つくる人たちなんかが酒持ってきて、飲

76 このゴルフ場建設計画は、じつは浜比嘉島の前に宮城島に持ち込まれていた。そこでも農業汚染などの懸念から反対運動にあい、断念したのち改めて浜比嘉島をターゲットとした、という経緯がある。なお、宮城島は農業を中心とした島であり、反対者は主に土地を所有する農民たちだった。同島は以前にはゴルフ社によるCTS建設も反対運動によって拒否している（ゴルフ社は宮城島を断念したのちに平安座島を建設候補地とした）。佐治〔2004〕は、同島の土地所有形態は地割制の名残を残す小区画分散型という特徴を有しており、そのことがこれら開発の拒否に繋がったとしている。

77 浜比嘉大橋の架橋をめぐるのは、前畑〔2005〕に詳しい。

78 2015年2月20日、KNさん。

み屋にも連れていきよったよ、クラブにも。賛成させるために」⁷⁹というような、相当俗気のあるものだったようだ。町役場もまた、漁師たちの説得に勢力を注いだ。「2ヶ月くらいかな、毎日呼び出しだよ、一人一人、役所に。海人が一人一人呼ばれて。なんで反対するか、って」⁸⁰と、KNさんは当時の様子を回想する。

じつは漁師のなかには、ゴルフ場開発による島の経済活性を期待する声もあった。しかしCTSの時と同じように、今回もまた、彼らは漁師としてのまともなことを重視した。陸に暮らす人びとがどれほど意見が割れても、「海はまともになくちゃ」⁸¹というのが彼らの考えだった。そうして、浜の漁師はその全員が、このような様々な働きかけのなかにあつて、反対の意思を曲げることはなかった。

だが、漁師たちの反対だけでは、それほど大きな勢力とならなかったことも事実である。なぜなら、彼らは土地を持たなかったからである。そのため、地権者たちが賛成に回れば、自分たちがどのように反対しようとも計画が遂行されることは理解していた。借地料を見込んだ島民の中には、賛成の意思を固く持つ人びとも少なくなかった。町議会議員もその多数が賛成に回るなか、彼らにとっては条件不利な状況となっていた。

しかし、計画の全容が明らかになるにつれ、ほぼ海に迫るような勢いで土地が開発されることが人びとに理解されるようになり、土地を持つ農民の中からも水不足への危惧などが表明されるようになる。当初、計画に賛成していたASさんもその一人である。ASさんは当時島で農業を営んでおり、島を訪れる本土業者に自らの屋敷を提供もしていた。

・・・ゴルフ場建設の計画はもともと上の方だけ、私も最初はどうかと思っ
たんですけど、話を聞いたら上の方だけならさせてもいいんじゃないかな、って思ったか
ら賛成したんですけど、・・・ずっとだんだん、下の方まで下がってきたから、予定が、
これでは水もなくなるし、海も汚れるし、海人も反対して、私も考えたら、これじゃ木も
なくなるし、松がなくなると水もなくなるし、畑が出来なくなるし・・・それで私もちょ
っと待った方がいいと、橋がかかるというものだから、喜んでいたんですがね、考えてみ
たらこれは問題だな、と。⁸²

79 2016年3月11日、KNさん。

80 2015年8月8日、KNさん。

81 2013年10月16日、SSさん。

82 2016年3月10日、ASさん。

農業者の中から反対派のリーダーも立ち、漁師たちはそのあとをついていくことになった。KNさんによると、「漁師はあまり詳しいことができない」から、役場や企業と対峙する力のある、そのようなリーダーの存在はとても頼もしいものだったようだ。地権者の間でも徐々に反対意見が広がっていった。結局、企業側は十分な土地を確保することが出来ないまま、バブル経済もはじけ、ゴルフ場建設計画は頓挫することとなった⁸³。

6.7.3 危機を回避する力

CTSを経験したSさんは「あれ（注：ゴルフ場）はあまり本気ではなかったはずよ。やろうと思った人たちが、強いてまでやろうと思ったら必ずやりよったはずだから」⁸⁴と言う。だが、けっしてこの計画が「本気」でなかったわけではないだろう。ただ、Sさんたちがかつて経験した「本気」とは、国策と深く絡み合いながら進められる大規模開発が備える圧倒的な資金力や政治力のことであり、広範で複雑な利害関係のなかで埋没していく漁民や住民たちの声のことだった。その経験をもってすれば、苛烈な反対運動が起こるわけでもないままに頓挫したこの計画がSさんの眼に「あまり本気ではない」と映ったとしても不思議ではない。

しかし、この一連の騒動を「CTSの時より大変だった」と言う人もいる。現在、島で最高齢の現役漁師のSRさんもその一人だ。SRさんはその理由を「島が割れたから」だと言う。たしかに、CTSの際には島の人びとのなかで表立って賛成を表明する人びとはほぼ皆無といってよかった。「地元」から実質的に排除されたこともあり、補償金や雇用などのメリットはほとんどないにも関わらず、その受苦の程度はあまりに大きかったからである。一方、この計画をめぐっては、まさに島が「地元」だった。土地の貸借をめぐって相応の受益者がいたこともあり、また、次第に進む島の高齢化や過疎化の解消の期待もあり、さらには計画の中止によって架橋計画も頓挫することへの恐れもあり、じつにさまざまな意見が飛び交った。活発な誘致活動に出た人びともいた。ゴルフ場への期待は当時はそれなりに大きいものであったし、今もなお、「あのとき出来ていれば…」という声も聞かれるほどだ。

83 前畑 [2005] によれば、島の 1/3 の住民が土地使用に反対した、とされている。

84 2014 年 6 月 24 日、S さん。

しかし少なくとも、漁師たちにとっては、それは明確な海の汚染の危機を意味していた。序章でみたように、沖縄では、陸を大きくいじれば赤土被害が発生する、とあってよい。しかもやっかいなことに、改めてくり返せば、イノーに一度流出した赤土はヒシの切れ目から細々と外洋に出ていくだけで、その大半がイノーのなかに堆積していく。それが台風や季節風などで海が荒れるたびに巻き上がり、海の濁りが繰り返されてしまうのだ。CTSのときの浚渫の濁りがまだなお影響している、とKNさんたちが口を揃えるのも、こうしたイノーの特性があるからだ。そして、とくに収穫期を迎えたモズクは、極度に汚れに弱い。当時すでに、モズク養殖で先行する恩納村や宜野座村で赤土流出によるモズク被害が出ており、1995年に県が赤土等流出防止条例を定めたあとも、各地でモズクへの被害報告は絶えない⁸⁵。もし、この開発が実行されていたら、被害は一時的なものでは済まず、浜比嘉のモズクは今も降雨のたびに流出する赤土に悩まされることになっただろう。

しかしまた、もし、当時の浜の漁師たちに発言力がなかったとしたらどうだったのだろうか。続く農業者の反対、地権者の翻意、バブルの崩壊など、漁師たちにとっては幸運な事態が続いたが、実は、地権者の翻意は漁師たちの反対に触発されてのものだったという話もある。また、農業者であったASさんが「あれはだいたいウミンチュが反対していた」と言うように、当初から反対の立場を貫いていたのは漁師たちであり、その連続性の上に漁業者以外の人びとの反対があったとも言える。漁師たちの意見は島内に伝播しうるだけの力を備えており、そのことが計画の頓挫へと繋がっていったのである。SSさんは、「(自分たちが)ねばったからそのうちバブルがはじけて出来なくなった」と解するが、それはあながち誇張ではないだろう。

ではなぜ、彼らの意見はそのような影響力を持ち得たのだろうか。その理由は、ひとつには漁師たちの「まとまり」にあり、もうひとつはモズク養殖の「将来性」にあったと考えられる。さきに見たように、浜の漁民の多くは土地を持たない。主に土地利用の是非をめぐって騒動になったこの計画において、漁師個々人の力はけっして強いとは言えなかった。しかし、彼らはその弱さを束ねた。そうすることで、一定の発言力を獲得することが出来る、そのことを、彼ら自身はよく知っていた。また、実際、数において彼らは少数者

85 赤土等流出防止条例制定によって、1993年に年間40万トンだった赤土流出は1996年には18万トンまで減少した。しかし、同条例では、公共工事や米軍基地、条例制定以前からの耕作地が適用外になっている(2010 中谷内ほか)。赤土の被害の訴えは止まず、2017年には近隣の宜野座村漁協が、大雨による赤土流出によって受けた養殖モズクの被害額を1500万円と試算したことが、地元報道紙で報道されている(沖縄タイムス 2017年6月22日記事)。

ではなかった。1990年の統計をみると、浜の漁業者の数は35名で、これは農業者を4名上回る。また、当時の15歳以上人口の約35%を占めており、これは全就業者数で最も多い割合である。個々の力の弱さと、それを束ねることで生まれる強さは、土地を持たない彼らの戦略でもあったと言える。だからこそ、SSさんは力を込めて、「一緒にやらんと。とくにウミンチュの場合は。陸はどうかかわからないけど、海はまともになくちゃ」⁸⁶と言うのだろう。

とはいえ、仮に漁業が右肩下がりで将来が期待できない産業であれば、漁師たちがいくらまとまりをもって声を上げて、陸の人びとの共感を得るのは難しかっただろう。また、漁師たち自身にとっても、さきにみたような条件不利な状況のなかで、今後も海が自分たちの生活を支えてくれるという確信に近いものがなければ、SSさんのような「ねばり」が引き出せたかどうかはわからない⁸⁷。実際、CTSをはじめとして、施政権返還以後さまざまに進められた沿岸開発や近隣市町村における火力発電所などの設置⁸⁸は、沿岸環境にたしかに影響を与え、漁業資源全体は減少傾向へと向かっていた。そのような状況下で、試行錯誤を繰り返しながら、漁師たちがモズク養殖に活路を見いだしつつあったことは、島の発展を願う陸の人びとにとっても無視できない影響力を持ったと推察される。ゴルフ場開発に雇用優先への期待が向けられていたように、島の人びとの関心は、一時の「今」ではなく、将来にわたってどう島で食べていくか、という点にも寄せられていた。そして、徐々に軌道に乗り始めたモズク養殖は、目の前の海にまだまだ「力」があり、さらに市場からの求めもあり、今後の発展の可能性を秘めていることを、人びとに広く知らせることとなったからである。

86 2013年10月16日、SSさん。

87 さまざまところで、開発に伴い、漁協が漁業権を放棄したために、「漁師が海を売った」と非難されることがある。しかし、浜比嘉の漁師たちを見ていると、そもそも魚価の低迷や資源の減少などで、漁業に将来性が見出せないことが漁業権放棄の理由の一つなのではないかと思う。彼らが海の守人たるには、海が自分たちを喰わせてくれる、という確信に近いものがあってこそなのではないか。漁業権放棄の判断に影響を及ぼすと推測される魚価の低迷などは、消費者である私たち自身にも責任があるだろう。

88 1979年6月、沖縄石川石油火力発電所2号機営業運転開始、1987年11月、石川石炭火力発電所1号機運転開始など。

6.8 アクア・モノカルチャーへの道

6.8.1 拡大するモズク養殖

こうして結果的に再びの海の変容の危機は回避され、1990年代に入ると、勝連全体の養殖モズクの生産量は1600t～2000tへと迫るようになっていった。残された漁場はまだまだ広く、技術も安定し、知識も蓄積されてきたからだ。そして、この養殖の伸びには、仲買業者たちの存在も大きかった。

勝連半島では、豊富に採れた自然モズクの取引によって成長した大手仲買業者が複数あった。古いところでは、施政権返還前からのところもある。モズク市場の成長を見込んだ仲買業者たちは、漁師たちに積極的な融資を行った。網や鉄筋、果ては船やコンプレッサーまで仲買による先行投資が行われ、漁師たちの資金不足を補った。融資金の返済は、モズクによって支払われるため、一度関係が出来た仲買業者と漁師との関係はなかば固定化したものとなる。仲買業者からの要望に応えるためにも、また、もちろん自身の収益を増やすためにも、漁師たちは養殖規模の拡大を目指した。それは当然、網数の増加を招き、かつては1人あたり100枚程度だったのが、300枚、500枚と増えていった。

そこへ、結局はゴルフ場開発と切り離されて進められることとなった浜比嘉大橋の架橋工事が1997年に竣工した。この橋によって平安座島経由で本島と陸続きとなってからは、本島に住居を構えていた浜の出身者が通いで養殖に参入することが容易になった。当時はすでに養殖モズクはある程度安定した収益を上げるようになっており、規模の拡大に伴って人手が必要となった親が子と呼び寄せることもあれば、不安定で廉価な建設業などの陸の仕事から海の仕事へ切り替える場合もあった。この時期と前後して、モズクにガンや食中毒に効果がある「フコイダン」という成分が含まれている、という研究発表やテレビ放映が相次いで行われ、全国的なモズクブームが起こったことも、彼らをモズクへと走らせた。とくに、大橋開通後の1999年、モズクはキロ単価平均307円というそれまでにない高値を記録したため⁸⁹、これに触発された参入が相次ぐこととなった。モズク養殖は、一連の手順さえ覚えてしまえば（そしてその手順が確立していれば）、知識と経験の累積が少ないうちからある程度の収穫が見込めることも、新規の参入を後押しする要因となった。勝

89 沖縄農林水産統計年報。浜ではないが、Sさんとの地図づくりに協力してくれた兼久の漁師YSさんもこの高値に触発されて養殖モズクに本格的に参入した一人。「300円の時には1日10万円になった」「あの10万円が忘れられない」とYSさんは言う。2013年10月14日YSさん。

連漁協の資料によれば、浜の正組合員数は 1998 年の 40 名から 2001 年には実に 52 名にまで急増している⁹⁰。このような漁師たちの増加によって、さらにモズクの生産量は伸びていった。そして、この頃参入した漁師たちの多くは、他の漁を経験しなかった。そのため、モズク養殖専業の漁師たちが増えていくことにもなった。

一方、モズクの価格は先の 307 円を頂点として、大きく揺れ動き続けた。業者の過剰在庫を引き金として、単価が 100 円を切るまでに暴落することもあった⁹¹。暴落の際には、浜から一時的に撤退者が出ている。また、海が次第に過密化していき、潮の流れが悪くなったためか、あるいは海水温の上昇などの気候変動の影響か、かつて 1 シーズンで 3 回刈り取ることの出来た網も、1 回程度しか刈れなくなっていた。これらのリスクに対応するためにも、漁師たちは網の枚数を増やしていき、一人あたり 1000 枚程度まで入れることも珍しくなくなっていた。装備の近代化や技術の向上によって、その程度まで網を張ることが可能になっていたのである。

そして、先の仲買業者たちの存在は、ここでも大きな役割を果たすことになった。大量のモズクを扱うには、生産量に見合うだけの高い処理能力をもつ加工場の存在と、本土への太い販路の確保が必要である。というのも、塩蔵・冷凍での出荷であるモズクは、その処理を行う加工場の存在を必要とする。さらに、本土への販路の確保がなければ、漁師たちがいくらモズクの生産増大に努めても、引き取り手がいないということになる。そして勝連では、資金力に長けた仲買業者たちがそれぞれに加工場を有し、それぞれに販路拡大に努めていた。つまり、彼ら仲買業者の存在は、生産量の増大を鼓舞するだけでなく、その増大に応じることの出来る素地を漁師たちに提供していたのである。生産量のそう多くない地域では、漁協が一元化してモズクを買い取るところもあるが、勝連漁協が自らモズクの買取を始めたのはようやく 1998 年になってからのことであり、それも処理能力の限界によって、一元化するには至っていない⁹²。

90 「勝連漁業共同組合事業報告書」平成 10 年度版～平成 13 年度版。

91 1999 年に 300 円代を突破した 2 年後の 2001 年、90 円代まで下がったのが最も激しい暴落だった。この翌年には、浜の正組合員数は 52 名から 46 名まで 8 名減少し、その数が回復したのは 2005 年になってからのことである。

92 その年ごとのモズクの出来で変動するが、組合では、一組合員あたり 5t～10t の納入を奨励している。生産量が多い年は納入に制限がかかることもある。勝連漁協によれば、漁協が取り扱うモズクの量は、勝連全体の生産量の 15%程度だという。

ただし、このような仲買先行型は市場競争が過熱する要因ともなる。そしてそれは既に見たように価格の暴落をも招く危険をはらむ。たしかに融資を受ける漁師たちは多いものの、彼らと仲買業者たちの関係は決して隷属関係にはない。漁師たちは声を揃えて仲買とは「信頼関係」だと称し、例えば単発的なブローカーが高値を提示してきても、余剰分でさえあまり回すことはない。業者も漁師を得意先として大事にし、可能な限り漁師たちの要望を受け入れる。それでも気候条件や赤土被害などの不安定要素をはらむモズク相場は、市場原理が強く働くことで、漁師たちにとって不利な状況を頻繁に生んだ。そのようななか、遅まきながらも、また引取量に限界がありながらも勝連漁協が買取を始めたのは、漁協の経営安定のためでもあるが、生産者である漁業者の利益の確保、すなわちモズクの価格安定のためでもあった。漁協が決定した買い取り価格は、その価格がその年における業者と生産者との適正な損益分岐点であるという告知効果をもち、必然的に他の業者がそこから大きく外れた額を提示することが難しくなるからである。また、仲買は市場の動向とその年の生産量とを勘案しながら、シーズン途中でも買い取り価格をよく変えた。しかし、漁協の買い取り価格はシーズンを通じて変わらないことになっている。漁師たちが安心してその年の収穫に励むことができるようにするためだ。このような漁協の努力が効を奏し、また、暴落に懲りた漁師たちが自主的に生産調整を行うようにもなったため、2010年以降はモズク価格は130円代から150円代の間でほぼ安定して推移するようになっている⁹³。

話を当時に戻そう。1000枚程度まで網の数が増加すれば当然、100枚程度で回していた頃に比べて、養殖への労働量の投下は著しく増加する。大量の網の手入れや準備などにも時間を要し、1年を通じて常に何らかの作業が発生することにもなる。養殖以外の漁にかかる手間は、もう、ほとんど残されていなかった。

また、網の増加は当然、漁場を広く占有することにもなった。50名近くの漁師がそれぞれに1000枚近くを貼れば、単純計算で5万枚だ。鉄筋は1網に8本使うから、これも単純計算で40万本になる。実際は1000枚に満たない漁師も多かったため、これより実数は少ないが、それでも、大変な量、大変な面積である。そしてこの大量の網や鉄筋の存在は当

93 1996年、モズクの価格暴落を受けて県漁連にもずく養殖業振興協議会が設置された。同協議会は、県内のモズク生産漁協や一次加工業者を会員として、生産の適正化と価格の安定を目指した生産調整や販促活動を行うことを活動の主な内容としている。ただし会で決定される生産量はあくまで目標値であり、必ずしも遵守されているわけではない。また、勝連のように古くから仲買が強く、また生産量も多い場合、協議会のリードに従うというよりは、漁協や漁業者、仲買業者たちが自主的に動く傾向が強い。

然、アンブシや刺し網、追い込みや潜り漁などの他の漁、島の人たちの言葉を借りれば「小さな仕事」を行うことを難しくした。それは、かつて MS さんが懸念していた事態だった。

6.8.2 アクア・モノカルチャーへ

「20 年経ったら元通りになる、ヘドロもなくなってきれいな海に戻るから、と会社の人に言われたんだよ。なるわけあるか、ずっとこんなさ」と KN さんが憤るように⁹⁴、CTS 以来、平安座－浜比嘉間の漁場が悪化の一途をたどるなか、人びとの活動範囲は島の東部に集中していた。

当時もまだ、現役の漁師として活躍していた S さんは、モズク養殖には転向せず、潜り漁を主としていた。ダイバーが身体に合わなかった S さんは、その頃島に残っていた唯一の素潜り漁師でもあった。そして、前章に見た通り、島の東部を主な漁場とした「小さな仕事」を生計の糧としていた S さんにとっては、モズク養殖の拡大は、歓迎できるものではなかった。

・・・おじいが若いときは、今モズクやっている時期は、あっちこっち、魚がいるところも空いてたんだ。網をやってから魚は非常に減っているよ、怖いんだはず、魚が今まで眠っていた穴でも全部養殖網張られているさね、怖がって寄らないんだはず、タクヌヤーもやられてる、全部網が張られてる、少し、網がこっちまであるさね、穴が少しでも離れていたらこっちからタコが入る場合もある、分かってやっているんじゃないくて、無鉄砲にやっているからよ、タクヌヤーとか、マクブヌヤーとか、毎週毎週マクブが獲れる穴でも、邪魔になっていると思ったらすぐ割られている・・・⁹⁵

S さんは、大量の網が波に揺れることで、魚たちが怖くなって近づかなくなったと感じていた。また、網の下になったタコの巣には、タコが戻らなくなったとも感じていた。さらに、S さんを悩ませたのは、一部の新参の漁師たちが行ったサンゴの破壊行為であった。

94 6.6 参照。

95 2013 年 10 月 8 日、S さん。

・・・養殖始まったさね、これ鉄筋入れるために、素人は、クブシミが卵産むサンゴがあっても自分の鉄筋に邪魔があったら、これ叩き割ってよ。1回、組合総会でおじい話した場合もあるよ。こんなにやったら海ダメになるからやってくれるな、って。若い人たちがよ、海に全然行ってみない人たちが、全部海に下りたから。昔からの経験ある人は絶対やらない、サンゴ割ったりは、自分の鉄筋に邪魔になっても、今すぐ、新しくやっている若い方たちは（やる）。クブシミの卵産むサンゴ、海始めてから叩き割られて、組合に申し出たことある。これやったら海全部ダメになるよ、って。おじいが言ってから少しは良くなっている・・・このモズク養殖だけやっている人たちよ。あれが分からないわけだよ、このサンゴが卵産むサンゴだなのというのが、こんなのが分からないわけ。ただ自分の仕事に邪魔だということで・・・⁹⁶

何十年という海の経験を持つSさんには、モズク養殖に参入してきた新参の漁師たちが「素人」に見えたのも無理はない。普段は温厚なSさんも、この時はかなり激しい口調で抗議をした。Sさんと同世代の漁師である父親から、かねてよりSさんの腕の良さを伝え聞いていたSTさんは、組合総会でのSさんの強い口調を覚えている一人だ⁹⁷。自身も養殖以前からの漁師であるSTさんは、Sさんの怒りをもっともだと感じたと言う。もちろん、このような行為に及んだのは限られた人びとであり、また、次第に海を学んでいくなかで、これらの暴挙も収まっていくことにはなった。だが、「モズク養殖が増えたら、おじいたちのような仕事は出来なくなる」という危惧は、Sさんの中にたしかにあった。

通常は、こうしたトラブルを避けるために、養殖と他の漁との間で漁場調整が図られる。かつてMSさんがそうしたように、漁場の重複を避けるのだ。モズク養殖では、第一種特定区画漁業権の設定がそれに当たる。これは5年ごとの切替があり、漁協が知事に対して申請し、漁協に交付される、いわゆる組合管理漁業権と呼ばれるものである⁹⁸。漁連（沖縄県

96 2013年10月8日、Sさん。

97 STさんはよくSさんへの敬意を口にするが、例えばこんな話をしてくれた。「Sさんは本当にすごくて、4、5分も潜ってる。昔自分がダイバーを使って、Sさんは素潜りで天然モズクを採っていたときに、Sさんは素潜りでかわいそうだなって親父に言ったら、何言ってるんだ、おまえが相当頑張ってもかなわないよ、って言われて。だけど本当に、素潜りは視野が広いさ。ダイバーは前しか見えない。だから天然ものの採集は素潜りにはかなわないんだよ、全然」。2013年10月6日、STさん。

98 正確には、複数の申請があった場合には漁協が優先される、ということである。競願の際の優先順位は①漁協、②地元漁民の7割以上が組合員・社員・株主等である法人、③地元漁民の7人以上が組合員・社員・株主等である法人、④漁業者・漁業従事者（法人を含む既存の漁業者など）、⑤その他の主体（新規参入者など）となっている。そのため、漁協が漁業権を放棄などした場合には、他の法人等も免許の

漁業協同組合連合会)でモズクを担当していたIさんはこれを、「漁師同士が仲良くやるために」つくられた制度だと上手い表現をする⁹⁹。その申請においては漁師たちによる話し合いが持たれ、組合総会での承認を得たあとで漁協が申請を行うから、申請の内容はあくまで漁師たちの意向を反映したものとなる。その意向がまさに、島の東部一帯への養殖の漁場の拡大だった。Sさんの言葉を翻せば、「小さな仕事が出来なくなっても、モズク養殖を増やしたい」というのが、彼らの意向だったということになる。当時を知る勝連漁協のT参事は、刺し網などを行っていた漁師たち自身が、自分が使っていた漁場を養殖モズクの区画として申請するように漁協に伝えてきた、と言う。「ここはモズクに専門化した人たちが多くから、漁場も確保しやすかったんです。よその漁協では、そういうのはあまり考えにくい」¹⁰⁰。

沿岸資源の減少や魚価の低迷といった事態が進むなか、また、仲買の存在が後押しするなか、さらにはモズク養殖から始める新参の漁師が増えるなか、当時の勝連では、すでに漁師の90%以上がモズク養殖を第一の選択肢としていた。対照的に、モズク養殖に関与しない漁師たち、つまり鮮魚を中心とする漁師たちは、浜比嘉海域ではSさんを含めてすでに2、3名を数えるばかりになっていた。そうなる悪循環で、来ても鮮魚があがっていないとして、漁協のセリに鮮魚の仲買人が来なくなり、ますます魚価は低くなる。それを受けてますます労力はモズクに集中していく。MSさんが懸念していた頃とは異なり、趨勢において、もう、棲み分けは望まれていなかったのだ。彼らにとっては、残された漁場を最大限に活かす手段が、海をモズク優先の海へと変化させていくことだった。そうして、更新のたびに、養殖の区画は拡大されていった。Sさんもまた、「これはこっちも儲け、あっちも儲けだから。お互い生きていくために。だから言えない、言えないさ。クブシミのおうちは、もう、これは言ったけど、モズクをやるなとは言えない」¹⁰¹として、その声を響かせることはなかった。

交付を受けることが可能である。漁業法第18条ほか参照。なお、組合管理漁業権はほかに共同漁業権があり、これは優先順位はなく、漁協にしか適格性が認められない。いずれも、様々な利害対立が想定される漁場管理の役割を、漁場の管理を漁業者の自治組織である漁協が担うことを前提している[濱田2012:34]。

99 2015年8月7日、Iさん。

100 2014年6月25日、T参事。

101 2013年10月8日、Sさん。

そして、皮肉なことに、海の生態系もまた、モズク優先の海へと変じていた。沿岸資源の減少の最も大きな要因のひとつとして考えられるサンゴ礁の減少だが、じつは、漁師の間では、養殖モズクはたしかに良好な状態のイノーを必要とはするが、サンゴの状態は影響しないのではないか、と言われている。さらにはっきりしているのは、サンゴが多い地帯は、網がひっかかるために、養殖漁場としては敬遠されるという事実だ。

・・・サンゴもなくなったさね、クブシミはサンゴがないと、クブシミはサンゴ食べるでしょ、ほとんど、サンゴなくなってから、海自体がモズクに合ってるわけよ・・・昔はこの辺全部よ、サンゴが多くてモズクが出来ないわけよ、もう30年余るよ、サンゴがその時全滅さ、モズクはまた、あの、本張り出来るように出来てるわけよ、海が、いいか悪いか、これ分からんよ、前はサンゴが多くてよ、ダメ、サンゴがあると網がひっかかる、大きいのは3メートルくらいある、サンゴがないからモズクの本張りができるわけ、浮原方面でも、だから、サンゴのあれが、大きいのが（なくなった）、サンゴがないとモズクが上等さ、魚は減る・・・¹⁰²

KIさんがいう「30年前の全滅」というのは、1980年ごろ起こったサンゴの局地的な白化現象のことだと思われる[Yamazato 1999]。施政権返還以来進んだ埋立や開発に加え、海水温の上昇などの気候変動を因としてたびたび起こるサンゴの白化現象は、浜比嘉周囲のサンゴに大きな打撃を与えた。1998年には琉球列島全域に及ぶ大規模な白化現象も起こり、その後、現在に至るまで浜比嘉周囲のサンゴは復活していない。かつてSさんが「やがて魚が陸にあがらないかな」と思ったほどだという海は、もう、どこにもなかった。

そうして、2000年を迎えるころには、勝連全体でモズクの生産高は5～6000tを上げるまでになっていた。それとは対称的に、鮮魚の水揚げ高は100tを切るまでになっていた¹⁰³。数値上、浜比嘉の海は、アクア・モノカルチャーの海へと転じたのである。

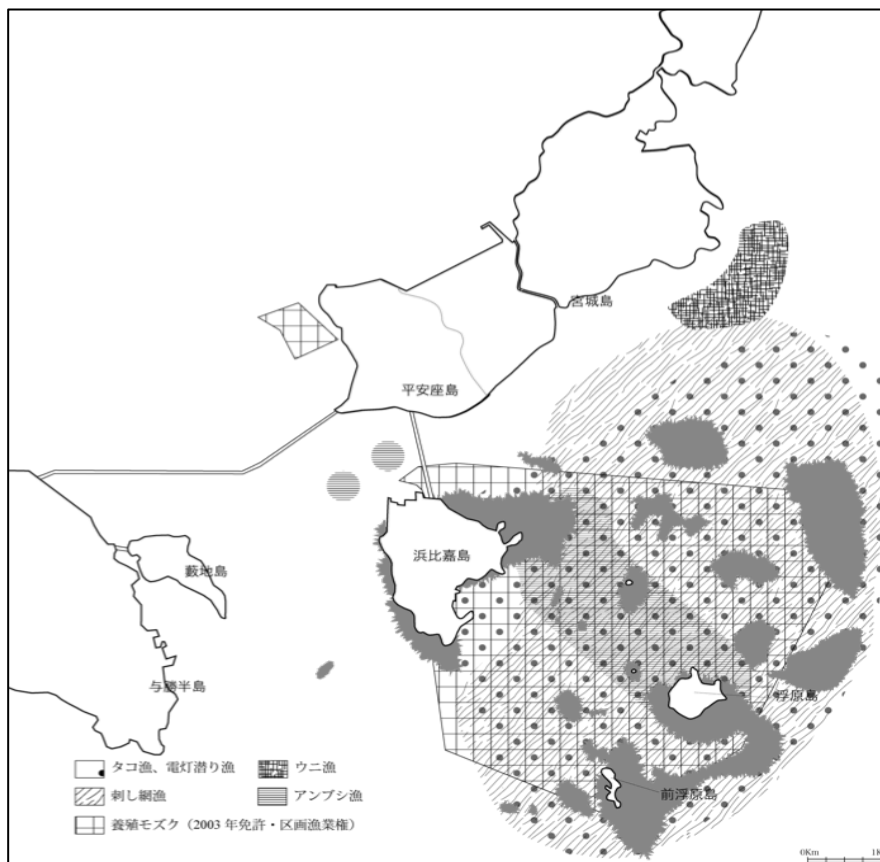
102 2014年6月24日、KIさん。

103 それぞれの水揚げ高は「沖縄県農林水産統計年報」各年度版によった。

6.9 空間のシンプリフィケーション

このように、施政権返還を挟んで起こった漁場の変容と縮小、本土という市場の登場、そして魚価の低迷や資源の減少に加えて、仲買先行型や大橋の開通など浜比嘉（勝連半島）独自の事情などが複合的に影響し合い、浜はモズク専業化への道を歩んできた。

それは一面から見れば、多彩な漁業が失われていった過程でもあるし、また違う側面から見れば、海の可能性を引き出してきた過程でもある。いずれにせよ、彼らは海を生きる場とする人びとであり、その場が危険に晒されれば抵抗し、かつ、その抵抗が叶わなかった場合には、適応の道を探ってきた。その来歴は、2018 年現在の区画漁業権のエリア（図 31）に如実に表れている。変容が大きかったエリアを避けるように、そして、CTS の際の新たな埋立計画が実現していたらおそらくは不可能であったエリアにかぶるように、区画漁業権がほぼ目一杯に設定されている。図 25 は、こうした変化を受けたのちの、2000 年代以降の浜比嘉の漁場利用だ。再掲する 1960 年代の漁場利用図と比べると（図 26）、漁法、漁場ともに大きく縮小しているのが分かる。



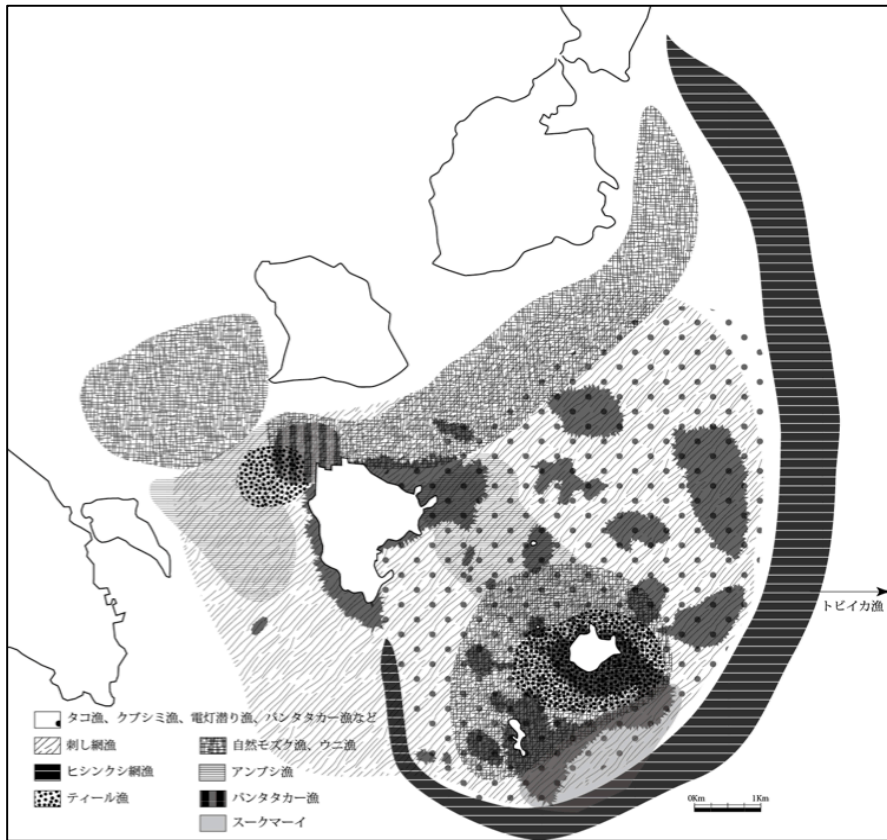


図 26 1960～70 年代頃の浜比嘉の漁場利用（図 19 再掲）

では、こうした変化は、海の微小地名図にどう影響しているのだろうか。筆者は 2 人の若手漁師に S さんをつくった地図を見てもらった。彼らはモズク養殖から漁業を始めた、30 代と 40 代の漁師たちだ。若手とはいえ、その漁師暦は KS さん（30 代）が 15 年、GS さん（40 代）が 20 年ほどになる。モズク養殖の他は海にあまり出ない漁師もいるが、KS さんは親からアンブシ漁や刺し網漁も習い、GS さんは潜り漁を得意とする。つまり、同世代の中でも比較的海を広く知る漁師たちだ。とはいえ、彼らの生計の中心はやはりモズク養殖であり、経済的な側面から見れば、ほぼモズク専業であると言ってよい。彼らには、聞いたことがある地名に印をつけていってもらい、また、載っていない地名で知っているものがあればそれも書いてもらうことにした。そうして出来たのが、次の 2 枚の地図だ（図 27、図 28）。



図 27 KS さんの地図 (1983 年生まれ。モズク漁・潜水漁・アンブシ漁・刺し網漁)

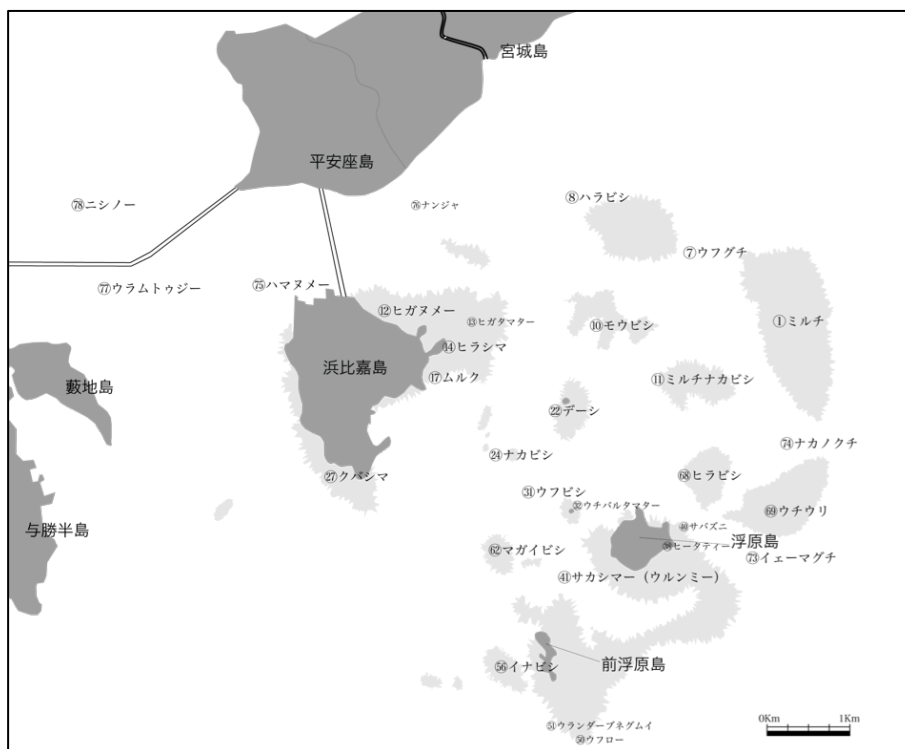


図 28 GS さんの地図 (1976 年生まれ。モズク漁・潜水漁)

GSさんはKSさんより海の経験において10年ほど上回るが、KSさんの方が比較的小さな地名まで知っていた。これは、KSさんの方がより複数の漁法に携わっていることや、親と一緒に海に出ることも多いことなどが関係しているだろう。ではあらためて、Sさんの頃の浜比嘉の海の地図を見てみよう。



図 29 浜比嘉島の微小地名地図（図 13 再掲）

2人の地図が、Sさんの頃の地図に比べ、余白が多いのは明らかだ。彼らをもってしても、と言ってもよい。もちろん、第5章でみたように、微小地名には個人的なものも含まれるから、微小地名図はその人ごとに違う。しかし、この変化は、そうした個人ごとの知識の「違い」というのではない。単純に、地名が「減って」いるのだ。ちなみに彼ら2人は、新たな地名を地図に書くことはなかった。

だが、彼らは2人とも、漁師として十分な収益を上げている。つまり、今現在の浜比嘉は、Sさんほどの地図を持たなくとも食べていくには事足りるのだ。微細な地名を身体に取り込み、多様な資源を拾い集めることでしか、海で生きることが出来なかった頃とは違う。養殖モズクへのシンプリフィケーションはこうして、海の微小地名のシンプリフィケーションももたらすこととなった。

6.10 モズク養殖の不確実性

6.10.1 リスク分散の現在

元来、サンゴ礁漁業は小規模、多種目、多技法の複合を特徴とすることは、前章の冒頭に見たとおりである。沖縄のサンゴ礁漁業は、その漁場の地形の微細さと、棲息する多様な水族と、さらにそれらに対する深い知識によって支えられた多様な漁法によって、ジェネラリスト的戦略をとってきた。それは、彼らが望んでそうしたというよりは、水族ごとに資源量が限定され [飯田 2004]、大量捕獲種が望めないという亜熱帯の生態学的条件に適応した結果であり、また、資本蓄積に乏しい小規模社会における投資可能額の低廉さやマーケットの脆弱さという社会条件を前提とした戦略であり、そのことによって、人びとは海を重要な資源空間として成立させてきたのである。モズク養殖が隆盛する前の浜の漁民たちも、このようなジェネラリスト的戦略をとってきたことは、6.4に見た通りである。

また、多種目多技法を組み合わせる、ということは、リスク分散にもなる。アチソンがさまざまな側面から明らかにしたように [Acheson 1981]、もともと海はその不確実性において、資源空間としては群を抜いている。人為的な制御がほぼ効かない上に、気候条件等の影響を受けやすく、またわずかな環境変動にも敏感に反応するという自然条件に加えて、漁獲量の多寡によって市場価格が常に変動するという社会経済的条件もある。そのため、大漁であることは必ずしも良いこととは限らない。市場は資本経済特有の気まぐれさで生産者たちを振り回し、市場の動向に応じて生産量を制御できるかといえば、それはほぼ不可能である。気まぐれな海と気まぐれな市場の間で、常にある一定の収益を保つためには、一つの種に特化するのはあまりに「危険」なのだ。

これは養殖であってもさほど変わらず、そのために、例えば漁船漁業から養殖業へと推移した宮城県北上町においても、ほとんどの漁家が養殖品目を3種から5種組み合わせ、リスク分散を図っている [高崎 2016]。一部の資源との関係が危機に陥っても、他の資源との関係が保たれていれば、全体として生き残ることが可能になるからである。とくに農業においてしばしば問題視されるモノカルチャー化は、不確実性の高い漁業においては、よりリスクの高い選択であると言える。

一方、このように、不確実性への対応力が「組み合わせ」を可能にする選択の多様性にあるとするならば、空間そのものを組み合わせるという手段も考えられるだろう。たとえば、これまでたびたび触れてきた半農半漁という形態がそうだ。先のアチソンも、不確実

性への対処において漁師によってもっともよく使われている戦略は、複数の仕事と組み合わせる（combine）ことだ、と報告している [Acheson 1981:291]。これはいわゆる生業複合として位置づけられる。

生業複合に関して、菅は「在地リスク回避 (Indigenous Risk Avoidance)」の議論のなかで、「資源の存在する空間、時期の違う活動を、同時、あるいは季節をずらして複数展開することによって、危険そのものを回避（avoidance）するのではなく、被害を受けたときの代償、埋め合わせ（compensation）を確保する戦略」であるととらえている [菅 2005：80]。関もまた、新潟県阿賀野川流域における生業複合について論じた際、河川流域という「不安定で変動の激しい」空間において、生業複合は生活安定化に寄与するものであったと指摘している [関 2003: 71] ¹⁰⁴。

この両者が同時に「空間」という単語を用いているのは偶然ではないだろう。生業複合の特徴は、陸や川、海といった異なる資源空間を組み合わせることで、特定の空間に依拠するリスクを分散させる点にある。言い換えれば、同一空間に存在する資源を組み合わせるのではなく、空間そのものを組み合わせることによってリスクを回避するのである。主要な生業をどこに位置づけるにせよ、また、国内外を問わず、これは自然に依拠した暮らしを送る人びとにとっては、むしろ一般的な戦略である。

しかしその大半が浮原にルーツを持ち、島に土地を持たないという彼らの特性によって、浜の漁師たちにとっては他の空間を組み合わせるという手法はほぼ持ち得ない選択肢だった。空間の複数性を持たない彼らにとって、空間内部における資源の複数性、いとなみの多様性は、リスク回避の装置として重要な機能を果たしていた。では、前項で見たように、海のシンプリフィケーションを経た現在、彼らはどのようにリスクに向き合っているのだろうか。

104 ただし関は、菅の「生産性は高いとはいえないが、内部経済の自立性、自給性をある程度高め、生活を『低いところで安定化することに寄与する』」[菅 2000:31]という議論に対し、関が観察した事例は、生業複合が必ずしも生活を「低いところ」で安定させたわけではなかった（山仕事や川仕事は高収入であった）と報告している[関 2003:71]。

6.10.2 養殖モズクの方法

ここで一度、現在浜で行われているモズク養殖の手順を確認しておこう。モズク養殖の方式は、一枚あたり 1.5m×18mの養殖網¹⁰⁵を鉄筋にくくりつけて海中に設置し、これに着生させる、いわゆる無給餌・ひび建て方式と呼ばれるものである。①採苗、②種付け、③苗床、④中間育成、⑤本張り、⑥収穫、⑦網上げ・洗浄・網のセット、というサイクルを1年で行う（表 8、図 30）。組をつくらず個人で行う場合もあるが、多くの漁師が親子や兄弟で2～3名の組をつくっている。また、作業の段階に応じて場所を移動する（図 31）。③から⑤の作業は、特定区画漁業権が免許された海域のみで行うことができる。

表 8 モズク養殖の流れ（作業）

作業名	作業内容	時期
①天然採苗	20cm ほどにカットしたビニールテープを多数くくりつけた養殖網を漁場に設置し、海中のモズクのタネ（胞子）をビニールテープに着生させる	旧盆～10 月
②種付け	①のビニールテープを陸上に設置したタンクに5枚セットにした養殖網と共に入れ、10 日～15 日ほど置き、網にタネを着生させる	9 月末～11 月
③苗床（1 次苗床）	②の網を「苗床」と呼ばれる水深 7m ほどの漁場に移動し、海底に着地させて3 週間ほど置き、芽出しを促す。	11 月～12 月
④中間育成（2 次苗床）	③の網を水深 1m ほどの浅瀬に移動し、海底に着地させて 2～5cm ほどの幼体に育てる。約 1 ヶ月。	12 月～1 月
⑤本張り	④の網を各々の本張り場へ移動したのち（「配置」）、1 枚ずつにばらして張る	12 月末～4 月末
⑥収穫	本張り後約 60 日で収穫	3 月初旬～6 月末
⑦網上げ・網洗浄・網セット	収穫が済んだ網を海中から引き揚げ、陸上で洗浄し、5 枚重ねにセットする	6 月～9 月

図 30 モズク養殖の流れ（季節）

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
			①天然採苗								
							②種付け				
								③苗床			
									④中間育成		
⑤本張り										⑤本張り	
⑥収穫											
			⑦網上げ・網洗浄・網セット								

105 網のサイズはいくつかの種類があるが、浜ではこのサイズが一般的である。

①の採苗については、人工培養種（バイオ種）を使用する場合は不要な作業である。漁連のIさんによれば、現在、県全体で約9割がバイオ種を使用しているが、浜では天然母藻からの採苗にこだわる。彼らが言うには、バイオ種で育ったモズクはいざ海に下ろすと切れやすく、また、天然採苗で育てたものに比べて出来も細いからである。業者は塩蔵にしても歩留まりのよい太いモズクを好む。勝連のモズクが業者受けがいいのも、天然採苗に由来するこの太さが影響している。

この作業は、主にナカルと呼ばれるエリアで行われる。ナカルは砂地にジャングサと呼ばれるリュウキュウスガモ（*Thalassia hemprichii*）が繁茂しており、そういった場所が母藻の確保に向いていると彼らは言う。母藻を着生させるための物質は、土嚢袋から1枚もののビニールシート、砂を詰めたビニール袋、ロープにくくりつけたビニール袋など、実にさまざまなものが試されてきた。現在では、20cmほどの長さにカットしたビニールテープを養殖網にくくりつけ、網ごと沈める方法に落ち着いている。これは、海の中で揺れるのが良かったようだ。

②の種付けで使用するタンクには、エアーポンプで酸素が送り込まれる。不思議なことに、陸上にあっても母藻が種を吐くのは旧暦の15日、つまり大潮の満月の宵と決まっているのだと彼らは言う。そのため、種付けの作業は満月に合わせて行われる。

その年のモズクの出来を左右する、といわれるのが苗床での成長である。これが上手く

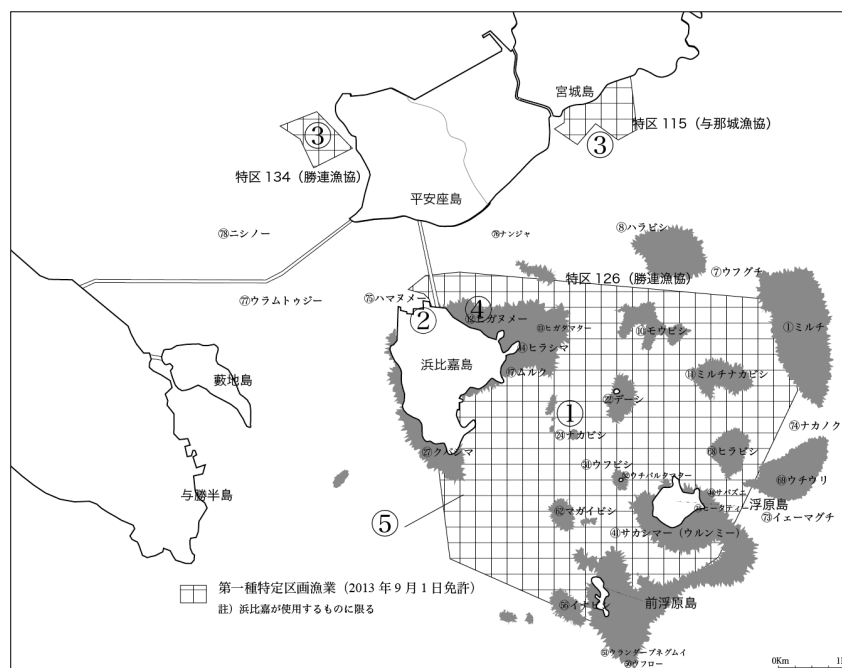


図 31 モズク養殖の場所

いかない場合、その後に取り戻すことは出来ない。浜の方法でユニークなのは、種付けした網をまず水深7mほどの苗床に移し(③)、その後水深1mほどの苗床に移す(④)という、苗床の2段階方式を採っていることである。一般的には最初から④の浅瀬の苗床

を使う一段階方式である。彼らによると、最初から浅瀬に入れると他の藻類や海草が混じりやすいため、このような２段階方式にしたのだという。彼らがこの方式を取り入れたのは 2000 年ごろからのことである¹⁰⁶。

③の苗床をここでは便宜上一次苗床と呼ぶが（漁師たちは単に「苗床」と言う）、一次苗床に適した漁場は、砂地で他の海藻類の生育がほとんどない場所がよいとされる。さまざまな場所を試し、現在、浜の漁師たちが使っている一次苗床（③）は 2 箇所に着いている（図 31）。なお、特区 115 は与那城漁協の特区であり、勝連漁協に所属する浜比嘉の漁師たちはそこを「借りる」という形になっている¹⁰⁷。

これに対して、④の苗床（漁師たちは「中間育成」とも言う）は、さきのナカルのように、砂地にジャングサなどが生育するアマモ場であるという。①や④で使われるのは、要はもともと自然モズクがよく育つような場所である。③や④の段階では、場所が限られているため、5 枚 1 セットの網を更に 2～4 セット重ね、⑤の段階で初めて網を 1 枚ずつばらしていく。

⑤の本張りは、それぞれが特区内に少なくとも 3 カ所、多い人で 10 カ所の場所を持っている。また、本張りで張ることの出来る網数は 1 組合員あたり合計 1000 枚までと組合で上限が決められている（「勝連漁業協同組合特定区画漁業権行使規則」）。場所の配置は、他の漁協では数年ごとに配置替えを行うところもあるが、勝連では先占制である。そのため、養殖を始めるのが早かった漁師はある程度まとまった場所を確保できるが、後発組になると少しの空き場所でも利用しないと網数を確保できないため、より分散される傾向にある。子が親から独立するときなどは、場所のひとつを譲り受けるのが大抵である。各々の場所の配置図のようなものはなく、漁協も漁民も、その全体像は掴んでいない。ブイや鉄筋がある程度は目印となるほか、つねに同じ場所に同じ船が浮かんでいることで、その漁場の使用者が周囲に認知されていく。誰かが使っていると分かれば、その場所に無理に入っていくことは決してしない。「人の場所に行くのは、よその家に勝手に入るようなもの」なのだと言手漁師の KZ さんは言う¹⁰⁸。

106ほかに知念漁協や伊平屋漁協がこの２段階方式を採用している。諸見里聰, 2002「モズク養殖漁場を形成する環境要因に関する調査研究」平成 14 年度沖縄県水産試験場事業報告書:147-148。

107 彼らはこの苗床を「^{とうぼる}桃原の苗床」と呼ぶ。特区 134 は「ニシノ一の苗床」である。もともとは桃原の苗床のほか、泡瀬方面にも苗床があった。泡瀬からニシノ一に移ったのは 2005 年頃。

108 2013 年 10 月 6 日、KZ さん。

⑥の収穫については、海中でバキュームホースを使ってモズクを吸い上げる人と、船上で吸い上げられたモズクから他の藻類やプランクトン、細かな石などの「雑」と呼ばれる夾雑物を取り除き、カゴに詰める人の2名が必ず必要となる。そのため、組をつくらない漁師もこの時期に限って親族の手伝いやアルバイトの雇用に頼る。このため、モズクの隆盛は島の雇用も生んでいる。

モズクは本張り後50～60日前後で刈り時を迎えるが、この刈り時を逃すととたんに次々と切れて流れてしまう。熟練者でも1日あたり30枚程度を刈るのが限界だから、1000枚を収穫しようと思えば休む間もない。また、収穫はだいたい午前うちに終わらせなくてはならない。モズクは収穫当日に塩蔵加工する必要がある、その作業時間を見込んだ漁協や業者が午後の早い時間に直接浜の漁港まで集荷に来るからである。次項で述べるように、収穫と並行して、苗床からの移動や本張りなどの作業も行われるから、この時期の漁師たちは多忙を極める。

③から⑥までは、海の中での作業となるが、その際、浜では全員がダイバー（送気式潜水具）を使用する。酸素ボンベを使うのが一般的な地域も多いが、昔から使い慣れていること、空気充填が必要ないこと、海底を歩くようにして行う作業も多いためボンベでは浮力が邪魔なこと、がダイバーを使い続ける理由だと彼らは言う。そして、⑤の本張りの時期は冬季の低水温期であり、とくに旧12月（新暦の1月～2月）は沖縄ではムーチャーピーサー（鬼餅寒）¹⁰⁹といって、1年でもっとも寒い時期にあたる¹⁰⁹。この時期に長時間の潜水を行わなければならないため、モズク養殖は彼らにとっては体力的に「きつい」仕事だと認識されている。

6.10.3 モズク養殖の不確実性

「モズクをやれば食べていける、他の漁は食べていくのは大変」だと、浜の漁師たちは言うが、このような手順を踏んで行われるモズク養殖は、じつは、多分に不安定要素を含んでいる。養殖とはいえ無給餌であるし、種も天然であり、最初から最後まで一切の化学薬品は使用しない。段階に応じて細かく漁場を移動することからも分かるように、育成場は海そのものであり、もともとの地形や潮流などの特性を活かしているだけだ。人為的に

¹⁰⁹ 沖縄では、旧暦12月8日に月桃の葉でくるんだ餅（鬼餅）を食べて健康長寿を願う慣習がある。この時期がちょうど1年でもっとも気温が下がる時期にあたることから、ムーチャーピーサー（鬼餅寒）という。

増産するというよりは、人が海の力を借りて着生の手助けをしているだけ、と言ってもよい。これもまた、半栽培の一種だと言えるだろう（実際、勝連漁協では、「養殖」モズクという呼び名から「栽培」モズクという呼び名に変えようとしている）。そのために、海そのものの力を必要とすることはもちろんのこと、日照不足や海水温、台風の発生時期などの気候条件に生産量が大きく左右される。生産量が極度に落ち込む年も現れる（図 32）。彼らが「魚よりモズクが自然任せ」だと言う所以だ。

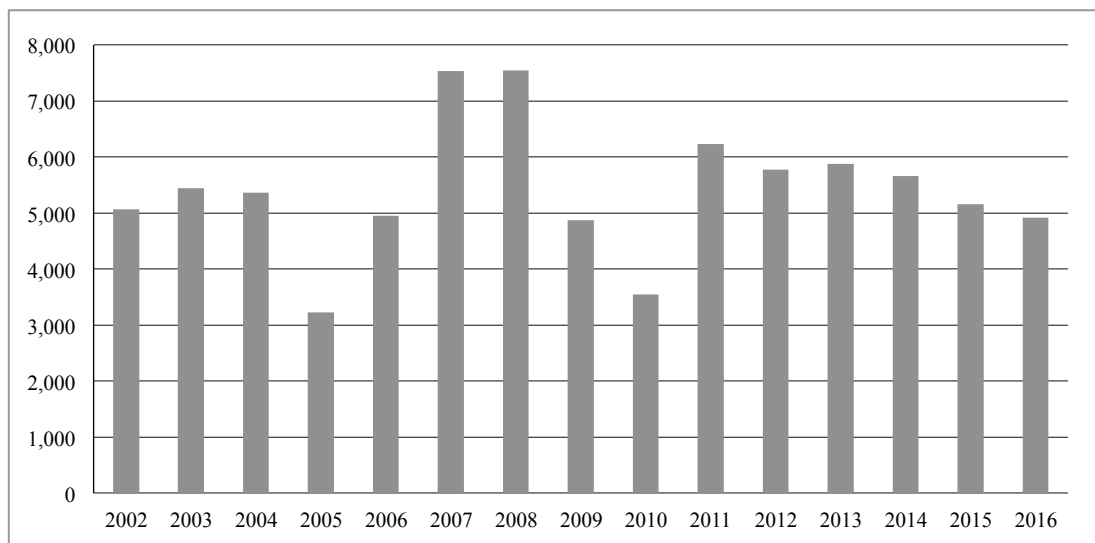


図 32 勝連漁業協同組合モズク販売実績 (t)

資料)「勝連漁業協同組合事業報告書」平成 14 年度版～平成 28 年度版より抜粋。

モズクの生育に関しては明らかにならない点も多く、昨年よく育った場所で今年は全く育たないということも珍しくない。また、急激な水温変化などによって順調に生長していたモズクが突如切れ始めることもあれば、刈り取り目のモズクが突発的な波浪によって 3 日と待たず全て流れてしまうこともある。基本的には、気象や海の様子を常に気にしつつ、作業のタイミングを見計らう、ということになるが、そういった経験知が効かない場面が多々あるのである。

こうしたことから、「魚は自分で追いかけるところがあるけれど、モズクは自然には適わない」¹¹⁰、「魚はやればやるほど確率が上がるけど、モズクはやればやるほどよく採れるようになるというのはない」¹¹¹と彼らは言い、「モズクは『運』みたいな感じ」「『賭け』のよ

110 2016 年 3 月 9 日、SK さん。

111 2016 年 3 月 10 日、GS さん。

うなもの」だとよく口にする。つまり、モズクはむしろ魚よりも働きかけの余地が少ない、不確実なものと認識されているのだ。

もちろん、その不確実性に対して、彼らが等閑視しているわけではない。「運」や「賭け」と言いながらも、その運を呼び込んだり、あるいは賭けの勝機を上げたりするための、様々な対策を練っている。そのひとつに、作業サイクルのずらしがある。彼らが複数の本張り場を持っていることは既に述べたが、本張り場はその場所ごとに細かな特性がある。おおまかな法則としては、リーフ側は伸びが遅く、イノー側は伸びが早い。ほか、岩場の方が伸びがよく、砂地の方が伸びが悪い。そこに潮の流れなども関係し、複雑で細かな場所ごとの癖が出来ていく。そうした癖を利用しながら、場所ごとに適切な作業時期を割り出す。そうして作業サイクルをおおよそ3回ほどに分け、シーズン中はそのサイクルを順次回していくのだ(図33)。複数の本張り場を確保し、そうした複数性を利用したずらしを行うことで、もし1回目の収穫がダメでも2回目が、2回目がダメでも3回目が、あるいはその逆が、というように、「どこかでどれかは当たる」ことになる。これは、リスク分散の一形態として捉えることができるだろう。同じ空間のなかの微細な違いを利用して、リス

クを分散させ、できるだけ「賭け」の勝率を上げていくのだ。勝率は良いときで7~8割、6割を下回らなければその年は一応「成功」の年とされる。もちろん全てが「当たる」のが最も望ましいのは言うまでもない。

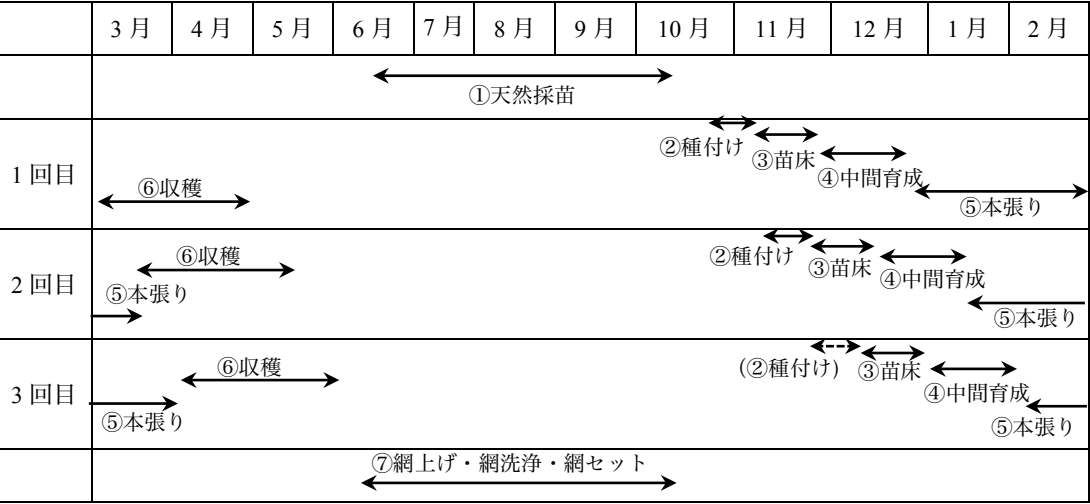


図 33 モズク養殖のサイクル

注) 3回目の種付けが点線なのは、2回目の種付け分で3回目の網までまかなう場合が多いため。種付けが失敗したときに3回目が行われる。

ただし、このような対策は同時に、漁場の拡散と作業量の増加を伴い、他の漁に出漁する余力を奪う。そのことがますますモズク專業化への道を歩ませていることは、6.8.1 で描いたアクア・モノカルチャー化のプロセスに重なる。モノカルチャー化のリスクを軽減するためにますますモノカルチャー化していくという、皮肉ともいえる事態が起こっているとは言えるだろう。

さて、このように、天候不順などのリスクは彼ら全体に降りかかる、いわば集団的なリスクであるのに対して、個人にふりかかるリスクもある。その代表的なものが、種付けの失敗である。

種付け後の網は、まだ肉眼ではほとんど発芽が確認できない状態で苗床に運ばれる。そのため、着床の出来が明らかになるのは、苗床に運ばれて以後のことになる。いつまで経っても芽出しが確認出来ないことで、その年の着床の失敗を知るのである。この初期段階での失敗は致命的であり、その年の収穫はほぼ見込めなくなってしまう¹¹²。

種付けの失敗は、水温が高いうちに急いで種付けをしてしまう場合に起こり易い¹¹³。しかし、それが原因の全てではない。タンクのエアーの具合が悪かった、苗床に移す時期が早すぎた、ビニールシートに種がうまくつかなかった、など、様々なことが考えられる。そのため、いつ、誰が、その失敗に見舞われるかは分からない。

では、どうするか。端的に言えば、「助け合う」のである。いわば、リスク共同体ともいえる関係を構築することによって、個人的リスクに集団で対応するのだ。そして浜には、そうした関係を構築するための装置がある。その装置はさらに、多面的な役割を発揮しながら、変わりゆく海と人びととを繋げている。次項で見ていこう。

112 図 33 にみたように、種付けは大抵2度行われるが、失敗の発見まで時間がかかることや、ビニールシートへの定着が悪ければ2回目の種付けも期待できないことなどから、他の失敗に比べてその影響は大きい。

113 近年では、台風が発生する時期が早まる傾向にあり、そのリスクを避けるために作業が前倒し傾向にある。そのため、こうした種付けの失敗が起こりやすくなっている。註 147 参照。

6.11 モズクとハーリー

6.11.1 リスク共同体の構築

早朝の漁具倉庫は、若手からベテランまで、仕事に出る前の漁師たちで混み合う。そこでは漁師同士でさまざまな情報が交換され、また、先輩漁師から後輩漁師への様々なアドバイスをも行われている。雑談、冗談が飛び交い、賑やかで和やかな雰囲気だが、浜の漁師が仲が良いのは昔からだ、と年配の漁師たちは言う。鮮魚が中心であった頃から競争はあまりなかった、当時から知っていることは内緒にはしない、という彼らの口癖のひとつは、「みんなが儲かるようにしないと」だ。下の会話は、その漁具倉庫で、KNさんと、KNさんの2歳年下でKNさんとは親戚になるKKさんと筆者との間で交わしたものだ¹¹⁴。

KN：朝は必ず、だいたいみんな、こっちに集まってる。

KN：7時くらいには、みんないるから、今日はどんなかな、天気、時化ないかな、どうしようかな、この話してから出ていく。毎日だよ。

筆者：じゃあ、ここ（漁具倉庫）で、若い子たちは海を習って、出ていくんだ？

KN：そうそうそう。うん。しーじゃー（註：年配者）から聞いてから。

KK：あれはだから、海でも、自分がなにも出来なかったら、こっち来てから話聞かす。

KN：自分のモズクの情報もみんなに聞かせて、あんたたちの生えてるか？とか、こんなの全部話すよ。

筆者：内緒にすることはない？

KN・KK：ない、ない、ない。

KK：内緒にはしない。

KN：自分だけが儲かっていればいいとは通らんよ。

KK：みんな同じように、儲かるようにして。

KN：みんなが儲かれば、なんでも。

KK：ハーリーも嬉しいし。

だから、とKKさんたちは続ける。

¹¹⁴ 2018年3月5日、KNさん、KKさん。

KK：こっちは、自分の（網）が何も生えなかったらあげているのに、全部網あげているさ。

KN：持っていったいいよ、って。こっち（種付けタンクの中）にあるんだよ。（予備の網が）残ってるわけ。他の人が失敗してから、ないさ。いいよ、持っていった、って（言う）。だから何でも一致しているさ。

KK：だから全部収穫がない、というのはないわけよ。こんなしてあげるから。

網をあげる、というのはこういうことだ。彼らはみな、収穫までのさまざまなトラブルに備えて、本張りする網数に加えて 100～300 枚程度の網に種付けを行う。芽出しが悪い網や芽落ちをした網を途中で交換するためだ。それは自身のための保険だが、その分の網を運悪く種付けの段階で大きく失敗してしまった仲間に分けるのである。「お金はとらない。網を譲って、翌年、きれいして返せばいい。モノやお金のやりとりはしない」と、KN さんの兄、KJ さんは言う¹¹⁵。

個人的なリスクには、ほかにケガや病気などもある。モズクは作業ごとに時期が決まっているため、その時期を逃すと収穫に影響が出てしまう。鮮魚であれば、回復がよほど遅れなければ、その後の挽回もあり得るが、たとえば、収穫期を迎えたモズクであれば、放置しておけばわずか数日で全て切れて流れてしまうこともある。その場合も、漁師間によるリスクカバーが行われる。以下は先の会話のさらに続きだ。

KK：こっちだと、もしケガしたら、仕事できないさ、そうしたら加勢してあげるさ、全部。網を張ったり、全部。

KN：収穫までやってあげるよ。切れそうさ。2、3 日は詰めてあげる。

KK：こっちはやってあげるよ。若い人なんか、おじいのか、やってあげる。

KN：ケガするさね、仕事できないさ。他の人が、やー（註：自分）が2、3 日（カゴに）詰めてあげるから、って。何艘かで出ていったら、1 回で詰められるさ。

115 2015 年 8 月 15 日、KJ さん。

彼らはこうしたことを簡易に「助け合い」だと表現するが、これはいわば、リスク共同体とでも呼んでよいだろう。ここで言うリスク共同体とは、リスクの共同性によって生じるそれ〔Habermas 1996＝2004〕とは違う。別に誰かが個人的にリスクを負っても、そのリスクは他の誰かに連鎖することはない。その意味で、リスクは限定的だ。ここでいうリスク共同体とは、個人のみに負荷がかかるが、その個人では対応できないリスクを集団で補い合う、という意味だ。KNさんたちは、特定の個人にリスクが集中するのを嫌がるが、同時に、特定の個人にベネフィットが集中するのも嫌がってきた。

筆者：例えば、昔の魚とかタコとかだったら、ある意味競争じゃない？

KN：(大きく笑う)

KK：こっちは言うよ。あっちはたくさんいるよ、って。こっちのウミンチュは言う。

KN：ウニ獲るときも、天然獲るときも、あっちの方が身いっぱい入ってるからって教えるんだよ。

KK：天然モズクもこんなんなわけさ。

KN：天然モズクも、ウキバルが長いから、あっちがいいよーって。行きよったんだよ、一緒に。

KK：こっちは内緒にはしない。

筆者：これは、みんなどこかで親戚、ということが関係あったりする？

KN・KK：ううん、関係ない

筆者：浜で一緒にやる人はみんなシンカ（註：仲間）みたいな感じ？誰かだけがすごく儲けるとかは？

KK：こんなのはない。だいたい似ている、こっちは。

KN：あとは、本人自体が、仕事の頑張り、頑張れば儲かる。遊んでいたら何もない。

KNさんが、「あとは本人次第」というように、なんでもかんでも平準化を図っているわけではない。若手漁師のGSさんも、「やっぱり、他の人より多くあげたい、というのはある」と正直な気持ちを吐露する。そのGSさんも、先輩たちから海を習う際には、惜しみない知識の披露に助けられた。

・・・潜りを始めた頃は、いろいろ聞いたり、教えてくれるよ、うん、いい場所も教えてくれたりとか（笑い）¹¹⁶。

ただ、もともとあった「みんなが儲かるようにしないと」という意識が、リスク共同体にまで発展したのは、モズク養殖が隆盛してからのことのようにだ。そのことは、次の KN さんの話からよく分かる。

・・・魚が上手くなるには、なんでも、自分でやりながら上手になっていく。モズクはやりながらは上手にはならん。おんなし（註：同じ）。それでも、経験が、毎年どんながいいかなあってやりながらやってるわけさ。自分たちで考えて、網なんか、だから、こっち張ったら上げたり下げたりするのも考えて、他の人たちとどんなのがいいって話すよ。よかったらこんなのよかった、って、自分だけが儲けようというのではない。だから上手くないときは余ったのを分けるのに、失敗したらおんなしように儲からさんと（註：儲けさせないと）。差は、だから、あまりない。浜では、あまり差というのは、多くは出ない。¹¹⁷

・・・魚は差はある。魚は獲っても人にはあげないさな。魚は差というのはあるけど、失敗した人にはあげてるから、モズクには差はあまりない。自分なんかは全部分かるから、生えてない人と、全部分かるから、あれは誰々のだって、だから、こっちは最初からこんなよ。だから多く失敗しても、大きく差は出ないよ。¹¹⁸

さきに述べたように、彼らは平準化を重視しているわけではない。差が、納得のいく理由から生まれているのであれば、問題はない。魚の差は、個人の才覚によるものだ。知識、経験、技術が大きくものをいう魚では、どれほど情報を共有しても、最終的には差が生じる。だが、モズクは才覚より運が上回る（6.10.3 参照）。彼らはこのことを指してよく、「魚には名人がいるけど、モズクには名人はいない」と言う。だから、差を個人の責にするこ

116 2015 年 8 月 5 日、GS さん。

117 2016 年 3 月 11 日、KN さん。

118 2016 年 3 月 11 日、KN さん。

とはできない¹¹⁹。そうした変化のなか、「みんなで儲けないと」という意識は、みんなでリスクを回避する、という方向に向かっていったと考えられる。

こうした流れは、空間の分散はもとより叶わず、加えて、資源の分散、技術の分散といったリスク分散の手段も半ば自ら手放した彼らが、かねてよりの意識を互いの「失敗」の補い合いにまで高ることで、集団でリスクを分散し、アクアモノカルチャー化した海の不確実性への対応を図るようになった、と捉えることができるだろう。

こうしたリスク回避の技術があったことが、浜をモズク養殖の一大生産地に押し上げた要因のひとつだったともいえる。まずはそれがあつたことで、多少の個人的な失敗が起こってもすぐにモズクを諦めなくてよくなる。次に、新規者の参入は、リスクを分散する母体の規模を大きくすることにも繋がるために、基本的には歓迎される。ただし、そこには条件があり、その参入者に母体への参加が期待される場合に限る。もちろん、漁場の空きがあることが、第一の参入条件となる。空きがなければ、物理的に養殖を行えないからだ。したがって母体への参加期待は第2条件となるが、この第2条件は、のちに見る若手の新規参入の例に明らかなだ。先回りすれば、浜のモズク漁師となった彼らは、そのことを期待されたからこそ、新規参入が快く受け入れられた（6.11.3）。

さきにみたように、モズク養殖は基本的には個人あるいは家族という世帯単位で行われる。だが、リスク回避の事例に明らかなように、少し引いて見れば、彼らはひとつのゆるやかな集団を形成していると言える。その集団性のなかで営まれているのが、現在の浜のモズク養殖なのだ。

しかし、ここで単純な疑問が生じる。この章のはじめの方にみたように、浜の漁師たちは20代から80代までと、年齢層がひどく広範である。さらには本島からの通いも多い。それでも、全体としてひとつであるということ、こうした集団性はどのように維持、形成されるのだろうか。

以下はまた別の日に、漁具倉庫の外のベンチに座って休憩しながらのKJさんとの筆者との会話である¹²⁰。

筆者：・・・じゃあ、みんなが食べられるようにしないと、という感じですか？

119 高崎〔2016〕では、漁師たちは平等（「差」のない状態）ではなく、公平（納得のいく「差」のある状態）を重視することを論じている。

120 2015年8月5日、KJさん。

KJ：そうしないと、この小さい島では、自分勝手に、自分がいいように、というのは、
筆者：若い世代もそういう気持ちは変わらない？

KJ：変わらない。そのために結束というのがあるさ。ハーリーというのがあるさ。この
島では部落でやってる。他の、よそのところでは部落でというのは考えられない。それが
あるから、ハーリーは継続できるわけ。

また、「ハーリー」が出て来た。ハーリーは、じつは、さきほどの KN さん、KK さんとの
会話にも出て来ている。以下に再掲しよう。

KN：・・・自分だけが儲かっていればいいとは通らんよ。

KK：みんな同じように、儲かるようにして。

KN：みんなが儲かれば、なんでも。

KK：ハーリーも嬉しいし。

このように、浜では何かにつけて、「ハーリーが」「ハーリーでは」といった発言が漁師
たちの口から出てくる。ではこの「ハーリー」とは、浜にとってはどのような位置づけに
あるのだろうか。結論から言えば、このハーリーが、シンプリフィケーションされた海に
あって、彼らと彼ら、彼らと海とを繋ぐ装置の正体なのだ。以下に詳しく見ていこう。

6.11.2 島へ帰る若者たち

モズクの収穫期も半ばを過ぎた 5 月の連休明けから、夕方になると漁師たちが漁港に集
まってくる。ハーリーの練習があるからだ。ハーリーとは、もともとは海の豊漁と航海安
全とを願ってサバニ船を¹²¹漕ぎ競う祭祀行事であり、「ウミンチュの祭典」とも言われる。
沖縄の夏はハーリーと共にやってくる、と言ってもよい。旧暦の 5 月 4 日（ユッカヌヒー）

121 ハーリーに使われる船は、古くは爬龍船といって、舟の前後に竜頭・竜尾の彫り物を飾った比較的大
きな船を使用する場合もあったが、これは現在では那覇ハーリーで用いられるのみとなっている。また、
近年では「ハーリー船」といって、サバニを原型としてより速度の出る形態に進化させた専用の船を使
う場合もある。浜はハーリー船づくりの名工、南城市奥武島の嶺井藤一氏の手によるハーリー船を所有
している。氏は 2017 年、サバニの名工として県知事より表彰を受けた。

に行われることが多く¹²²、これがちょうど沖縄の梅雨明けの頃にあたるからだ。「ハーリー船が鳴ると梅雨が明ける」と言われる所以である。

10名近くの漕ぎ手と舵取りが乗り込んだ船が¹²³、掛け声と共に波飛沫をあげて海面を疾走する様子は勇壮そのものであり、ハーリーの日は多くの村人や観客で港が賑わう。近年ではよりレース化・スポーツ化する傾向にあり、それに伴って漕ぎ手もウミンチュに限らず広く愛好家たちへと広がった。現在では5月から7月にかけて県内各地の漁港で30を超えるハーリー大会が開かれ、夏の一大風物詩となっている。

浜では本島に居を構える漁師も多いから、普段通りであれば午後3時を回れば港にはほとんど人を見かけなくなる。そうして夕暮れ時の漁港では、3、4名ほどの決まった顔ぶれの漁師たちがゆんたく¹²⁴をするばかりだ。しかしこの時期、人びとはなかなか港を離れない。威勢良く声を掛け合いながらハーリー船を漕ぐ若い漁師たちの他にも、彼らを応援する先輩漁師たちが桟橋に座り込んで練習を見守るからだ。先輩漁師たちもちろん、かつてはハーリー船の漕ぎ手だった。

じつは、浜のハーリーチーム「はまゆう」は、幾多の大会で優勝を重ねてきた、県下随一の強豪チームとして名を馳せる。漕ぎ手たちはみな、10代から30代のモズク漁師たちだ。レース化・スポーツ化の風潮のなかで、かつて「奥武島が強い」「古宇利が強い」など、地区ごとのウミンチュたちが地元の矜持を賭けて競い合った頃とは異なり、今では職場単位や愛好家同士で結成されるチームも増えた。「今は本当のスポーツになってる。もうどこの地区が強いとは言えない。みんな寄り集めだからね」と、昔からハーリーを知る人は言う。

そのようななか、「はまゆう」はいまだに集落単位で、しかも強豪チームのなかでは唯一の「オールウミンチュ」のチームなのだ。ハーリーの伝統に近いとはいえ、現在では異色のチームであるとも言ってよい。実際、彼らは他の強豪チームに比べて練習期間も時間も他短く、また、体つきも一回りは小さい。「モズクは仕事、生活だから、これをどうにか

122 旧暦7月の盆前後に行われる「海神祭（ウンジャミ）」の際に行う地区もある。

123 一般的には漕ぎ手が10名、舵取りが1名。ハーリーには釘打ちも乗り込んで行う儀礼的な御願ハーリーや班ごとのチームに分かれて競うアガイハーリーなどがあり、種類によって乗船人数も変わる。なかでも、舵取り（トモヌイ）はレースの出来を左右する最も重要なポジションである。ハーリーは港から沖へ漕ぎ出し、ターンをしてまた港に戻って来るが、このターンの出来が勝負に直結するからである。そのため、トモヌイは経験豊かな者が担う場合が多い。次に重責を担うのが一番前の漕ぎ手（ヒーヌイ）である。後に続く漕ぎ手はみなヒーヌイのペースに合わせるからであり、これは漕ぎ手として最も技術のある者が担うのが大抵である。

124 とりとめのないおしゃべり、の意味。

してまでハーリーを漕ぐ気は誰にもない。モズクをやって、はじめてハーリー。みんな、そう思ってる」¹²⁵。それでも勝てるのは、「子どもの時からのコツと気持ちの強さ」だと、彼らは言う。浜では、小学生になったら遊びとしてハーリーのエーク（櫓）を持ち始め、中学生になったら本格的に漕ぎ出すのだ。1990年代半ば頃までは、放課後に大人たちが指導するハーリー練習もあった¹²⁶。

現在活躍する「はまゆう」は第二世代だが、第一世代の「はまゆう」が結成されたのは2000年ごろに遡る。1979年生まれのKHさんは、結成時のメンバーだ。そして、これまでもたびたび登場しているKKさんの次男になる。架橋の翌春に本島の高校を卒業したKHさんは、父親であるKKさんの誘いを受けて、島で養殖モズクを始めた。と同時に、当時活躍していた、40～50代の先輩漁師たちからなるチームに混じってハーリーを漕ぎ始めた。先輩漁師たちは、ちょうど彼の父親の世代にあたる人たちだ。当時、20代の漁師は2名ほどしかいなかった、とKHさんは記憶している。

その後ほどなくして、KHさんのようにモズクを始める若者たちが増えていき、彼らは先輩チームから独立して「はまゆう」を結成する。2002年には県内最多の出場数で行われる「名護市長杯争奪 全島ハーリー大会」で初優勝を飾り、その後も快進撃を続けていった。後輩たちを中心として育成チームもつくり、育った彼らが現在の「はまゆう」のメンバーとなったのが2008年のことだ。第二世代の「はまゆう」は10代のメンバーも複数名含んだ、本当に若いチームだった。

こうしたことを、KHさんは、「モズクがあるから、島に戻って来られる、ハーリーも出来る」と言う。たしかに、産業に乏しい架橋離島という条件では、モズク養殖という選択肢がなければ、彼らの多くは島に戻って来ることはなかっただろう。そうなれば、今の強い浜のハーリーもなかったに違いない。

ただ、KHさんがごく自然に島に「戻る」と言うのは、不思議な感じがしなくもない。KKさんは浜で長く漁師をしているが、自宅は本島にある。そのため、KHさんが育ったのも本島なのだ。聞けば、KHさんは幼いころから島の祖母の家に始終出入りし、また、行事ごとにも手伝ってきた。KHさんと同世代やさらに下の世代では、こうしたパターンは少なく

125 2013年10月17日、KSさん。

126 島の中学校は児童数の減少が続ぎ、2008年3月に統廃合のため閉校した。

ない。そうした彼らにとっては、島はごく当たり前に、彼らの出自のひとつとして受けとめられているのだと考えられる。

ハーリーが大きな動機となって、陸の仕事からモズク養殖に転向する場合もある。6.9で地図づくりに協力してくれた若手漁師のうちの1人、GSさんがそうだ。KHさんより3歳年上のGSさんは、KHさんとは異なり、中学校の途中から浜に戻って来た。そして浜から本島の高校に通い、卒業後はそのまま通いで本島の土木会社で働くことにした。会社にはハーリーチームがあり、中学時代に浜でハーリーの経験があったGSさんは、そのチームで漕ぎ手として活躍するようになる。当時は、さきに触れた先輩漁師たちのチームが活動休止状態にあったため、浜で漕ぐ、という選択肢はなかったのだ。

そのすぐ1年後、先輩漁師たちのチームが活動を再開する。自分も参加したい、「浜」で漕ぎたい、と強く思ったGSさんは、すぐに会社のチームを辞め、会社に頼み込んで仕事を早めに切り上げることのできるまで取り付けて、浜のチームの練習に参加するようになる。もともと海が好きだったというGSさんは、長く土木の仕事が続ける気はなかったが、父親が漁師ではなかったこともあり、海の仕事に転向するこれといったきっかけもなかった。そうして、本島の陸仕事、浜のハーリー、という二重生活を送ることになる。

その生活が続いた数年後の1999年に、モズクの値段がキロ当たり300円を超えた。この高値が、GSさんの背中を押した。モズク養殖に転向すれば、好きな海の仕事ができ、さらには、堂々と島でハーリーが出来る。その時点で、陸の仕事につきながらハーリーを漕いでいるのは、浜ではGSさん一人だった。「土木を辞めるなら今だ」¹²⁷と思ったGSさんは、同じ会社に勤めていた父親を誘い、二人揃って会社に辞表を提出し、親子で養殖モズクを始めた。その後、はまゆう第一世代の漕ぎ手として活躍したGSさんは、2012年からはレースで最も重い責任を負う、船の舵取り役を務めるまでになっている。ちなみにGSさんは最近、妻子の生活の利便性を優先して本島に転居したから、今では出勤組の一員となっている。

6.11.3 島に来る若者たち

こうした島に「戻る」若者たちのほかに、ハーリー繋がりで、まったくの他県出身の若者が、浜でモズク漁師を始めることさえある。はまゆう第二世代発足時からメンバーだっ

¹²⁷ 2013年10月18日、GSさん。

た KZ さんは、遠く新潟県の出身だ。マリンスポーツが好きな KZ さんは、はじめに移り住んだ本島南部で、漁師になろうと考えた。けれどそれは難しく、そうするうちにたまたまある浜の漁師と懇意になった。そうして、彼の手引きで浜でモズク漁師となったのだが、浜の漁師たちが彼を迎え入れたのは、彼が元ボート選手だった、ということが大きかった。ハーリーの漕ぎ手として期待を寄せたからだ。期待通り、KZ さんははまゆう第二世代のリーダー的な存在として活躍することになった。その KZ さんは、2012 年から浜支部の支部長を務めてもいる。

KZ さんに続いて、浜の漁師で二人目の県外出身者となったのは、長崎県出身の H さんだ。彼はもともと、はまゆうと優勝を競い合う強豪、沖縄水中処分隊のハーリーチームの選手だった¹²⁸。ハーリーも好きで、沖縄も好きだった H さんだが、県外への移動の辞令が下りる。そこで処分隊を辞めることを決意した H さんは、浜のハーリーチームで漕ぎたい、と浜の漁師たちに相談をした。処分隊は勝連半島にあるために、両チームは交流も深かったのだ。その答えは至極シンプルで、「浜で漕ぐなら漁師になれ」だった。

・・・ハーリー、今は他の職業の人たちもいますけど、ここは、ここだけは海人で、一回、僕も相談したんですよ、普通の仕事をしていて、はまゆうに入れてくれるか、って、そうしたら、無理、って言われて、海人じゃないとダメだよ、浜に関わっていないと入れられないよ、って、僕は浜出身でもなかったんで、それで、漁師をするしかなかったんですよ。¹²⁹

とはいえ、漁師になるには、KZ さんのように、彼を手引きしてくれる先輩漁師の存在が不可欠である。その問いかけに責任を持つように、無事、H さんを引き受けてくれる漁師も見つかった。「ここ（浜）はハーリーでずっと繋がっていたんで。おまえだったらとるよ、って言ってくれて」¹³⁰。

こうした彼らの参入の経緯は、6.11.1 で論じたように、彼らがリスク共同体の一員になれるかどうかを、ハーリーへの参加という基準で評価している、とも言える。ハーリーに

128 沖縄水中処分隊は、勝連半島にある海上自衛隊沖縄基地隊に所属する。ハーリーチームがあり、強豪として知られる。

129 2018 年 3 月 7 日、H さん。

130 2018 年 3 月 7 日、H さん。

参加するということは、浜の漁民という集団への参加を厭わない人物だと判断される。だから漁師たちも安心して彼らを迎え入れることができる。Hさんは無事、処分隊を辞して、2017年暮れから見習い漁師になった。今は他の多くの若者世代と同じように、本島にある自宅から浜に通う日々が続いている。

6.11.4 ハーリーの役割

・・・勝つと浜が強い、と言われる。浜が強い、と言われるのが一番嬉しい。ずっとやってきている、先輩たちも、おとうたー（註：父親）たちも、漕いできていてさ、それが続いて、浜が強いと言われると、強い浜が続くのが、これが嬉しい。¹³¹

6.9で地図づくりに協力してくれた若手漁師のもう1人、KSさんはじつはKHさんの5歳下の弟であり、KKさんの三男になる。KSさんは、はまゆう第二世代のメンバーだ。彼もまた、兄と同じく本島の高校を卒業したあと、父親の手伝いとしてモズク養殖を始めた。そのKSさんは、「浜」が強いのが嬉しいのだと言う。「ハーリーはいつまででも出来るしね。やろうと思えば、勝負じゃなければ。おとうたーたちは今は楽しみで漕ぐよね、そうやって楽しめる」¹³²とKSさんは言う。

本島からの通いが多い現在の浜では、昔のように仕事のあと一杯飲む、ということもなくなった。そうした意味では、浜は「仕事場」で、若者たちの多くは子どもの迎えなどで仕事が終わればすぐに浜をあとにする。けれど、ハーリーの季節は違う。練習が終わる頃にはもうすっかり日も暮れているが、あちこちで賑やかな声がかかる。

年配の漁師たちは若者たちをよく支える。「あんな優勝するようなチームにアドバイスなんてできるか」¹³³と言いながらも、岸に座り込んで、タイムを計ったり、たまには助言をしたりする。また、彼らからの寄付も大きな活動資金だ。

131 2013年10月17日、KSさん。

132 2013年10月17日、KSさん。

133 2013年10月17日、SSさん。

・・・船は後ろに沈んだらブレーキがかかるから、そういうのを舵取りが後ろから見てバランスを取る。おとうたーたちに聞いたりもするよ。見てるから、それで重りを載せてバランスを変えたりね。¹³⁴

「先輩方は今はほとんど口を出してこない」というKSさんだが、それでも若手たちはこのように先輩漁師たちに敬意を払い続ける。そうした若手たちの姿勢は、先輩漁師たちを「浜がバラバラにならない」として安心させる。

・・・ハーリー、上から見てから言うさ。それでも文句しないからよ、上等だわけさ。これ、聞くからいいわけ、聞くからいいわけよ？普通だったら聞かないよ。これがいいわけ、こっちは。あー、こんなのがなかったら、全部バラバラだはずよ。こんな教育がなかったら、バラバラ。こっちは全部、おなし（同じ）ようにやるから。¹³⁵

こうしてハーリーを介して生起していく漁師たちの間の繋がりは、生活スタイルが大きく変わった現在でこそ、重要な役割を担う。ふだんはあまり漁具倉庫に出入りをしないGSさんも、この時期は年配漁師たちと話す機会が増えるという。「冬はもう、仕事が終わったらすぐお家に帰ったり。ハーリーの練習時期は、飲む機会も多くなるから。やっぱりないと、寂しく感じるね」¹³⁶。会話が增えるのは、先輩漁師たちとだけでなく、同世代の間でも同様だ。かといって、「あんまり役に立つ話はしないよ」とGSさんは笑う。仕事は仕事、ハーリーはハーリーなのだ。それでも、生活スタイルが変わり、通いの島となった今の浜で、ハーリーが横の紐帯、縦の紐帯をつくり出していることは間違いない。以下は、再び朝の漁具倉庫の会話である¹³⁷。

KK：今の子は呑まんさ。本島に帰るから。

KN：こっちには住んでない。全部本島¹³⁸。

134 2013 年 10 月 17 日、KS さん。

135 2018 年 3 月 5 日、KN さん。

136 2015 年 8 月 5 日、GS さん。

137 2018 年 3 月 5 日。

138 島に居を構える若い世代も 3、4 名ほどはいる。

筆者：ハーリーの時期はけっこうみんな呑んでるでしょう？¹³⁹

KK：ハーリーがなかったらこんなしては。

KN：あー、もう蚊も飛ばないくらい。蠅もさ。ガラサー（註：カラス）がいたら、ガーガーして鳴いてあれだけど、こっちは静かだよ、これも来ないから

筆者：じゃあ、ハーリーのときじゃないと、あんなしてみんなで交流ってしないの？

KK・KN：そう、そう、そう。

KK・KN：大事だよ、ハーリーやるのは、

この会話のあとで、「みんなが儲ければハーリーも嬉しい」（6.11.1）と続くのだった。架橋離島という条件下で、浜が各々のリスクを分散させるゆるやかな集団性を維持し、形成していけるのは、こうした装置があつてのことだった。もちろん、彼ら自身はハーリーを装置などとは思っていない。だが、思ったよりも彼らは均質ではない。島で育った年配者と本島で育った若者たちではこれまでの経験も大きく違うし、本島にいる若者たちもそれぞれの場所に住んでいるから、ここでもまたそれぞれの経験が違う。さらに全く島を経験しない若者たちも登場している。そして、彼らを惹きつけるハーリーはボートレース化した勝負の世界のものだから、それほど古いものではない。だが、それを「浜の伝統」と上手く接続させ、しかもそれを「海人のもの」とすることで、「ハーリーを漕ぐ＝浜の漁民」であるという意識を巧妙につくり出している。

移りゆく社会のなかで、浜の漁民であることは自明なものではなくなった。それぞれの経験の違いは、彼らを単に「島民」として一括りにすることはできない。また、新しい仲間の参入も、「親族」という社会関係では説明することができない。彼らのまとまりのよさを、そうした既存の枠組みに当てはめて理解するのは難しい。文化人類学者の松村圭一郎〔2009〕は、人びとの関係を秩序立てて理解するための方途としてのそうした枠組みを批判的に捉えながら、社会的なカテゴリーは人の配置や行為の場、それらを媒介するモノといった文脈を抜きにしては語れない、ひとつのプロセスだと論じる。浜でいうならば、ハーリーという装置に添って人びとが互いに理解しあうことが、「浜の漁民」というコンテク

139 もちろん飲酒運転はもつてのほかだ。そうした時期には、島の親戚の家に泊まったり、運転代行サービスを利用したり、本島から家族が迎えに来たり、などの工夫をする。

ストを形成し、彼らに自分たちのまとまりを想起させ、また、そのまとまりを眼に見えるものになっている。

そしてそのまとまりが、彼らをリスク共同体として機能させ、アクアモノカルチャー化した海——微小地名図の変化に現れたように、シンプリフィケーションされた海——で生きることが可能にしている。KSさんが「(ハーリーに) 勝てば浜が強いと言われるのが嬉しい」と言い、KKさんが「みんなが儲かればハーリーも嬉しい」と言うのは、ハーリーという装置をめぐる循環のなかで、彼らが同じ空間を共有し、互いの〈生〉を支え合うひとつのまとまりであることを確認し合っていることを示している。さらにいえば、そのようなまとまりを生み出すことが汚染や資源の減少といった、〈生〉の余地を削るような空間の変容に対する彼らの抵抗であり、また、順応である、とも言える。次項で論じよう。

6.12 抵抗と順応

浜では施政権返還を挟んで起こった開発を契機として、市場の変動、技術の向上、そして生態系そのものの変容のなかで、モズク養殖に活路を見出すことで、今日まで海との関係を持続させてきた。その過程では、空間を変えようとする外的な力に対して、本島中を巻き込んだ激しい抵抗も、それほど激しくはないが粘り強い抵抗もあった。そしてその抵抗は、彼ら自身の解釈によれば、海との関係を断絶させないための歯止めとして、今日までその効果が継続している。

しかし、意思に反した開発が行われた場合、彼らはその結果を引き受けなくてはならないことには変わりない。海の汚染と漁場の消失という現実、「長引くというより、戻らん」¹⁴⁰という、今なお続く不可逆的な変容のなかで、残された漁場へ活動を集中させ、そうして幸運にも登場したモズクという新しい漁獲対象種の可能性を最大限に引き出すために、養殖の拡大へ邁進してきた。それは空間の変容への彼らなりの順応 (adaptation) だった。そのような順応が可能だったのは、海の生態系にまだ残された力があったこと、彼ら自身がそれを知っていたこと、そして専門化に伴うリスクをうまく制御できてきたことなどによる。ハーリーという漁民たちの楽しみは、そうした変化に順応するための装置としても機能してきた。そうして、浜は今、人びとが「後継者問題はない」と言い切るほど、多くの

¹⁴⁰ 2016年3月11日、KNさん。

漁師たちで賑わう島になった。浜比嘉の海は、Sさんの時代から大きくその姿を変えながらも、それだけの漁師を喰わせることの出来る空間として、そこにある。このように抵抗と順応とを繰り返しながら、彼らは浜比嘉の海を自らの〈生〉を営む空間として成立させ続けてきた。

ただ、ここで気をつけなければならないのは、「順応」という結果が覆い隠す、彼らが直面してきた権力の所在である。この場合の権力とは、他者に対する外部からの支配だけでなく、人びとの〈生〉を規定づけるものの総称である〔田辺 2008〕。人びとの「抵抗」を描き出すときは、抵抗を生起させた権力の所在も共に問われるから、その所在が不問に帰されることはまずないと言っていい。言い換えれば、抵抗という視点からものごとを評価するとき、彼らは「なぜ」抵抗しなければならなかったのか、また、「なにに」抵抗しなければならなかったのか、が同時に問われることになる。そうでなければ、そもそも彼らの行為を抵抗として捉える必要もないからだ¹⁴¹。ゆえに、人びとの〈生〉に対して困難をもたらしたものに対する批判的な視座が維持される。

だが、「順応」はそうではない。それは変容を受けて生きる人びとの柔軟さを描き出すには格好の視点だが、その柔軟性に焦点を当てすぎると、彼らが直面した困難の所在を不問に帰してしまいかねない。変容をうまく乗りこなしているがゆえに、現状の肯定・追認に陥りかねない。

彼らは決して変容に対して異議申し立てをしない主体ではなくて、異議申し立てができない変容を引き受けてきた主体である。順応の起点にはいつも、逃れられない変容、順応せざるをえない変化がある。浜比嘉が経験した2つの開発は、分かりやすい権力作用であったために、彼らは抵抗という手段をとることが出来たのだとも言える¹⁴²。マーケットの変動や、人為的な要因も含めた複合的要因がもたらす環境の劣化、資源の減少などに対し

141 外的な衝撃に晒された人びとの抵抗は、戦略や戦術〔de Certeau 1980=2005〕、あるいは日常的抵抗〔scott 1985〕やソフト・レジスタンス〔松田 1999〕といった言葉でさまざまに記述されてきた。それぞれの論には対立といってよいほどの違いがあり、また、「戦術」のように抵抗という言葉をあえて避けた論もあるが、人びとの創造性や行為主体性に重きをおいたこうした議論は、彼らが外的な衝撃に対する一方的な犠牲者であることも、従順な受動者であることも拒んできた。こうした視点からは、彼らがハーリーという装置を用いてシンプリフィケーションのリスクを上手く逃していることも、抵抗として位置づけることもできるだろう。ただ、こうした「抵抗」論に対しては、ときに、行為者である彼ら自身が意図しない場合をも「抵抗」とであると評価することで、観察者の踏み込みすぎた解釈によるものではないか、という批判もある〔吉岡 2000; 太田 2001 など〕。牛山〔2006〕のいうように、今日では「抵抗」という言葉は、使用する際に慎重さを要するものになっている。本論では、こうしたことを踏まえながら、従来権力作用に対する人たちの意図が明らかな行為を「抵抗」と呼んだ。

142 「抵抗」の捉え方に対しては前註を参照。

ては、たとえ異議があったとしても、そうした異議を唱える相手が見えないだけだ。6.8.1に見たように、小さな開発は常に起こってきたし、これからも起こるだろう。そうしたなか、彼らの明確な抵抗の可能性は縮減していくようにも思える。見えない権力作用のなかで、彼らがどれだけ主体的に自らの〈生〉を選択していけるかは、空間が提示する選択肢の豊穡さにかかっているともいえる。

そうしたことを踏まえた上で、本章、ひいては本論の最後となる次項では、シンプリフィケーションされた海に生きる彼らの未来について考えたい。モズクを獲り、ハーリーに笑い、島を賑やかし続ける彼らの存在は、不可逆の変容を経てもなお、彼らと彼らを取り巻く海との関係が断ち切れなかったことを示している。だが、一方で、アクアモノカルチャー化した海は、他の資源との関係を遠ざけてもきた。変容への抵抗と順応の結果、空間のもつ可能性は縮減の方向に向かってきたともいえる。しかし、今の彼らの〈生〉を支えるモズクが急に資源となったように、空間が抱える複数の可能性のうち、どれが時代に求められる資源となるかは分からない。であれば、空間のもつ潜在可能性の縮減は、彼らの〈生〉の持続性を脅かす事態でもあるはずだ。未来は誰にも予想がつかない。そうした不確実な未来へ向けて、彼らが浜比嘉の海で〈生〉を営み続けるには、何が必要なのだろうか。

6.13 空間の潜在可能性へ

6.13.1 Sさんの地図への気づき

それはある日の漁具倉庫で、Sさんをつくった微小地名図をテーブルの上に広げて、KSさんとあれこれ話をしていた時のことだった。KSさんは「自分たちはもう大きなヒシの名前しか聞かない」「基本的にはそれで足りる」と言いながらも、熱心に地図に見入っていた。そこへ、KSさんの父親のKKさんが仕事を終えて倉庫に入ってきた。KKさんもまた、地図をじっと見つめた。しばらくそうしてから、KSさんに声をかけた¹⁴³。

KK：えー、マジキナおっとうのマクブンヤーかかっとうがよー

143 2018年3月4日、KKさん、KSさん。

これは、この地図にマジキナのおっとう、つまりはSさんが使ったマクブの巣が描かれている、という意味だ。KSさんは、「どれよ？」と応じた。

KK：ティーチャナグアー、かかっとうが（ティーチャナグアーが描かれてるだろう？）

KS：えー、これ全部ヤナー（註：岩）の名前だわけ？

KK：ヤナーの名前ぐあー（そう、小さい岩の名前だよ）。

KS：これもあれだわけ？ヤナだわけ？全部？

KK：えー、電灯、ヤナグアーターの名前かかっちんどー（そうそう。電灯潜りで使う岩の名前が描かれているんだよ）

そうしたKKさんの話を聞きながら、KSさんは突然「あ！」と声をあげた。それから漁具倉庫の壁に貼り出した方の地図を指さして、筆者に向かって、「貼らん方がいい！貼らん方がいい！」と笑いながら大声を出した。他の人に魚の巣が分かってしまう、秘密にしておかないと、という意味の冗談だ。それから、筆者を挟んで（時に筆者に向けての言葉も交えながら）、以下のように二人の会話は進んでいった。

KK：とう、全部やっさ、んちよ、これにかかんちょーえー。んちゆが夜、仕事してきてる、これ（そう、全部、描かれてるんだよ、おじいさんが夜仕事していた場所が）。

KK：大体この人が泳ぐヤナグアーター（大体Sさんが泳いでいた岩だよ）。だからこのおとうが、マジキナのおじいがつけた名前が全部ついているわけよ。

KS：……さっきSAなんか見てるけど、気づいてないわけよ。（潜りを）やらんから、でも、やる人が見たら、おとうが言うみたいに……俺、おっとうが言うまで分からんかった。ただこんなして、見てただけだから、言われて分かったけど……

KK：気がつかないよ、黙っておけば、人が見てはよ、気がつかない。

KS：ただの名前だとしか思わないからよ、分からんはず……俺は気づかんかった。マジキナのおっとうって聞いても、あんまり分からんわけ、俺は、正直。だから、これ見たら、ただの名前だとしか思わなかった。

KK：・・・だから、こんな地図があったら探せるわけよ。上等なわけよ。ウミンチュでも、このヤナグァー、マジキナのおじいさんが魚獲ってたヤナグァーだって気づいたら、探せるわけよ。こんな地図もあるさ。

KK：マジキナのおじいさんが教えた、ってあんた（註：筆者のこと）が言ったから、うちはまた分かったわけよ。だからこれは魚の家だよ、って教えているわけさ、KS に。

KS：いー、分からなかったやっさー（えー、分からなかった）。やがてそのまま帰りよったさ（もうすぐそのままにして帰るところだった）。

KK：ああ、宝物をもらったんだよ。こんな、電灯潜りする人は、

KS さんは、KK さんに言われるまでは、地図に描かれているのはただの名前だと思っていたのだった。それは、その瞬間まで、S さんの地図が彼にとっては意味から切り離された記号に近いものだったことを示している。だから彼は熱心に地図を見つめながらも、それがどのように今の自分に役に立つのかまでは分からなかった。

しかし、S さんがどういう人であるかをよく知る KK さんの登場によって、その地図が指し示すところのものが、KS さんの前に提示された。それが、「あ！」という KS さんの気づきである。それは、この地図が、彼にとって意味ある地図として、立ち上がった瞬間だった。

もちろん、例えば筆者のように、浜比嘉の海を知らない者にとっては、地図を頼りに S さんの海を正確に辿ることはできない。5.4.2 でみたように、地図を実際に使いこなすには、身体性が要だ。KK さんは、ウミンチュならこの地図を頼りに S さんの使った巣に辿り着くことができるのだというが、もし本当にモズクだけをやっているウミンチュであれば、その場所に辿り着くのは難しい。なぜなら、彼らは自分の利用する漁場以外のことを把握する機会がないからだ。

しかしじつは、KS さんは、潜り漁やナイロン網漁、アンブシ網漁など、他の漁も積極的にやる一人だった。それは、彼の父親がそうした経験豊かな漁師であることが大きい。だから彼は、比較的広範な海を知っていた。ただ、彼はすでにシンプリフィケーションされた海を泳いでいたから、地図が示すような豊かな可能性は、見えなくなっていた。

そうした KS さんの身体性が、S さんの地図に可能性を見出すことのできる KK さんの手引きを媒介として S さんの身体性に重なったとき、KS さんにとってそれは宝の地図になったのだ。KS さんは、一連の会話を終えたあとで、地図に描かれた場所に行ってみる、と言

った。もちろん、すでに不可逆な変容を経た海だから、そうした可能性は既に失われているかもしれない。ただ、KS さんが「まだ見ない海の可能性」へと想像を働かせたこと、そのことが重要なのだ。それは、彼がシンプリフィケーションされた海から、一步踏み出した瞬間でもあった。

6.13.2 空間の潜在可能性へ

福永 [2017] は、順応的な環境がバナンスを駆動させていくためには、環境に対する「想像力」と、そこから広がる環境と社会双方の「潜在力」が重要だという。なぜなら、私たちはすでに、ある理想型の環境へとは戻れない時代にいるからだ。ゴールをなかなか見定められないなかで、多様な価値をすくい上げながら順応的にガバナンスを進めて行くには、私たちの社会が喪失してきた多様な自然の潜在力から、まだ見ぬ価値を生み出す余白をつくりだしていくことが必要であり、そのためには空間への想像力を育むことが重要だという。そうしたときに、福永が頼りにしたのが、口述の環境史である。それをもとに、複数の時間スケールを重ね合わせた絵地図を作成することで、空間の潜在力を具体的に想起することができる、と論じる。

前項でみたように、KS さんの目の前に広げられた S さんの地図も、こうした空間の潜在力、未来への想像力を駆動させるための装置となった。ただ、それは、S さんの経験を知る KK さんという媒介と、KS さん自身のもつ身体性があるからこそのことだった。そうした要素が重なり合って初めて、シンプリフィケーションされた空間の潜在可能性が KS さんにとって具体的に想像できるものとして現れた。

固められた空間認識を打破し、空間の潜在可能性を受けとめるには、そうした媒介と下準備がいる。また、その空間で生きていくための「覚悟」も必要だ。じつは、KS さんは、海を始めたころはそうした覚悟は強くは持っていなかった。

・・・最初はあれだよ、海やったときも、高校卒業して、仕事がないからやるさね、とりあえずやってたんだよ、何も覚えなくて、あとあと、おうち（註：家庭）持ったりして、自分でお金つくらんといけんさ、そうしたら場所も覚えなくていけんさ、これから場所覚

えるの始まって・・・あとはだから、おっとうが分かる技をいっぱい持っているから、やって覚えておいた方が損はないかな、って・・・¹⁴⁴

自分の人生に責任を持つようになり、その空間で生きていくという覚悟を決めた KS さんは、さまざまな海の知識や経験を集めるようになった。KK さんも、「あれは習う気があるわけ。名前なんかも、自分で習いたいあれがあるわけ。習う意思があるわけさ」と言う¹⁴⁵。ただ、そうした知識や経験は、モズクで十分に食べていける彼にとっては、今の彼を支えるのに必須のものというわけではなかった。しかし、この先も浜比嘉の海で生きていくという意思がある彼にとっては、そうした知識や経験は、まだ見ぬ未来において、彼を支えてくれる「かもしれない」ものだったのだ。

・・・アンブシも、おっとうが辞めたらもういなくなるさ。だから習っておいた方が得じゃないかな、って。養殖だけだとウミンチュというか・・・なんか、何でも出来る方が海の人っぽいさ。今はもう、養殖、モズク養殖が多いから、ウミンチュっていうよりは・・・あ、これは自分の考えだよ。ただ、マジキナのおっとうとか、ウミンチュでやってきたって聞いてるから・・・だから、これ（地図）を持ってきたときも、写真撮ったけど、撮っておいて損はないさ。あとで使わんかもしれないけど・・・S さんはこの技で生きてきているよ、養ってきてるよ、って聞いたときに、本職さ、その人が行っている石ってことは、いる可能性が高いさね。魚が。だから、得するかしらんから、撮っておくだけ・・・知識はさ、あった方がいいんじゃないかな。絶対あとあとなくなるからさ・・・¹⁴⁶

S さんの地図は、CTS で変容する以前の海の可能性を KS さんの前に広げた。KS さんたちの世代はもう、そうした変容以前の海も、微細な地図を身体化させることでその海で〈生〉を紡いでいた S さんたちのことも知らない。だからこそ、そこには両者を繋げる KK さんのような存在もまた、必要だった。地図に描かれた可能性はさらに、KS さんにその過去を聞く準備が出来るのを待たなければならなかった。KS さんはそうして手渡された地図を、「いつか使うかもしれない」ものとして、彼のなかに取り込んだ。そうしたことは、KS さ

144 2018 年 3 月 7 日、KS さん。

145 2018 年 3 月 7 日、KK さん。

146 2018 年 3 月 7 日、KS さん。

人にとって、ウミンチュという生き方が、Sさんや自身の親のように、「何でも出来る」人のことを意味していたことも関係しているだろう。KSさんの語りからは、モズクしかないという現状の空間認識を打破したい、彼の考えるところのウミンチュになりたい、という意思が見えてくる。

こうしたことが重要なのは、かつてモズクが突然に資源となったように、なにが資源となるかは、彼ら自身には予測がつかないからだ。市場の動向を明確に掴めるわけでもない。また、じわじわと進む海水温の上昇や、台風時期の発生時期の繰り上がりなどは¹⁴⁷、モズク養殖の将来に不安定要素をもたらしつつもある。そうしたなか、「得をするかもしれない」、「使えるかもしれない」といった、KSさんのいう「かもしれない」知識や経験をどれだけ集められるかが、不確実な未来へ向けて、彼らがその場所で〈生〉を営み続けていくことそれ自体の可能性を探る、重要な鍵となる。各章でも見てきたように、社会と環境の絶え間ない変化のなかでは、すでに具現化している現在と、その同じ延長線上にある未来を掴んでおくだけでは足りない。具現化されなかった生態系のポテンシャルを掴んでおき、それを手放さないでおくことで別の未来への可能性を開いておくこと、そのことが必要なのだ。そのためには社会のなかで、現在と未来の起点となる過去の記憶を保持していくこと、人から人へと手渡されていくこと、記憶を受け取る側にその準備が出来ていることもまた、必要となる。それは、将来へ向けた選択肢の豊潤化にも繋がるからだ。そうした豊富な選択肢があるとき、そのなかから何かを選び取りながら進んで行く彼らの順応は、彼ら自身が望む〈生〉のかたちを実現していくものともなり得るだろう。

シンプリフィケーションされた海で、縮減されつつある空間の可能性を切り開いていくこと、抵抗と順応とを繰り返しながら、生態系のポテンシャルを探り続けること。そうすることで、選択の幅を広げ、「これしかない」という構造化された空間認識から抜け出していくこと。そのための基本事項として、過去を「聞く」体制を整えておくこと。つまりは、その空間で生きるという覚悟や、空間をなぞることの出来る身体性、媒介となる人の存在、そして、かつての海を泳いできた人びとへの敬意といったものを保持しておくこと。浜比嘉の漁師たちのいとなみからは、不確実な未来を生きるための、そうしたことの重要性が

147 台風が発生する時期が早くなると、被害を避けるために作業全体を前倒しにする。そうした場合、海水温と作業の内容が合わなくなり、失敗のリスクがあがる。沖縄気象台の統計によると、沖縄県への5月台風の接近数は漸増傾向にある。統計をとりはじめた1951年以降、1996年に初めて2回接近したのち、2008年と2011年にも再び2回の接近をみている（沖縄気象台「台風の発生数と沖縄県の接近数（1951年～2017年）」http://www.jma-net.go.jp/okinawa/data/toukei/pdf/hassei_sekkin.pdf 2018/10/20 アクセス）。

見えてくる。本章、ひいては本論全体で行ってきたこともまた、こうした「聞く」ことの重要性を浮かび上がらせ、そこから人びとがある特定の空間で、その生態系と共にありながら、〈生〉を紡いでいくための示唆を得ようとするものでもあった、と言える。

7 終章

7.1 本論文の要約

本論文は、沖縄の複数の地域社会を事例として、人びとが経験してきた資源空間の変容と、それに対する彼らの反応（抵抗と順応）を環境社会学的に論じてきた。

第1章では、本論文の目的と方法を述べると同時に、人びとの主体性と複数性に注目する必要があることを議論した。

第2章では、序章の議論を受けて、一見不合理な資源管理を行っている地域社会に生きる人びとが、なぜ資源管理の主体として立ち現れるべきであるかを議論した。事例としたのは沖縄県今帰仁村・古宇利島の漁業資源管理である。そこからは、彼らが地域社会に埋め込まれたコンテキストの中で、管理の失敗も許容しつつ、人あるいは生態系そのものと交渉を重ねながら、個々人のありようを損ねることなく資源管理の妥協点を見いだしていることが明らかになった。不合理ともとれる管理の失敗の許容は、生活主体として生きる人びとの複数性からもたらされる互いの差異の承認を受けてのことだった。さらに、資源との多様なかわりと、そこから生成される資源をめぐる輻輳的なコンテキストの存在が、紆余曲折を含む資源管理のなかで、決定的な資源との決裂を防ぎ、資源管理の弾力性を支えていた。こうした個々人の差異の承認に基づく資源管理を行えるのは、その空間に生きる彼ら自身に他ならないことが、地域社会が資源管理の主体であるべき理由であると論じた。

第3章と第4章は、第2章から導かれた交渉とコンテキストというキーワードを念頭に置きながら、沖縄県国頭村^{あだ}安田集落を事例地として自然資源と地域社会の関係の変化やその意味について考察した。第3章では、貴重な自然という評価基準のなかで、人びとと山とのかわりがどのように評価され得るのか、という問題設定を行い、地域社会と山との関係を、王府時代から近代に移行したとき、戦前から戦後に移行したとき、さらに現代、と順に記述した。王府時代、山は王府に帰属したが、同時に集落の人びとによって継続的に働きかけられる資源でもあった。そして近代に移行して山をめぐる制度が変わったとき

に、住民たちは「山稼ぎ」を成立させることで山との関係を維持した。また、制度の変容に応じて登場した権力作用（山筆者）に対しては、〈顔〉のある関係から生じる関係の過剰性が、制度からの逸脱を可能にした。戦後は、戦前に成立していた「共同売店」を再考させ、共同売店のしくみと山稼ぎと組み合わせることで、山との関係を維持しつつ利益を得るとともに、その利益の一部を集落全体に還元するしくみも作り上げた。貨幣経済や法的所有権といった典型的な近代の登場、そして戦争、施政権の移動といった激しい社会変動のなかで、人びとはこのように交渉を重ね、創意工夫を凝らしながら、山を資源空間として成立させ続けてきた。しかし、次第に山との関係は薄れ、山は「貴重な自然」へと変化していった。資源空間をめぐるコンテクストもまた、貴重な自然へと変化することで、人びとの山へのかかわりの全体性が聞かれることなく、人びとの記憶は次第に社会のなかに埋没していったことが明らかになった。

第4章では、同集落において、山が資源空間として成立しなくなったのち、新たに登場した希少種ヤンバルクイナ保護の動きに対して地域社会がどう反応したかを記述・分析することで、貴重な自然の資源化をめぐる人びとの揺れ動きを考察した。1981年のヤンバルクイナの「発見」以降、「ヤンバルクイナ保護」の動きが外からやってくる。集落の一部は、停滞する集落の起爆剤になることを期待してこの保護の動きを積極的に受け入れるが、それが集落内にコンフリクトを呼んだ。もともと「アガチ」という名でヤンバルクイナの存在を知っていた集落の人びとにとって「希少種保護」という流れには違和感があった。しかし一方で、「アガチ」はそれほど人びとのなかに深く根付いた存在ではなかった。そのために、自分たちでその希少種を語る言葉に乏しく、違和感やコンフリクトはただ「不満」として沈黙していった。これまでの多くの議論では、外からの価値づけが地域社会に変容を促す場合、そうした外部からの衝撃を受け止めて、自分たちのやり方を見つけていくには、地域の側に新たに価値付けされた対象をめぐるコンテクストの存在があることが多く指摘されてきた。だが、そうしたコンテクストがそもそも「不在」の場合がある。希少種保護をめぐる安田の戸惑いには、外部からの価値付けを自分たちの文脈で読み替えることができないという、いわばコンテクストの不在という問題がそこに存在していることが明らかになった。また、地域の停滞という重い課題のなかで、「希少種」しか資源として成立し得ないだろうという、強固な空間認識がつくりあげられてしまっていることも指摘した。

第5章と第6章は、そうした強固な空間認識をどのように打破していけるのか、という問題設定を行い、沖縄県浜比嘉島を事例として、養殖への専門化によってシンプリフィケ

ーションされていく海と地域住民との関係について論じた。第5章では、ある古老漁師Sさんが記憶する海の微少地名を記述することで、シンプリフィケーションされる以前の当該地域の海と人の関係がどのようなものであったのか、その詳細を明らかにした。幾多の微小地名からなる海の地図は、地形、生態、歴史、社会、そして個人の記憶が重層的に折り重なった、資源空間の来歴を描き出した。ただ、そうした地図を描くのは困難さも伴う。漁民たちの海の認知のしかたは身体性に根付いた「順路型」を中心に組み立てられており、そのことから、地図を受け継ぐには空間の身体性が必要なことも明らかになった。

第6章は、そうした微細な知識と経験から構成される資源空間が、どのようにして現在浜比嘉島の漁業の大方を占めるモズク養殖業へと向かっていったかを、施政権返還を挟んで起こった大規模な海の埋立（CTS 開発）や、その後浮上したゴルフ場開発などへの抵抗および順応とからめながら記述した。開発の現実、資源の減少、そして市場の変動といった資源空間の変容をもたらす重層的要因に向き合う選択としてモズク養殖業へのモノカルチャー化が進み、空間のシンプリフィケーションが進んだことを明らかにした。一方で、資源の複合性から単純化へと進んだそのようなシンプリフィケーションがもたらすリスクへの対応として、人びとがハーリーという装置をうまく使ってリスクを共同で回避しようとするいとなみが存在していることも明らかにした。そして議論の最後に、Sさんの微小地名図をめぐるある親子の対話から、これまで各章で見てきたような資源の不確実性、生態系の不確実性、社会の不確実性を受けて、人びとがある空間で〈生〉を営み続けるためには、空間の潜在可能性の保持が重要であること、過去を「聞く」ことで現状の単純化された空間認識から抜け出ていく可能性があること、を指摘した。

7.2 空間の潜在性の保持、そして聞くこと

本論文ではこのように、絶え間ない社会変動・環境変動のなかで、人、あるいは生態系そのものと交渉を繰り返しながら、そしてさまざまな装置を生み出しながら、自らの〈生〉を営む空間を資源空間として成り立たせてきた様相を見てきた。

本論文全体を通じて言えることは、抵抗も順応も、未来へ向かって彼らが自らを取り巻く生態系と共に生きるために行われるが、しかし、その未来は不確実である、ということだ。社会がどのように変容するかは誰にも予想がつかないし、何が資源として求められる

かも知れない。安田の事例も、浜比嘉の事例も、そうした予測のつかない資源空間の変容のなかで、人びとがどのように自らの〈生〉を切り開いてきたか、あるいは立ち止まってきたかを考えてきた。YKさんたちは、自分たちの山が貴重な自然に変わることは予測できなかったし、Sさんたちも、あれほどの開発が起こり、その後アクア・モノカルチャー化していくことは予想はできなかった。そうしたなか、古宇利の事例のように、互いの〈生〉の差異を承認した上で、空間の変容を受けとめながら資源との関係を保とうとする人びとの姿も見えてきた。しかし、彼らもまた、交渉を不可能にするような資源空間の変容に直面している。

第6章の最後にみたことは、だからこそ、彼らが一人一人の〈生〉を響かせながら、これからも生態系と共にあるためには、空間の潜在可能性を保持することが、何よりも重要だ、ということだった。KKさんの息子のKSさんと、KKさんとの間に交わされた、Sさんと筆者がともにつくった海の地図をめぐる会話を通じて、そのことを議論した。

そしてそこから浮かび上がってきたのは、「聞く」ということの重要性である。Sさんの地図が、KSさんにとって宝の地図となったのは、KSさんが常日頃から、過去の知識や経験を寄り集め、また、海の身体性を保持していたからでもあった。そこにSさんとその海をよく知るKKさんの解釈を挟むことで、ただの過去の地図ではなく、これから先の可能性を示す地図となった。

こうしたことから分かるのは、空間の潜在可能性を保持するためには、その空間の知識や経験の話し手がいるかどうかというより、その可能性を聴き、受けとめる相手がいるかどうか大きい、ということだ。受け手であるKSさんにとって、過去の話は「いつか使えるかもしれない」潜在可能性に満ちた話だった。だからこそ、その地図は手渡されることができたのだった。

資源空間は常に変容している。そして、そこで〈生〉を響かせるためには、その変容のなかで、ときに抵抗し、ときに順応しながら、不確実な未来を切り開いていかななくてはならない。そうしたとき、空間の潜在可能性を見出す「力」を持てるかどうか、それを語れる人がいるか、そしてそれを受けとめる人がいるか、それら一連の繋がりが重要なのだ、と、まずは言えるだろう。浜比嘉のハーリーも、そうした互いの繋がりを維持する場、声が交差しあう場として機能している、とも言える。

ただ、語りの受け手となること、つまりは「聞く」ことは、じつは大変に難しい。安田にみたYKさんの話は、いわば、聞き手がいらないことによって、行き場を失ってしまった例

である。語られているのに、受けとめられない。そのことが、安田の現在の困難の一因でもあった。YKさんたちの語りが聞かれないことの原因のひとつは、語りの全体性を強力にフィルタリングする、貴重な自然、という文脈だった。彼らの語りの全体が受けとめられていれば、希少種としてのクイナを資源化するしかない、といった強固な空間認識から逃れることができた可能性はある。モズクしかないという空間認識から、KSさんが逃れ出ていったようにだ。ただ、彼らの社会はすでに、山から遠ざかっていた。時代の変容のなかで、生態系からその身体が遠ざかっていたことが、重ね合わされるべき身体性の欠如となって、聞くことを難しくしていた、とも言えるだろう。そうした場合に、どのようにしたら互いの声が響くのかは、本論に残された課題でもある。

最後に、この「聞く」ということを、序論でのべた複数性と絡めながら少し考えたい。「聴く」という文字を使って、そのことの重要性について論じた鷺田は、聴くことは単純な受動的な行為ではなく、他者のことばを受けとり、受けとめる行為であるとする。徹底した受動性と、自分とは異なった固有の生を持つ存在である他者の存在をありありと感受する感受性がなければ、ことばの受けとめは経験されない [鷺田 2013]。

ある資源空間を生きる複数の〈生〉は、こうした受けとめがあって、初めて互いの前に立ち現れることができる。序章で引いたアレントの想定する主体が、筆者にとっては強靱すぎる、と述べたのもこういう意味だ。現れの主体がいかに活動的であるかというよりは、現れを受け止める主体がどれだけの受動性と感受性を持っているかが肝要なのだ。

本論では、古宇利でも、安田でも、浜比嘉でも、複数の人びとの声を、なるべく多く拾ってきた。そうすることで、それぞれの経験、それぞれの記憶、それぞれの〈生〉がひとつの空間のなかで軋みあいながら、ときに届き、ときに届かないさまを見てきた。本論で見てきたそれぞれの場所は、序章で批判的に議論したような均一な社会ではなく、むしろ「合一しないことによって通い合う」[Nancy 1999=2001] 社会だった。そうした複数の単数性からなる社会であるからこそ、互いが互いのことばを受けとめることができるかどうか、そこに住む人びとが変容へ柔軟に対応できるか否か、望む未来を想起できるか否かを大きく左右する。

それぞれの地域が個別に抱える問題でも見たように、そうした複数性を前提としたとき、さまざまなことへの答えは容易には出ない。しかし、だからこそ、私たちは、聞くといういとなみを止めてはならない。それは、ある特定の場所で生きる彼らにとっても、彼らから学ぼうとする私たちにとってもだ。じつは、議論の多くを環境社会学以外にも求めた本

論が、なお、環境社会学的に論じる、と最初に述べたのは、環境社会学という学問が、ただひたすらに「聞く」ということを手法として持つ学問だから〔菊地 2010：宮内 2017〕だった。

ここにきて、本論文で最終的に考えようとした、人びとの複数の〈生〉を踏まえた人と生態系のこれからについて、目指すべき像が少し見えてくる。それは、私たちの聞くといういとなみと、彼らの聞くといういとなみとが連動しながら、潜在化した空間の可能性を掘り起こし、社会のなかに浮かび上がらせ、まだ見ぬ未来へと繋いでいく、ということだ。それが、さまざまな地域、さまざまな時代、さまざまな変容を扱ってきた本論から導き出された結論であり、また、今後の目標でもある。環境社会学という学問は、「聞く」ことを鍛えながら、そうした役割を志向していくべきだろう。

8 引用文献

- 安陪麻子, 1989, 「ウニ漁からみた村落社会の変容—古宇利島を事例として—」『沖縄地理』2: 35-48.
- 安陪麻子, 1992, 「沖縄のサンゴ礁とウニ漁—古宇利島を中心に—」サンゴ礁地域研究グループ編『日本のサンゴ礁地域 2 熱い心の島—サンゴ礁の風土誌』古今書院, pp. 78-91.
- Acheson, J. M., 1981, "Anthropology of Fishing", *Annual Review of Anthropology*, 10(1):275-316.
- 安田区, 2014, 『あらは 安田史誌』安田字誌編さん委員会.
- 安田小学校, 1997, 『創立百周年記念誌』安田小学校.
- 赤嶺淳, 2011, 「野生生物保護の問題点: 『人類共有遺産』の保全をめぐる同時代史的視座」『国立民族学博物館調査報告』97:269-295.
- Akimichi, Tomoya and Kenneth Ruddle, 1984, "The Historical Development of Territorial Rights and Fishery Regulation in Okinawan Inshore Waters", *Senri Ethnological Studies* 17:37-88.
- Alcorn, J. B., 2005, "Dances around the Fire: Conservation Organizations and Community-Based Natural resource Management". in Brosius, J. P., A. L. Tsing and C. Zerner eds., *Communities and Conservation: Histories and Politics of Community-Based Natural Resource Management*, Alta Mitra Press:37-68.
- Allison, Edward H. and Frank Ellis, 2001, "The Livelihoods Approach and Management of Small-Scale Fisheries", *Marine Policy*, 25(5):377-388.
- Amar, E. C., R. M. T. Cheong, and M. V. T. Cheong, 1996, "Small-Scale Fisheries of Coral Reefs and the Need for Community-Based Resource Management in Malalison Island, Philippines", *Fisheries Research*, 25(3-4):265-277.
- 安室知, 2013, 「百姓漁師の漁場認識 —ネ（根）の命名をめぐって—」国際常民文化研究叢書: 115-145.
- 安仁屋政昭・玉城隆雄・堂前亮平, 1979, 「共同店と村落共同体: 沖縄本島北部農村地域の事例(1)」南島文化創刊号(187):47-186.
- 安仁屋政昭・玉城隆雄・堂前亮平, 1983, 「共同店と村落共同体(2)」南島文化5:165-229.
- 新崎盛輝, 1976, 『戦後沖縄史』日本評論社.
- 新崎盛輝・比嘉政夫・家中茂編, 2006, 『地域の自立 シマの力 (下)』コモンズ.
- 安良城盛昭, 1981, 『新・沖縄史論』沖縄タイムス社.
- Arendt, Hannah, 1958=1998, *The human condition : Second edition (English Edition)*, Chicago: University of Chicago Press. (= 2011, 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房.)

- Berkes, Fikret, 1993, "Traditional Ecological Knowledge in Perspective" in J. T. Inglis. ed., *Traditional Ecological Knowledge: Concepts and Cases*, Ottawa: International Program on Traditional Ecological Knowledge, pp.1-10.
- Berkes, Fikret, 1999, *Sacred Ecology: Traditional Ecological Knowledge and Resource Management*, Philadelphia: Taylor and Francis.
- Berkes, Fikret, 2004, "Rethinking Community-Based Conservation", *Conservation Biology*, 18(3):621-30.
- Berkes, Fikret and C. Folke, 2000, "Linking social ecological systems for resilience and sustainability," in Berkes, F. and C. Folke, eds., *Linking social and ecological systems*, UK : Cambridge University Press, pp.1-26.
- Berkes, Fikret, Johan Colding, and Carl Folke, 2000, "Rediscovery of Traditional Ecological Knowledge as Adaptive Management", *Ecological Applications*, 10(5):1251-62.
- Brosius, J.P., A.L. Tsing and C. Zerner, 1998, "Presenting communities: histories and politics of community-based natural resource management," *Society and Natural Resources*, 11(2):157-169.
- 知念良之・芝正己, 2015, 「沖縄における住宅構造材の歴史的変遷に関する一考察」日本森林学会誌 97(3):143-152.
- Costanza, R., F. Andrade, P. Antunes. et al., 1998, "Principles for sustainable governance of the oceans", *Science* 281:198-199.
- de Certeau, Michel, 1980, *L'invention du quotidien, tome 1: Arts de faire*, Paris: Gallimard. (=1987, 山田登世子訳『日常実践のポイエティーク』国文社.)
- 堂前亮平, 1997, 『沖縄の都市空間』古今書院.
- Dowie, Mark , 2009, "Conservation Refugees: The Hundred-Year Conflict between Global Conservation and Native Peoples", *Refuge* 29(2):102-104.
- Ferrol-Schulte, Daniella, Matthias Wolff, Sebastian Ferse and Marion Glaser, 2013, "Sustainable Livelihoods Approach in Tropical Coastal and Marine Social-Ecological Systems: A Review", *Marine Policy* 42:253-258.
- Folke, Carl, Thomas Hahn, Per Olsson, and Jon Norberg, 2005, "Adaptive Governance of Social-Ecological Systems", *Annual Review of Environment and Resources*, 30(1):441-473.
- Forman, S., 1967, "Cognition and the catch: the location of fishing spots in a Brnnlian coastal village" , *Ethnology* 6(4):417-426.
- 藤田陽子, 2013, 「『新しい島嶼学の創造』の必要性および沖縄における自然環境の保全及び適正活用に関する課題」『国際琉球沖縄論集』 2:111-121.
- 福田恒禎編, 1966, 『勝連村誌』勝連村役所.
- 福永真弓, 2007, 「鮭の記憶の語りから生まれる言説空間と正統性：米国カリフォルニア州マートル川流域を事例に」『社会学評論』 58(2):134-151.

- 福永真弓, 2010a, 「記憶のたゆたう〈場〉としての流域と地域主体の再構築--地域社会型資源管理を『ウラから』支えるもの」『社会と倫理』 24:5-16.
- 福永真弓, 2010b, 『多声性の環境倫理—サケが生まれ帰る流域の正統性のゆくえ』ハーベスト社.
- 福永真弓, 2017, 「空間の記憶から環境と社会の潜在力を育むために」宮内泰介編『どうすれば環境保全はうまくいくのか—現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方』新泉社, pp.303-330.
- 我部政男, 1984, 「明治初期の政府と沖縄地方—脱清行動と血判誓約書を中心に—」『年報政治学』 35:79-102.
- 我部政明, 1996, 『日米関係のなかの沖縄』三一書房.
- Geisler, Charles, 2003, "A new kind of trouble: evictions in Eden", *International Social Science Journal* 55(175):69-78
- 呉 錫畢, 2000, 「沖縄県における赤土汚染の 環境影響に関する研究」『沖縄国際大学商経論集』 29(1):15-31.
- Goldman, M., 2003, "Partitioned Nature, Privileged Knowledge : Community-based Conservation in Tanzania", *Development and Change*, 34 (5) : 833-862.
- Habermas, J., 1996, *Die Einbeziehung des Anderen*, Frankfurt am Main, Suhrkamp. (=2004, 高野昌行訳『他者の受容』法政大学出版局.)
- Halbwachs, Maurice, 1950, *La mémoire collective*, Paris: Presses Universitaires de France (= 1989, 小関藤郎訳『集合的記憶』行路社.)
- 浜日出夫, 2000, 「記憶のトポグラフィ—」『三田社会学』 5:4-16.
- 浜日出夫, 2010, 「記憶と場所：近代的時間・空間の変容」『社会学評論』 60(4):465-480.
- 濱田武士, 2012, 「熟議なき法制化『水産復興特区構想』の問題性」『世界』 828:34.
- 判例特報, 1975, 「公有水面埋立工事が完了し現状回復が著しく困難である場合と埋立免許処分が無効確認を求める訴えの利益の有無（那覇地裁50.10.4判決）」『判例時報』 791:17-20.
- 判例特報, 1979, 「石油タンク建設差止め仮処分申請が却下された事例（那覇地裁54.3.29判決）」『判例時報』 928: 3-47.
- 花輪伸一・森下英美子, 1986, 「ヤンバルクイナの分布域と個体数の推定について」『昭和60年度環境庁特殊鳥類調査』 pp.43-61.
- 平敷屋字誌編集委員会, 1998, 『平敷屋字誌』平敷屋区自治会.
- 東清二, 1997, 「貴重な沖縄の昆虫」池原貞雄・加藤祐三編『沖縄の自然を知る』築地書店, pp.95-108.
- 平恒次, 1957, 「琉球村落の研究—国頭村奥区調査報告」『琉球大学文理学部紀要 人文科学』 2:1-53.

- Holling, C.S., F. Berkes and C. Folke, 2000, "Science, sustainability and resource management," Berkes, F. and C. Folke eds., *Linking social and ecological systems*, Cambridge University Press, pp. 342-362.
- Hunn, E., 1993, "What is Traditional Ecological Knowledge." in N. Williams and G. Baines eds., *Traditional Environmental Knowledge: Wisdom for Sustainable Development*, Canberra: Center for Resource and Environmental Studies, Australian National University, pp. 13-15.
- 市川英雄, 2009, 『糸満漁業の展開構造 : 沖縄・奄美を中心として』沖縄タイムス社.
- 池口明子, 2005, 「沖縄島羽地内海における漁船漁業の資源利用」『地域研究』1:77-90.
- 池田慎太郎, 2015, 「日米琉特殊関係の政治経済史 : 米統治下沖縄における『親米派』をめぐって」『名古屋大学法政論集』260:75-98.
- 池宮城秀正, 2013, 「琉球列島におけるUSCARの租税政策と琉球列島税制使節団報告書(1) (里見常吉教授古稀記念論文集)」『政経論叢』81(3):371-388.
- 飯田卓, 2004, 「マレーシア東海岸における小規模漁民の操業と漁種選択」『地域漁業研究』44(3):1-22.
- Inglis, T. Julianed., 1993, *Traditional Ecological Knowledge: Concepts and Cases*, Ottawa: International Program on Traditional Ecological Knowledge and International Development Research Centre.
- 石原昌家, 1975, 「工業開発に対する住民意識の変革 : 意識調査と選挙結果の分析を通して」『沖縄国際大学文学部紀要社会学科篇』3(1):29-54.
- 伊藤嘉昭, 1995, 『沖縄やんばるの森—世界的な自然をなぜ守れないのか』岩波書店.
- 岩井雪乃, 2001, 「住民の狩猟と自然保護政策の乖離 : セレンゲティにおけるイコマと野生動物のかかわり」『環境社会学研究』7:114-28.
- 自治労沖縄県職員労働組合, 1973, 『沖縄開発と地方自治 : 海洋博・埋立・CTSの問題点』自治労沖縄県職員労働組合.
- Joanes, Robert E., 1989, *Traditional Ecological Knowledge: A Collection of Essays*, Cambridge: IUCN.
- 川平成雄, 1991, 「戦後沖縄通貨変遷の検討」『琉球大学経済研究』42:87-103.
- 川平成雄, 2008, 「年表『沖縄・1945-1946年』」『琉球大学経済研究』76:67-75.
- 川平成雄, 2009, 「人の動きと経済復興の始まり」『琉球大学経済研究』78:57-80.
- 嘉数啓, 1983, 「沖縄経済自立への道」『新沖縄文学』56:2-53.
- 環境省・日本サンゴ礁学会編, 2004, 『日本のサンゴ礁』財団法人自然環境研究センター.
- 勝川俊雄, 2007, 「水産資源の順応的管理に関する研究」『日本水産学会誌』73(4):656-659.
- 勝連町史編集委員会編, 1984 『勝連町史』勝連町役場.
- 川崎修, 2017, 『ハンナ・アレント』講談社学術文庫.

- 菊地直樹, 2006, 『蘇るコウノトリ—野生復帰から地域再生へ』 東京大学出版会.
- 菊地直樹, 2010, 「コウノトリの野生復帰を軸にした地域資源化」『地理科学』 65(3):161-175.
- 金武川清吉, 1985, 「平安座近海干瀬岩嶼図」 平安座自治会編『故きを温ねて』.
- 金武湾を守る会, 1975, 『沖縄県が三菱に与えた64万坪の埋立許可の誤りを糾弾する—金武湾・中城湾開発構想反対』 金武湾を守る会.
- 北原淳, 1996, 『共同体の思想—村落開発理論の比較社会学』 世界思想社.
- 鬼頭秀一, 1996, 『自然保護を問いなおす—環境倫理とネットワーク』 ちくま新書.
- 小林文人・島袋正敏, 2002, 『おきなわの社会教育—自治・文化・地域おこし』 エイデル研究所.
- 小林武, 2014, 「占領最初期の沖縄の統治構造: 『沖縄諮詢会』 についての分析を中心に」『愛知大学法学部法経論集』 201:127-158.
- 古宇利誌編集委員会, 2006, 『古宇利誌』 古宇利公民館.
- 久場政彦, 1995, 『戦後沖縄経済の軌跡—脱基地・自立経済を求めて—』 ひるぎ社.
- 久保田康裕・新里孝和・菊沢喜八郎ほか, 1999, 「沖縄ヤンバル亜熱帯林における林木種と種子・植食性動物の相互関係に関する研究」『プロ・ナトゥーラ・ファンズ第8期助成成果報告書』 pp. 25-31.
- 久保田康裕, 2001, 「南西諸島における植生分布と林木種多様性のパターン—亜熱帯林の再生と保全を考える—」『南太平洋海域調査研究報告』 35:33-43.
- 熊倉文子, 1998, 「海を歩く女たち—沖縄県久高島における海浜採集活動」篠原徹編『現代民俗学の視点 第1巻 民俗の技術』 朝倉書店, pp.192-216.
- 国頭村, 2011, 「国頭村森林地域ゾーニング計画」 国頭村.
- 国頭村史『くんじゃん』編さん委員会, 2016, 『くんじゃん—国頭村近現代のあゆみ—』 国頭村役場.
- 国頭村役場, 1983, 『国頭村史』 国頭村役場.
- 来間泰男, 1985, 「『戦後沖縄経済史』 琉球銀行調査部編—アメリカ軍占領下沖縄経済研究の画期的成果と残された課題」『沖縄史料編集所紀要』 10:1-51.
- 来間泰男, 2006, 「琉球近世の地割制度再考」『沖縄国際大学経済論集』 3(1):1-48.
- 来間泰男, 2015, 『人頭税はなかった—伝承・事実・真実』 榕樹書林.
- Latour, Bruno, 1987, *Science in action: How to follow scientists and engineers through society*, Harvard University Press, Cambridge. (=1999, 川崎勝・高田紀代志訳『科学が作られているとき—人類学的考察』 産業図書.)
- Latour, Bruno, 1991, *Nous n'avons jamais été modernes : essai d'anthropologie symétrique*, La Découverte, Paris, La Découverte. (=2008, 川村久美子訳『虚構の「近代」: 科学人類学は警告する』 新評論.)

- Leach, M., R. Mearns and I. Scoones, 1999, "Environmental Entitlements: Dynamics and Institutions in Community-Based Natural Resource Management. *World Development* 27(2): 225-247.
- Lévinas, Emmanuel, 1961, *Totalité et Infini. Essai sur l'extériorité*, Martinus Nijhoff (=2005, 熊野純彦訳『全体性と無限 (上)』岩波文庫.)
- Lieske E. and R. Myers, 1994, *Coral Reef Fishes: Indo-Pacific and Caribbean*, London: Harper Collins.
- Linde, C. and W. Labov, 1975, "Spatial network as a site for the study of language and thought" *Language*, 51:924-939.
- Little, L.R. et al., 2004, "Area Closures as a Management Tool In A Multi-Species Coral Reef Line Fishery", *Coastal Management*: 2793-2798.
- 前畑明美, 2005, 「島嶼地域における架橋化に伴う社会変容」 *島嶼研究* (5):91-122.
- Martin, Kevin St., 2001, "Making Space for Community Resource Management in Fisheries", *Annals of the Association of American Geographers* 91(1):122-42.
- 松田素二, 1999, 『抵抗する都市—ナイロビ移民の世界から』岩波書店.
- 松田素二, 2004, 「変異する共同体：創発的連帯論を超えて」『文化人類学』69(2):247-270.
- 松井健, 1991, 『琉球のニューエスノグラフィー』人文書院.
- 松井健, 2004, 「マイナー・サブシステムと環境のハビトウス化」『沖縄列島シマの自然と伝統のゆくえ』東京大学出版会, pp.103-126.
- 松井健編, 2002, 『開発と環境の文化学』榕樹書林.
- 松井健編, 2004, 『島の生活世界と開発3 沖縄列島—シマの自然と伝統のゆくえ』東京大学出版会.
- 松村圭一郎, 2009, 「『関係』を可視化する：エチオピア農村社会における共同性のリアリティ」『文化人類学』73(4):510-534.
- 松島泰勝, 2005, 「内発的発展による経済自立—島嶼経済論の立場から」新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力 上』コモンズ.
- McCay, B.J. and J. M. Acheson eds., 1987, *The Question of the Commons: The Culture and Ecology of Communal Resources*. Tucson: University of Arizona Press.
- McClanahan, T. R. and J. E. Cinner, 2008, "A Framework for Adaptive Gear and Ecosystem-Based Management in the Artisanal Coral Reef Fishery of Papua New Guinea", *Aquatic Conservation: Marine and Freshwater Ecosystems* 18(5):493-507.
- McClanahan, T. R. et al., 2011, "Critical Thresholds and Tangible Targets for Ecosystem-Based Management of Coral Reef Fisheries", *Proceedings of the National Academy of Sciences* 108(41):17230-17233.
- マコーマック=ガバン・敷田麻実, 2000, 「自然環境の保全と開発のジレンマ」宮本憲一・佐々木雅幸編『沖縄21世紀への挑戦』岩波書店, pp. 221-247.

- 目黒紀夫, 2014, 『さまよえる「共存」とマサイーケニアの野生動物保全の現場から』新泉社.
- 目崎茂和・渡久地建・中村倫子, 1977, 「沖縄島のサンゴ礁地形」『琉球列島の地質学研究』2:91-106.
- 三田牧, 2004, 「糸満漁師、海を読む：生活の文脈における『人々の知識』」『民族学研究』68(4):465-486.
- 三輪大介, 2010, 「入会における利用形態の変容と環境保全機能—入会地の"保存型"利用に関する考察」『環境社会学研究』16: 94-108.
- 宮城辰男, 1970, 「アメリカ統治下の沖縄の貿易：その基本構造」『沖大論叢』10(1):19-49.
- 宮城鉄行, 1993, 『国頭村安田の歴史とシヌグ祭り』未来工房.
- 宮城能彦, 2017, 「沖縄村落社会研究の動向と課題：共同体像の形成と再考」『社会学評論』67(4):368-382.
- 宮下克也, 2008, 「記憶の覚醒と地域づくり：沖縄の都市近郊の事例から」『哲学』119:233-256.
- 宮内泰介, 2011, 『開発と生活戦略の民族誌—ソロモン諸島アノケロ村の自然・移住・紛争』新曜社.
- 宮内泰介, 2013, 「なぜ環境保全はうまくいかないのか—順応的ガバナンスの可能性」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか—現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社, pp.14-28.
- 宮内泰介, 2017, 『人びとの自然再生』岩波書店.
- 宮内泰介編, 2006, 『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』新曜社.
- 宮内泰介編, 2009, 『半栽培の環境社会学—これからの人と自然』昭和堂.
- 森岡清志, 2008, 「地域社会の空間範疇」森岡清志編『地域の社会学』有斐閣, pp. 30-34.
- 諸見里聰, 2002, 「モズク養殖漁場を形成する環境要因に関する調査研究」『平成14年度沖縄県水産試験場事業報告書』pp.142-145.
- 村吉新太郎, 1981, 『国頭村安田の今昔』私家版.
- 長嶺隆, 2003, 「ヤンバルクイナを守る獣医師の取り組み」『日本獣医師会雑誌』56(5):295-299.
- 中江淳一, 1974, 「沖縄県『土地整理』と商品生産農業の展開：戦前沖縄における農業土地問題」『土地制度史学』16(4):42-60.
- 仲間勇栄, 1984, 「沖縄の杣山制度・利用に関する史的研究」『琉球大学農学部学術報告』31:129-180.
- 仲間勇栄, 1993, 「山原の森林開発と自然保護問題」琉球大学公開講座委員会編『沖縄の農林業発展の条件—21世紀への展望』琉球大学, pp218-239.
- 仲間勇栄, 1998, 「沖縄北部地域の林業と自然保護問題に関する一考察」『琉球大学農学部学術報告』45:127-139.
- 仲間勇栄, 2007, 「沖縄本島北部地域における森林の管理利用に関する史的考察」『琉球大学農学部学術報告』54:41-46.

- 仲間勇栄, 2011, 『増補改訂 沖縄林野制度利用史研究』メディア・エクスプレス.
- 仲間勇栄・饒波正一郎・宮城勇, 2010, 「国頭村の森林と林業の歴史を語る」『琉球大学農学部学術報告』 57:41-57.
- 仲間勇栄・篠原武夫, 1977, 「戦後の沖縄県における木材市場の展開 (I): 島産材について(林学科)」『琉球大学農学部学術報告』 24:583-589.
- 仲間勇栄・篠原武夫, 1980, 「戦前期の沖縄県における薪木の流通構造について」『琉球大学農学部学術報告』 27:355-367.
- 中谷内一也・野波寛・加藤潤三, 2010, 「沖縄赤土流出問題における一般住民と被害者住民の信頼比較リスク管理組織への信頼規定因と政策受容」『実験社会心理学研究』 49(2):205-16.
- 中村尚司, 1993, 『地域自立の経済学』日本評論社.
- 中村豊, 1979, 「メンタルマップ研究の成果とその意義」『人文地理』 31(6):507-523.
- 中村豊, 1999, 「『メンタルマップ』とは何か、また主体にとって『地域』とは何か」『地理科学』 54(4):297-308.
- 仲吉朝助, 1928, 「琉球の地割制度」『史学雑誌』 39(5.6.8).
- 生沢均, 2014, 「沖縄本島北部広葉樹林の改良伐後の林分動態について」『研究報告』 55:7-14.
- 波平勇夫, 1984, 「沖縄の近代化と社会構成の変動(1)」『沖縄国際大学文学部紀要社会学科篇』 12(1):1-21.
- 波平恒男, 2010, 「琉球処分の歴史過程・再考—『球藩処分』の本格化から『廃藩置県』へ」『政策科学・国際関係論集』 12:1-89.
- 並松信久, 2006, 「謝花昇の農業思想：沖縄と近代農業の出会い」『京都産業大学論集 人文科学系列』 35: 25-54.
- Nancy, Jean-Luc, 1999 *La communauté desoeuvree*. Paris: Christian Bourgois.(= 2001, 西谷修・安原伸一朗訳『無為の共同体—哲学を問い直す分有の思考』以文社.)
- Nash, Joshua, 2009, "Naming the Sea. Offshore Fishing Grounds as Place Names on Pitcairn Island and Norfolk Island", *Shima: The International Journal of Research into Island Cultures* 3(2):118-131.
- 日本工業立地センター, 1973, 『沖縄CTS調査報告書 総論・各論』財団法人日本工業立地センター.
- 西原文雄, 1970, 「土地整理」に関する一考察」沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』沖縄歴史研究会.
- Nishihira, M. and K. Yamazato, 1974, "Human interference with the coral reef community and Acanthaster infestation of Okinawa." *Proc 2nd Int Coral Reef Symp*, 1: 577-590.
- 西崎伸子, 2004, 「住民主体の資源管理の形成とその持続のための条件を探る：エチオピア, マゴ国立公園の事例から」『環境社会学研究』 10:89-102.

- 西崎伸子, 2009, 『抵抗と協働の野生動物保護—アフリカのワイルドライフ・マネージメントの現場から』 昭和堂.
- 西里喜行, 1979a, 「沖縄近代史研究序説 —1—『旧慣温存期』の諸問題」『琉球大学教育学部紀要 第一部』:145-172.
- 西里喜行, 1979b, 「沖縄近代史研究序説 —2完—「上からの改革」と近代沖縄」『琉球大学教育学部紀要 第一部』:173-193.
- 西里喜行, 1981, 『沖縄近代史研究—旧慣温存期の諸問題—』 沖縄時事出版社.
- 西里喜行, 1993, 『近代沖縄の寄留商人』 ひるぎ社.
- 小田亮, 2004, 「共同体という概念の脱/再構築: 序にかえて」『文化人類学』 69(2):236-246.
- 小田亮, 2007, 「現代社会の『個人化』と親密性の変容: 個の代替不可能性と共同体の行方」『日本常民文化紀要』 26:188-156.
- 小田亮, 2009, 「共同体と代替不可能性について: 社会の二層性についての試論」『日本常民文化紀要』 27:260-219.
- 小田亮, 2010, 「真正性の水準と『顔』の倫理—二重社会論に向けて」小田亮編『グローバル研究叢書 グローカリゼーションと共同性』成城大学民俗学研究所グローバル研究センター, pp.247-276.
- 小笠原敬・小澤宏之・長田智史, 2004, 「沖縄島周辺におけるサンゴ礁現況調査およびオニヒトデ大量発生予知への試み」『沖縄県科学センター報』 5:53-65.
- 小川竹一, 2001, 「国頭村有林における辺戸区住民の入会権」『沖縄大学地域研究所所報』 23:117-131.
- 小川竹一, 2002, 「国頭村辺戸区一般廃棄物最終処理場建設禁止仮処分事件那覇地裁決定について」『沖縄大学法経学部紀要』 2:23-41.
- 小熊英二, 1998, 『「日本人」の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』 新曜社.
- 大見謝辰男, 1992, 「沖縄県における赤土汚染の現状」『沖縄県公害衛生研究所報』 26:87-96.
- 岡本耕平, 2006, 「地理学における空間論の展開とハンディキャップへの視点」岡本耕平・若林芳樹・寺本潔編『ハンディキャップと都市空間 地理学と心理学の対話』古今書院, pp.51-68.
- 沖縄県, 2013, 『沖縄県赤土等流出防止対策基本計画』.
- 沖縄県環境保健部, 1991, 『赤土流出防止対策の手引き』 沖縄県.
- 沖縄県農林水産行政史編集委員会編, 1990, 『沖縄県農林水産行政史 第8・9 巻 水産業編』 農林統計協会.
- 沖縄県栽培漁業センター, 「沖縄県栽培漁業センター事業報告書 シラヒゲウニの種苗生産」 昭和59年・昭和60・昭和61年度合併版～平成22年度版までの各年版.
- 沖縄県水産試験場, 2002, 「放流技術開発事業総括報告書 (定着性グループ) 平成7年度～11年度シラヒゲウニ」.

- 沖縄県水産試験場編, 1986, 『沖縄県の漁具・漁法』 財団法人沖縄県漁業振興基金.
- 沖縄民政府, 1946, 『会議録4 沖縄民政府 1946年 4月』.
- 大村敬一, 2002, 「『伝統的な生態学的知識』という名の神話を超えて: 交差点としての民族誌の提言」『国立民族学博物館研究報告』 27(1):25-120.
- 小野一郎, 1972, 「沖縄におけるドル切替え—その政策内容」『経済論叢』 109(3):131-158.
- 大城将保, 1986, 「解題」沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 戦後 I・沖縄諮詢会記録』 沖縄県教育委員会.
- Ostrom, E., 1990, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York: Cambridge University Press.
- 太田格・秋田雄一・上原匡人・海老沢明彦, 2017, 「沖縄県沿岸域における水産資源の27年間の動向と現状」『平成27年度沖縄県水産海洋技術センター事業報告書』 77:35-60.
- 太田格・久保弘文・渡辺利明・上原匡人, 2017, 「沖縄におけるシラヒゲウニ漁業の現状」『平成27年度沖縄県水産海洋技術センター事業報告書』 77: 135-143.
- 太田範雄, 2004, 『沖縄巨大プロジェクトの奇跡—石油備蓄基地開発 激闘の9年』 アートデイズ.
- 太田好信, 2001, 『民族誌的近代への介入: 文化を語る権利は誰にあるのか』 人文書院.
- 尾崎清明, 2005a, 「ヤンバルクイナの分布域と個体数の減少」『遺伝』 59:29-33.
- 尾崎清明, 2005b, 「ヤンバルクイナに何が起きているのか〜発見から24年、絶滅の危機がせまる」『しまたてい』 34:6-8.
- 尾崎清明・馬場孝雄・米田重玄・原戸鉄二郎・渡久地豊・金城道男, 2002, 「ヤンバルクイナの生息域の減少」『山階鳥類研究所研究報告』 34:136-144.
- 羅攀柱・篠原武夫, 2002, 「本土復帰後の沖縄県の森林組合経営に関する研究」『琉球大学農学部学術報告』 49:87-95.
- Relph, Edward C, 1976, *Place and Placelessness*, London: Pion. (=1991.高野岳彦ほか訳『場所の現象学』 筑摩書房.)
- 琉球大学地理研究会, 1972, 「古宇利島調査報告」『琉大地理』 10:29-45.
- 『琉球弧の住民運動』復刻版刊行委員会, 2014, 『復刻版 琉球弧の住民運動』 合同出版.
- 琉球政府編, 1965, 『沖縄県史 第14巻 資料編 雑纂1』 琉球政府.
- 琉球政府編, 1968, 『沖縄県史 第21巻 旧慣調査資料』 琉球政府.
- 琉球政府編, 1973, 『沖縄県史第3巻 各論編2 経済』 琉球政府.
- 琉球政府編, 1977, 『沖縄県史 第1巻 通史』 琉球政府.
- 琉球銀行調査部編, 1984, 『戦後沖縄経済史』 琉球銀行.
- 齋藤和彦, 2007, 「沖縄県国頭村における時系列空中写真判読のための戦後の林業活動調査」『第118回日本森林学会大会学術講演集』 118: E14.

- 齋藤和彦, 2011, 「森林簿にもとづく沖縄県国頭村域の林齢分布の分析」『環境情報科学論文集』 25:245-250.
- 齋藤和彦, 2014, 「第二次大戦末期の国頭村字奥における旧日本陸軍の薪炭生産」『亜熱帯森林・林業研究会研究発表論文集(平成25年度)』:1-6.
- 齋藤和彦・高嶋敦史・加治佐剛, 2008, 「沖縄県国頭村における本土復帰前の林業活動」『日本森林学会大会発表データベース』 119:379.
- 佐治靖, 2004, 「離島・農村社会の在地リスク回避と開発」松井健編『島の生活世界と開発 3 沖縄列島一島の自然と伝統のゆくえ』東京大学出版会, pp.15-48.
- 桜井由躬雄, 1987, 『東南アジア研究叢書21 ベトナム村落の形成』創文社.
- 山階芳麿・真野徹, 1981, 「沖縄島で発見されたクイナ類の1新種」『山階鳥類研究所研究報告』 13(3):147-152.
- 笹岡正俊, 2012, 「社会的に公正な生物資源保全に求められる「深い地域理解」:「保全におけるシンプリフィケーション」に関する一考察」『林業経済』 65(2):1-18.
- 佐藤仁, 2008, 「今、なぜ『資源分配』か」佐藤仁編『資源を見る眼 現場からの分配論』東信堂, pp. 3-32.
- 佐藤大樹・後藤秀章・小高信彦ほか, 2011, 「沖縄島ヤンバル地域の森の利用と生物多様性」『森林総合研究所 平成22年度版 研究成果選集』:18-19.
- 佐藤哲, 2008, 「環境アイコンとしての野生生物と地域社会:アイコン化のプロセスと生態系サービスに関する科学の役割」『環境社会学研究』 14:70-85.
- 澤志泰正, 2005, 「やんばる、国頭村の森の保全:地域住民とのかかわりを含めて」『生物の科学 遺伝』 59(2):84-90.
- Scott, James C., 1985, *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, New Haven and London: Yale University Press.
- 関礼子, 2002, 「地域開発にともなう『物語』の生成と『不安』のコミュニケーション—海中道路と石油基地の島・平安座から」松井健編『開発と環境の文化学—沖縄地域社会変動の諸契機』榕樹書林, pp. 223-283.
- 関礼子, 2003, 「生業活動と『かかわりの自然空間』—曖昧で不安定な河川空間をめぐって」『国立歴史民俗博物館研究報告』 105:57-87.
- 関礼子, 2011, 「参加型開発の問題性と地域住民の多様性:海を名づけること:微小地名にみる沿岸資源の利用と野生生物との『共生』」『国立民族学博物館調査報告』 97:49-71.
- 芝正己, 2016, 「沖縄の森林業の歴史的展開と今後の展望:持続的森林管理へのパラダイムシフト」『琉球大学農学部学術報告』 63:51-60.
- 島袋伸三・渡久地健, 1990, 「イノの地形と地名」『民俗文化』 2:243-263.
- 島尻勝太郎, 1977, 宮古島農民の人頭税廃止運動」沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆 増補改訂版』至言社.

- 篠原武夫, 1973, 「沖縄県林野制度と林政の沿革概要(上)」『林業経済』26(9):10-19.
- 篠原武夫, 1978, 「沖縄県における国頭村と東村の林業(資料)(林学科)」『琉球大学農学部学術報告』25:659-664.
- 諸喜田茂充編, 1988, 『サンゴ礁域の増養殖』緑書房.
- 菅豊, 2000, 「在地リスク回避論」『アジア・太平洋の環境・開発・文化』1:29-35.
- 菅豊, 2005 『川は誰のものか一人と環境の民俗学』吉川弘文館.
- Suttles, Gerald D. , "Urban Ethnography: Situational Normative Accounts", *Annual Review of Sociology*, 2:1-18.
- 多辺田政弘, 1990, 『コモنزの経済学』学陽書房.
- 高橋そよ, 2004, 「沖縄・佐良浜における素潜り漁師の漁場認識—漁場をめぐる『地図』を手がかりとして」『エコソフィア』14:101-19.
- 高崎優子, 2013, 「自然資源管理のゆらぎを許容する地域社会：沖縄県今帰仁村古宇利島のウニ漁を事例として」『環境社会学研究』19:143-157.
- 高崎優子, 2016, 「選択と復興：十三浜の漁業復興をめぐる協業化の実践から」西城戸誠・宮内泰介・黒田暁編『震災と地域再生—石巻市北上町に生きる人びと』法政大学出版社, pp. 135-157.
- 高嶋敦史・加治佐剛・齋藤和彦, 2008, 「空中写真から判読した沖縄島北部地域における森林利用・開発の推移」『九州森林研究』61:57-60.
- 高嶋敦史・大島順子・久高将和・齋藤和彦, 2014, 「沖縄島やんばる地域における亜熱帯性天然林の林分構造：60年生二次林と非皆伐成熟林の比較」『森林計画学会誌』48(1):27-34.
- Takeda, Jun, 1993, "The Ikei Islanders : Fishing Practices in an Okinawan Coral Ecosystem", 南太平洋研究=South Pacific Study 13(2):211-234.
- 瀧本佳史・青木康容, 2015, 「軍用地料の『分収金制度』：字誌と字公民館」『社会学部論集』60:165-188.
- 瀧本佳史・青木康容, 2017 「軍用地料の『分収金制度』(11)：杣山・林野入会権・軍用地料」『社会学部論集』65:39-62.
- 玉野井芳郎・金城一雄, 1978, 「共同体の経済組織に関する一考察—沖縄県国頭村字奥区の『共同店』を事例として—」『商経論集』7(1):1-24.
- 玉野井芳郎, 1990, 「コモنزとしての海」鶴見和子・新崎盛暉編『玉野井芳郎著作集第3巻 地域主義からの出発』学陽書房, pp. 231-238.
- 田村浩, 1927, 『琉球共産村落之研究』関書院.
- 田辺繁治, 2008, 「コミュニティを想像する：人類学的省察」『文化人類学』73(3):289-308.
- 谷口恭子, 2012, 「ヒトと野生生物の『界』をどのように定めるか：『国頭村森林地域ゾーニング計画』をつくる」『ビオストーリー』17:15-22.

- 谷口恭子・桑子敏雄, 2014, 「『ゆるやかなゾーニング』概念の導入による持続可能な森林管理計画策定における合意形成プロセスの構築:『やんばる国頭村森林地域ゾーニング計画』策定での試み」『森林計画学会誌』48(1):13-25.
- 田和正孝, 1981, 「越智諸島掠名における延縄漁業の漁場利用形態-水産地理学における生態学的研究の試み」『人文地理』33(4):25-45.
- 寺嶋秀明, 1977, 「久高島の漁撈活動—沖縄諸島の一沿岸漁村における生態人類学的研究」伊谷純一郎・原子令三編『人類の自然誌』雄山閣出版, pp. 167-239.
- 渡久地健・西銘史則, 2013, 「漁民のサンゴ礁漁場認識: 大田徳盛氏作製の沖縄県南城市知念『海の地名図』を読む」『地理歴史人類学論集』4:77-102.
- Tolman, Edward C., 1948, "Cognitive Maps in Rats and Men", *Psychological Review* 55(4): 189-208.
- 鳥山淳, 2004, 「1950年代初頭の沖縄における米軍基地建設のインパクト」『沖縄大学地域研究所所報』31: 223-42.
- 当真武, 1973, 「オキナワモズクの増殖と技術指導」『昭和48年度沖縄県水産試験場事業報告書』:105-118.
- Tuan, Yi'Fu, 1974, *Topophilia: A Study of Environmental Perception, Attitudes and Values*, New Jersey: Prentice-Hall, Englewood Cliffs. (= 1992, 小野有五, 阿部一訳『トポフィリア: 人間と環境』せりか書房.)
- Tuan, Yi'Fu, 1977, *Space and Place: The Perspective of Experience*, Minneapolis: University of Minnesota Press. (= 1988, 山本浩訳『空間の経験』筑摩書房.)
- 上地一郎, 2005, 「共同体と土地の利用: 沖縄の地割制度への法社会学的アプローチ」『沖縄法政研究』8:85-117.
- 上地一郎, 2013, 「旧慣諸制度の解体と日本への制度的統合: 明治32年沖縄県土地整理事業の再定位」『高岡法学』31:1-66.
- 上地一郎, 2014, 「共同性の創発—土地整理事業以後の沖縄の村落共同体—」『高岡法学』32:1-26.
- 上田不二夫, 1991, 『沖縄の海人:糸満漁民の歴史と生活』沖縄タイムス社.
- 上原こずえ, 2011, 「施政権返還後の沖縄における住民運動と裁判: 石油備蓄基地建設反対闘争(1973-1985)における裁判をめぐる」日本平和学会2011年度春季研究大会自由論題部会報告レジュメ:3.
- 上原こずえ, 2013, 「民衆の『生存』思想から『権利』を問う—施政権返還後の金武湾・反CTS裁判をめぐる—」『沖縄文化研究』39:127-158.
- 上原こずえ, 2014, 「CTSをめぐる『不作為』という作為: 県当局・革新与党内での『平和産業』論の揺らぎ」『地域研究』13:17-39.
- USCAR, 1955, *Economic Plan for the Ryukyu Islands, 1956-1960*.
- 牛山美穂, 2006, 「『抵抗』および『戦術』概念についての考察」『死生学研究』8:191-210.

- 若林芳樹, 1989, 「認知地図研究をめぐる概念的諸問題」『理論地理学ノート』 6:1-15.
- Walters, C. J. and R. Hilborn, 1976, "Adaptive Control of Fishing Systems", *Journal of the Fisheries Research Board of Canada* 33(1):145-159.
- 鷲田清一, 2013, 『「聴く」ことの力—臨床哲学試論』 阪急コミュニケーションズ.
- 鷲谷いづみ, 1998, 「生態系管理における順応的管理」『保全生態学研究』 3(2):145-166.
- Western, D. and R. M. Wright, 1994, *Natural Connections: perspectives in community-based conservation*, Washington D. C.: Island Press.
- Yamazato, Kiyoshi, 1999, "Coral Bleaching in Okinawa, 1980 vs 1998" 『日本サンゴ礁学会誌』 1999(1):83-87.
- 家中茂, 2002, 「生成するコモンズ—環境社会学におけるコモンズ論の展開—」松井健編『開発と環境の文化学—沖縄地域社会変動の諸契機』 榕樹書林, pp.81-112.
- 屋良朝苗, 1983, 『激動八年：屋良朝苗回想録』 沖縄タイムス社.
- 吉岡政徳, 2000, 「歴史とかかわる人類学」『国立民族学博物館研究報告別冊』 21: 3-34.